

# 故安倍晋三国葬儀に関する 意見聴取結果と論点の整理

令和4年12月22日

内閣府大臣官房

故安倍晋三国葬儀事務局



## 目次

1	意見聴取結果の概要と論点の整理	1
	（論点） 法的根拠と憲法との関係	6
	（論点） 実施の意義	9
	（論点） 国会との関係	16
	（論点） 国民の理解	21
	（論点） 対象者	26
	（論点） 経費や規模の妥当性	32
	（論点） その他	35
2	意見聴取結果と論点（全文）	41
	池本大輔 明治学院大学法学部教授	43
	石川健治 東京大学法学部教授	46
	石崎学 龍谷大学法学部教授	49
	石田三千代 チャンネルニュースアジア上級特派員（日本担当）	53
	岩田温 日本学術機構代表理事	54
	上久保誠人 立命館大学政策科学部教授	57
	川上和久 麗澤大学教授	61
	北岡伸一 東京大学名誉教授	64
	君塚直隆 関東学院大学国際文化学部教授	66
	榊原智 産経新聞東京本社論説委員長	69
	坂元一哉 大阪大学名誉教授	71
	曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授	72
	高橋正光 時事通信社解説委員長	75
	詫摩佳代 東京都立大学法学部教授	76
	武田真一郎 成蹊大学法学部教授	78
	豊田洋一 東京新聞（中日新聞東京本社）論説主幹	81
	永井利治 共同通信社論説委員長	84
	西田亮介 東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授	86
	細谷雄一 慶應義塾大学法学部教授	89
	南野森 九州大学大学院法学研究院教授	91
	宮間純一 中央大学文学部教授	94
	（付録集）	99
	故安倍晋三国葬儀に関する経緯	101
	諸外国における国葬に係る実態調査結果	187



# 1 意見聴取結果の概要と論点の整理



## 国葬儀に関する有識者からの意見聴取結果の概要と論点の整理

令和4年12月  
故安倍晋三国葬儀事務局

故安倍晋三国葬儀事務局は、安倍元総理の国葬儀について幅広い有識者から意見を伺い、論点を整理するため、10月中旬から12月にかけて、憲法、行政法、政治学、外交等の分野の学識経験者及びマスコミ各社の論説委員等に対して意見聴取を打診した。

打診した50名近くの有識者のうち了解をいただいた21名(別添1)に対し、事務局員が対面で意見聴取事項(別添2)に沿って意見を聴取し、論点と意見を整理した。

論点は、「法的根拠と憲法との関係」、「実施の意義」、「国会との関係」、「国民の理解」、「対象者」、「経費や規模の妥当性」、「その他」と整理し、このうち「その他」では弔意表明の協力など複数の有識者から指摘のあった論点について意見を整理している。

以下、構成としては、論点ごとに事務局の責任において意見聴取結果の概要を整理し、枠で囲っている。これは、論点ごとにどのような意見が出されたかを分かりやすく説明したものである。同趣旨の意見は一つにまとめるなどしたため、必ずしも実際に出された意見の数とは一致しない。

枠囲みの次に、有識者から出された主な意見として、有識者の意見そのものを掲載している。

さらに、有識者からは主な意見として掲載している以外にも幅広く意見が出されており、それらは「意見聴取結果と論点(全文)」として別途掲載している。

なお、有識者からの意見については、「主な意見」「全文」とも全て本人に確認したものをそのまま掲載している。

(別添1)

意見聴取した有識者

池本 大輔	明治学院大学法学部教授
石川 健治	東京大学法学部教授
石埼 学	龍谷大学法学部教授
石田 三千代	チャンネルニュースアジア上級特派員 (日本担当)
岩田 温	日本学術機構代表理事
上久保 誠人	立命館大学政策科学部教授
川上 和久	麗澤大学教授
北岡 伸一	東京大学名誉教授
君塚 直隆	関東学院大学国際文化学部教授
榊原 智	産経新聞東京本社論説委員長
坂元 一哉	大阪大学名誉教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 正光	時事通信社解説委員長
詫摩 佳代	東京都立大学法学部教授
武田 真一郎	成蹊大学法学部教授
豊田 洋一	東京新聞 (中日新聞東京本社) 論説主幹
永井 利治	共同通信社論説委員長
西田 亮介	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授
細谷 雄一	慶應義塾大学法学部教授
南野 森	九州大学大学院法学研究院教授
宮間 純一	中央大学文学部教授

合計 21 名  
(五十音順)

## 意見聴取事項

### (実施の意義)

- 内閣総理大臣経験者の国葬儀（以下単に「国葬儀」という。）の実施の意義について、どう考えるか。
- 国葬儀を実施して、どのようなレガシーが残ったと考えるか。特に外交的成果について、どう評価するか。

### (国会との関係)

- 故安倍晋三国葬儀の実施にあたり、内閣総理大臣及び官房長官が衆・参の議院運営委員会に出席し、国葬儀実施の説明と質疑を行ったことについて、どう評価するか。
- 国葬儀の実施にあたり、国会との関係で、どのような手順、プロセスを取ることが望ましいと考えるか。具体的な手順、プロセス、留意すべき事項として考えられるものは何か。

### (国民の理解)

- 故安倍晋三国葬儀の実施にあたり、内閣総理大臣や官房長官が国会（議院運営委員会）や記者会見などの場で説明を行ったことについて、どう評価するか。
- 国葬儀の実施にあたり、幅広い国民の理解を得るために、どのような手順、プロセスを取ることが望ましいと考えるか。具体的な手順、プロセス、留意すべき事項として考えられるものは何か。

### (対象者)

- 内閣総理大臣経験者の葬儀のあり方については、その時々の内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたことについて、どう評価するか。
- 内閣総理大臣経験者のうち、どういった要素をもって国葬儀の対象とすることが妥当と考えるか。その際、留意すべき事項として考えられるものは何か。

### (経費や規模の妥当性)

- 今般の経費（式典、警備、接遇、儀仗で12億円台半ば）、規模（参列者約4千2百人、一般献花者約2万5千人）について、どう評価するか。
- 国葬儀の経費や規模（会場、一般献花を含む）について、留意すべき事項として考えられるものは何か。

### (その他)

- 国葬儀の実施にあたり、その他留意すべき事項として考えられるものは何か。

## (論点) 法的根拠と憲法との関係

注：以下、○の項目に「・」で掲げた意見は、基本的に有識者名五十音順で並べている  
(ただし同趣旨の意見は一つにまとめるなどしているため、一部ずれがある。)

### ○国葬儀の実施に当たっての法的根拠の必要性については、

- ・ 行政権の行使であり、法律上の根拠は必要ない
- ・ 行政権に属し、侵害留保説に立てば、閣議決定で決められる
- ・ 重要事項留保説に立っても、一度限りの儀式を行うことは法的議論として重要事項にも当たらず法律上の根拠は必要ない
- ・ 政府による国葬儀の理解（「国葬儀とは、国の儀式として行う葬儀」）からすれば重要事項に当たる可能性は低い
- ・ 国葬儀は民主主義社会における重要事項であり、法律の根拠を要すると解すべき 等

### ○憲法第 14 条（法の下での平等）との関係については、

- ・ 他の国民が権利利益において不平等扱いを受けたとは言えない
- ・ 元総理大臣として顕著な功績を挙げたことをもって国葬儀の対象とすることは特別扱いの合理性がある
- ・ 国葬儀の対象とすることにより権利義務に変動が生じたり特典が与えられるわけでもなく、歴代最長の総理大臣経験者の国葬儀を行うことが合理的でないとは言えない 等

### ○憲法第 19 条（思想及び良心の自由）との関係については、

- ・ 強制のモメントが全くなく、思想の自由との関係では全く問題ない
- ・ 事実上の強制よりはるかに手前にある 等

### ○憲法第 20 条第 3 項（政教分離）との関係については、

- ・ 儀式を実施すること自体が許されているのであれば、特定宗教の形式をとらない限り、政教分離に反するとの批判は当たらない
- ・ 社会通念上、社会常識から判断すれば憲法上の問題はない
- ・ 憲法第 20 条第 3 項（国による宗教的活動の禁止）に違反の疑いがある

等

(有識者から出された主な意見)

注：以下、意見は有識者名五十音順で掲載。

- 法的根拠についての政府の説明が曖昧だった。行政権の行使であり、法律は必要ないということを最初からはっきり言うべきだった。
- 一度限りの儀式を行うことが法的議論として重要事項に当たるかという点、当たらない。そのため、重要事項留保説に立っても、今回の国葬儀は法律上の根拠は必要ないとする。
- 特定の政治家が国葬儀の対象になったからといって、他の国民が権利利益において不平等扱いを受けたとは言えず、そもそも憲法第14条の問題ではない。
- 憲法第19条の思想の自由の侵害は、個々の国民が何らかの強制をされるのが前提。強制のモメントが全くないため、思想の自由との関係では全く問題はない。
- 何の強制力もなく弔意を求めること自体は問題ない。一般的に皆さんに弔意を表明してくださいとお願いする程度のことであれば問題はない。(石埼氏)
  
- 今回の国葬儀に個別の作用法的根拠は不要としたことは不合理とは言えない。また、行政控除説に関する説明も、問題があるとは言えない。そうすると、国葬儀を閣議決定に基づいて行うことについて憲法上の問題があるとは言えない。この場合、今回の国葬儀の実施決定については、作用法上の根拠がないため、内閣が全面的に政治責任を負うことで統制されるべきであり、説明責任が生じ、批判があれば甘受すべきである。
- 侵害留保説に代わって学説上有力な、重要事項留保説等の考え方からすれば、国民の権利を制限し又は義務を課す場合以外でも、国政における重要事項については法律の根拠が必要となる。しかし、政府による国葬儀の理解(「国葬儀とは、国の儀式として行う葬儀である。」)からすれば、重要事項に当たる可能性は低い。
- 国葬儀そのものが宗教であり、無宗教形式であったとしても政教分離に反するのではないかと批判については、儀式を実施すること自体が許されているのであれば、特定宗教の形式をとるのでないかぎり、そういった批判は当たらない。
- 特定個人を国葬儀にすることが法の下での平等に反するという批判は、国葬儀とする理由があるかどうかという点に吸収される。すなわち、元総理大臣として顕著な功績を挙げたということをもって国葬儀の対象とすることには、特別扱いの合理性がある。
- 国葬儀を行うこと自体が事実上の強制につながるという批判は当たらないと思う。事実上の強制よりははるかに手前にある。(曾我部氏)
  
- 法治主義の下では、法律による行政の原理は、行政を行う上で、最も基本的な原理であり、国葬儀のような重要事項の実施は法律に基づくべきである。
- 国民の権利義務に関わる事項と民主主義社会における重要事項は法律の根拠を要すると解すべきである。国葬儀自体は、直接個々の国民の権利義務に関わるわけではないが、民主主義社会における重要事項だと思う。
- 国葬儀の実施は、憲法第20条第3項(国による宗教的活動の禁止)に違反する疑いがある。この点については、今回ほとんど議論されていないが、今後、国葬儀がまた実施される場合には、この点の議論は避けられないと思う。(武田氏)

- 法的な問題としては、国葬儀を行うことは、行政権に属し、侵害留保説に立てば特に問題もなく、憲法上内閣限りで、つまり閣議決定で決められることだと考える。他方、政治的な問題としては、それでよいのか疑問が残る。できるだけコストを低く、対立を生まないよう合意を調達しながらやっていくしかないと思う。
- 政教分離については、無宗教で行うことは正しい決定であった。葬儀そのものが宗教的行為であり、国葬儀を行うことが政教分離違反であるという批判については、社会通念、あるいは社会常識から判断すれば、憲法上の問題はないと裁判所は判断すると思う。
- 特定の人を国葬儀とすること自体が法の下での平等に反し、憲法違反であるという批判については、国葬儀の対象とすることにより何らかの権利義務に変動が生じたり特典が与えられるわけでもないし、また、国にとって今回のような歴代最長の総理大臣経験者の国葬儀を行うことが合理的でないと言えないので、そのような批判は当たらないと考えられる。（南野氏）

## (論点) 実施の意義

- 民主主義社会における国葬儀の意義に関する意見としては、
  - ・民主主義的な合意や節度の涵養につながるものであることが期待される
  - ・国民の健全な政治意識を涵養する意義がある
  - ・公を大事にする国であるという意味で必要
  - ・国民が選んだリーダーを考える、振り返る機会としてあってよい
  - ・その人物の事績や在任時の時代を長く記憶に留める意義はある 等
  
- 安倍元総理の国葬儀に主に肯定的な意見としては、
  - ・安倍元総理の訃報に接した国民の喪失感を埋め合わせた
  - ・暴力による言論封殺を絶対に許さないと内外に示したことが本質的意義
  - ・大きな業績を残した総理大臣経験者に対する国の礼遇
  - ・国民が心を合わせ、故人を偲ぶということに一定の意義があった
  - ・例外的要素が重なったため今回の国葬儀を行う判断は理解可能 等
  
- 安倍元総理の国葬儀に主に否定的な意見としては、
  - ・誰に弔意を表すかは個々の国民が判断すべきこと
  - ・国葬儀という形式そのものに違和感を持つ人が少なからずいた
  - ・国民の間に対立、しこりだけが残る負の遺産を生んでしまった 等
  
- 外交的成果に関する意見としては、
  - ・弔問外交の成果があったかは判然としない
  - ・極めて多くの国々の代表が列席したこと自体が大きな外交的成果、また、国際親善及び国際社会における日本の存在感を高めることに寄与
  - ・安倍元総理が残した外交路線を続けていくことを世界に示した
  - ・儀式を行うことは非常に大事であり、諸外国の人々と、悲しみや喜びを共有できる儀式を行うことは外交関係の発展にとっても大事
  - ・弔問外交の成果というよりも、安倍元総理の外交成果が確認された 等
  
- その他の意見としては、
  - ・国家作用の系統の中で、国葬儀を行うことがどう位置づけられ、正当性の源泉はどこにあり、どの手続的なルートを通すべきなのか、体系的な位置づけについて議論が必要
  - ・賛否両論を喚起して日本の民主主義の健全さを明らかにした
  - ・多くの人が様々な考え、異論もあったことが社会の成熟性を示した 等

(有識者から出された主な意見)

- 自由民主主義国家は、様々な意見・立場・党派間の対立を前提にするが、そのような対立はあくまで民主的な政治手続に対する合意や相手方への敬意を含む一定の節度に支えられたものでなければならず、そうでなければ自由民主主義は持続し得ない。同じ自由民主主義国家であっても国葬の在り方は国により様々であるが、国葬はそのような民主主義的な合意や節度の涵養につながるものであることが期待される。
- 外交的成果は偶発的な事情に大きく左右されるものでないかと思う。そのため、制度について議論する際は、第一に念頭に置くべきことではないと思う。(池本氏)
- 一連の国家作用の系統の中で、国葬儀を行うことがどういうものなのか、体系的な位置づけについて、本当は議論が必要だった。
- 本来は戦後早い段階で、栄典大権をはじめ、権力ではなく権威にまつわる国家作用についても、法的な位置づけを全部やり直す必要があった。権威の回路については、戦後も天皇を通す建て付けにはしたが、そうした権威の源泉は、戦後の民主制の下で、天皇そのものではなくなったはずだからである。
- 権力のように実害を伴う問題ではないとはいえ、民主的な統治システムに変わった時点で、権威についても国家作用の源泉は国民に求めることになるのだから、やはり一度は国会を通しておくのが当然だ。そこを議論しておけば、たとえば褒章についても、1885年に内閣制度が創設される前の太政官布告(褒章条例)を使い回すのではなく、何らかの意味で、根拠となる法律を新しく用意することになっていたはずだろう。しかし、象徴天皇制のもとで、権威の回路は戦前も戦後も天皇を経由していて、形の上では変わりがないため、なし崩しでやってきた。
- 国家作用としての国葬儀についても、それがどう位置づけられるものであり、その正統性の源泉はどこにあり、そうだとすれば、どの手続的なルートを通すべきなのかという点について、もっと本格的に議論をしておく必要があったと思う。早い段階できちんと筋立てて議論しておけば、仮に知識や素養が失われても、それに裏付けられたセンスが残り、道を間違えることはなかったのではないか。そのような問題として捉えたほうがよい。
- 法律の根拠がないなら、せめて「全国民の代表」である国会を通しておけば良かったが、それを怠ったために、内閣が「民意」の直撃を受ける形となった。褒章条例のような形骸が回路として残っている場合は、問題が顕在化しなかったかもしれないが、国葬儀については、国葬令の廃止以降そもそも国家作用を通す回路について法的根拠がなかったため、戦後に権威の源泉が変わったという根本問題が露呈してしまい、思わぬハレーションを生んだのだ。(石川氏)
- 安倍元総理の訃報に接して、国民が大きな喪失感を持ち、その喪失感を埋め合わせたという意味では大きな意義があった。
- 総理大臣経験者を国葬儀とすることは、当然あり得る。日本国憲法も国民の統合を前提にしている。国葬儀については、積極的なものというよりも、国に大きな功績があった政治家が亡くなったこと、そこで国民が感じた喪失感を埋め合わせるという、消極的な国民統合だ。(石崎氏)
- 安倍元総理の国際的な地位の観点から、CNA(チャンネルニュースアジア)ではその死去について長時間にわたりテレビ放映した。

- 安倍元総理は日本憲政史上最も長く総理大臣職を務め、辞任後も日本の最も影響ある政治家と見られていた。
- 凶弾に倒れた安倍元総理に対して、国際社会は悲しみと銃規制が厳しい日本で、そうした犯罪があったことに衝撃をもって受け止めた。
- 200以上の国や地域から弔意が寄せられたと理解している。黙とう期間を設けた国もあった。
- CNAの放送に対しては弊社が運営するテレビ、ラジオ、ウェブサイトやSNSを通じて大きな反響があった。(石田氏)
  
- 国葬儀の実施の意義は、その時代によって異なる。一義的に「これが国葬の意義である」と決めることは困難だ。国葬儀実施に関する責任はその時代の政府にある。当然のことだが、何故、国葬儀が必要であったかを説明する責務を伴う。歴史的に顧みれば失政であったとの批判もあり得る。しかしながら、時の政権が国葬儀の必要性について判断すべきだ。状況に応じた弔い方があってしかるべきだからだ。
- 安倍元総理の国葬儀の意義は、民主主義の擁護を第一義とすべきである。選挙とは民主主義の根幹だ。政治家が民衆に訴えている際、凶弾に倒れた。二度と繰り返してはならない悲劇である。内外に対し我々日本国民は暴挙による民主主義の否定を許さないと旗幟鮮明にすべきである。
- 安倍元総理の国葬は政治家が凶弾に倒れたことに対する国民の憤りを表現した。吉田元総理の国葬儀とは意味合いが決定的に異なる。選挙の最中に政治家が殺されることは、民主主義の否定だ。暴力による言論封殺を絶対に許さないと内外に示したことが、今回の国葬儀の最も本質的意義だった。
- 外交的成果があったことについて否定するものではないが、それはあくまで付随的なものであり、主たる目的をそこに置くべきではない。人間の死生を弄ぶような議論は厳に慎むべきであろう。(岩田氏)
  
- 総理大臣という、政治家の頂点に立ち、重責を担った人物に対して、思想信条、政治的な立場を超えて一定のリスペクトを示す場として、国葬儀を執り行うことは、無関心、冷笑主義を超えて、国民の健全な政治意識を涵養し、一定の意義があると考えている。
- 今後の国葬儀の在り方について考える契機となったことが、今回の国葬儀のレガシーである。
- 安倍元総理に対して世界中から弔意が示されたことで、安倍元総理が世界の指導者だったことが改めて見直され、その遺産とされる外交成果が再認識されたことは、今後の日本外交を進める基盤となるのではないか。ただし、これは安倍元総理の外交成果を再確認したものであり、岸田総理の外交成果とは言えないのではないか。(上久保氏)
  
- 総理大臣は、公に奉仕するという意味で、行政の長として、政治家の中で最も公に奉仕した存在だと思う。そのため、総理大臣経験者であれば誰でもということではなく、この総理大臣であれば、これだけのことを行っただからということ、国葬儀をもって送るということは非常に重要な、日本という国が公を大事にする国であるという意味で、必要ではないかと思う。
- 日本国全体が国葬儀をもって、テロに屈しない姿勢を示したということは最大のレガシーではないかと思う。

- 民主主義に対する挑戦が行われた、だからテロには屈しないという姿勢を国葬儀という形で示すという意義が最も大きかったと思う。
- 分断がある、分断を招くから国葬儀はもうやらないということではなく、分断はあるけれども、説明を尽くして、この人だったら国葬儀にふさわしいという総理大臣経験者について、国民がみんなで見送るということは当然あってよいと思う。（川上氏）
- 安倍元総理を追悼したいという思いを持つ海外の方がいる中、国葬儀を行うことは悪くないことだと思う。安倍元総理というリーダーが日本にとってどのような人物であったのか、国民が考える機会にもなる。また、リーダーは国民が選んでおり、国民の過去の選択の結果でもあり、これを振り返るという意味でも、国葬儀はあってよい。
- 国葬儀を実施することにどれだけの意義があるかについては、内閣が判断すればよい。
- 今回の国葬儀における弔問外交の成果が特にあったかは判然としない。海外も日本のことを非常に思っているということは分かったが、来日による外交的成果があったか、疑問に思っている。（北岡氏）
- 総理大臣経験者、特に功績のあった方は、国を支えた人物であり、国として国葬儀を行うことは非常に意義がある。国葬儀の実施は当たり前ではないか。
- 葬儀は個人を弔うためのものであり、成果を得るために行うものではないため、「レガシー」や「成果」という言葉を使うことは適当ではない。その上で、このような場面で首脳同士が会うことは、外交的に大きな効果があると思う。（君塚氏）
- 大きな業績を残した総理大臣経験者が亡くなった。国の礼遇として、国葬（国葬儀）は実施されてしかるべきこと。
- 国葬儀は厳粛に執り行われることが最大の目的であり、殊更に外交上のレガシーなどを考えなくてもよいと思う。その上で、外交的成果について考えるとすれば、今回極めて多くの国々、地域、国際機関の代表が列席したこと自体が、大きな外交的な成果であると思う。また、岸田総理が多くの海外からの列席者と会談し、国葬儀への参列に謝意を表したということも、国際親善及び国際社会における日本の存在感を高めることに寄与したものであり、評価できると考えている。（榊原氏）
- 国葬儀を行うことで、時代の区切りとして国民が後々思い出すことができるようになった。安倍元総理は、他国についていくだけの受動的な協調ではなく、自由で開かれたインド太平洋を提唱するなど、自由主義諸国との協調をこちらから積極的に主導し、日本外交の新しい章を切り開いた。
- 国葬儀を行い、この機会を国際的に共有することによって、安倍元総理が残した外交路線を今後、続けていくことを世界に示したという点意義があった。
- 儀式を行うことは非常に重要であり、日本が常識的な対応を行うことができるということを世界に示すことができた。もし実施していなければ、面目を失っただろう。諸外国の人々と、悲しみや喜びを共有できる儀式を行うことは外交関係の発展にとっても重要である。（坂元氏）
- 一般論として言えば、総理大臣として国民のために尽力し、特に顕著な功績を残した人物を、統治機構としての国が顕彰し追悼することを通じて、その人物の事績や在任時の時代を長く記憶に留めることの意義は認められる。

- 外交面は、国葬儀を実施する意義としては一側面にとどまる。外交的意義があるから国葬儀を行うという説明は不十分。
- 政府は「国葬儀とは、国の儀式として行う葬儀である。」と説明しており、ここでいう国とは統治機構としての国であり、（天皇・皇族に関するものを除けば）その国が行う最も格上の儀式と理解している。他方で、国葬儀は「国あるいは国民を挙げて行う葬儀」であれば、国権の最高機関であり、国民の代表である議員からなる国会の関与が不可欠という考えと親和的である。国葬儀の捉え方の違いが個別論点に関するずれの違いにつながっていると思う。（曾我部氏）
- 安倍元総理の国葬の意義については、主権者たる国民一人一人が判断すべきことと考える。総理大臣経験者についても、同様である。
- 国内外の情勢が目まぐるしく変化し、国民の意識も時代とともに変わり得ることを考慮すれば、国が前面に出て、総理大臣経験者に限らず、国家に多大な貢献をした人を弔う余地を残しておいてよい。実施の基準や手続に関しては、根拠法を新たに制定するか別の形で担保するかを含め、党派を超えた幅広い国民参加の議論の下、時間をかけて結論を出すのが望ましい。（高橋氏）
- 国をまとめ上げた様々な功績のある人を偲び、国が一丸となることに意義がある。今回は、反対が多かった割には、沿道に出て故人を見送ったり、献花に訪れた人の数が多かった。国民が心を合わせ、故人を偲ぶということに、一定の意義があったと思う。
- ただ、故人を偲ぶことが目的であれば、むしろ国葬儀という形式にこだわらないほうが、静かに弔うことができ、国民が一体感を感じ、共有できるような機会になったのではないかと思う。
- 弔問外交におけるレガシーは一定程度あった。F O I P（自由で開かれたインド太平洋）に関係するオーストラリア、インドの首脳と弔問外交が行われたことなどは、安倍元総理の功績を振り返りながら、今後の日本の行く末を考えていく上で、よいきっかけだった。他方で、直後の11月にAPECやG20という首脳が集まる機会があり、弔問外交を行った具体的な成果をどう見出すのか難しい部分はある。（詫摩氏）
- 民主主義国家になった日本においては、多様な価値観があることが前提であり、誰に弔意を表すかは、個々の国民が判断すべきであり、国民全体で弔意を表するという国葬、あるいは国葬儀は、時代錯誤と考える。
- 逆説的だが、今回の国葬儀は賛否両論を喚起して日本の民主主義の健全さを明らかにしたという点に、最も大きな意義があったと考える。（武田氏）
- 我々は当初から、国葬（儀）の実施が国民を分断するのではないかと懸念していたが、そのとおりになってしまい残念だ。そもそも総理大臣経験者が国葬の対象としてふさわしいかどうか、国会で議論して法律や予算の裏付けがあって行われていたら、これほど分断が広がることはなかったと思う。
- これまで行われた内閣・自民党合同葬にも海外から各国首脳らが参列し、弔問外交が支障なく行われていたわけで、安倍元総理の国葬が行われたことによって外交的成果があったかどうかは評価し難い。（豊田氏）

- 国葬儀という形式そのものに違和感を持つ人たちが少なからずいたと思う。吉田元総理の国葬儀の際には、戦前の国葬や国葬令を知っている人が多くいたと思うが、今は総理大臣経験者の国葬を知らない方のほうが多いだろう。
- 国葬儀の場合、主権者である自分、国民である自分を意識した方もいると思う。「自分ごと」として受け止め、安倍政治をどう評価しているのか、改めて自分自身に問いかけた人たちがいたのではないかな。
- そもそも総理大臣経験者の国葬儀という形式が今の時代に必要なのか、という問題提起はあり得る。国民の受け止め方や合意形成などを踏まえて考える問題だろう。国葬儀が現代の日本社会の中でどんな位置づけになるのか、もっと検討する必要があるのではないかな。
- 海外要人の参列は弔問外交の成果と言うよりも、安倍元総理の外交の成果ではないかな。弔問外交を国葬儀の目的とすることは違和感を覚える。
- 国葬儀で弔問に来て、今まで通常の外交でできなかったことができた、あるいは、停滞していたものにブレイクスルーが生まれたということであればレガシーと評価できるかもしれないが、今回は安倍元総理の外交成果が確認されたということではないかな。(永井氏)
- 国葬儀実施の意義を、一般論として議論すると、説明することは難しい。国葬儀がケース・バイ・ケースで行われ、法令上の根拠や規定がない以上、実施の意義についても、その都度、検討されるしかない。
- あえていえば、国葬儀が実施され、滞りなく一連のプロセスが終了して、いろいろな多くの人たちが様々なことを考え、異論もあった。そのこと自体が、我々の社会の成熟性を示しているのではないかな。
- 外交的成果については、「外交的な成果」が明示的に公開されているものばかりではないということから、現時点で評価し難い印象を持っている。(西田氏)
- 安倍元総理は、明治以来の日本外交の中でも世界で広く名前が知られ、最も数多くの外遊、外国指導者との会談を行った総理大臣であった。外交政策についても、「自由で開かれたインド太平洋」構想やクアッドなどを中心に、非常に大きな功績を残したと考える。そのつながりが非常によく表れた今回の弔問外交であった。まさに安倍外交のレガシーを裏付けるような弔問外交が実現できたのではないかな。
- 開かれた形で多くの方が国葬儀の様子を映像、動画等で見ると同時に、一般献花で直接弔意を表す機会を得られたという意味では、国に大きな功績を残した元総理大臣に対する弔意を示せる場として、幅広く国民が弔意を示し、国葬儀に何らかの形で参加、閲覧できたということは重要な意義だと思う。(細谷氏)
- 一般論を述べるなら、政治家の国葬儀については、評価する人も評価しない人もおり、価値判断が分かれると思う。毀誉褒貶のある政治家について、国葬儀を行い、全体で弔意を示そうとすることは、かえって反発や世論の分断を招くことにもなり得るため、総理大臣経験者の国葬儀を一般論として肯定的に評価することは難しい。
- 一般論とは別に、今回の安倍元総理の国葬儀については、①歴代最長期間、総理大臣の地位にあったこと、②退任から死去まで2年もたっていなかったこと、③現職国会議員のままで亡くなったこと、そしてその亡くなり方が「特殊」であったこと、つまり④選挙応援中に、⑤銃撃されて亡くなったという、いくつかの例外的な要素が重なったため、今回、国葬儀を行うという判断に至ったということは、十分に理解可能だと考える。(南野氏)

- 「国葬儀」は、何を目的にして行うのか。国民の気持ちの面を大事にして行うのか、あるいは国の政策として何か他の意義があって行うのか。それが明確に示されなければ、意義のあるなしを評価することはできない。目的が明確でない状態で、レガシーはあったかと言われても答え難い。
- 国葬は、国民が対象者に弔意を示す場であり、外交は副次的な産物に過ぎない。国民に多数の反対意見があるが、外交を目的に国葬を行うというのは成立しない。外交面から「国葬儀」の意義を評価するのは妥当ではない。
- 「国葬儀」の成果が不明確である一方で、国民の間に対立、しこりだけが残るという負の遺産を生んでしまった。（宮間氏）

## (論点) 国会との関係

○国会との関係で特に問題はなかったとする意見としては、

- ・国会への事前承認や国会決議が必要という考え方は国会至上主義であり、国葬儀は内閣が裁量で行い、国会への説明は事後でよい
- ・国会に対して説明を行ったことは、国会に対する誠実な姿勢であり、評価に値するが、絶対に行わなければならないわけではない
- ・国会の多数で選ばれた総理大臣が決めれば、国会へは事後報告でよい
- ・今回の議院運営委員会での説明内容は十分だった
- ・国葬儀を執り行った岸田内閣の判断や手順に問題はなかった
- ・閣議決定により国葬儀を行うことは妥当であり、国会に対する説明は特に必要ない
- ・十分な説明がなされれば、現状からの実質的改善の余地は乏しい

○国会が関与することが望ましいという意見としては、

- ・最上級の国家作用であり、国会の判断を介在させるのが自然
- ・国葬儀は対立的な争点にすべきではなく、行政として行うことを決め、国会ではどういう形で行うことが望ましいか議論すべき
- ・幅広いコンセンサスがあった上で実施することが望ましく、国会が事前に関与することが望ましい
- ・議長・副議長、各党党首の意見を直ちに聞くことが望ましかった
- ・国会に対する説明と質疑を実施決定前に行うべきであり、両院で国葬儀の実施について議論し、決議すべき
- ・決定前に幅広い会派に説明し、説得する努力が必要であり、党首会談と実務者協議の2段階で議論するべきだった
- ・早い段階で与野党、大方の国民世論の合意を調達する努力をすべき
- ・実施決定前に民主的なプロセスを踏むべきであり、最低限国会での審議が必要

○その他の意見としては、

- ・参議院選挙翌日の7月11日に、閣議決定、立法府への説明、記者会見まで全て行うべきだった

(有識者から出された主な意見)

- 国葬儀の対象者を一般的な基準により定める場合には、国会の定めた法律によるべきであり、政治的な裁量に基づいて決定する場合にも、国権の最高機関たる国会の関与が望ましいと考える。(池本氏)
- 権力の分立は、権限の分立であると同時に、正統性の分立を意味する。議院内閣制は、純粋な権力分立ではなく、政府を民選議院に作らせるシステムで、そのことによって、政府にも段階的に民主的正統性が付与されることに特徴があるが、それでもなお正統性が分立されているところに、例えば中国の民主集中制との違いがある。あくまで「全国民の代表」は国会であって、内閣が「民意」を独占できないように仕組まれているのである。
- 国が亡くなった方を顕彰する作用にはグラデーションがあり、議院内閣制のもとで、政府限りで決定できるものも少なくないだろうが、今回は国葬儀という最上級の国家作用であるため、国会の判断を介在させるのが自然だったのではないか。そうすれば、少なくとも民主的な正統性を伴う決定だった、ということにはなる。(石川氏)
- 国葬儀は、内閣がその裁量で行ってよい。国会の事前承認が必要であるとか、国会決議が必要だという考え方自体が国会至上主義だ。あくまでも憲法によって内閣に付与された行政権の行使に過ぎず、内閣に自由な裁量があつてしかるべき問題だ。国会への説明は、事後でよい。
- 一定の場合には国が国葬儀を執り行うことについて、事前に与野党と国民の間で了解が得られていれば、これほどの混乱にはならなかったと思う。(石崎氏)
- 政治的判断として衆参両院の議長、最高裁判所長官等々に相談し了解を求めておくべきだったのではないか。法的な誤謬ではなく、政治的失敗と言うべきだ。しかしながら、こうした政治的失敗により今回の国葬儀の意義がいささかなりとも損なわれるものではないことは強調しておきたい。(岩田氏)
- 国民の権利を制限する、国民に義務を課す課題については国会で審議し、法律の制定が当然必要であるが、国葬儀の実施には法律の制定の必要はない。
- 内閣府設置法や閣議決定を根拠として国葬儀を実施するという岸田総理の決定は、現行法の運用の範囲内と解することが公平な評価である。
- 国会に対して説明を行ったことは、国会に対する誠実な姿勢であり、評価に値する。ただし現行法上、絶対に行わなければならないわけではない。(上久保氏)
- 7月14日の記者会見の時点で、もっと丁寧に、なぜ国葬儀なのか、国葬儀が戦前と戦後で全然違うこと、吉田元総理のときにはこういう形で国葬儀を行ったけれども、自分としては行政の長として、こういう理由、形で、内閣府設置法に基づいて、国葬儀を執り行うということを説明すべきだった。
- 自分たちはこういう考えで国葬儀としてやりたいということ、立法府に対しても説明するのが丁寧な手順だったのではないかと思う。この点は、次に国葬儀を行うということであれば、やるべきことだと思う。

- 国葬儀は、本来は対立的な争点にすべきではないと思う。行政として行うことを決めたので、国会ではむしろどういう形で行うことが望ましいかということ議論すべきだと思う。
- こういう問題に関しては、佐藤元総理のときのように、国対政治というか、国会対策の中で、しっかりと野党にも説明を尽くすというようなことがあってもよいと思う。(川上氏)
- 国葬儀を行うかどうかは、総理大臣が決め、その判断に対する批判は全て総理大臣が受ければよい。佐藤元総理が吉田元総理の国葬儀を行ったときは、野党と話し合って決めた。それも1つの方法かもしれないが、野党の状況にもよるし、必ずしも同様である必要はないのではないか。
- 議院内閣制であり、立法府から選ばれて内閣ができています。国会の多数で選ばれた総理大臣が国葬儀の実施を決めればよく、国会へは事後報告でよいと考えている。(北岡氏)
- 岸田総理と松野長官が議院運営委員会に出席したが、国葬儀の実施を決めてから2か月たっており、期間が空き過ぎた。7月11日に臨時閣議を開いて、安倍元総理に大勲位菊花章頸飾と大勲位菊花大綬章を与える閣議決定と同時に国葬儀についても閣議決定し、午後議院運営委員会を開き、行政と立法の両方が国葬儀の実施について団結できれば、国民に対して直ちに理解を得るべきだった。7月11日に全て行っていれば、全く問題なかった。
- 吉田元総理も英国のエリザベス女王も亡くなって10日ほどで葬儀が行われている。さらには、エリザベス女王の国葬には世界中の要人が参列した。これと比較しても、安倍元総理の逝去から2週間後には、国葬儀を執り行うことができたのではないかと。
- 総理大臣だった人物を弔うのであり、総理大臣が葬儀委員長も務めるため、まず内閣が閣議決定することは当然である。その後、立法府へ説明し、総理大臣がテレビで国民に直接説明し、記者会見を行うという順番がよいと思う。
- 今回の議院運営委員会での説明内容は、十分だったと思う。(君塚氏)
- 国葬儀の実施を表明した7月14日当日、岸田総理は最大政党である自民党の総裁でもあるため、各党の党首に会談を呼び掛け、協力を求めてもよかったのではないかと。
- 国会の事前の承認若しくは同意がなければ、今回の国葬儀を決定してはならなかったという意見が一部にあるが、内閣府設置法に基づき、今回の国葬儀の実施を決定し、執り行った岸田内閣の判断や手順に問題はなかった。
- 今後、国葬儀に関する新たな法律を作ること自体は否定しないが、既に国会が制定している内閣府設置法に国葬儀の実施の根拠があるため、こうした内閣の権限を制限する必要はないと考えている。(榊原氏)
- 閣議決定により国葬儀を行うことは妥当であり、国会に対する説明は特に必要ないと思われる。今回、国会で説明したことによって逆に空回りしている印象を受けた。最終的に総理大臣が国葬儀を行うという決断をしたのであれば、それで問題はないと思う。国葬儀に反対する理由はよくわからなかったが、説明すればするほど野党から批判され、対立構図ができてしまい残念だった。
- 今回、岸田総理、松野長官が議院運営委員会で説明したことで十分だと思うが、国会の場で議論すると批判ばかりになってしまう。野党に説明するのであれば、例えば党首等の

要人と総理大臣が公邸において一対一で会談する機会を設けるなどの対応が望ましかったのではないか。（坂元氏）

- 国会との関係について、政府が前提としてきた侵害留保説からは、法律の根拠は不要だと考える。一方で、国の儀式として葬儀を行う以上、また、葬儀というものの性質上、静謐な環境で行うことが当然ながら求められ、そのためには可能な限り幅広いコンセンサスがあった上で実施することが望ましい。そのための手段として、国会が事前に関与することが望ましいと考える。
- 国会の関与の方法は、法律という形式ではなく、決議まで求めるのか、事前に説明をすれば足りるのか、いろいろあるのではないか。各政党・各会派からのインフォーマルな意見聴取の方式もあり得る。（曾我部氏）
- ①国葬儀について定めた法律はない②民主主義社会において選挙は、主権者たる国民が政治的な意思表示をする最も重要な場であり、その期間中に、国会で指名された元総理大臣が、暴力により命を絶たれた事件の重大性は、与野党ともに認識していた。この2点を踏まえ、いかなる形であれ、これまで以上に国が前面に出て安倍元総理を弔うのであれば、国権の最高機関である国会（衆参両院）を代表する議長、副議長の意見を、与野党党首会談を開いての各党の意見を、それぞれ直ちに聴くのが望ましかった。（高橋氏）
- 国会との合意形成に向けた努力が十分ではなかった。今回の国葬儀に国費を使うため、望ましくは超党派での支持が必要だったと思う。
- 国葬儀には国費を使い、また、憲法第66条の規定にもあるように、行政府が何でも行ってよいわけではない。少なくとも国会に対しては国葬儀の実施を決める前に理解を得ておく必要があると思う。（詫摩氏）
- 閉会中審査において、岸田総理と松野長官が説明と質疑を行ったことは適切かつ当然と評価する。ただし、説明と質疑は国葬儀実施を決定する前に行うべきであり、両院で国葬儀の実施について議論し、決議するべきであった。
- 国民の間で、賛否両論が現に沸き起こり、結果的に6割が反対という結果も出ている。そのため、問題の性質を考えると、民主主義的過程における重要事項だから、国会で議論すべきと考える。様々な議論がなされた上であれば、たとえ強行採決であっても、国民の代表が決定したことであれば、それには一定の民主的正当性があると思う。（武田氏）
- 葬儀は本来、最優先で駆けつけて故人を悼んだり、弔ったりするものだ。国葬を認めるか認めないか、参列するかしないかで国民が分断されてしまったこと自体が非常に残念だと考える。こうした分断の背景には、法的根拠の欠如とともに、安倍元総理が退任から2年弱しかたたず、しかも現職の衆議院議員として亡くなり、歴史的評価が定まっていない段階で、ある程度評価が定まった吉田元総理と同じ国葬になったこともあるのではないか。安倍元総理の場合は、歴史的な検証作業をする間もなく、どういった人が国葬の対象になるのかという点があいまいのまま進められてしまった。
- 国葬として行うことを決めた閣議決定という政府の手続が非常に重く、尊重されるべきものであることは重々承知しているが、そもそも国民の理解が十分に得られないようなことを閣議決定してよかったのか、という問題は残る。国民的な議論を経た上で閣議決定す

る、そうすることで国民の多くが政府の決定を理解する、これが本来の閣議決定のあるべき姿だと思う。

- 総理大臣経験者の公的葬儀を行う場合、政府と国会が事前に調整することが望ましい。国会の立法権が政府の行政権にどこまで干渉できるのか、という問題はあるが、日本の政治制度は、三権分立とともに議院内閣制であるので、双方がうまく調整すればよいのではないか。本来は事前に野党とも調整すべきだったし、事後であっても国会への説明は尽くすべきである。（豊田氏）
- 幅広い会派の同意を得る努力が、白地のところであってもよかったのではないか。国葬儀の実施を決定する前に政府の考え方を説明し、説得するという努力が必要だった。
- 党首会談と実務者協議の2段階で議論すべきだったのではないか。国葬儀の形式、参列者、費用、規模、国民参加の形などで歩み寄ることができたかもしれない。（永井氏）
- 内閣府設置法に基づいて行う儀式の中で、法律上国会の関与が定められているものを除き、国会の関与はないということを考えると、国民の実質的な権利制限につながる性質の施策ではなく、十分な説明がなされれば現状からの実質的改善の余地は乏しいのではないかとの印象を持っている。（西田氏）
- 本来であれば、立法府である国会で、与野党を超えた超党派的な合意の下で国葬儀を行うということが望ましかったと思う。事後的な岸田総理及び松野長官の説明、質疑応答に関しては十分なものであったと考えるが、与野党を超えた幅広い支持の下で国葬儀を行うという観点からは、事前の調整が十分ではなく、見直すべき点であると思う。
- 国葬儀を決定する上での立法府での手続をどのように行うかということについて、明示的な法的効果が必要なかどうか、法制化の是非について国会で議論することが必要だと思う。一方で非制度的な対応としては、制度があったとしてもなかったとしても、事前の与野党間での調整は可能だろうと思う。（細谷氏）
- 説明が遅かったという厳しい評価につながった。今回の反省点、あるいは今後を生かすべき点があるとすれば、政治家の葬儀について、強い賛否両論がある場合には、なるべく早い段階で与野党の、そして大方の国民世論の合意を調達する努力をすべき。（南野氏）
- 「国葬儀」決定までに民主的なプロセスを踏むべきであった。閣議決定では、反対意見を述べる機会を誰にも与えていない。反対意見が出たとしても、国会で審議しなければならなかったのではないか。
- 日本における国葬は、過去の例を見ると、政治的に利用されてきたことが明らかである。「国葬儀」が必要だという結論に至ったとしても、政治利用されないためのプロセスが必須であり、最低限、国会での審議が必要である。（宮間氏）

(論点) 国民の理解

○国葬儀そのものの説明に関する意見としては、

- ・国民が国葬儀のイメージを持てず不信感が生じたため、式次第や内容について丁寧に説明してしかるべきだった
- ・岸田総理が丁寧な説明を行っていないとの批判は的外れ、敢えていうならば報道不足
- ・日々の記者会見などで説明を行ったことは適切かつ当然と評価
- ・理解できる人を増やすため、適切な政治判断であること、どういう根拠に基づいて実施されているかを、説明する努力が払われてもよかった
- ・最初に法的根拠がないという誤解だけでも解いておけばよかった 等

○国葬儀の説明の内容や方法に関する意見としては、

- ・安倍元総理の政治家としての考え方や方向性を肯定するものではないことを強く言うべきだった
- ・旧統一教会との関わりでない形で論じられるニュース価値の提供について工夫があってもよかった
- ・日本が世界の中で大きな役割を果たした点を積極的に述べるべきだった
- ・岸田総理がテレビや動画サイトを通じて国民に直接説明すべきだった
- ・海外から見る安倍元総理の功績をしっかりと説明すべきだった
- ・故人の神格化や国民の自由の実質的な制約のおそれにつながるため、国民への広報について突出した方法や特別な方法は採るべきではない
- ・パンデミックと厳しい安全保障環境の中で、安倍元総理が行ってきたことが必要であることに、重点を置いて説明したほうがよかった 等

○その他の意見としては、

- ・国葬儀は例も少なく、中立派の多くは極端であると捉えたのではないかと
- ・ネガティブな意見は、①総理大臣経験者の国葬儀に抵抗感、②業績に光と影の両面、③幅広い合意形成がされなかった、の3つに大別できる
- ・方針表明が唐突で世論の疑問や反発が高まってしまった
- ・第三者的立場で国葬儀がふさわしいか検証するプロセスが必要 等

(有識者から出された主な意見)

- 政府・与党と野党第一党の間で合意があることは、幅広く国民の理解を得る上でも有益だと考える。(池本氏)
- 権威や正統性は、服従者の直感に働きかける部分が大いだが、決定に「筋が通っていない気がする」という直感やセンスには、論理的な根拠がある場合が少なくない。今回の国葬儀については、必ずしも理屈で批判している人たちばかりではないだろうが、以上のように筋立てて考えてみれば、「おかしいのではないか」という直感には、根拠があることがわかる。(石川氏)
- 今回、国民の間に不信感が生じた原因の一つは、半世紀以上行ってこなかったため、国民が国葬儀についてのイメージを全然持てなかったということだと思う。国葬儀の式次第や内容について、もう少し丁寧に説明してしかるべきだった。
- 私は安倍元総理を国葬儀にすることに賛成だったが、国民の多くは、そもそも国葬儀って何というのがほとんどだったと思う。
- 国民の理解を得るためには、国葬儀は、あくまでも安倍元総理の政治家としての考え方や方向性を肯定するものではないということを、政府はもっと強く言うべきだった。
- 7月14日の岸田総理による国葬儀実施の表明が早過ぎたとは思わない。それに付随する説明が足りなかったと思う。法的根拠もなく内閣が独断で国葬儀を行おうとしているという一つのストーリーが作られて、それが一定の説得力をもって広まった。(石崎氏)
- 民主主義についての議論を一番にすべきだったという恨みは残る。だが、岸田総理が丁寧な説明を行っていないとの批判は的外れだ。少なくとも岸田総理は国民に国葬儀の意義について繰り返し説明していた。説明不足ではない。あえていうならば報道不足である。
- 岸田総理自身が言葉を発すべきだった。質問に答えるのではない。自らの主張を論ずるべきだった。確かに、オールドメディアは報道を控えたであろう。だが、動画サイトを始め、様々なSNSで総理自ら意見を発することができる時代である。(岩田氏)
- 安倍元総理の国葬儀の実施を決定した段階で、ボタンを掛け違えていたところがあり、より広い国民の理解を得ることは難しかったと思う。国葬儀を実施することを決定した後、国会での説明や記者会見などを行っていることは評価する。
- 我が国においては、極端な賛成派も極端な反対派もマジョリティではない。サイレントマジョリティ、浮動層、中間層といった中立派は、安倍元総理に対して弔意を表する気持ちは持っていたはずである。ただし国葬儀となると、これまで執り行った例も少なく、こうした方たちの多くは極端であると捉えたのではないか。(上久保氏)
- 旧統一教会との関係で国葬儀が論じられるということになったがゆえに、旧統一教会のことが報道されればされるほど、国葬に対する反対が増えていったことは、不幸な展開だったと思う。
- 旧統一教会との関わりではない形で論じられるような、ニュース価値の提供について工夫するということがあってもよかった。もう少し体系立てて、戦前の国葬儀とはこういうところが違うとか、吉田元総理の国葬儀から55年たっており今回はこうだとか、メディア

がニュース価値として取り入れたくなるような形で、うまく情報発信ができなかったのかと思う。(川上氏)

- 岸田総理が考える安倍元総理の功績を挙げ、国葬儀を行うことを決め、その判断が正しければ称賛され、誤っていれば批判を受けるということに尽きるのではないか。国民の納得を得られないと判断するのであれば、岸田総理の判断で国葬儀の実施を取りやめればよかった。
- 反対派の人もいるが、大勢の人が自主的に献花したという事実もある。世の中、全く賛否ない、分断のない政治はないと思う。国民の基本的な人権の部分で分断があってはいけないとは思いますが、国葬儀はこれには該当しない。
- 岸田総理は国葬儀を行う理由について、安倍元総理の功績を理由の一つに挙げているが、「自由で開かれたインド太平洋」など、久しぶりに日本が世界の中で大きな役割を果たした点を積極的に述べるべきだった。(北岡氏)
- 国葬儀の実施について、岸田総理がテレビや動画サイトを通じて、内閣として国葬儀を執り行いたいと考えていること、安倍元総理には大きな功績があったことなど、国民に直接説明すればよかった。(君塚氏)
- 政府が説明を尽くすことは当然だが、法的根拠がないといった謬論に対して力強い言葉によってはっきりと否定しなかったため、国民の中に今回の国葬儀に対する疑問の声が残ってしまったのではないかと残念に思う。より力強い積極的な姿勢で説明し、国民の理解を求めるべきだった。
- 民主的なルールに則って築き上げた業績について、議院内閣制の下で民主的に選ばれ、行政府を任されている内閣が国葬儀に値すると判断し、それを正当な手続を経て執り行うことは、日本が民主主義国である以上、あってしかるべきではないかと考える。これを批判することは、民主的な手続で行政府を任された内閣の判断を軽視するものであり、説得力に欠けるのではないかと考えている。
- 政府又は与党は、海外から見ると安倍元総理の功績を国内にもしっかりと説明すべきだった。(榊原氏)
- 国民に直接説明することが望ましいと考えるが、前提として、国葬儀のイメージが分からなかったことが国民からの批判につながったと思う。吉田元総理の国葬儀の当時の様子がテレビで放映されていたが、かなり時間がたっており、当時のことを覚えている方も少ない。今回の国葬儀はすばらしい儀式だった。次回以降行うのであれば、今回の様子をイメージとして持ってもらえる。(坂元氏)
- 国会での質疑、記者会見やテレビ出演等を通じての説明など、通常の方法の範囲内で意義を訴えることが基本であり、殊更にキャンペーンを展開することは、故人の神格化や国民の自由の実質的な制約のおそれにつながるため、突出した方法や特別な方法は採るべきではない。(曾我部氏)
- 岸田総理が認めているわけではないが、国葬儀を決めた判断の一つとして、保守層への配慮があったと伝えられている。もし、事実であれば、国が関与して安倍元総理を弔うことの政治利用と受け取られても仕方がない。国葬儀をめぐり、各方面から様々な問題点が

指摘され、報道各社の世論調査で、「反対」が「賛成」を上回る形で国論が二分されたことの出発点ではないかと考える。(高橋氏)

- 今回一番問題だったのは、国葬儀を行うと決めた時期が早かったということ。国葬儀を決めた時期は、襲撃事件に対する衝撃が強く、国民としてもあの段階では国葬儀を行う必要があると考えた人が多かったと思う。ただ、少し時間がたってみると、旧統一協会と自民党との関係や安倍元総理の内政的な負の側面を指摘する声も出てきた。
- 国民が国葬儀に反対した理由は幾つかある。森友学園、加計学園、桜を見る会の問題があったことから、国葬儀に値しないという意見や、コロナ禍、物価高の中で、一人の葬式にこれだけのお金が投入されることに対する経済的な面での抵抗感、それから、安倍元総理個人と自民党の旧統一教会との関係が次第に明らかになる中で、国葬儀にすることがふさわしいのかと反対する人は結構いたと思う。
- パンデミックと厳しい安全保障環境の中で、安倍元総理が行ってきたことが、次のステップに進む上で必要であることに、もう少し重点を置いて説明していれば、野党や国民の反応は違っていたかもしれない。
- 非業の死を遂げたことについては、悔やまれるべきであり、許してはいけないことである。ただ、それが国葬儀の理由になるのか非常に疑問を感じている。厳しい中でも、選挙を行い、政治を粛々と遂行していくことが、毅然とした態度を示すということだと思う。(詫摩氏)
- 日々の記者会見などで説明を行ったことは適切かつ当然と評価する。ただし、岸田総理や松野長官らの説明は、国民全体で弔意を表すために国葬儀を行うとしながら国民に弔意を強制するものではないとしており、根本的な矛盾があるように感じられた。ただし、弔意を強制するものではないと繰り返し説明してきたことは評価できる。(武田氏)
- 国葬を国民に理解してもらおうという岸田総理の姿勢は分からなくはないが、記者会見や国会での説明内容を聞いても、従来の繰り返しで説明し切れておらず、国民の納得や理解を得ることは難しかったのではないかと。
- そもそも国全体として弔う、悼むということが、価値観が多様化する現代社会において適切なのだろうか、という問題もあったと思う。(豊田氏)
- 国葬儀に対してネガティブな意見は、3つに大別できると思う。1つ目は、総理大臣経験者を対象とした国葬、国葬儀に抵抗を感じたというもの。2つ目は、安倍元総理の業績には光と影の両面があるということ。長期政権の弊害を指摘する人もいた。3つ目は、政権が国葬儀実施を決めたが、国民の幅広い合意は形成されなかったのではないかと。合意形成に至る努力が果たして十分だったのかという疑問。特に、3つ目は、岸田総理の政治姿勢に関わる問題だったと考えている。(永井氏)
- 私は国葬儀開催の必要性はあまり感じなかった。しかし、総理大臣が行政の活動の一環として国葬儀を実施すると判断し、それが内閣府設置法に基づいて実施され、その内閣府設置法には国の儀式を行うことが規定されている。そういう儀式なのだということであれば理解はできる。つまり、賛成はしないが理解はできるという認識だ。
- 多くの人が弔意を示すという意味においては、通例どおり、合同葬とした方が自然に参加しやすかったのではないかと。つまり、賛否が分かれて、参加すること自体がある種の政

治性を強く帯びるような状況になってしまった。むしろ通例に沿った環境のほうが、多くの人たちが弔意を表明しやすかったと考える。

- 賛成、反対ということはさておくとして、理解できる人を増やすことが重要だ。言い方を変えると、今回の国葬儀をめぐって、大半の人は何がどのようなプロセスのもと起きているのかよく分からなかったのではないか。
- 国葬儀への反対を確信犯的に言っている人たちもさることながら、態度を決めかねている人たちを中心に、適切な政治判断であること、どういう根拠に基づいて実施されているか、説明する努力が払われてもよかった。（西田氏）
  
- 総理大臣のような政府主導の葬儀に当たっては、政治的に、支持者とそうでない人の間で評価が分かれるということはある程度やむを得ないと思う。したがって、総理大臣経験者の葬儀の在り方については、国民の幅広い理解を得るための周到な準備や手続が必要だろう。（細谷氏）
  
- 7月14日の岸田総理の記者会見で、いきなり国葬儀を行う方針を説明したことから、唐突感が否めず、世論の疑問や反発が高まってしまったと考える。衝撃の事件からわずか1週間という時点では、多くの国民がいわばショック状態にあり、いまだ冷静に議論を行う環境にはなかったのではないか。国葬儀の実施表明のタイミングをもっと遅くするという方法があり得たように思う。
- 法的根拠がないという論点だけでも誤解を解いておけばよかったと思う。政府は、当初から内閣府設置法第4条第3項第33号を挙げて説明を行ったが、難しかったと思う。最初から憲法論とか侵害留保説を前面に出して説明すればよかったと思う。（南野氏）
  
- 岸田総理は、「国葬儀」を実施するに当たって挙げられていた4つの理由を国会の閉会中審査などで繰り返して述べていた。これらに国民が納得できていないから問題になっているのであって、それを繰り返しても意味がなかった。
- 閉会中審査で野党からの質問にあった、どうして外国からの弔意に応えるために、内閣主催の葬儀ではいけないのかということは、多くの国民が疑問に思っていたところだと思うが、それに対しても適切に答えていなかった。
- 仮に、「国葬儀」が必要だという結論になるのであれば、国会での審議の他に政府の関係者でも国会関係者でもない人たちによって構成される第三者の委員会、第三者的な立場で本当に「国葬儀」にすることがふさわしいのかを検証するプロセスがあつてしかるべきではないかと思う。（宮間氏）

(論点) 対象者

○対象者の範囲に関する意見としては、

- ・我が国が重視すべき価値について議論し、対象者の範囲を決める必要
- ・大規模災害で大きな貢献があった者も対象になるのではないか
- ・総理大臣経験者の国葬儀を制度化するなら全員にするしかない
- ・公に尽くしたという意味で、国葬儀に該当するのは顕著な業績をともな  
った総理大臣経験者しかいない
- ・総理大臣経験者であることをもって一律に実施すべきではない
- ・党派対立を抱えてしまう総理大臣経験者は国葬儀にはなじまない 等

○対象者の基準に関する意見としては、

- ・客観的ルールを定めてルーティンにするか、ハイレベルの決定として、  
その都度国会を通しておく必要
- ・総合考慮しかなく、総合考慮に当たっての考慮要素についても具体的な  
ものは難しく、時々の内閣が判断を積み上げてルールがはっきりする
- ・民主主義社会において為政者を評価する人もいれば評価しない人もお  
り、実施する際の基準を作るのは不可能な議論
- ・基準やルールは設けず、そのときの歴史の判断で決めていくのがよい
- ・政治は極めて多様な側面を持つ行為であり、一律の基準で判断できない
- ・これまでの方法を評価する、あらかじめ基準を決めることは難しく、内  
政・外交で総合的に見ることが大切
- ・都度判断だが、一定の実体的・手続的ルールは定めたほうがよい
- ・誰を対象とするかコンセンサスを得ることは困難であり、あらかじめ  
「国葬法」を制定することは不可能に近い
- ・業績も様々、亡くなり方まで含め事前に想定できない事態も生じる
- ・最終的に総理大臣が判断するとしか定めようがない性質のもの
- ・実施に当たっての一般的な基準等についてルールを策定することは困難  
であり、それぞれのケースに応じた柔軟な対応が必要
- ・いくつかの基準を与野党合意で定めておき、基準を満たせば候補になり  
得るなどの判断手続についての慣習、習律を作るのがよい 等

○その他の意見としては、

- ・今後に向けて超党派の支持と本人の意向について考えてよい
- ・国葬儀を行う場合には、業績を検証できる仕組みも検討する必要 等

(有識者から出された主な意見)

- 現在は政治がイデオロギー的に分極化し、政治家の評価が分かれる時代である。諸外国の経験に鑑みても、卓越した功績を残した一部の総理大臣経験者のみを内閣の裁量に基づいて国葬儀の対象とし、なおかつ国民の幅広い支持を得ることにはかなりの困難が伴うと考える。
- 葬儀の在り方について内閣のみで決定するのではなく、与野党間で協議を行う仕組みを設け、一定の合意に到達することを目指すべきである。
- 国葬の対象は同じ自由民主主義国家でも大きく異なり、英国は戦争で貢献した者が、フランスやイタリアは文化人が多い。日本においても、我が国が重視すべき価値は何であるのか十分に議論した上で、国葬儀の対象になる人物の範囲を決める必要がある。(池本氏)
  
- 正統性の問題をクリアするために、国葬儀の対象者に関する客観的ルールを定めるのは一つの在り方だ。それほど難しい規定を法律で定める必要はなく、基本的な事柄だけ決めておいて、細目は政令や内規に委ねればよい。誰を国葬儀にするのかといった議論もなくなり、統治が安定化していく。ただし、ルール化すればルーティンになる。いきおい国葬儀の数は増えて、「また、やっているな」という感じになり、ありがたみが薄れることにはなる。
- それでは厳かでない、というのであれば、国葬儀の是非については、ハイレベルの決定として、その都度国会を通しておく必要がある。もし、今回あえて国会を通さなかった内閣の判断の背景に、野党から強い反対を受ける蓋然性への考慮があったのだとすれば、最初から国葬儀を回避して、内閣葬その他に切り替える、という判断が本当は必要だった。(石川氏)
  
- 国葬儀の対象となる者は、総合考慮しかないと思う。総合考慮に当たっての考慮要素についても具体的なものは難しい。時々内閣が判断を積み上げていくしかない。積み上げていくことにより、ルールがはっきりしてくると思う。
- 4つの理由のうち、一番大きいのは在職期間の長さだと思う。それだけだと弱いという気がする。そのため、外交の成果とか、亡くなり方、あの4つの要素があって、初めて安倍元総理は国葬儀の対象者としてふさわしい方ということになるのだと思う。
- 国葬儀を行う理由に功績を挙げる場合、それが政治的に評価するようなものではない。言ってみれば量としてどれだけのことを行ったのかということを経験要素にすべきだと思う。
- 国葬儀の対象者は総理大臣経験者に限らないと思う。例えば、大規模災害が発生したときに、そこから国民の命を救出したといった大きな貢献があった方も対象になるのではないか。(石崎氏)
  
- 国葬儀を実施する際の基準を作れとの議論がある。先述したとおり、これは不可能な議論である。民主主義社会において為政者を評価する人もいれば評価しない人もいる。価値観の多様性を擁護するのが民主主義であり、政治家の評価を固定することはできない。
- 政治家の評価を定めることは困難だ。しかし、それでもなお国葬儀には大いなる意義があるからこそ各国で国葬儀が行われる。(岩田氏)

- 国葬儀の実施の閣議決定に至った岸田総理の判断自体は、妥当なものだったとは言えない。岸田総理が国会で述べた国葬儀の実施の理由として、安倍元総理が憲政史上最長の総理大臣在任者だったことなどを挙げるが、これらはいずれも国葬儀の実施の理由としては弱い。
  - 国論を二分する状況に配慮せず、安倍元総理を称賛する声のみを聴き、国葬儀の実施を「政治的」に判断したことに問題があった。
  - 私は「総理大臣経験者全員国葬儀論」を主張する。今後、総理大臣経験者が亡くなったときは、全て国葬儀を実施すると国会において法律又はルールを制定してはどうか。総理大臣という重責を担った人物に対しては党派、思想信条、政策志向や業績にかかわらず、国民が一定のリスペクトを示すべきである。（上久保氏）
- 
- 対象者については、皇族を除いては、そこまで公に尽くしたという意味で、国葬儀に該当するのは顕著な業績を伴った総理大臣経験者しかいないと思う。
  - 基準を設けたり、ルールを設けるということには反対。総理大臣経験者に限られると思うが、国葬儀の対象者は、そのときの歴史の判断で決めていくのがよいのではないかと思う。（川上氏）
- 
- 対象者についても、総理大臣自身で判断すればよい。
  - 何度も選挙で国民から選ばれているということは、一つの判断材料になるかもしれない。安倍元総理が何度も国政選挙を勝ち抜いたという点は一つの判断材料になり得るのではないか。
  - 国内外で評価される大きな業績があったということも一つの判断材料になるかもしれない。大きな業績という点で判断は分かれると思うが、時の総理大臣が大きな業績と思えば、それでよい。
  - 選挙の最中に安倍元総理が銃弾に倒れたことを悼むことは、民主主義を守るという意味もあるのではないか。これも国葬儀を実施する判断材料になるのではないか。
  - 直感的には、ルール化すべきものではない、しっかりと制度化すべきものではない、抽象的な原則で足りると考えている。幾つか基準が考えられないこともないが、主観的にならざるを得ない。（北岡氏）
- 
- 一般の方への叙勲における評価も難しいが、ましてや国葬儀を行う政治家の評価、特に亡くなった直後の元総理大臣の評価は極めて難しい。だからこそ、その時々政府が判断することは当然である。
  - 長期的な政権の連続性や継続性は、特に外交的な安定、安全保障上の安定、信頼性をもたらす。国内的にも、同じ政権が続けば、長期的な改革も実現できる。こうした点は国葬儀の実施の判断に当たり、重要である。
  - 総理大臣経験者が非業の死を遂げた戦後初めてのケースではあるが、生前の功績や在任期間の長さが国葬儀の実施の判断理由として適当である。
  - 今後、在任期間が長い元総理大臣は、よほどのスキャンダルなどがない限りは国葬儀の対象者にすべきである。日本の場合は、現在までのケースを比較検討していくと、7年以上政権を維持できていれば、有資格者なのではないか。
  - 国葬儀は国民の税金で行うことでもあり、総理大臣経験者であることをもって一律に実施すべきではないと思う。（君塚氏）

- 政治とは極めて多様な側面を持つ行為であり、前もって定めた一律の基準で総理大臣経験者の業績を判断できるものではないと考える。このため、吉田元総理及び安倍元総理の国葬儀について、その時々の内閣が事情を総合的に勘案し、国葬儀の可否を判断したことは妥当である。
- 国葬儀の対象とする要素については、一律に定めるべき事柄ではないと考える。ケース・バイ・ケースである。物事に対する評価であるため、どんな基準を作るにしても十全なものになり得ない。
- 総理大臣の最大の責務は、国家・国民の安全を守り抜くことである。日本を取り巻く国際情勢の基本構造を読み解き、外交・防衛の両面において、中長期にわたって国家・国民を守り抜く基本体制を築いたかどうかは、大きな判断材料になると思う。
- 日本及び世界の国々、諸国民にとって望ましい国際秩序を形成するため、国際社会において能動的に働き、その貢献を国の内外から高く評価されたかどうかということも、留意すべき事柄になるのではないかと考える。（榊原氏）
- これまでの方法を評価する。対象者の基準をあらかじめ決めることは難しいと思う。内政・外交で総合的に見るのが大切である。他方、今回の8年8か月といった客観的な数字は一つの基準となり得る。また、国民から大きな支持があり、その死が国民に特に大きな衝撃を与えたような場合は、国葬儀を検討すべきと考える。（坂元氏）
- 総理大臣経験者の葬儀の在り方については、究極的にはその都度の判断ということになるが、一定の実体的・手続的ルールについては定めたほうがよいと考える。特に判断プロセス、思考プロセスはもっと明確にすべきと思うが、法律等で基準を詳細に規定し尽くすことは難しい。結局のところは一般的な基準をもとに個別に判断せざるを得ないが、その時の手掛かりとしては、先例及びそれに対する国民の評価との関係で今回はどのように業績等が評価されるかを説明すべきであり、それが理解を得られるかどうかということになる。（曾我部氏）
- 岸田総理は安倍元総理の国葬儀を実施する理由を説明したが、この説明の評価を述べることは控えたい。（高橋氏）
- 国費を使う以上、超党派の支持が一つの基準になると思う。今回をきっかけとして、総理大臣経験者については、生存中に自分が亡くなったときはどうしたいのか意向を聞くこととすれば、それも決め手の一つになると思う。
- 法的な基準を作るということは難しいのではないかと。少なくとも、今後に向けて、超党派の支持と本人の意向ということを考えてもいいと思う。（詫摩氏）
- 誰を国葬儀の対象とするかについてコンセンサスを得ることは困難であり、あらかじめ「国葬法」を制定することは不可能に近いと思う。ただ、手続や予算の仕組みはあらかじめ規定しておき、具体的な実施は国会の議決によるという立法は検討の余地がある。
- 多様な価値観を前提とする戦後の民主主義社会と国葬儀はなじまず、佐藤元総理や中曽根元総理に関しても、功績はあったと思うが、このような理由で国葬儀の実施に至らなかったと思う。国民葬、内閣葬、自民党葬など、過去の事例・形式を踏襲したほうがよかったと思う。

- 時の総理大臣の判断に委ねていい問題とそうではない問題がある。元総理大臣の国葬儀がどちらに当たるのかということになるが、今回、最終的にはかなり反対の意見が高まったということを考えると、必ずしもその時の総理大臣の判断に任せてしまってよい問題とは言えないと思う。国民に弔意を求める、あるいは国民全体で弔意を表するために国葬儀があるとすれば、その時の国民の判断よりも、総理大臣の判断を優先させていいとは軽々に言えない。(武田氏)
- 大前提として、総理大臣経験者は国葬にはなじまないと考える。日本の政治は、議員から総理大臣を選ぶ議院内閣制であり、どうしても党派対立を抱えてしまう。そうした党派対立を抱える人物を、国全体として悼むという儀式としての国葬の対象とすることは適切ではないのではないかと。
- 総理大臣経験者の公的葬儀は近年、内閣・自民党合同葬として行われることが慣例化しているが、今の選挙制度は政権交代があり得るという制度設計になっており、政権は自民党だけが担うわけではない。内閣と政党の合同葬として行うとしても、自民党以外の政党出身の総理大臣経験者にも適用できるような普遍性を持つものでなければならない。
- 留意すべきは政党本部が受け取る政党助成金は税金であるということだ。例えば、内閣・自民党合同葬で自民党本部が費用を半分負担するとしても、その7割程度は政党助成金から出ているという見方もできる。内閣と政党の合同葬であっても、納税者としての国民の理解を本当に得られるのか、ということも考える必要がある。(豊田氏)
- 外形的な基準はなかなか決め難いだろう。歴代総理大臣経験者が亡くなれば、その都度葬儀の在り方を検討してきたと思う。
- 葬儀の形式については、総理大臣経験者の業績も様々であり、亡くなり方を含めて考えると、事前に想定できない事態も生じる。対象者の基準を前もって決めておくことはできないのではないかと。
- 安倍元総理の国葬儀をめぐり大きな議論があったことを考えると、これを前例にして、国葬儀実施や対象者の基準を決めることは適切でないと思う。(永井氏)
- 法律で細かく縛ればよいというものではない。とりわけ国民の権利が制約されるというような種類の事項でもなく、政治的な判断でなされることでよいのではないかと。法律で制約する性質の事項ではなく、対象者を明示的かつ一律に定めるのは極めて難しいと考える。
- 結局のところ、ある種の抽象的な基準のようなものを定めたところで、形骸化する可能性は否定できない。結局は誰かが最終的に判断をすることになる。誰が最終的に判断するのかということ、やはり時の総理大臣ということになるし、そうとしか定めようがない性質のものではないかと。(西田氏)
- 総理大臣経験者の国葬儀は、極めて例外的で重要な功績を残した総理大臣に限定されることから前例が少なく、政治情勢や社会情勢の影響を大きく受けるということからも、実施に当たっての一般的な基準等についてルールを策定することは困難であり、それぞれのケースに応じた柔軟な対応が必要だと思う。
- 総理大臣経験者のうち、どのような要素をもって国葬儀の対象にするのか考える際、基本的には実質要件と形式要件の双方が求められる。
- 何故安倍元総理が他と違うのか、どのように特別で重要な役割を担ったのかといったことについて、岸田総理が丁寧に説明する必要があったと思う。そういった意味では、閣議

決定後の事後的な手続や説明については、必要十分なものであったと思うが、一方で、閣議決定前の段階において、対象者についての国民の幅広い支持や与野党でのある程度のコンセンサスを獲得するための努力が必要であったという点は、今後留意すべき事項だと思う。

(細谷氏)

- 幾つかの基準、メルクマールのようなものを、なるべく与野党合意であらかじめ定めておき、そのような基準を満たした場合には国葬儀の候補になりうるとする、そういう判断手続についての慣習、習律のようなものを作っていくのがよいのではないかと思う。
- 安倍元総理に多大な功績があり、また、諸外国から多くの弔意が寄せられていることを国葬儀の理由として挙げたが、理由としては厳しい。主観的なグループに入るものが理由として挙げられていたと思う。他殺であった、非業の死であった、あるいは歴代最長政権であったという客観的な理由で、それだけで国葬儀にするに値すると説明していれば、それなりに説得力があったのではないか。(南野氏)
- 「国葬儀」にする人物の基準を設けるのは難しい。もし総理大臣経験者の「国葬儀」を制度化するならば、全員「国葬儀」にするしかないと思う。政治家の業績に対して良い評価と悪い評価とがあるのは当然である。これは安倍元総理に限らず、どなたでも同じ。基準を明文化することは、不可能だと思う。
- 政府は、安倍元総理の「国葬儀」を内閣葬ではなく「国葬儀」にする理由が説明できていなかった。内閣葬と「国葬儀」の線引きも難しい。
- 「国葬儀」を行うのであれば、褒める「顕彰」だけではなくて、総理大臣の執務文書の公開など業績の功罪について国民が「検証」できる仕組みも併せて検討しなければならない。(宮間氏)

(論点) 経費や規模の妥当性

○経費や規模に主に肯定的な意見としては、

- ・ 政府が自らの責任で適切であると信じる規模の国葬儀にすればよい
- ・ 予備費の使用と既定経費の範囲内であるならば問題視することはない
- ・ 経費及び参列者などは妥当な規模だった
- ・ 国民一人当たりの負担を考えても多すぎたということはない 等

○経費や規模に主に否定的な意見としては、

- ・ 家族や所属政党にも一定の支出を求めるべき
- ・ 経済状況がよいとは言えない中で、多くのお金が投入された
- ・ 全額税金から支出したことには重大な疑問がある
- ・ 適当な金額に収まったが、規模としてはもっと小さくてよい 等

○参列者に関する意見としては、

- ・ 国会議員などは一部に限定し、残りは国民から選ぶことも考えられる
- ・ 次代を担う若い世代の参列がより多ければなおよかった 等

○一般献花に関する意見としては、

- ・ 一般献花の会場として総理官邸前の駐車場を使うことはできなかったか
- ・ 一般献花は各都道府県で実施してもよかった
- ・ 国の出先機関や地方公共団体でも献花台を設けるほうがよい 等

○その他の意見としては、

- ・ 経費は国葬儀終了後に可能な限りオープンにするべき
- ・ 式典以外の経費を切り出して公表したことは評価できる
- ・ 経費の透明性や公正な手続による運営が重視されるべき
- ・ オンラインで多くの国民が視聴できることは非常に望ましい
- ・ 経費が妥当であったことを国会で精査することが重要 等

(有識者から出された主な意見)

- 国葬儀として行うことで必要な経費は国庫から支出すべきだが、一般に葬儀を行うために必要な経費については、家族や所属政党にも一定の支出を求めるべき。特に政党が負担すべき経費を国が肩代わりしていると、党派的なものだという批判を受けることにもなるため、どこかで線を引くべきだと思う。(池本氏)
- 経費は時代、状況、物価によって異なるものであり、一概に幾らであると決定することは不可能だ。規模の問題も同様である。政府が自らの責任で適切であると信じる規模の国葬儀にすればよい。(岩田氏)
- 経費が国家予算の予備費の使用であり、警備費などは既に計上されている既定予算からの支出の範囲内であるならば、特に問題視することはないと考える。事前に国会に諮り、決議などを経る必要はない。国葬儀終了後に、可能な限りオープンにするべきである。(上久保氏)
- 経費については、安全を確保するという意味ではどうしてもある程度の費用が掛かるわけで、12億円台半ばは妥当な金額ではないかと思う。(川上氏)
- 経費の多寡についてはなかなか判断ができない。
- 国会議員などの参列はごく一部に限り、残りは並んだ順番やくじ引きなどでもよいので、国民から選ぶことも考えられるのではないか。(北岡氏)
- 今回の国葬儀の経費は、妥当だった。経費は、当然にこの程度掛かる。
- 一般献花の会場として、安倍元総理にゆかりのある総理大臣官邸、その前の駐車場、車寄せを使うことはできなかったのだろうか。
- 国葬儀である以上、一般献花は各都道府県で実施してもよかったと思う。(君塚氏)
- 日本の各界及び諸外国・地域や国際機関から多数の参列者があった。経費及び参列者などは、妥当な規模だったと考える。
- 警備上の課題もあると思うが、次代を担う若い世代、例えば大学生や大学院生の世代の参列がより多ければ、なおよかったと思う。(榊原氏)
- 費用の妥当性は一概には何とも言えない。他の事例と比較ができないということはあるが、今回は国民一人当たりの負担を考えても、経費が多過ぎたということはないだろう。
- 規模は妥当で立派な葬儀が行われたと考えるが、地方でも献花をしたいと思っていた人はたくさんいたと思う。国の出先機関や地方公共団体でも献花台を設けることができればなおよかったと思う。(坂元氏)
- 類似行事の比較が難しいとの話があったが、今回、式典以外の経費を切り出して公表したことは評価でき、先例にしてはいかがか。(曾我部氏)
- 今回の経費や規模が妥当かどうかについては、責任を持って述べることはできない。(高橋氏)

- 今回、経済状況がよいとは言えない中で、多くのお金が投入された。警備費にお金が掛かったという印象を受けた。不測の事態に備えた警備があったとすれば、合意が形成されていない中で実施したことにより、よりお金が掛かってしまったということになる。（詫摩氏）
- 当初想定されていた金額よりは低かったが、最終的に6割以上の国民が反対していたことを考えると、国葬儀として全額税金から支出したことには、やはり重大な疑問があると言わざるを得ない。
- 国民葬のような形にして、寄付やクラウドファンディングをして、全額税金から支出するというのを避けることが必要だと思う。（武田氏）
- 今後、政治家の国葬儀が行われることはないと思うが、政府が関与して葬儀を行うのであれば、その規模や費用はその都度、国民が納得できるような規模と額にしなければならない。（豊田氏）
- 経費の多寡に関する評価は判断しかねる。支出された経費の透明性や、公正な手続による運営といった点が重視されるべきだ。（永井氏）
- 事案が事案だけに、経費も規模も妥当なのかどうか、一概には評価できない。（西田氏）
- 今回の国葬儀は、オンライン、オフラインと両方の面での国民の参加があった。オンラインでの対応は、オフラインと比べると大幅に経費が限定される。そういった意味では、今回の国葬儀がオンラインで多くの国民が視聴できるようになったことは、経費の観点からも、より幅広い参加という観点からも、更に言えば、コロナ禍における安全性の確保という観点からも、非常に望ましい措置だったと思う。
- 今回の国葬儀の規模や経費については妥当なものだと思うが、吉田元総理の国葬儀も半世紀前のことであり、過去の例と比較することは、その時々々の技術水準等々の違いを含め、極めて難しい。他の例と比較して妥当性を評価することよりも、それぞれの経費が妥当であったということを国会でしっかりと精査することが、妥当性を担保する上で重要だと思う。（細谷氏）
- 今回、全ての経費を公表したことは非常によいことだったと思う。12億円、国民1人当たり10円程度であり、適当な金額に収まったのではないかと思う。他方で、規模としてはもっと小さくてよいと思う。（南野氏）
- 経費は、「国葬儀」を考える上で、もちろん、国民の関心事の一つではあるが、それ以前の問題ではないかと思う。（宮間氏）

## (論点) その他

### (弔意表明の協力)

- 協力を国民等に求めなかったことに主に肯定的な意見としては、
  - ・ 個々人から湧き出る弔意によるものであるべきであり、国民に対して弔意を呼びかけなかったことは適切だった
  - ・ 時代が大きく変わっており、弔意のお願いをしなかった判断は適切
  - ・ 日本社会の実態を見ると、要請そのものに慎重になるべき 等
- 協力を国民等に求めなかったことに否定的な意見としては、
  - ・ 国として最高の礼遇を意味する国葬儀において、地方公共団体等に協力を求めなかったことは適当でない
  - ・ 弔意を強制するものでないということを発信してしまったがために、逆に弔意を示しにくくなってしまった。
  - ・ 要請したほうが全体的な整合性が取れたのではないか、自治体の自主的な対応に委ねたことは混乱を助長した 等

### (決定から実施までの期間)

- 決定から実施までの期間については、
  - ・ 実施が遅きに失したことが最大の問題だった
  - ・ 期間が空いた間に批判が高まったこともあり、日程設定と場所の確保が大きな課題として残った
  - ・ 決定から実施まで2か月半は少し長かった。あらかじめ準備しておき、国葬儀を行うと決めたときにはすぐに招待状を出すなどできないか 等

### (意見聴取)

- 今回の意見聴取については、
  - ・ 賛否双方の意見、議論の内容、意思決定のプロセスの記録が重要
  - ・ 今般のヒアリングを含めて、様々な声を聞いて、反映し、それに応えることが国民の理解を深めることにつながる
  - ・ 国葬儀を続けることを前提とせず、現代の日本社会において、特に政治家の業績を国として顕彰する国葬儀は必要なのか、国葬儀の是非を議論すべき 等

(有識者から出された主な意見)

- 英国では、1965年のチャーチル以降民間人の国葬はなく、それ以前は戦争で国に尽くした人が多いことが特徴である。19世紀以降政治家の国葬は4名であり、最近ではサッチャー元首相が2013年に国葬より一ランク下の儀礼葬になっている。国葬の対象は基本的に国王であり、国王以外の人を国葬する場合には、国王の許可と財政支出に関して下院の同意が必要である。儀礼葬の場合は国王の同意は必要だが、議会の同意は必要ない。国葬の対象になる可能性のある当人の意向を事前に確認する慣習になっている。チャーチルは事前に国葬に同意し、サッチャーは辞退したと報じられている。
- フランスでは、国葬に加えて、更に格上の制度としてパンテオンへの埋葬がある。前者は大統領のデクレ（命令制定権）によるが、後者は議会の同意が必要である。死後しばらくたってからパンテオンに移されるケースもある。いずれにせよ、文化人が多い。1958年に第五共和制となって以降は、国葬された政治家はいない。おそらく、初代大統領のシャルル・ド・ゴールが本人の希望で国葬にならなかったことが影響していると考えられる。
- ドイツでは、国葬と国家追悼があり、違いは政府のウェブサイトを見てもよく分からないが、連邦大統領が決定する。対象は基本的に政治家のみだが、テロや自然災害の犠牲者が対象になることがある。首相・大統領経験者は全て国家追悼の対象となっており、その他、一部の閣僚・州首相なども対象となったケースがある。
- イタリアでは、大統領・首相・国会議長・最高裁長官経験者と、現職で亡くなった閣僚は法律の規定で必ず国葬になる。それ以外に、閣議決定に基づいて、国のために尽くした人や国に名誉をもたらした市民に国葬が認められることがあり、文化人が多い。(池本氏)
  
- 国葬儀は実施が遅きに失した。これが最大の問題だった。この間に旧統一教会の問題が噴出し、安倍元総理への悲しみよりも非難が集中的に報じられる結果となった。また、人間の喪失感は持続しない。悲しみ悼む思いは日々薄れていく。この意味でも国葬儀は速やかに行うべきだった。
- 国葬儀の説明に関し、各国の国葬儀を参照し説明してもよかったのではないのか。各国の国葬儀を比較検討し民主主義国家における国葬儀の意義を考えることは重要であろう。
- 政治的決断は瞬間的民意にのみ従うべきではない。後世から振り返っていかにあるべきかを追求するのが政治という営みである。時が熱狂と偏見を和らげた際、今回の国葬儀の意義は見直されることになるだろう。(岩田氏)
  
- 仮に今回の葬儀が内閣・自民党合同葬であれば、批判は少なかったのではないか。その場合でも、一部から「なぜ国葬儀でないのだ」という批判は起こったかもしれない。結果論であるが、今回のような形で国葬儀に関する議論が起こるよりも、「安倍元総理を国葬儀で送るべきではなかったか」という議論が起こっていたほうが、よほど健全であり、妥当ではないか。
- 安倍元総理の死去から国葬儀までの期間が空いた間に、国葬儀に対する批判が高まったということもあり、日程設定と場所の確保が大きな課題として残ったと考える。
- 感情論を排し、落ち着いて今後を考える一つの方策として、今後全ての総理大臣経験者を国葬儀とすることを議論してはどうか。それは、多様な人々が、多様な思想信条を持つことをお互いに尊重し合う日本社会を再構築する契機となるのではないだろうか。(上久保氏)

- 国葬儀の準備が短期間では難しいということはあると思うが、2か月半という期間は少し長かったと思う。2か月半という期間をもう少し短くすれば、今回のような分断は避けられたのではないかという印象を持っている。
- 国葬儀を行わなければならない場合に備えて、あらかじめ準備をしておいて、国葬儀を行うと決めたときには、すぐに招待状を出すなどできないか。
- 弔意については、これからの時代は、弔意を示したい人が弔意を示すということになっていくのではないか。国は、こういう形で弔意を表すということモデルケースとして示すとか、そのくらいはやってもよいと思う。（川上氏）
- 安倍元総理の逝去に対し、インド、ブラジル、カンボジアが国家として喪に服している中、日本が喪に服さないことに違和感を覚えた。
- 運営面について言えば、海外からの弔意に応えると言っているにもかかわらず、海外からの参列者の肩書きや名前を全て紹介しなかったことは、失礼だったのではないか。（北岡氏）
- 海外から安倍元総理に授与された勲章について、今回の国葬儀の祭壇には、一部の勲章のみが飾られ、飾られていないものが多い。よほどのことがない限りは、礼儀として全ての勲章を飾るべきである。
- 国葬儀であるならば、今の御時世は天皇皇后両陛下にお出ましいただいてもよいのではないか。いわゆるレセプションにも天皇皇后両陛下にお出ましいただければ、格上の海外要人がより参列した可能性もあったと思う。国として執り行うのであり、いわゆる天皇皇后両陛下の政治利用には当たらない。
- 今回の国葬儀においては、国民に対して弔意を呼び掛けなかったことは適切だったと思う。個々人から湧き出る弔意によるものであるべきであるし、決めた時間に黙とうするように押し付けることは難しいと思う。（君塚氏）
- 国葬儀の実施に当たって、弔旗の掲揚や黙とうを各府省に求める閣議了解を今回見送ったこと、地方公共団体や各教育委員会などに弔意表明の協力を求めなかったことは、適当ではないと考える。国として最高の礼遇を意味する葬儀が国葬儀であり、その趣旨を踏まえて対応すべきだったと考える。（榊原氏）
- 弔意の強制などそもそもできるはずがなく、殊更に弔意を強制しないと言う必要はなかったのではないか。今回、弔意を強制するものではないということを発信したがために、逆に弔意を示しにくくなってしまった。弔意を表したい人が自然に表せるような工夫が大切である。あくまでお願いレベルだが、国民や地方公共団体にも弔意の表出をお願いすべきだったのではないか。（坂元氏）
- 今後、国が前面に出た葬儀の基準や手続を定め、実施することがあるとすれば、①国論の分断を避ける②国会が何らかの形で関与する③経費、積算根拠など関連情報を極力公開し、徹底した透明化を図る—ことが大前提と考える。（高橋氏）
- 静かに安倍元総理の業績をたたえ、静かにお見送りすることが本来の目的だったとすれば、今回の国葬儀をめぐって、国が分断されたことは、見ていて残念な部分があった。弔い方は、国葬儀だけではなく、合同葬など歴代の総理大臣経験者に対して行われた方式で

も全く劣らないものであり、今回、国葬儀にこだわる必要があったのかと疑問に思う。(詫摩氏)

- そもそも国葬儀というものが、国民全体で弔意を示すために行うものであり、国民に弔意を求めないのであれば、国葬儀の意味が損なわれると思う。国葬儀は、国民全員とまでは言わなくとも、多くの国民が弔意を表すためやるものであり、だから税金を使うことも正当化される。国葬儀を行うが、弔意は強制しないという説明の仕方は、無理があると思う。(武田氏)
- 安倍元総理の国葬をめぐる政府の検証作業は、国葬を前提とせず、どのような公的葬儀の在り方がよいのか、という視点で進めていただきたい。
- 総理大臣経験者の公的葬儀は、ある程度の大枠や方向性を決めておいて、時代の変化に応じて政府が臨機応変に対応できる部分を残しておけばよいのではないかと。硬直的な制度をつくると、柔軟な対応ができなくなる。(豊田氏)
- 国葬儀の判断を安倍元総理が亡くなった6日後に行ったことは、タイミングとして果たして適切だったのか。もう少し慎重に検討しても良かったのではないかと。
- 検証作業においては、賛否双方の意見、議論の内容、意思決定のプロセスを記録することが重要だ。岸田総理は行政府の長でもあるが、政治家でもある。国葬儀実施をめぐる政治家としての判断は岸田総理自身しか分からないことがある。どういう考えで、どういう気持ちで判断したのか、信頼する歴史の専門家に話をされて、将来に残してもらいたい。政府以外の団体や研究者らが、自らの行動や世の中の見方など、それぞれの記録を残すことも大事だろう。(永井氏)
- 内閣・自民党合同葬という通例と違ったことをしても賛成一色にならなかった、結果、個人崇拜のような状況が起きてないということは、結構大事だという印象を持っている。
- 個人葬や県民葬を含めて多くの国民の目には一体になって写りがちだ。明確な区別がしにくい性質の儀式であるということについて留意をしながら、運営されるべきだ。多くの行事が全て渾然一体になって国や公的機関が儀式を行っている見えがちだったのではないかと。
- 国葬儀を実施するのであれば、半旗の掲揚など、むしろ要請したほうが、全体的な整合性がとれたのではないかと。国葬儀の開催を判断したのであれば、やはり弔意や半旗は要請した方がいい。自治体の自主的な対応に委ねたことで、無責任とまでは言わないが、混乱を助長した側面は否定できないのではないかと。(西田氏)
- 今般のヒアリングも含めて、様々な声を聞いて、反映し、それに応えるということが、国民の理解を深めるということにもつながってくると思う。
- 吉田元総理の国葬儀と今回の国葬儀を比べると、時代が大きく変わったと思う。吉田元総理の国葬儀の際は国民に弔意のお願いをしたが、今回の国葬儀では行わなかったという判断は適切だったと思う。(細谷氏)
- 弔意を強制しなかったことは、当然とはいえ良かった。弔意の強制ではなく要請ならよいだろうという考え方は、法的には可能であるが、日本社会の実態をみると、いわゆる同

調圧力的なものも含めて、政府が要請すると国民がそれに従うという空気、風土があり、要請そのものに慎重になるべきと考える。（南野氏）

- 「国葬儀」について、これを今後続けていくことを前提とした制度作り、基準作りの前に、まず、「国葬儀」自体の是非を議論するべきではないかと考える。自由な思想、多様な価値観というものを重んじる現代の日本社会において、特に政治家の業績を国として顕彰する「国葬儀」は必要なのか、まず議論されてしかるべきと思う。そもそも議論の前提となる国葬とか「国葬儀」が何であるのかということが、定義されていないことが問題である。
- 「国葬儀」の決定までのプロセスで、十分に過去の問題点が検証されなかったことが問題だと考えている。記録からは吉田元総理の「国葬儀」や佐藤元総理の国民葬などの際に出ていた問題点、公式制度連絡調査会議で出された論点などが十分検証され、それらをクリアした上で今回の「国葬儀」が実施されたようには見えない。
- 反発を招くことは必至だけれども、「国葬儀」と名乗るのであれば、吉田元総理の「国葬儀」と同じように、国民に弔意を求めるべきだったと思う。批判を受けて、国民に配慮して、弔意を要請しないという判断になったわけだが、国民の理解を得られないなら「国葬儀」ではなくて、内閣葬でいいのではないかという意見は当然出てくる。（宮間氏）

以上



## 2 意見聴取結果と論点（全文）

（五十音順）



## 池本大輔 明治学院大学法学部教授

(令和4年11月15日)

### (実施の意義)

- 一般論として、国家のために貢献した人物を党派や政治的立場の違いを超えてたたえることは望ましいと考える。その対象者の中に総理大臣経験者が含まれることは、その立場の重要性に鑑みて、当然あってしかるべきである。自由民主主義国家は、様々な意見・立場・党派間の対立を前提にするが、そのような対立はあくまで民主的な政治手続に対する合意や相手方への敬意を含む一定の節度に支えられたものでなければならず、そうでなければ自由民主主義は持続し得ない。同じ自由民主主義国家であっても国葬の在り方は国により様々であるが、国葬はそのような民主主義的な合意や節度の涵養につながるものであることが期待される。
- 国葬儀は外交的成果を第一に期待して行うものなのかということに関しては、疑問を持っている。安倍元総理の場合には、総理大臣を辞めてからの期間が比較的浅く、現職の方あるいは安倍元総理と同時期にその国の元首を務められた方が来葬されて、結果として一定程度、外交的な場になったと思うが、現職を辞めてから時間がたって、亡くなる方も当然に在るため、外交的成果は偶発的な事情に大きく左右されるものでないかと思う。そのため、制度について議論する際は、第一に念頭に置くべきことではないと思う。

### (国会との関係)

- 国葬儀の対象者を一般的な基準により定める場合には、国会の定めた法律によるべきであり、政治的な裁量に基づいて決定する場合にも、国権の最高機関たる国会の関与が望ましいと考える。
- 国家のために貢献した人物を党派や政治的立場の違いを超えてたたえることにより、民主的な手続に対する合意や一定の節度を涵養するために国葬儀が存在しているとすると、政府・与党と少なくとも野党第一党の間の合意が存在することが強く望まれる。

### (国民の理解)

- 政府・与党と野党第一党の間で合意があることは、幅広く国民の理解を得る上でも有益だと考える。
- 国民の関心事の一つは国葬儀に掛かる費用であると考えられるので、費用の妥当性について国会その他の場での説明が必要である。その上で、岸田総理や松野長官が議院運営委員会や記者会見の場で説明されたことは評価する。
- できるだけ多くの方の賛同を得るために、国葬儀の実施に当たって国民生活に不便をもたらすことは極力避け、基本的人権として憲法上保障される内心の自由に反するような強制は行うべきではない。英国でもエリザベス女王の国葬に対する反対活動は一部見られたが、国葬儀の実施に対する反対活動も民主主義国家においては当然認められるべきである。

### (対象者)

- 現在は政治がイデオロギー的に分極化し、政治家の評価が分かれる時代である。諸外国の経験に鑑みても、卓越した功績を残した一部の総理大臣経験者のみを内閣の裁量に基づいて国葬儀の対象とし、なおかつ国民の幅広い支持を得ることはかなりの困難が伴うと考える。今回、安倍元総理の国葬儀の是非をめぐって国論が二分されることは、先に述べた国葬儀実施の意義に照らし合わせると望ましくない。
- 一つの解決策は、総理大臣経験者を一律に対象にする、あるいは在任期間等、極力客観的な指標のみに基づいて対象を選び、政治的な裁量を排除することである。対象の選定に裁量の余地を残す場合は、不偏不党性を担保するような仕組みが求められる。具体的には、葬儀の在り方について内閣のみで決定するのではなく、与野党間で協議を行う仕組みを設け、一定の合意に到達することを目指すべきである。
- 裁量を残しているケースだと、英国が該当すると思うが、具体的にどのような協議が行われているかは分からない。サッチャー元首相を国葬ではなく儀礼葬にすることは、与野党間での合意を取り付ける上で重要な要素だったのではないか。代わりに、野党第一党党首が国会で追悼演説を行うということでもまとまったのではないか。
- 国葬儀の対象を総理大臣経験者に限定する必要性はない。国葬の対象は同じ自由民主主義国家でも大きく異なり、英国は戦争で貢献した者が、フランスやイタリアは文化人が多い。日本においても、我が国が重視すべき価値は何であるのか十分に議論した上で、国葬儀の対象になる人物の範囲を決める必要がある。この点については、今回の議論を聞いていて、欠けていると思った。

### (経費や規模の妥当性)

- 英国のサッチャー元首相の儀礼葬の経費は約5億円だったと言われており、12億円という経費はやや高いが、そこまで高いわけでもなく妥当だと考える。
- 国葬儀として行うことで必要な経費についてどのように負担するかという議論になると思うが、サッチャー元首相の場合には家族が負担した部分もあった。国葬儀として行うことで必要な経費は国庫から支出すべきだが、一般に葬儀を行うために必要な経費については、家族や所属政党にも一定の支出を求めるべき。特に政党が負担すべき経費を国が肩代わりしていると、党派的なものだという批判を受けることにもなるため、どこかで線を引くべきだと思う。

### (その他)

- 英国・フランス・ドイツ・イタリア4か国について調べた限りでも、どのような人をいかなる手続に基づいて国葬やそれに類似した形の葬儀の対象にするか、国によってかなり大きな違いがある。
- 対象者でみると、英国では、1965年のチャーチル以降民間人の国葬はなく、それ以前は戦争で国に尽くした人が多いことが特徴である。19世紀以降政治家の国葬は4名であ

り、最近ではサッチャー元首相が 2013 年に国葬より一ランク下の儀礼葬になっている。フランスは国葬に加えて、それより格の高いパンテオンへの埋葬があり、いずれも文化人が多いのが特徴である。第五共和制創設以降、政治家はパンテオンへの埋葬が 1 名のみであり、シャルル・ド・ゴールも含めて、大統領経験者で国葬された者はいない。ドイツには国葬と国家追悼の制度があるが、基本的に政治家のみが対象となり、第二次大戦後両者を合計して 80 件ほど行われている。イタリアは法律で首相・大統領・国会議長・最高裁長官経験者は全て国葬と規定されており、閣僚でも現職で亡くなった方は国葬の対象になり得る。それ以外に民間人が対象となる場合は、その都度閣議決定で行う仕組みとなっている。

- 手続的には、英国の国葬は下院決議、フランスのパンテオンへの埋葬には国会の決議が求められる。イタリアは一定の公職者については法律の規定があり、その他は閣議決定される。ドイツの国葬・国家追悼はともに連邦大統領の命令に基づくという規定になっている。
- 4 か国には相当なバリエーションがあるが、政治家の中で卓越した業績を残した首相・大統領経験者だけを国葬の対象とする国は現在では存在しない。英国はサッチャーが国葬より一ランク下の儀礼葬になり、イタリアは国葬の対象が一定の公職経験者で幅が広く、フランスは政治家はほぼ対象となっておらず、ドイツは首相経験者が皆、国家追悼になっており、英国とイタリアを組み合わせてイタリアに近い仕組みとなっている。政治家に対する評価は分かれば、国葬の対象となる政治家を限定しようとすると、党派を超えた合意を作るのが困難であることが一因だと考えられる。
- 国によって国葬対象者・手続に相当な違いがあることは、リベラルデモクラシーの基本原則から国葬の詳細について一義的な結論を導くのは不可能であることを示唆する。その国が重視する価値は何であるのか、フランス、イタリアの場合は、文化人が非常に多い特徴があり、自らを文化国家として規定しているがゆえのものであると考えられる。それぞれの国家の在り方が反映されるのが国葬の制度だと考える。日本において国葬儀の制度的な整備を図る場合にも、我が国の重視する価値や国の中心となる機関についての議論が欠かせない。
- 英国の場合は、国葬と儀礼葬がある。国葬の対象は基本的に国王であり、国王以外の人を国葬する場合には、国王の許可と財政支出に関して下院の同意が必要である。儀礼葬の場合は国王の同意は必要だが、議会の同意は必要ない。チャーチル元首相が 1965 年に国葬になった際は、首相在任中の 1953 年に脳卒中で倒れたときに、即位したばかりだったエリザベス女王が葬儀の準備をするよう指示を出したと言われている。生前から長い時間をかけて準備がされている。英国では、ノーフォーク公が代々国葬を担当する専門の役職を務め、チャーチルの葬儀の責任も負った。チャーチル逝去時に首相を務めていた労働党のウィルソンは、国葬に反対せず、首相自らが議会に対して国葬を提案する動議を出し、与野党間で合意があったため、動議は投票なしで可決されており、葬儀では労働党のアトリー元首相がチャーチルの棺を担いだ。民間人の国葬はまれなので、どのような手続に基づいて決定されているのかはつき

りしないところもある。チャーチルの場合も、内閣や野党の保守党が事前に相談されたかは不明である。19 世紀にグラッドストーンが国葬された際も、動議は投票無しで可決されており、二大政党間の合意なく政治家が国葬された事例は見当たらない。

- 国葬の対象になる可能性のある当人の意向を事前に確認する慣習になっている。チャーチルは事前に国葬に同意し、サッチャーは辞退したと報じられている。先日のエリザベス女王の国葬の際にも行われた正装安置については、儀礼葬でも行われるが、航空機の上空飛行も含めて本人の意向で行われなかった。サッチャーが国葬を辞退した正式な理由は分かっていないが、報道を参考にすると、国葬にすることの是非をめぐって、国会で論争になることを嫌った、チャーチルと自分は同格でないと思っていた、コストがもたないと思えた等の要因が挙げられている。サッチャーの逝去を受けて行われた下院の緊急審議では、キャメロン首相だけでなく、野党第一党党首として、労働党エド・ミリバンドも追悼演説をしているが、功績・失敗・論争点に幅広く言及した内容になっている。儀礼葬であるため、下院での決議は行われていない。国葬より一ランク低い儀礼葬として下院の決議を避け、コストも 5 億円程度と比較的安上がりにした上で、野党第一党党首も追悼演説を行う形で葬儀が執り行われたことは、国葬に賛成、反対だった人に対する一つの妥協点だったと考える。儀礼葬にどのようなプロセスで至ったのかははっきりしていない。本人が国葬を打診されて辞退したのか、儀礼葬として受けて本人が了解し、結果的に国葬を望まなかったのかは分からない。民間人で国葬とされた人は、戦争で国に尽くした人が多く、チャーチル以前では、グラッドストーン、パーマストン、ウィリアム、ナポレオン戦争で勝利したウェリントン公爵の 4 人である。ディズレーリは本人が辞退したと言われている。他は、英国が戦った主要な戦争の指揮官が国葬の対象となっている。文化人で国葬された人物は少なく、ニュートンぐらいだと思われる。儀礼葬の対象になったのは、サッチャー元首相のほか、最近ではフィリップ殿下、エリザベス女王の母、ダイアナ妃などがいる。ダイアナ妃については当初、儀礼葬にすることは、既に王室から離れていることもあり、女王は否定的であったが、当時のブレア首相がエリザベス女王に進言したと言われる。
- 事前に当人の意向を確認するという事は非常に不躰な話だが、しっかりと判断できるうちに確認しておくという意味なのだと思う。
- 国王の葬儀に関してもかなり時間をかけて準備をしており、そういったことが起きないことを期待する意味のコードネームの計画を立てる。どのような形で国葬を行うのかということに関しては、過去の議論の蓄積があるため、一定の議論の落としどころもできていることが前提になっていると思う。英国は成文憲法典がない国で、慣習の積み重ねでルールができてきているところもあることから、日本ではこの仕組みを導入することは難しいと思う。
- 英国で国葬のための支出に議会の同意を得るのは、それが議会政治にかなう、民主的だという理由もあるかもしれないが、議会が中心の国であり、葬儀の格を高めるためという面のほうが強いように思われる。

- フランスでは、国葬に加えて、更に格上の制度としてパンテオンへの埋葬がある。前者は大統領のデクレ（命令制定権）によるが、後者は議会の同意が必要である。死後しばらくたってからパンテオンに移されるケースもある。いずれにせよ、文化人が多い。パンテオンに埋葬されている人物としては、戦後の政治家では女性のシモーヌ・ヴェイユがおり、厚生大臣として人工妊娠中絶を合法化したほか、欧州議会議長、憲法院の判事を長く務め、党派を超え幅広い敬意を集めた人物であり、あまり政党政治家という印象は受けない。ヨーロッパ統合の父であるジャン・モネやレジスタンス関係者などもパンテオンに埋葬されている。いわゆる政党政治家は戦後、パンテオンには埋葬されていない。第四共和政までは国葬された政治家がおり、レオン・ブルム等がこれに当たる。1958年に第五共和制となって以降は、国葬された政治家はいない。おそらく、初代大統領のシャルル・ド・ゴールが本人の希望で国葬にならなかったことが影響していると考えられる。国家に貢献した軍人を祀る場所としてはオテル・デ・ザンヴァリッドがあり、ナポレオンはここに墓所がある。
- ドイツでは、国葬と国家追悼があり、違いは政府のウェブサイトを見てもよく分からないが、連邦大統領が決定する。対象は基本的に政治家のみだが、テロや自然災害の犠牲者が対象になることがある。最近だと、2006年にジャワ島で大地震が起き、かなりの犠牲者が出たが、まとめて国葬になったとのこと。合わせて80件ほど行われているが、首相・大統領経験者は全て国家追悼の対象となっており、その他、一部の閣僚・州首相なども対象となったケースがある。ただ、例外として、ヘルムート・コールは贈収賄の容疑がかかっていたことから、国家追悼は行われていない。こうした一律に首相経験者を対象にする場合でも、一部の者を除外するケースはあり得ると考える。
- イタリアでは、大統領・首相・国会議長・最高裁長官経験者と、現職で亡くなった閣僚は法律の規定で必ず国葬になる。それ以外に、閣議決定に基づいて、国のために尽くした人や国に名誉をもたらした市民に国葬が認められることがあり、文化人が多い。
- 国葬は党派を超えて国に尽くした人物を国全体としてたたえる儀礼であるとする、政府と野党第一党の間の合意がないと、国を挙げての葬儀とはならず、国葬を行う意義はかなり損なわれると思う。安倍元総理の国葬儀の是非をめぐって論争が起きたが、日本特有のものとは考えられない。先進国では政治的な分極化が進み、政治家の評価がその人の立ち位置によって大きく分かれる現状に鑑みると、一部の卓越した業績を残した政治家だけを国葬の対象とするという仕組みだと、何をもちって卓越した業績とするかをめぐって政治的な対立が起きるため、難しいと思う。政治家を国葬する場合、イタリアやドイツでは特定の公職を経験した者を一律に対象としており裁量の余地が狭く、英国ではサッチャーの例のように国葬から一つ下げた儀礼葬の形で行うことが葬儀を政治的な論争の対象にしないために役立っていると考えられる。

石川健治 東京大学法学部教授  
(令和4年12月6日)

(実施の意義)

- 国葬儀という国の行為が、国家作用上どのような意味を持つのかを、これまではっきりさせてこなかった。しかし、一連の国家作用の系統の中で、国葬儀を行うことがどういふものなのか、体系的な位置づけについて、本当は議論が必要だった。人の死を国家が祀ることは珍しいことではないが、それが国家作用上どのような意味を持つのか、突っ込んだ議論がされてこなかったこと、ツケが回っていると思う。若い世代の憲法学者の間でも、問題意識や素養がほとんどなくなっているのが実情だ。そうした中、内閣法制局がこの問題を軽く見たことも、ある意味当然だと思う。
- ローマ法以来、権力と権威の区別は、権力論、国家論の要諦であった。力だけで権威を伴わなければ、安定した支配にはならないし、逆に少し力が弱くても、権威があれば多くの人が服従する。権威と権力をどう割り付けるかについての問題意識が、少なくとも戦前まではっきりと存在し、しかも、権威と権力の両方がそれらの源泉としての天皇を経由する、という建て付けになっていた。同様に権威と権力を集中させる建て付けは、君主制だけでなく民主制でも可能であって、北朝鮮や中国のような民主集中制はその典型である。ところが、戦後の日本国憲法の下では、国家権力の正統性の源泉が国民に移り、天皇は統治権の総攬者の地位を降りて、権力が国会中心に再配分される一方で、権力と権威を回路として分け、後者の回路の維持は、象徴としての天皇に委ねられた格好になっている。こうした複雑な仕組みを、どう考えたらよいか。本来は戦後早い段階で、栄典大権をはじめ、権力ではなく権威にまつわる国家作用についても、法的な位置づけを全部やり直す必要があった。権威の回路については、戦後も天皇を通ず建て付けにはしたが、そうした権威の源泉は、戦後の民主制の下で、天皇のものではなくなったはずだからである。
- その際、権力のように実害を伴う問題ではないとはいえ、民主的な統治システムに変わった時点で、権威についても国家作用の源泉は国民に求めることになるのだから、やはり一度は国会を通しておくのが当然だ。そこを議論しておけば、たとえば褒章についても、1885年に内閣制度が創設される前の太政官布告(褒章条例)を使い回すのではなく、何らかの意味で、根拠となる法律を新しく用意することになっていたはずだろう。しかし、象徴天皇制のもとで、権威の回路は戦前も戦後も天皇を経由して、形の上では変わりがなかったため、なし崩しでやってきた。もちろん、関係者に問題意識や素養があったからこそ、難しい問題にあえて蓋をしてきた、という側面もあっただろう。その時点では、国家学、国法学に素養のある先生方が論じており、また、それを承けた法制官僚の側にも、問題の所在を見分けるセンスが、なお残っていたからである。ところが、そうした素養やセンスが、人々からだんだんと失われてきた。それが今回、いわゆる侵害留保説の形式的な適用から、国葬儀について法律上の根拠は必要ないと即断し、内閣に大きな政治的ダメージを負わせるに至った、判断ミスの根源だと思う。本来もう少し早い段階でやっておくべき宿題を、残しておいたツケが回ったということだ。

- 国家作用としての国葬儀についても、それがどう位置づけられるものであり、その正統性の源泉はどこにあり、そうだとすれば、どの手続的なルートを通すべきなのかという点について、もっと本格的に議論しておく必要があったと思う。かつての国葬令は、皇后・皇太后などを含む大喪儀全体を、国葬として位置づけていたが、戦後の皇室典範——戦前のそれとは異なって、法形式上は「法律」である——は、国葬としての大喪の礼の対象を、天皇(後に上皇も)に限定することで、皇后以下を国葬の対象から明示的に除外したとみられる。にもかかわらず、1951年に天皇の母(貞明皇后)の「大喪儀」を事実上の国葬として行ってしまった結果、なし崩しとなった。せめて1967年、吉田茂元総理の国葬儀のときに、国会できちんと議論しておけばよかったが、このチャンスも逃してしまった。当時は、国葬と国葬儀の区別すらなく、国葬儀は「国葬の儀」と読まれていて、国葬そのもののことだった。国葬儀と国葬は違うと政府が言い出したのは、少し後になってからのことである。早い段階できちんと筋立てて議論しておけば、仮に知識や素養が失われても、それに裏付けられたセンスが残り、道を間違えることはなかったのではないかな。そのような問題として捉えたほうがよい。
- およそ個別の権能や権限の背後には、国家機関がそれを行行使人々がそれに服従する際の内面的な根拠となる、権威や正統性の回路が同時に走っていることを、見落とすべきではない。後者の問題は、さしあたり法律家は議論しなくていいことになっている、というだけだ。権能・権限だけを論じて、正統性の問題を方法的に度外視する、いわゆる実証主義者もいるが、実際には、正統性なしに権限は動かない。よく挙げられる例は、憲法81条の違憲審査権だ。条文の字面だけ見れば、「全国民の代表」としての国会が決めたことを全部ひっくり返せる、オールマイティの権限であるが、実際には、そうした81条の権限を、裁判官たちは積極的に行使することができないでいる。国会議員と違って、民主的に選挙されていない自分たちには、そうした大それた権限を動かす正統性がないと、彼らを感じているからだ。権限の配分だけではなく権威の配分が問題になっていることが、ここに露呈するのである。そこで、人権保障のために、違憲審査権の積極的な行使を求める人たちは、ただ単に81条を援用するだけでなく、裁判官のために新たな正統性を調達する必要がある。たとえば、精神的自由については、ほかならぬ民主的な政治過程の前提条件であるから、裁判官はもっと積極的になっていい、という正統化根拠を考案して、積極的な権限行使を促そうとするのである。
- 権力と権威の回路を分ける、という工夫も、この文脈で理解される必要がある。直接公選の大統領を用意することで、統治における権力と権威を一元化したワイマール憲法が、大統領職と首相職を兼ねた総統ヒトラー登場の呼び水になった、という反省から、戦後西ドイツは、権威と権力を回路として分け、前者を担う大統領職を象徴化するとともに、権力は首相職に分配した。この仕組みが統一ドイツにも引き継がれて、概ね良いパフォーマンスを示している。

天皇が象徴化された戦後日本も、権力と権威の回路を分けたという点では、戦後ドイツと同様の建て付けになっているわけであり、そのメリットを生かす方向で、統治システムを運用すべきであろう。

- 今回の事例では、内閣府設置法によって「国の儀式」を内閣府が引き受けることは決まっているが、肝心の国葬儀を、国家作用として根拠付ける法律上の規定が存在しない。そのため、権威や正統性の問題が、国民の前にむき出しになってしまった格好である。法律の根拠がないなら、せめて「全国民の代表」である国会を通しておけば良かったが、それを怠ったために内閣が「民意」の直撃を受ける形となった。褒章条例のような形骸が回路として残っている場合は、問題が顕在化しなかったかもしれないが、国葬儀については、国葬令の廃止以降そもそも国家作用を通す回路について法的根拠がなかったため、戦後に権威の源泉が変わったという根本問題が露呈してしまい、思わぬハレーションを生んだのだ。もちろん、国民に服喪義務を課さない限り、権力論の観点からは法律の根拠を要しないが、問題はそれに尽きるものではなかったのである。
- 象徴作用として深刻だったのは、国葬儀でも家族葬でも、自衛隊の甲砲を鳴らしたこと。典型的な国葬作用を連想させる行為だ。戦場で亡くなった方の葬儀まで含めて、何段階かの国家的な葬儀作用が行使されている外国の例を見ても、そうしたなかで国葬を国葬たらしめるために、ただ音楽を流してみんなで偲ぶというだけでなく、宗教的な行為を伴う形にしたり、軍隊が甲砲を鳴らしたりして、差別化している場合が多い。国葬儀に天皇が直々に出てこられるわけでもないし、日本国憲法の政教分離原則により、葬儀に宗教性をもたせることも一切許されないとすれば、甲砲を鳴らすか鳴らさないかは、結構大きな区別になり得る。内閣葬なども含めて、その仕分けがしっかりできていないのではないかと。これもまた、象徴的な権威に関わる作用を軽んじ、それを系統的にどう整理するかを考えるセンスが無くなっていることの、現れなのではないかと思う。
- 今回の国葬儀については、安倍政権批判の立場から発言している方が目立ち、そこに、旧統一教会に安倍元総理が関与していたことで裏切られた思いを持つ一部の国民の声も、合流している印象がある。そうした批判も、国葬・国葬儀の是非をめぐる実体的な議論として、もちろん大切だが、それ以前に、踏んでおくべきプロセスを踏んでおかなかったという、立場性を越えた問題の方が深刻だ。それが混乱に拍車をかけたという印象がある。

#### (国会との関係)

- 執政機関が、民意や国民という政治的シンボルを独占できない形にすることが、権力分立制の重要な側面である。権限だけでなく正統性に着目することではじめて、実効的なチェック・アンド・バランスが可能になるのであり、権力の分立は、権限の分立であると同時に、正統性の分立を意味する。議院内閣制は、純粋な権力分立ではなく、政府を民選議院に作らせるシステムで、そのことによって、政府にも段階的に民主的正統性が付与されることに特徴があるが、それでもなお正統性が分立されているところに、例えば中国の民主集中制との違いがある。あくまで「全国民の代表」は国会であって、内閣が「民意」を独占できな

いように仕組まれているのである。もちろん、日本国憲法が用意した統治システムを前提にした場合でも、憲法自体が幅のある規定を置いているため、運用を通じて首相公選制に近づけることはできるし、そのような運用を応援する議論があるのも事実である。しかし、現行のシステムにおいて、政府（内閣）の形成には、あくまで国会を介在させる必要がある以上、内閣が「民意」を独占することはできない。公選首相の気分で振る舞い、独断で国葬儀の実施に踏み切った岸田首相の決定に対して、人々の直感が「違う」と受け止めたのが、今回の事例であり、その直感には理論的な裏付けはあるだろうというのが、私の見立てである。

- 国が亡くなった方を顕彰する作用にはグラデーションがあり、議院内閣制のもとで、政府限りで決定できるものも少なくないだろうが、今回は国葬儀という最上級の国家作用であるため、国会の判断を介在させるのが自然だったのではないかと。そうすれば、少なくとも民主的正統性を伴う決定だった、ということにはなる。

#### (国民の理解)

- 権威や正統性は、服従者の直感に働きかける部分が大きい。決定に「筋が通っていない気がする」という直感やセンスには、論理的な根拠がある場合が少なくない。今回の国葬儀については、必ずしも理屈で批判している人たちがばかりではないだろうが、以上のように筋立てて考えてみれば、「おかしいのではないかと」という直感には、根拠があることがわかる。その直感を軽視し、強引に事を進めてしまったことが、傷口を広げた。

#### (対象者)

- 国葬儀の対象者としてふさわしいか、国会で個別に審議することで、ますます内閣の決定の正統性を傷つけてしまう可能性はある。ただ、それは結局、対象者が国葬儀にはふさわしくなかった、というだけのこと。そうした紛糾を避けたければ、正統性の問題をクリアするために、国葬儀の対象者に関する客観的ルールを定めるのは一つの在り方だ。それほど難しい規定を法律で定める必要はなく、基本的な事柄だけ決めておいて、細目は政令や内規に委ねればよい。誰を国葬儀にするのかといった議論もなくなり、統治が安定化していく。ただし、ルール化すればルーティンになる。いきおい国葬儀の数は増えて、「また、やっているな」という感じになり、ありがたみが薄れることにはなる。
- それでは厳かでない、というのであれば、国葬儀の是非については、ハイレベルの決定として、その都度国会を通しておく必要がある。もし、今回あえて国会を通さなかった内閣の判断の背景に、野党から強い反対を受ける蓋然性への考慮があったのだとすれば、最初から国葬儀を回避して、内閣葬その他に切り替える、という判断が本当は必要だった。
- ルーティン化すると、ありがたみがなくなり、むしろ逆に、辞退した方がレガシーになる、という事態になるかもしれない。それを嫌がって、ルーティン化を回避するなら、国葬儀の決定については、その都度国会で批判に晒され、政治問題化する危険を引き受ける、覚悟が求められる。ど

ちらに行くかは、権威の再配分の仕方に関する、それぞれの国の建て付けの問題だ。

- 実証主義的な法律家は、そもそも論を封印できるところに、法律論の強みを見出す。けれども、問題の所在に関する知恵やセンスを失ってよい、ということを、それは意味しない。問題に蓋をしているうちにセンスを失ってしまうと、思わぬ判断ミスをおかしてしまうものだ。その意味でも、過去に筋道を通す努力をしていれば、今回のように事態を甘くみて傷口を拡げることには、ならなかったのではないか。実害がない問題なので、どうしても後回しになりがちだが、一度きちんと議論をしておけば、軌道を外れているかどうかについてのセンスが残り、落とし穴を直感的に回避できたはずだ。

石崎学 龍谷大学法学部教授  
(令和4年11月21日)

(法的根拠と憲法との関係)

- 今回の国葬儀実施に当たり、法的根拠についての政府の説明が曖昧だった。内閣府設置法と閣議決定という言い方はしていたが、行政権の行使であり、法律は必要ないということを経初からはっきり言うべきだった。野党や世論に押されて議院運営委員会に出席して、説明をしたことは、あの状況の中では丁寧だったと思うが、内閣は内閣の判断で毅然と行った方がよかった。具体的には、今回の国葬儀をめぐる議論を見ていて、日本国憲法が定める統治機構が、権力分立に基づく議院内閣制であるという理解が、意外と浸透していないと感じた。日本は議会統治制ではなく、議会万能の国でもない。議会の暴走に対して、行政権の担い手とされる内閣が場合によっては対立して、国会を牽制する、行政府と立法府を区別している議院内閣制だという理解が非常に浅い。まるで議会が万能というような憲法観がかなり広く、政治家の間でも国民の間でもいきわたっていることを私は危惧した。国葬儀の実施に当たりというわけではないかもしれないが、日本国憲法の定めた議院内閣制について、もう少ししっかりと理解を深める必要があると思う。最初の頃、政府も今一つははっきりと答えをもらわず、内閣府設置法と閣議決定を根拠と言っていたが、ではどうして閣議決定で行うことができるのかという点の憲法論が最初はなかった。
- 侵害留保説、憲法学で法規説と言うが、すごくマニアックな論点が絡んでしまった点が、今回の世論の混乱の一因だと思う。憲法学という立法についての法規説、行政法という侵害留保説は、大学教授や弁護士などの専門家は分かっている論点だが、この難しい論点がポイントになってしまい、国民からは非常に分かりにくかった。それは政府の責任でも国民の責任でもなく、不幸だったと思う。国会も今まで法規説、侵害留保説に立って立法してきた。それが、なぜ今になって突然、法的根拠がないという主張になったのかよく分からない。
- 国の重要事項についても、例えば国家行政組織法で定められる省庁を作るとか、直接には国民の権利義務には関わらないけれども、間接的には国民の権利義務と関わるようなことが重要事項だと思う。内閣府を作る、こども家庭庁を作るのであれば、間接的には国民の権利義務に関わってくるため、それは立法府マターだ。ただ、一度限りの儀式を行うことが法的議論として重要事項に当たるかという点、当たらない。そのため、重要事項留保説に立っても、今回の国葬儀は法律上の根拠は必要ないと考えます。
- 憲法第14条の法の下での平等に反するという意見は、誤解に基づく主張だ。憲法第14条は、権利利益において、ある人とある人が区別扱いをされている場合に、その区別に合理的理由があるかどうか、合理的理由がない場合は平等違反だとするルールだ。国葬儀については、特定の政治家、今回は安倍元総理を国葬儀にしたからといって、誰か別の国民が権利利益において不利益を受けたわけではなく、権利利益における不平等な扱いがない以上、そもそも平等の問題ではない。法的な権利利益について、国民の一部が不平等扱いを受けてはならないというのが憲法第14

条の平等原則であり、そもそも国葬儀を行ってもらふ権利は誰にもなく、特定の政治家が国葬儀の対象になったからといって、他の国民が権利利益において不平等扱いを受けたとは言えず、そもそも憲法第14条の問題ではない。

- 国葬儀を行うこと自体が弔意の強制につながり、思想の自由を侵すものだとの批判があるが、その指摘は全く当たらない。憲法第19条の思想の自由の侵害は、個々の国民が何らかの強制をされるのが前提。強制のモメントが全くないため、思想の自由との関係では全く問題はない。例えば、広く国民が国葬儀の実施に合わせて黙とうを強制されるとか、そういうことがあれば憲法第19条の問題が生じると思うが、全く強制のモメントがないため、思想の自由の侵害には当たらない。せいぜい一部の国民の不快感に過ぎない。
- 弔意について、現行憲法の下では強制できないと思うが、何の強制力もなく弔意を求めること自体は問題ない。現実にはあり得ないが、全国の自治体で記帳台が設けられ、記帳しなければ過ち料を課すことは、憲法上許されないし、それに近づいてはいけない。一般的に皆さんに弔意を表明してくださいとお願いする程度のものであれば問題はない。ただし、何らかの強制力をもって、例えば学校場で生徒、学生が抗い難いような状況で黙とうを強制するとか、そういうことがあれば憲法第19条との関係で問題になり、日本国憲法の下では行うことはできないと考える。弔意を持つかどうか、それを表すかどうかは、国民一人一人の感情の表れの問題であり、強制されて持つものではないと思う。

(実施の意義)

- 安倍元総理の国葬儀については、やはり亡くなり方が異常だった。安倍元総理の訃報に接して、国民が大きな喪失感を持ち、その喪失感を埋め合わせたという意味では大きな意義があった。吉田元総理の国葬儀とは、少し事情が異なる。吉田元総理は、サンフランシスコ講和条約を締結したことなどが評価されての国葬儀だった。安倍元総理は、史上最長の在職歴や大きな功績があったが、それだけではなく、安倍元総理の亡くなり方により国民が大きな喪失感を持った。それを埋め合わせるためにこういう儀式が必要だった。そのことを岸田総理が国葬儀を行う理由として説明したことは評価している。
- 一般論として、総理大臣経験者を国葬儀とすることは、当然あり得る。日本国憲法も国民の統合を前提にしている。憲法第1条にあるとおり、天皇陛下が国民統合の象徴であるが、国民の統合には、積極的には国旗や国歌、国民の祝日など、同じ国民としての意識を持つという機会はいろいろとあり、そういった国旗や国歌、国民の祝日やいろいろな儀式、国の儀式ではないけれども国民体育大会とか、そういうものを通じて同じ国民としての意識を高めていくという国民の統合は、普段からなされている。ところが、国葬儀については、積極的なものというよりも、国に大きな功績があった政治家が亡くなったこと、そこで国民が感じた喪失感を埋め合わせるという、消極的な国民統合だ。

これは決して喜ばしいことでない。喜ばしいことを通じて国民がまとまっていくというだけではなく、悲しいことがあった時にどう国民をまとめていくかが大事だ。そう思う。

- 国葬儀の外交的な成果、レガシーについては、自分の専門からすると評価し難いため、回答は控える。

#### (国会との関係)

- 閉会中審査での岸田総理や松野長官の説明は、野党や一部の国民からの反発の声に応えたような印象があり、丁寧だった。ただ、国会との関係で、行政権の行使について事前に内閣が説明しなくてはならないのかという点、そういうルールはない。将来、国葬儀があったとして、それについて総理大臣や官房長官が国会に出席し、事前に説明しなければならないとルール化するのは違う。日本国憲法が定める統治機構は、行政権と立法権が分立する議院内閣制であり、議会統治制とは違う。日本国憲法上は、どんなことであっても、行政権の行使について、内閣が事前に国会に説明をして同意を取らなければならない、ということはない。もう少し内閣はその点をしっかり説明してもよかったです。
- 国葬儀は、内閣がその裁量で行ってよい。国会の事前承認が必要であるとか、国会決議が必要だという考え方が国会至上主義だ。あくまでも憲法によって内閣に付与された行政権の行使に過ぎず、内閣に自由な裁量があつてしかるべき問題だ。官庁を作るものでもない国葬儀の実施について、その都度その都度国会の事前の承認が必要とする考え方が日本国憲法の権力分立、議院内閣制についての理解の低さの表れだと思う。そもそも、内閣自体が国会から選ばれている。総理大臣が国会から指名されて、国務大臣を総理大臣が任命し、国会に対して責任を負う仕組みになっており、独裁国家ではない。権力を分立させつつ、内閣が国会に対して連帯して責任を負う仕組みになっており、内閣の側に行政権の行使の範囲内で自由な裁量を与えることに問題はない。国会と内閣との関係について、憲法がどういう仕組みを想定しているのかについての議論があつてしかるべきだと思う。国会至上主義的な議論が出てくることに非常に違和感を覚える。
- 国会への説明は、事後でよい。総理大臣や国務大臣の国会に対する答弁と同じで、その責任で説明すればよく、事前に決議が必要という議論は、憲法の仕組みを分かっていない。そんなことは憲法に書かれていない。日本国憲法があえて権力分立制を採用していることについて、もう少し議論が深まってもよいと思う。
- 国葬儀は国の儀式であり、国権の最高機関である国会に対して当然説明してしかるべきという意見もあるが、それは議会の重視し過ぎ。憲法第 41 条の「国権の最高機関」というのは、憲法上もいわゆる政治的美称説であり、政治的に美しい名前を冠しただけで、特に意味はないというのが憲法上の多数説である。日本国憲法は、議会在内閣の上にある制度ではない。そのため、今回の国葬儀に関する議論を見ていると、日本国憲法の定める統治機構を議会对傾斜させて理解しすぎたのではないかと。あくまでも、憲法上は立法と行政は分かれており、憲法上、行政権の行使については、内閣はある程度自由に行ってよい。内閣を

議会对従属させるような議論の仕方は、憲法論として違和感が残った。

- 具体的なプロセスということで言えば、国葬儀が、吉田元総理の国葬儀以来、半世紀以上行われていなかったため、あまりにも唐突だったと考えられる。安倍元総理が国葬儀にふさわしいかどうかという問題以前に、そもそも国葬儀とは何かというところで、政治家も国民も混乱したのではないかと。そのため、今後は事前にルール化することが望ましい。国会との関係についても、政令という形か、法律という形か、難しいところだが、事前にルール化して、一定の場合には国が国葬儀を執り行うことについて、事前に与野党と国民の間で了解が得られていれば、これほどの混乱にはならなかったと思う。その意味では、内閣も国会も半世紀以上にわたって国葬儀の問題についてしっかり議論をしてこなかった責任がある。
- 事前のルールは、作るとしても非常に簡潔なものになると思うが、ルール化するのはなかなか難しい。今回、政府は、諸般の事情を考慮して国葬儀を行うこととしたという説明を繰り返したが、結局そうならざるを得ないのではないかと。国葬令がよいか悪いかは別として、国に大きな貢献があつたものの程度の基準しか設けられないと思う。国葬儀を行うことがあるということについて議会や国民の間で了解があれば、後はその政治家が国葬儀にふさわしいかどうかの議論になる。今回は安倍元総理が国葬儀にふさわしいかどうかという議論と、そもそも国葬儀をやること自体の是非という 2 つの議論があつた。少なくとも国葬儀をやること自体の是非については事前にルール化しておくだけで、混乱はかなり収まったのではないかと。国葬儀を行うことは、国民統合という見地から日本国憲法も想定していると考えられるので、政治の場、あるいは世論の間で国葬儀を行うことがあるという同意を事前に得ておく必要があると思う。国葬儀を行うことの是非について、政府の場でも、議会の場でも、この半世紀ほど議論はなかった。学会でも議論されておらず、国葬儀についての先行業績を探そうとしても見つからないのが実際のところだ。

#### (国民の理解)

- 岸田総理も松野長官も丁寧に説明していたと思う。記者会見等の場で説明したことは評価されるべきだが、今回、国民の間に不信感が生じた原因の一つは、半世紀以上行ってこなかったため、国民が国葬儀についてのイメージを全然持てなかったということだと思ふ。半世紀ぶりということから、国葬儀の式次第や内容について、もう少し丁寧に説明してしかるべきだった。9月27日のテレビ中継を見て、初めて国葬儀とはこういうものだと思った国民がほとんどだったと思う。政府もマスメディアも、国葬儀としてこういう内容の儀式が行われるということ、きちんと説明できなかったと思う。だから、なんだかよく分からないが、何か国の大きな儀式が行われるらしいという、何かイメージだけで賛否両論が起ってしまったのではないかと。行政の執行で難しい点もあると思うが、ある程度事前にこういう儀式を行うという説明があつてしかるべきだった。私自身も、テレビ中継で見て、国葬儀とはこういうものなのかと初めて知った。

- 私は安倍元総理を国葬儀にすることに賛成だったが、国民の多くは、そもそも国葬儀って何というのがほとんどだったと思う。その中で、歴史をさかのぼると、吉田元総理を除けば戦前のものが出てくる。大日本帝国憲法時代の国葬儀が、全部軍国主義と関係があるかというところではないが、大日本帝国憲法時代は、軍国主義の時代という理解が国民の間に強いため、今回の国葬儀が戦後の歴史を飛ばして大日本帝国憲法時代に、しかもその中のごく一部であった軍国主義時代と重ね合わされてしまった。そこは違うということを理解してもらうのが大変だったのではないかなと思う。
- 国民の理解を得るためには、国葬儀は、あくまでも安倍元総理の政治家としての考え方や方向性を肯定するものではないということ、政府はもっと強く言うべきだった。国として行うからには中立的なものでなくてはならず、国葬儀が、例えば安倍元総理の憲法改正という政治思想、政治面を肯定するもののように、誤解ではあるが、受け取られてしまったところがあると思う。あくまでも形式的に大きな存在だった安倍元総理の突然の死についての喪失感を埋め合わせるものだ、安倍元総理の政治信条を肯定したり、賛美したりするものではないということ、もっと強く言うべきだった。繰り返しになるが、安倍元総理の死が突然であったために仕方ないところはあるが、多くの国民が、国葬儀が行われることについての心構えがなかったと思う。少し唐突感があった。
- 7月14日の岸田総理による国葬儀実施の表明が早過ぎたとは思わない。それに付随する説明が足りなかったと思う。専門家として国葬儀について調べようとする、参考になる議論とか研究業績がほとんど見当たらない。だから専門家の目からしても、国葬儀として何をやるのか、前提がほとんど見当たらなかった。表明自体が早過ぎたというよりも、それに付随する説明が抽象的だった。しかし、それも含めて誰もが想定していなかった安倍元総理の御逝去ということだったため、今回は致し方ないところだと思う。
- 国葬儀の反対意見として、思想の自由が侵害されるのではないかなとか、広く国民に弔意が強制されるのではないかなとか、実際の国葬儀とは異なる間違ったイメージが広がってしまったことは問題だった。政府は、言葉では説明したと思うが、実際にビジュアルを示すとか、大体こんな感じというものがあればよかった。安倍元総理の国葬儀を行い、国葬儀とはこういうものかと国民も分かったので、次回からは問題ないと思う。今回は久しぶりだったので、ほとんどの国民が吉田元総理の国葬儀を世代的に知らないと思う。その中で、ビジュアルのイメージがなく、国葬儀を行うことに不信感があったのではないかなと思う。
- 野党や世論の大きな反発の理由は、法的根拠を十分に伝えきれなかったことだ。法的根拠もなく内閣が独断で国葬儀を行おうとしているという一つのストーリーが作られて、それが一定の説得力をもって広まった。法的根拠がないわけではないことを、最初から説明していれば、あるいは野党からの疑問に最初から答えていけば、ここまで反発は広がらなかったのではないかな。

(対象者)

- 国葬儀の対象となる者は、総合考慮しかないと思う。総合考慮に当たっての考慮要素についても具体的なものは難しい。時々内閣が判断を積み上げていくしかない。積み上げていくことにより、ルールがはっきりしてくると思う。国葬儀とするのかしないのか、そこに次第に線が見えてくると思う。なぜ吉田元総理と安倍元総理は国葬儀で、ノーベル平和賞を受賞した佐藤元総理は国葬儀ではなかったのか、言葉にはしにくいけど、内閣には内閣なりの判断基準があると思う。そこが事例の積み重ねによって、次第に明らかになっていくということしかない。その意味では、安倍元総理が国葬儀だったということは、今後のルールの一つになる。安倍元総理を国葬儀の対象にした理由として、政府は4つの理由を説明しているが、これこそが今後のルールになると思う。
- 4つの理由のうち、一番大きいのは在職期間の長さだと思う。独裁者でもなく、繰り返しの選挙で勝って、国会から選ばれたからこそ長い間、総理大臣の地位にいたわけで、やはりそれは立派なことであり、いろいろな批判もあるが、やはり国民から支持があった総理大臣だということが選挙結果によって裏付けされている。その結果が長い在職期間であり、選挙も何もなくて長く在職したという独裁者とは全く違う。ただ、それだけだと弱いという気がする。そのため、外交の成果とか、亡くなり方、あの4つの要素があって、初めて安倍元総理は国葬儀の対象者としてふさわしい方ということになるのだと思う。多分、一つ一つだけだと足りなかったと思う。
- 国葬儀を行う理由に功績を挙げる場合、それが政治的に評価するようなものではないかなと思う。例えば、諸外国との間にいろいろな協定を結んだとか、形式的に見て功績を評価するのはありだと思う。この政策が正しかったか間違っていたかということに踏み込まずに、言ってみれば量としてどれだけのことを行ったのかということ、これを考慮要素にすべきだと思う。政策とか、その政治家の政治信条を評価してはならない。吉田元総理はサンフランシスコ講和条約を締結したが、それについても賛否両論があり、当時、激しく世論を分断している。政治家の行うことに賛否両論があるのは当然だ。やはり形式的に見て、歴史に残るような政策、外交を行ったというのは一つの考慮要素だと思う。
- 国葬儀の対象者は総理大臣経験者に限らないと思う。例えば、大規模災害が発生したときに、そこから国民の命を救出したといった大きな貢献があった方も対象になるのではないかな。例えば武力攻撃事態などの際に国の指揮を執って国民を守った政治家とか。その際の指揮官は総理大臣だが、それだけとは限らないと思う。

#### (経費や規模の妥当性)

- 自分の専門から、経費の額が妥当かどうかは評価できない。ただ、国費を使うため、余計な支出はあってはならないし、外国から要人が参列しており、警備を含めて一定の規模になることは理解できる。
- 予備費については、決算報告により国会で承認される問題。また、会計検査院の検査も入る。これも事後的に検証すればよく、その中で違法な支出あるいは不適切な支出があったかどうかを事後的に評価すればよい。仮に決算報告の国会での審議において不適切な支出が見つければ、それ

に対して内閣は責任を取ることでは十分なのではないか。安倍元総理のときはこのぐらいだったという相場観を作っていくしかない。不適切、違法な支出があれば、それは国会の場で、あるいは会計検査院の検査で指摘されて、それについて内閣は責任を取ることだ。

石田三千代 チャンネルニュースアジア上級特派員（日本担当）  
（令和4年11月16日）

（実施の意義）

- 安倍元総理の国際的な地位の観点から、CNA（チャンネルニュースアジア）ではその死去について長時間にわたりテレビ放映した。
- 安倍元総理は日本憲政史上最も長く総理大臣職を務め、辞任後も日本の最も影響ある政治家と見られていた。
- 凶弾に倒れた安倍元総理に対して、国際社会は悲しみと銃規制が厳しい日本で、そうした犯罪があったことに衝撃をもって受け止めた。
- 200以上の国や地域から弔意が寄せられたと理解している。黙とう期間を設けた国もあった。
- CNAの放送に対しては弊社が運営するテレビ、ラジオ、ウェブサイトやSNSを通じて大きな反響があった。

（国会との関係）

- 安倍元総理襲撃事件の日本政府の対応に関して、メディアとして評価する立場は取っていない。CNAでは中立な立場から様々な論評を視聴者に提供している。
- 安倍元総理の死去は日本の政治に重大な影響があるという観点から、その行方を追いつけている。
- 日本はアジアの大国であり、私たちの視聴者は関心を持っている。

（国民の理解）

- 記者という立場から申し上げると、官房長官は毎日2回記者会見を行い、また総理大臣は重要事項がある場合、ぶら下がり取材を行っていることと承知している。
- 海外メディアとしては、日本の総理大臣から海外に向けての発信を希望している。日本のメディアの視点と海外メディアの視点は異なることがある。国際社会の関心事項に対する説明を希望する。

（対象者）

（経費や規模の妥当性）

- 日本政府の問題であり、海外メディアとしてはコメントを控えたい。

（その他）

- 我々メディアは午前9時ごろ国会前に集合し、バスで日本武道館に移動。テレビ中継用に指定された場所から約7時間動けず、私のような一人特派員は、日本武道館周辺の取材は不可能だった。水分の持込みは禁止されていた。武道館内の地下にはプレスルームと水飲み場は要されたが、取材中現場からあまり離れられず、熱中症対策には苦労した。
- しかしながら、官邸や事務局は警備の厳しい環境の中、テレビメディアに対する配慮をされたことは感じている。官邸報道室はテレビ放映に必須である日本武道館内部の国葬儀の様子を外務省発行の記者証を所持している海外メディアに提供していただいたことに感謝している。

岩田温 日本学術機構代表理事  
(令和4年11月25日)

(実施の意義)

- 国葬儀の実施の意義は、その時代によって異なる。一義的に「これが国葬儀の意義である」と決めることは困難だ。国葬儀実施に関する責任はその時代の政府にある。当然のことだが、何故、国葬儀が必要であったかを説明する責務を伴う。歴史的に顧みれば失政であったとの批判もあり得る。しかしながら、時の政権が国葬儀の必要性について判断すべきだ。状況に応じた用い方があってしかるべきだからだ。
- 民主主義の擁護、社会の多様性の尊重、表現の自由への敬意。こうした諸々の価値を守り抜くことを内外に示すことは重要である。言論が暴力によって歪められてはならない。ここが最も本質的な議論である。暴力による政治変革を是認すべきではない。民主主義社会においては、時間はかかるが言論により国家社会の変革を目指さねばならない。
- 安倍元総理の国葬儀について、様々な意見が存在したのは事実である。それ以前に、安倍元総理の政治的業績に関して、実に多様な政治的評価があった。安倍元総理を高く評価する人々は「総理大臣在職日数が歴代最長であった」、あるいは「内外における政治的評価が高かった」などの理由を挙げた。一方で、そうした評価に批判的な考え方をする人々も見受けられた。例えば、集団的自衛権の限定的な行使を可能とする平和安全法制の制定に関しての厳しい批判だ。この平和安全法制が戦後日本の立憲主義を破壊する暴挙であるとの声も存在した。すなわち、安倍元総理の政治的評価は多種多様であった。これは当然のことと言わねばならない。何故なら、日本が民主主義国家であるからだ。多様な政治的評価を認めない全体主義体制でない以上、いかなる政治家にも多種多様な評価が存在する。したがって、国葬儀実施の根拠を客観的に定め、誰しもが納得できることを目指すことは不可能だ。例えば、在職日数の長さを国葬儀の根拠とすることも難しい。在職日数が長かったから、偉大な政治家であると判断する人々も存在するだろう。だが、在職日数の長短にかかわらず偉大な政治的決断を成し遂げた政治家を評価する人々も存在するはずだ。客観的根拠を示すことは国葬儀実施の判断には相応しくない。安倍元総理の国葬儀の意義は、民主主義の擁護を第一義とすべきである。選挙とは民主主義の根幹だ。政治家が民衆に訴えている際、凶弾に倒れた。二度と繰り返してはならない悲劇である。内外に対し我々日本国民は暴挙による民主主義の否定を許さないと旗幟鮮明にすべきである。こうした悲しく非民主的な暗殺による国葬儀は本来あるべきではない。再びこのような惨劇が起らぬよう日本国民が力を尽くすべきである。
- 民主主義社会における国葬儀とはその時代、状況に応じて意義が変化する。安倍元総理の国葬儀は政治家が凶弾に倒れたことに対する国民の憤りを表現した。吉田元総理の国葬儀とは意味合いが決定的に異なる。選挙の最中に政治家が殺されることは、民主主義の否定だ。暴力による言論封殺を絶対に許さないと内外に示したことが、今回の国葬儀の最も本質的意義だった。

- 国葬儀の外交的な成果についても論じておこう。結果として、多くの要人が来日した。これほど多くの要人が来日したのだから、外交的成功と言ってよい。しかし、こうした人々を招くための弔問外交を目的とした国葬儀であるべきではない。結果は結果としてよい。だが、国葬儀の意義を弔問外交に置くのは間違っている。一人の人間の死を利用するような冒瀆は許されない。仮に弔問外交を目的とするならば、総理大臣の死去ごとに国葬儀を行えばよいとの功利主義的な主張もあり得るだろう。だが、これは死者をおとしめる議論だ。人間の生命は尊い。絶対に譲ってはならない一線だ。繰り返しになるが安倍元総理の暗殺とは民主主義の否定にはかからない。政治家が選挙で聴衆に訴えている最中、暗殺が行われる社会は民主主義社会とは呼べない。言論に対しては言論で闘うのが民主主義だ。言論に対して暴力を行使する行為はいかなる理由があろうとも許容すべきではない。外交的成果があったことについて否定するものではないが、それはあくまで付随的なものであり、主たる目的をそこに置くべきではない。人間の死生を弄ぶような議論は厳に慎むべきであろう。

(国会との関係)

- 国葬儀の進め方に法的瑕疵はなかった。しかし、法的正しさはすなわち政治的正しさとは異なる。政治的判断として衆参両院の議長、最高裁判所長官等々に相談し了解を求めておくべきだったのではないか。法的な誤謬ではなく、政治的失敗と言うべきだ。しかしながら、こうした政治的失敗により今回の国葬儀の意義がいささかなりとも損なわれるものではないことは強調しておきたい。

(国民の理解)

- 国葬儀に関して、岸田総理の説明不足が批判された。しかし冷静に分析してみると岸田総理の説明不足ではない。7月14日の記者会見の冒頭でも、国葬儀の意義を丁寧に語っていた。ここで岸田総理が根拠として挙げた理由は4点だ。1つ目には憲政史上最も長く総理大臣としての重責を担ったこと。2つ目には東日本大震災からの復興、日本経済の再生、外交展開に大きな実績があったこと。そして3つ目は国際社会から極めて高い評価を受けていたこと。最後に、民主主義の根幹たる選挙の最中、突然の蛮行により逝去したものであること。
- 民主主義についての議論を一番にすべきだったという恨みは残る。だが、岸田総理が丁寧な説明を行っていないとの批判は的外れだ。
- マスメディアが国葬儀に関して、批判的議論を誘導していたのではないか。少なくとも岸田総理は国民に国葬儀の意義について繰り返し説明していた。断固として言う。説明不足ではない。あえて言うならば報道不足である。岸田総理の説明をマスメディアはどれほど丁寧に報道したのかを検証されてしかるべきだ。国葬儀の議論は突如として旧統一教会の議論へと変化していった。旧統一教会の問題はそれ自身として検討、批判されて然しかべきであろう。だが、国葬儀と旧統一教会には何の関係もない。民主主義

の根幹である選挙の最中総理大臣を務めた政治家が暗殺された。この事実が決定的に重要だ。こうした暴挙を許さないとの日本国民の意志を示すために国葬儀が行われたのだ。

- 説明不足と批判された岸田総理だが、どのように説明をすれば良かったらうか。説明の仕方は民主主義社会で重要だ。時代が変われば媒体も変わる。その時代にふさわしい媒体を選ぶのが政治家の力量である。オールドメディアに質問され、答えるだけでは現在の国民は満足しない。岸田総理自身が言葉を発すべきだった。質問に答えるのではない。自らの主張を論ずるべきだった。確かに、オールドメディアは報道を控えたであろう。だが、動画サイトを始め、様々なSNSで総理大臣自ら意見を発することができる時代である。今を生きる総理大臣は時代に応じて報道媒体を選び、有効活用し広く国民に自らの信ずるところを訴えるべきだろう。
- 国葬儀に関して、世代間の意見の相違も伺えた。菅前総理が友人代表の弔辞で指摘したように若い人が献花に多く集っていた。献花に訪れた人々の総数は2万5千人にも上る。ほとんどのマスメディアが大々的に報じることはなかったが、こうした事実は絶対に忘れ去られてはならない。国葬儀に反対する人々ばかりではなく、国葬儀に際し、静かに安倍元総理をお送りしたいと願う国民も多かった。

#### (対象者)

- 国葬儀を実施する際の基準を作れとの議論がある。先述したとおり、これは不可能な議論である。民主主義社会において為政者を評価する人もいれば評価しない人もいる。価値観の多様性を擁護するのが民主主義であり、政治家の評価を固定することはできない。独裁政権ならば一方的な意見の強制が可能であろう。しかし、民主主義の原則とは異論を認めることにある。異論を認めることは必ず政権を批判する人々が出現することを意味する。その意味で国葬儀を行う際に全ての国民が賛同することを求めるのは異常である。それは独裁を求める論理に行きつく。世論が二分されたとの批判があったが、これも民主主義の本質を無視した暴論だ。基本的に世論は二分、三分しているのが民主主義の常態と捉えるべきだ。
- 国葬儀は岸田総理の英断だった。ただし、説明の仕方に若干の問題があった。今回の国葬儀は吉田元総理の国葬儀とは決定的に異なる。在職日数や業績を判断基準として強調すべきではなかった。民主主義への攻撃に対し日本国民が決意を示す国葬儀だった。我々日本国民は民主主義を擁護する。暴力によって政治を決定する愚かさを断じて許さない。それが国葬儀の第一義であるべきであった。
- そもそも民主主義国家において国葬儀をしてはならないとの批判がある。確かに、政治家の評価を定めることは困難だ。しかし、それでもなお国葬儀には大いなる意義があるからこそ各国で国葬儀が行われる。国葬儀が行われる国家が民主主義社会でないというならば、米国、英国、オーストラリアといった国々が民主主義社会でないという結論になってしまう。各国で国葬の決定方法には違いがある。だが、共通しているのは、国葬儀は必要だと判断だ。国葬儀の意義は時代、状況に応じて異なる。時の政権がその責任において国葬儀の実施について検討すべきだ。

#### (経費や規模の妥当性)

- 経費の問題を論じ批判する人々が存在した。しかし、経費は時代、状況、物価によって異なるものであり、一概に幾らであると決定することは不可能だ。規模の問題も同様である。四千人なら適正であり、五千人では多すぎたなどの議論は意味をなさない。それでは三千人のほうがよかったのか。六千人ではいけないのかなどの無駄な批判が生じる。政府が自らの責任で適切であると信じる規模の国葬儀にすればよい。決定し責任を負うのが時の政府の役割である。

#### (その他)

- 国葬儀は実施が遅きに失した。これが最大の問題だった。冷静に分析すれば岸田総理はこれ以上ないほど丁寧な説明を繰り返していた。これ以上の説明をすることは不可能だったと思えるほどだ。だが、国葬儀が遅かった。この間に旧統一教会の問題が噴出し、安倍元総理への悲しみよりも非難が集中的に報じられる結果となった。
- また、残酷な話だが、人間の喪失感を持続しない。悲しみ悼む思いは日々薄れていく。だからこそ人間は生きていけるとも言える。常に悲しみを抱き続けながら生きることは余りに辛い話だ。死者の側からすればあまりに酷薄な話だが事実である。この意味でも国葬儀は速やかに行うべきだった。
- 国葬儀の説明に関し、各国の国葬儀を参照し説明してもよかったのではないのか。民主主義国家においても国葬儀は行われる。この場合、国民全員の支持を得た政治家など存在しない。繰り返しになるが、民主主義とは異なる少数の意見も尊重する制度であるからだ。あまりに突発的な悲劇が起こったため、時間的余裕がなかったことは十分に理解できるが、各国の国葬を比較検討し民主主義国家における国葬儀の意義を考えることは重要であろう。
- 政治的決断は瞬間的民意にのみ従うべきではない。民意は重要だが、全て瞬間的な民意に従うのであれば、時の政権は常に世論調査の結果に従うことになってしまう。民意を尊重しながらも、後世から振り返っていかにあるべきかを追求するのが政治という営みである。今回の国葬儀の件も後世からいかに振り返られるかを真摯に問うべきだ。民主主義の根幹である選挙の最中政治家が暗殺された。これが紛れもない事実だ。暗殺した犯人の論理に従うかのような報道が溢れる現状は異常だ。一国の総理大臣まで務めた人が暗殺されたという事実に向き合うべきだ。現在が歴史となったとき、安倍元総理の暗殺、その後の国葬儀の実施という流れに違和感を覚える人は少ないはずだ。現在では、マスメディアの報道により、熱狂的な意見が席卷している。しかし、時を経れば「あの熱狂は一体何だったのか」と思われる時代が到来する。時が熱狂と偏見を和らげた際、今回の国葬儀の意義は見直されることになるだろう。
- また、国葬儀を行うことは弔意を国民に強制していない。その証拠に国葬儀に反対する人々が集い、その意を自由に表明していた。時の政府が国葬儀の実行を決定する。支持する人も反対する人もいる。反対する人が全く存在しないなどということはあり得ない。日本が民主主義社会であるからだ。時の政権が自らの責任で国葬儀を決定した際、国

民に弔意を強制する必要はない。国葬儀は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」である天皇陛下の大喪の礼とは異なるものである。

上久保誠人 立命館大学政策科学部教授  
(令和4年11月22日)

(実施の意義)

- 国葬儀は、総理大臣が重責を担うという重要な意義を国民が考える機会となる。
- 言論の自由、思想信条の自由は、自由民主主義社会で最も重要な価値である。しかし、我が国では、総理大臣や政治家を自由に批判できることの悪影響により、諸外国と比べて、政治家へのリスペクトがなく、人格否定をし、政治を軽視する傾向にある。その結果として、諸外国と比べて、若者などの政治への無関心、冷笑主義が広がっている。
- 総理大臣という、政治家の頂点に立ち、重責を担った人物に対して、思想信条、政治的な立場を超えて一定のリスペクトを示す場として、国葬儀を執り行うことは、無関心、冷笑主義を超えて、国民の健全な政治意識を涵養し、一定の意義があると考えられる。
- 英国の制度を取り入れて、総理大臣のリーダーシップの強化が図られてきているが、歴史的に見て、日本では総理大臣の扱いが非常に軽い。
- 米国では、大統領はミスタープレジデントとして党派を超えた存在であると考えられている。大統領は国家元首である一方、総理大臣は行政の長であり、その意味合いは違ふと思うが、総理大臣の重責について、考えることがあってもよいのではないかと。自由に総理大臣に対する批判を行えることは我が国のよい点だと思うが、諸外国と比べ、度を越している場合や人格否定になっている場合もある。
- 今後の国葬儀の在り方について考える契機となったことが、今回の国葬儀のレガシーである。
- 国葬儀について、いわゆる反対派は国葬儀の実施についての基準を定めた法律がなく、法的根拠がないと主張するが、国葬儀を実施する法的根拠はあり、閣議決定により国葬儀の実施は可能であると考えられる。しかし、その法的根拠に疑問を持つ人が多数いることが明らかとなった。
- 岸田総理の「決定」に明確な基準がないことが明らかになった。岸田総理の国会での説明では、国葬実施の決定の基準が妥当であったとは思えなかった。その結果、国葬儀実施の決定の「明確な基準」が必要であることがはっきりした。つまり、多くの国民が納得できる国葬儀の「法的基準」、国葬儀実施決定の「明確な基準」を考えるべき契機となったことがレガシーであると考えられる。
- 外交的成果はなかったのではないかと。
- 国内からは約3,500人、海外からは約700人が参列した。その多くは各国大使などで、首脳レベルは、米国のカマラ・ハリス副大統領、インドのナレンドラ・モディ首相、オーストラリアのアンソニー・アルバーニー首相、韓国のハン・ドクス（韓應末）首相や、カンボジアのフン・セン首相、ベトナムのグエン・スアン・フック国家主席、EU＝ヨーロッパ連合のシャルル・ミシェル大統領が出席した。G7の首脳などとの首脳外交は行われなかった。首脳の代理人的な立場の人が多く、国際的な懸案に対して日本がイニシアティブを取る舞台となることはなかった。
- ただし、安倍元総理に対して世界中から弔意が示されたこと、特に自由民主主義諸国だけでなく、権威主義的な政治体制の国からも弔意が示されたことで、安倍元総理が世

界の指導者だったことが改めて見直され、その遺産とされる外交成果が再認識されたことは、今後の日本外交を進める基盤となるのではないかと。ただし、これは安倍元総理の外交成果を再確認したものであり、岸田総理の外交成果とは言えないのではないかと。

- 基本的に「甲問外交」が展開されなかったことはむしろよかったと考えている。国家の指導者だった人物の死去を利用するという発想自体が、亡くなった方に失礼ではないだろうか。

(国会との関係)

- 「閣議決定」による国葬儀の実施の決定には法的根拠がある。国民の権利を制限する、国民に義務を課す課題については国会で審議し、法律の制定が当然必要であるが、国葬儀の実施には法律の制定の必要はない。閣議決定による「行政権の行使」の事例の一つと考えることは問題ない。国葬儀の実施という行政権の行使について、国会に諮らなければいけない、国会で議決しなければならないという反対派の主張の「法的根拠」はどこにあるのかよく分からない。重要事項留保説という立場もあるが、国葬儀の実施は重要事項には当たらないと思う。
- 国会での審議を経ない総理大臣の決定が非民主的であるという国葬儀反対派の主張は言い過ぎのように思う。議院内閣制である日本の総理大臣は、選挙で勝利した議会多数派から選出され、理論的には総理大臣の決断に民主的正当性はある。その決断に問題があると国民が考えるならば、次の選挙で総理大臣の座から降ろせばよい。デモなどで大きな声を上げることによって政府の行動が制限されるのであれば、それこそが非民主的である。国会を取り巻いて反対の声を上げているから、国葬儀を強行することが非民主的だとする主張は誤りである。
- 内閣府設置法や閣議決定を根拠として国葬儀を実施するという岸田総理の決定は、現行法の運用の範囲内と解することが公平な評価である。
- 国会に対して説明を行ったことは、国会に対する誠実な姿勢であり、評価に値する。ただし現行法上、絶対に行わなければならないわけではない。

(国民の理解)

- 安倍元総理の国葬儀の実施を決定した段階で、ボタンを掛け違えていたところがあり、より広い国民の理解を得ることは難しかったと思う。国葬儀を実施することを決定した後、国会での説明や記者会見などを行っていることは評価する。
- 国民の中には、国葬儀に賛成でも反対でもない層が少なからずいたのではないかと。ただ、賛成派と反対派でもめる状況となってしまったため、世論調査においてはこうした中立派が反対派となってしまったのではないかと。
- 我が国においては、極端な賛成派も極端な反対派もマジョリティではない。サイレントマジョリティ、浮動層、中間層といった中立派は、安倍元総理に対して弔意を表する気持ちは持っていたはずである。ただし国葬儀となると、

これまで執り行った例も少なく、こうした方たちの多くは極端であると捉えたのではない。

- そのような中であっても、中立派に対して総理大臣官邸ホームページやSNSなど、あらゆる媒体を使って丁寧に説明・情報発信する努力をするべきだった。
- 野田元総理が追悼演説で名演説を行った。仮に野田元総理の追悼演説が国葬儀の前に行われていれば、国葬儀に関する世論も違った結果になった可能性はある。

#### (対象者)

- 安倍元総理を除く、歴代総理大臣経験者の葬儀の在り方の判断については、その時々を法的根拠に基づく、妥当な判断をしてきたと考える。
- 国葬儀の実施の閣議決定に至った岸田総理の判断自体は、妥当なものだったとは言えない。岸田総理が国会で述べた国葬儀の実施の理由として、安倍元総理が憲政史上最長の総理大臣在任者だったこと、震災復興や経済再生に尽力したことや日米同盟を基軸とした戦略的外交を主導したこと、諸外国で議会の追悼決議や服喪のほか日本国民へも弔意が示されたことなどを挙げるが、これらはいずれも国葬儀の実施の理由としては弱い。
- 安倍元総理の総理大臣在任期間が憲政史上最長だったことについて言えば、安倍元総理の前にも、史上最長の在任期間だった佐藤元総理の逝去の際には、国葬儀を実施していない。佐藤元総理は沖縄の返還を成し遂げて、ノーベル平和賞を受賞した。客観的に見て、安倍元総理よりも大きな業績を挙げていたにもかかわらず、国葬儀は実施されていない。したがって、総理大臣の在任期間が長かったということは、国葬儀の実施の理由として弱い。
- 震災復興に尽力したことについて言えば、確かに、安倍政権下で多大な費用と時間をかけて、着実に東日本大震災の被災地の地域再生が進んだ。例えば、「復興道路」、「復興支援道路」の建設など、復興事業の多くは国費負担で行われた。復興予算は32兆円を超える。財源がない被災自治体の復興を強力に後押ししたことは評価に値する。一方で、復興から置き去りにされたままの人々がいる。多くの問題が残ったままの現実がある。東京電力福島第一原発事故によって帰還困難区域に指定された地域では、住民に対する避難指示が出されたままで、その解消は少しずつしか進んでいない。今も災害公営住宅に住み、自宅に戻れないまま孤立や家賃負担に苦しむ人々がいる。感情的に受け入れられない人が多かったのではない。ただし、国葬儀の実施の理由として震災復興に触れなければ、逆に批判されるという考え方も理解できる。
- 安倍元総理が「経済再建」に尽力したことについては、アベノミクスの評価は未だに割れている。私は評価していない。昔の自民党の経済政策を異次元の規模の金額で行ったということだと理解しており、結果として新しいものは生まれなかったし、構造問題に手を付けなかったため、現在のようなインフレ・円安に陥る懸念は従来から持っていた。確かに、アベノミクスは実施当初、国民から高い支持を得た。円高・デフレ脱却に向けて、2%の物価上昇率を目標として資金の供給量を劇的に拡大する異次元の金融緩和と「黒田バズーカ」を断行した「第一の矢」金融政策。過去最大の100兆円を超える巨額の財政出動を断行した

「第二の矢」公共事業。これらによって、為替を円安に誘導し、企業の業績が瞬間的に回復した。これが「失われた20年」と呼ばれた長年のデフレとの闘いに疲弊した国民の心情に合致した。だが、その回復とは、1ドル=70円台から120円台となって、利益が増えたに過ぎなかった。既に、日本企業は工場を中国・アジアといった海外に移転していた。円安のメリットを生かして輸出を増やそうとしても、そもそも工場が日本国内に存在しないのだから、増えるわけがない。海外に移転した工場は、日本国内に戻らず、輸出量は増えなかった。本格的な経済回復には「第三の矢(成長戦略)」が重要なのだが、様々な業界の既得権を奪うことになる規制緩和や構造改革は、内閣支持率に直結するので、安倍政権にとっては可能な限り先送りしたいものとなった。安倍政権が「成長戦略」と考えた数々の政策は、多かれ少なかれ、今までの政権でも検討されてきたものだった。従来型の「日本企業の競争力強化策」で、基本的に誰も反対しない政策の羅列に過ぎなかった。結局、安倍長期政権の間、経済は思うように復活しなかった。斜陽産業に対する異次元緩和「黒田バズーカ」の効き目がなければ、更に「バズーカ2」を断行し、それでも効き目がなく「マイナス金利」に踏み込んだ。「カネが切れたら、またカネがいる」という状態が続き、財政赤字が拡大した。新しい富を生む産業が生まれず、何も生まない斜陽産業を救い続けるだけだった。要するに、アベノミクスは問題の多い政策で、その結果に国民は苦しんでいる。経済政策の成果を理由に国葬儀を実施するという事は、無理筋である。

- 日米同盟を基軸とした戦略的外交を主導し、また、諸外国で議会の追悼決議や服喪のほか日本国民へも弔意が示されたが、一方で、「北朝鮮対立致問題」、「北方領土問題」などで確たる成果を挙げるができなかった。安倍元総理は長い在任期間に、ドナルド・トランプ米国大統領、習近平中国国家主席、ウラジーミル・プーチンロシア大統領、アンゲラ・メルケルドイツ首相など、世界の海千山千の指導者の信頼を得ることに成功した。しかし、それは在任期間が長かったからということで、それ以上ではなく、安倍外交は国葬儀を実施するに値するものではない。多くの弔意が示されたので、国葬儀を実施するという理由付けは飛躍があり、説得力に欠ける。
- 安倍元総理の国葬儀の実施の判断には疑問が残る。安倍元総理を手放して絶賛する自民党の政治家及び支持者が存在し、彼らにとっては国葬儀の実施が疑うべきことのないものだったのではない。国葬儀の実施の判断を下した岸田総理自身の元々の考え方は分からないが、一部の政治家や支持者から岸田総理に対して国葬儀の実施の強い働きかけがあったと考えられる。つまり、安倍元総理を特別扱いしたい勢力がいたのではない。
- 安倍元総理は敵と味方をはっきりと分け、政敵に対して厳しい政治家であったために、安倍元総理に対して、憎悪と言ってもよい感情を持ち、その業績を全く評価しない勢力が存在している。このような国論を二分する状況に配慮せず、安倍元総理を称賛する声のみを聴き、国葬儀の実施を「政治的」に判断したことに問題があった。
- 同様の混乱は、国会の追悼演説において、自民党が「野党の代表が行う」という慣例を破り、自民党議員に依頼しようとしたことでも起こった。結果としては、野田元総理

が追悼演説、名演説を行ったが、こうした点でも泥を塗った。国葬儀の実施の決定は、政治的な対立を煽るような形で行われないう、配慮されなければならない。国葬儀とは、党派性、政治的な対立を超えて、総理大臣という重責を担った人間に対して国民が敬意を表し、哀悼の意を表することが自然にできるような形とするべきである。

- 全ての総理大臣経験者を国葬儀の対象とするべきと考える。安倍元総理の国葬儀をめぐる混乱で明らかになったように、政治家、特に総理大臣の業績を評価することは極めて困難である。したがって、明確な国葬儀の実施の基準を作ることは無理がある。
- 国葬儀の実施の基準を作るとすれば、「業績」か「在任期間」ということになるが、これらは困難である。
- 「業績」については、そもそも評価が難しい。政策に対する評価は、立場によって真逆になる。将来、総理大臣が国葬儀を実施してもらうために、業績を無理に挙げようとすると禍根を残すことになる。例えば、アベノミクスは短期的には成果を挙げ、国民の支持を得たが、現在の円安、インフレの根本的原因となっているという批判がある。外交とは、日常的な交流を積み重ねることが重要で、功を焦って安易に決定すると、将来に大きな禍根を残してしまう。例えば、北方領土問題において、二島返還で合意する。しかし、30年後にロシアに四島返還も考えるような、開明的な指導者が現れるかもしれない。その時、「解決済み」とされてしまったら、30年前の現実的判断は、功を焦ったということになるだろう。
- 「在任期間」については、任期が長ければ、国葬儀が実施されるとなれば、あらゆる問題解決を先送りし、政治的な対立を避けて、ただひたすらに内閣の延命に努める総理大臣が現れかねない。つまり、国葬儀の基準が総理大臣の行動を縛りかねない。日本政治には「一内閣一仕事」という考え方がある。様々な政治的困難から短命に終わる内閣も多いが、その際、歴代総理大臣が「1つの仕事」に集中して、業績を積み上げてきた側面がある。
- 政治家の業績の評価は極めて難しい。100年単位でないと、評価は固まらないのではないかと。その上で、あえて「業績」の基準を挙げるとすれば、国家の存立に関わる業績を挙げたかどうかではないかと。この点で言えば、日本を独立に導いた吉田元総理の実例がある。つまり、吉田元総理の国葬儀は妥当であると言える。沖縄の返還を実現した佐藤元総理は、国葬儀を執り行っても妥当だったかもしれない。その上で、吉田元総理の国葬儀であっても議論が分かれた点には留意が必要ではないかと。
- それ以外の外交での「業績」の評価は、なかなか難しい。シベリア極東の開発を始めとする日露外交こそ安倍外交のレガシーであると、私は評価している。これについては、将来評価されるかもしれないが、現時点で評価しているのは私くらいである。
- 内閣府設置法に基づき、閣議決定で国葬儀の実施を決定することは国葬儀の法的根拠として問題はない。ただし、閣議決定を行うための国葬儀の実施の基準が不明確であり、岸田総理の説明に国会、世論が納得しなかったことが問題である。
- 国会で総理大臣経験者の国葬儀の実施の基準に関するルールを設け、時の総理大臣の主観が入る余地をなくす、

つまり属人性をなくすべきである。そのルールに基づいて、国葬儀の閣議決定を行い、行政権の行使として国葬儀を実施すべきである。

- 国葬儀の実施の基準を作ることは極めて難しく、また作るべきではないと考える。したがって、国葬儀については「全ての総理大臣経験者に対して国葬儀を実施する」もしくは「全ての総理大臣経験者に対して国葬儀を実施しない」という一律の基準を作るしかないのではないかと。
- 私は「総理大臣経験者全員国葬儀論」を主張する。国葬儀をめぐる国論が二分され、感情的な対立が起こっている現状は非常に残念に思う。特に反対派の国会議員が、届いた国葬儀の招待状をSNSで公開し、「国葬儀に参加しない」と訴えたりしていることは、非常に見苦しい。そこで今後、総理大臣経験者が亡くなったときは、全て国葬儀を実施すると国会において法律又はルールを制定してはどうか。自民党の総理大臣経験者だけではなく、非自民党の元総理大臣が亡くなったときも、国葬儀を実施する。総理大臣という重責を担った人物に対しては党派、思想信条、政策志向や業績にかかわらず、国民が一定のリスペクトを示すべきである。
- 国葬儀は国民の血税を使って実施するので、その適正な規模はどうあるべきか、海外からの参加はどの程度とすべきか、国会で徹底的に議論すればよい。これなら、国民も納得できるだろう。例えば、「総理大臣経験者全員国葬儀論」に立てば、国葬儀を執り行う頻度は上がるため、海外の参列者については、駐日各国大使に限ることも考えられるのではないかと。

#### (経費や規模の妥当性)

- 経費が国家予算の予備費の使用であり、警備費などは既に計上されている既定予算からの支出の範囲内であるならば、特に問題視することはないと考える。事前に国会に諮り、決議などを経る必要はない。野党などが経費について質問したいのであれば、予算委員会や決算委員会などで質問すればよい。予備費や警備費などについて、警備費は機密事項があるのかもしれないが、国葬儀終了後に、可能な限りオープンにするべきである。
- 国葬儀の実施のために、新たに補正予算を組むことは適当ではないと考える。あくまで予備費や既定予算で対応すべき。

#### (その他)

- 仮に今回の葬儀が内閣・自民党合同葬であれば、批判は少なかったのではないかと。その場合でも、一部から「なぜ国葬儀でないのだ」という批判は起こったかもしれない。しかし、こうした批判が起きたほうが健全ではないだろうか。こうした批判により、国葬儀の法的根拠があいまいなので、しっかりと議論したほうがよいのではないかとといった議論が起こったかもしれない。結果論であるが、今回のような形で国葬儀に関する議論が起こるよりも、「安倍元総理を国葬儀で送るべきではなかったか」という議論が起こっていたほうが、よほど健全であり、妥当ではないかと。仮にこのようになっていけば、野党が批判する余地はなかった。

- 国連総会の直後であり、各国首脳の日程調整が困難な時期であった。日本武道館のスケジュールの問題もあったとされるが、安倍元総理の死去から国葬儀までの期間が空いた間に、国葬儀に対する批判が高まったということもあり、日程設定と場所の確保が大きな課題として残ったと考える。
- 安倍政権期に、様々な問題をめぐって国民の「分断」が起こった。その安倍元総理の国葬儀をめぐって、更に「分断」が広がってはいけぬ。感情論を排し、落ち着いて今後を考える一つの方策として、今後全ての総理大臣経験者を国葬儀とすることを議論してはどうか。それは、多様な人々が、多様な思想信条を持つことをお互いに尊重し合う日本社会を再構築する契機となるのではないだろうか。

川上和久 麗澤大学教授  
(令和4年11月24日)

(実施の意義)

- 総理大臣経験者の国葬儀は、何十年に一度かもしれないが、行うことには意義があると思う。なぜ行うことに意義があるかという、公に奉仕するということが、国家の存立に関わる重要なことであり、レベルをつけてはいけないのかもしれないけれども、公に奉仕する人たちを尊崇する、公に奉仕する人を大事にするということは、国家としてとても重要なことだと思う。失言したり、ハラスメントしたり、酔っ払って警察沙汰になったり、そういうけしからん政治家もいるから政治不信になるのだが、やはり総理大臣は、公に奉仕するという意味で、行政の長として、政治家の中で最も公に奉仕した存在だと思う。そのため、総理大臣経験者であれば誰でもということではなく、この総理大臣であれば、これだけのことを行ったのだからということで、国葬儀をもって送るということは非常に重要な、日本という国が公を大事にする国であるという意味で、必要ではないかと思う。勲章という形で公に奉仕した方を叙勲することはあるが、葬儀のときに、国葬儀をもって、本当に公に奉仕した総理大臣経験者を見送ることは、国家の一つの形として必要だと思う。その意味で、総理大臣経験者の国葬儀は実施するべき。今回をもって実施しないということではなく、今後もそれにふさわしいと行政の長が判断した場合は実施するべきだと思う。
- 国家は、公に対して尽くす人たちが成り立っている。それは近所の掃除をする、ごみ拾いをすることでもよいし、あるいは国家公務員、地方公務員として公に尽くすということもある。自衛官、警察官、消防で殉職する方もいる。そういう人たちに対して国家を挙げて弔意を示す必要があるのではないかと。公に殉ずる方に対して、みんなで手厚く感謝の念を捧げることは、国家として当たり前のことだと思う。民主主義社会において、そのようなことは問題だというのは違うと思う。特に総理大臣は、議院内閣制の下で、基本的には議会の多数派から選出されて、行政の長になる。行政の長として、極めて顕著な業績を挙げた方は、公に尽くした象徴だと思う。公に尽くした象徴の方を国葬儀という儀礼で、生前であれば叙勲という形があると思うが、亡くなったときに、本当に公に尽くし、これだけのことをやったという人を、行政の長が国葬儀をもって送るということをしなくてはならない。その可能性の芽を潰すべきではないと思う。公のために尽くしたことに対する国家としての基本的な重要事項、一つの象徴だと思う。
- 国葬儀のレガシーについては、特に外交の面において特殊性がある。安倍元総理は、凶弾に倒れたという特殊性があり、テロには屈しない、国民全体がテロには屈しないという強い姿勢を示すことができたのではないかと。そのため、外交的な成果、安倍外交云々ということにはプラスの評価、マイナスの評価があると思うが、日本国全体が国葬儀をもって、テロに屈しない姿勢を示したということは最大のレガシーではないかと思う。国葬儀をもって元総理大臣を見送り、対外的に、日本という国はテロに屈しないという姿勢を示したことは、非常に重要だったと思う。

- 憲政史上最長の8年8か月だから国葬儀と言うと、おそらく評価は分かれると思う。毀誉褒貶があるのではないかと。外交の展開、これも毀誉褒貶あると思う。国際社会から極めて高い評価を受けているけれども、これもいろいろな意見がある。これらに加えて、民主主義社会において、高い業績を挙げた元総理大臣がテロリストの銃弾に倒れたということがなければ、国葬儀についてももっともって反対が出たと思う。例えば、安倍元総理がテロリストの銃弾に倒れることなく20年ぐらい元総理大臣として長寿を全うし、80いくつで亡くなったならば、内閣葬という判断がされた可能性があると思う。国葬儀を行う理由として4つのことが挙げられているが、民主主義に対する挑戦が行われた、だからテロには屈しないという姿勢を国葬儀という形で示すという意義が最も大きかったと思う。
- 分断を招く結果になるため国葬儀には反対であるという意見があるが、分断というものは、故意に作り出される側面もある。反対の意見があるのは当然であり、それでも議院内閣制の下で、国会の議決で選出された総理大臣が、行政の長として、国葬儀を行うことを決めており、分断がある、分断を招くから国葬儀はもうやらないということではなく、分断はあるけれども、説明を尽くして、この人だったら国葬儀にふさわしいという総理大臣経験者について、国民がみんなで見送るということは当然あってよいと思う。

(国会との関係)

- 国会との関係については、吉田元総理の国葬儀の際には、報道によれば、佐藤元総理が、海外から、野党、特に社会党の了解を取っておくようにと指示したということがあった。行政府として内閣府設置法を根拠として国葬儀を行うことについて、岸田総理がそう判断したことは尊重するにしても、今回は少し説明不足の部分があったのではないかと思う。実施に当たり、岸田総理、松野長官が議院運営委員会に出席して、閉会中審査で説明と質疑を行ったにしても、説明不足だったのではないかと。一つ考えられるのは、安倍元総理の国葬儀は、吉田元総理の国葬儀以来、55年ぶり。吉田元総理の国葬儀が行われた当時、私は小学校3年生だった。私の父親は海軍軍人で、山本五十六元帥の国葬に参列しているが、山本五十六元帥の国葬と吉田元総理の国葬儀は全然違うと言っていた。戦前と戦後であり、国葬という名前自体は付いているけれども、全然違うものだとやっていたことが幼心に残っている。それから55年であり、国葬儀とは言っても全く別の形で行われることはやむを得ないと思う。そうであれば、7月14日の記者会見の時点で、岸田総理は、冒頭に少し発言しているが、もっと丁寧に、なぜ国葬儀なのか、国葬儀が戦前と戦後で全然違うこと、吉田元総理のときにはこういう形で国葬儀を行ったけれども、自分としては行政の長として、こういう理由、形で、内閣府設置法に基づいて、国葬儀を執り行うということの説明すべきだった。暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くことはもちろん結構だと思うが、前回の国葬儀が行われたときは私でさえ小学校3年生だったわけで

あり、国葬儀と聞いたときにピンとこない人たちが多かったのではないかと。あるいはかなり御高齢の方だと逆に戦前の山本五十六元帥の国葬のようなものを思い浮かべた人もいるかもしれない。だから、安倍元総理の国葬儀はどういうものであって、どういう法律の根拠の下にやっていたのか、行政の長としての判断を、もっと丁寧に説明していれば、あれだけの反対はなかったのではないかとと思う。

- 議院運営委員会に出席しての説明と質疑は、若干後から行ったというイメージがある。最初の記者会見において、今までほとんど行われておらず、ほとんどの人は国葬儀というものについて記憶がない中で、国葬儀とはこういうものであって、もちろん質問に答えて内閣葬や国民葬とどう違うのかということについて答えてはいるが、あらかじめ行政の長として最初に丁寧な説明をするべきだった。
- 野党からは何も聞いてないという声があったが、その意味では特に野党第一党、与野党問わず、議決を採るということではなくて、自分たちはこういう考えで国葬儀としてやりたいということ、立法院に対しても説明するのが丁寧な手順だったのではないかとと思う。この点は、次に国葬儀を行うということであれば、やるべきことだと思う。
- 国葬儀は、本来は対立的な争点にすべきではないと思う。行政として行うことを決めたので、国会ではむしろどういう形で行うことが望ましいかということ議論すべきだと思う。国葬儀反対をインターネットで煽ったりするなど、憂うべき事態であった。今の国会の状況において、こういう問題に関しては、佐藤元総理のときのように、国対政治というか、国会対策の中で、しっかりと野党にも説明を尽くすというようなことがあってもよいと思う。極めて属人的な部分というものがあると思うが、総理大臣だけではなく、国対での上手なコミュニケーションがあってもよい。そういうパイプを細らせてはいけないと思う。こういう問題は、国対でうまく落としどころを探ることがあってもよい。

#### (国民の理解)

- 国民の理解については、非常に不幸な展開をたどったと言わざるを得ない。新聞記事を分析すると、例えば国葬儀というキーワードで記事を検索すると、大体4分の1は旧統一教会とセットの記事になっている。国葬儀の行い方とか戦前とどう違うのかといった国葬儀の実施に関する内容ではなく、旧統一教会とこんな関係があって問題なのに国葬儀をやるのかとか、ハッシュタグ国葬反対が出てきたりとか、非常に不幸な分断があった。旧統一教会との関係で国葬儀が論じられるということになったがゆえに、当初、国葬儀に関する世論調査でも賛成の比率が高かったけれども、旧統一教会のことが報道されればされるほど、国葬に対する反対が増えていったことは、不幸な展開だったと思う。
- 旧統一教会の問題とは切り離して、国葬儀の意義について丁寧に説明したほうがよかったと思う。岸田総理、松野長官は、粛々と国葬儀について説明していたが、旧統一教会との関係で論じられたというか、どうしても旧統一教会とのリンクで、説明が十分でないという評価をされてしまった。幅広い国民の理解を得るためには、旧統一教会のこととは切り離すように言ってもなかなか切り離して報道

されないということ言えば、セットで論じられているということ意識して、政治の側でも、もう少しニュース価値の提供の仕方というか、曰く言い難い部分というか、国葬儀とはこういうものなんだというニュース価値を提供することによって、旧統一教会との関わりではない形で論じられるような、ニュース価値の提供について工夫することがあってもよかった。淡々と国葬儀について、その時々行政の判断で、内閣府設置法でこうなっていますと、同じような説明を議院運営委員会で繰り返していたが、それでは十分な答えになっていない。もう少し体系立てて、戦前の国葬儀とはこういうところが違うとか、吉田元総理の国葬儀から55年たっており今回はこうだとか、メディアがニュース価値として取り入れたいような形で、うまく情報発信ができなかったのかと思う。国民の理解を得るためには、国葬儀自体のニュース価値というものを、どのように提供していくのかということが課題になってくるのではないかと。

- 旧統一教会との関わりが報道されればされるほど、岸田内閣の支持率にも影響し、国葬儀の評価についての世論調査にも影響した。旧統一教会の問題でいろいろなことが報道され、それが国葬儀とリンクされて報道される。こんなに旧統一教会が問題になっているのに国葬儀をやるのかといった報道が、非常に世論に影響したと思う。そのため、旧統一教会の問題とは切り離して、本来国葬儀をどう捉えるべきなのか、どのように行うべきなのか、あるいは、日本という社会が、公に尽くすということも含めて、そういう何も実体がないような国家でよいのかとか、何かそういうことも含めて、世論形成をしていくべきだったのではないかとと思う。非常に不幸な経緯をたどったと思う。国葬儀について国民が旧統一教会の問題とは切り離して判断できるような、情報提供ができればよかったと思う。
- 例えば、旧統一教会の問題に隠れて、改めて安倍元総理がどういう政治を行ったのか、改めて安倍政治を問うということがあまり行われなかった。8年8か月の間、安倍元総理が何をやったのか、岸田総理が記者会見で日本経済の再生、東日本大震災からの復興、日米関係を基軸とした外交の展開などを説明したが、8年8か月の長きにわたったため、特に若い人たちにとっては、もう歴史の彼方という感覚だったかもしれない。これは政治マターかもしれないが、安倍元総理の実績などを振り返る報道があってもよかったのに、旧統一教会ばかりだったというような印象はある。国葬儀を行うと行政が決めた、では、その安倍元総理とはどういう政治を行った総理大臣なのかとか、国葬儀の当日は多少報道されたが、全体としてあまり報道されなかったと思う。選挙の際には、争点について政党や候補者の意見を比較するが、今回、改めて安倍元総理はどのような政治を行ったのかを冷静に振り返った上で、国葬儀に値するかどうかを判断する人たちがいてもよかったのではないかと。

#### (対象者)

- 対象者については、皇族を除いては、そこまで公に尽くしたという意味で、国葬儀に該当するのは顕著な業績を伴った総理大臣経験者しかないと思う。総理大臣経験者の葬儀については、その都度ふさわしい形を判断していくこ

とになるが、特に安倍元総理の場合には、テロリストの凶弾に倒れたということがあったが、その時々でいろいろな事情があると思う。おそらく私が生きている間にもう国葬儀は行われないうと思うが、戦後2人しかいないというくらい吉田元総理、安倍元総理については、高い評価であった。対象者をどうするかは、今後、国葬儀にふさわしい総理大臣を日本の政治が頑張っ出ていこうと、そういう前向きな気持ちでやっていくことが大事。ポイント制のような形にしてはどうかという意見もあるが、そういう問題ではなくて、吉田元総理は国葬儀、安倍元総理も国葬儀、ではそれに並ぶ特殊性とか、そのときのいろいろなことを要素として考えながら、非常に長い在任期間で業績を挙げたけれども、吉田元総理のように辞めてからかなりの時間がたっている場合はどうなのかとか、いろいろ考える必要がある。そのため、その時々判断ということではやるしかない。基準を設けたり、ルールを設けるということには反対。総理大臣経験者に限られると思うが、国葬儀の対象者は、そのときの歴史的判断で決めていくのがよいのではないかなと思う。

#### (経費や規模の妥当性)

- 経費については、安全を確保するという意味ではどうしてもある程度の費用が掛かるわけで、12億円台半ばは妥当な金額ではないかなと思う。それから留意すべき事項としては、海外から葬儀に参列する賓客がおり、警備について万全の体制を組むことは必須の条件。
- 一般献花の方が思ったより多かったという報道があった。献花したかったけれども、並んでいるうちに一般献花が終わってしまったという報道もあった。そのようなことがあったのであれば、せっかく献花に訪れた方々が気持ちを表すことができるように、現在はインターネットの社会であり、例えば献花に行く意向がある人がどのくらいいるかインターネットを使って調べて、人数を見込んでおくということがあってもよかった。これから何十年もすれば、もっとインターネット社会になるだろうから、一般献花についてはインターネットを活用しながらやっていくのではないかな。

#### (その他)

- 吉田元総理の場合は、亡くなってからかなり短期間の間に国葬儀が行われた。安倍元総理の場合には、会場の都合が何かで、7月に意向を表明して、2か月半ぐらいかかってしまった。時間がたてば、必ず反対が出る。国葬儀を行うに当たって、表明から2か月半という間があいたことが良かったのか悪かったのか考える必要がある。国葬儀の準備が短期間では難しいということはあると思うが、2か月半という期間は少し長かったと思う。そのため、遺影などいろいろ準備があると思うが、国葬儀を行わなければならない場合に備えて、どういう人たちに招待状を出すかとか、いろいろな基準があると思うので、あらかじめ準備をしておいて、国葬儀を行うと決めたときには、すぐに招待状を出すなどできないか。最近では、葬儀とは別にお別れ会を行うことがあり、随分と間が空いて行うことはあるが、2か月半という期間をもう少し短くすれば、今回のような分断は避けられたのではないかなという印象を持っている。

- 弔意については、例えば8月15日の正午には戦没者に対する黙とうが全国的に行われている。これからの時代は、弔意を示したい人が弔意を示すということになっていくのではないかな。亡くなった方を弔うということでは、戦前の国威発揚のための国葬とは違うので、自主的に国民一人一人が国葬儀の対象となった政治家をお見送りする、それが嫌な人はしない。国葬儀を行った場合に分断が生じることが避けられない以上、弔意の強制はしないということは、やむを得ないと思う。
- 弔意の範囲については、例えば、霞が関の役所で半旗を掲げたり、地方自治体の県庁で半旗を掲げたり、いろいろなことをやっていると思うが、それを強制し、従わなければ処分するとなれば、静かに安倍元総理を見送るべき場で、反対だ、弔意を強制するのとかという人たちが出てくる。ほとんどの人たちが安倍元総理の死を悼む気持ちでいるはずなので、国としてはこういうことを行う、国民には、その良心に任せて、いろいろな形で弔意を表してもらおうということだと思う。本来、国が行うことなので、国民みんなが弔意を表すのが筋だと思うが、大多数の人たちは安倍元総理の死を悼んで、弔意を表している。国は、その出先機関も含めて、こういう形で弔意を表すということモデルケースとして示すとか、そのくらいはやってもよいと思う。本来、国民こそってというのが望ましいけれども、今の時代はなかなか難しい。

## 北岡伸一 東京大学名誉教授 (令和4年11月15日)

### (実施の意義)

- 安倍元総理を追悼したいという思いを持つ海外の方がいる中、国葬儀を行うことは悪くないことだと思う。安倍元総理というリーダーが日本にとってどのような人物であったのか、国民が考える機会にもなる。また、リーダーは国民が選んでおり、国民の過去の選択の結果でもあり、これを振り返るという意味でも、国葬儀はあってよい。
- 国葬儀を実施することにどれだけの意義があるかについては、内閣が判断すればよい。
- 英国のエリザベス女王の国葬のタイミングもあり、今回の国葬儀における弔問外交の成果が特にあったかは判然としない。海外も日本のことを非常に思っているということは分かったが、来日による外交的成果があったか、疑問に思っている。

### (国会との関係)

- 国葬儀を行うことについては、第一義的には総理大臣が決められる。国葬儀を行うことを国民に説明し、国会に対しても説明し、質問があれば受けることはよいと思う。ただし、議院運営委員会に説明に行くことは疑問である。議院運営委員会は法案を通すための日程調整を行うことを主に行うところではないか。
- 国葬儀を行うかどうかは、総理大臣が決め、その判断に対する批判は全て総理大臣が受ければよい。佐藤元総理が吉田元総理の国葬儀を行ったときは、野党と話し合っただけで決めた。それも1つの方法かもしれないが、野党の状況にもよるし、必ずしも同様である必要はないのではないかな。
- 議院内閣制であり、立法府から選ばれて内閣ができていく。国会の多数で選ばれた総理大臣が国葬儀の実施を決めればよく、国会へは事後報告でよいと考えている。
- 岸田総理は自民党内に対していろいろと配慮しないともたないのではないかなどいろいろと気にしたと思うが、配慮によって権限を分散するようなことはせず、岸田総理が決め、その責任は取り、その批判は受けるという形ではないのではないかな。

### (国民の理解)

- せっかく総理大臣が記者会見を行うのであれば、もう少し上手にスピーチをすべきだった。決してうまくはなかった。
- どのように説明しても「分からない」と言う人には、どれだけ説明しても分かってもらうことはできない。どれだけ丁寧にすればよいかなんて言っても、言葉遣いを丁寧にするぐらいのことしかできないのではないかな。
- 批判が多くても、国葬儀の実施が正しいと思えば、次の選挙で訴えて過半数を取ればよい。それが選挙というものではないかな。岸田総理が考える安倍元総理の功績を挙げ、国葬儀を行うことを決め、その判断が正しければ称賛され、誤っていれば批判を受けるということに尽きるのではないかな。国民の納得を得られないと判断するのであれば、岸田総理の判断で国葬儀の実施を取りやめればよかった。

- 反対派の人もあるが、大勢の人が自主的に献花したという事実もある。世の中、全く賛否ない、分断のない政治はないと思う。国民の基本的な人権の部分で分断があってはいけないと思うが、国葬儀はこれには該当しない。
- 岸田総理は国葬儀を行う理由について、安倍元総理の功績を理由の一つに挙げているが、「自由で開かれたインド太平洋」など、久しぶりに日本が世界の中で大きな役割を果たした点を積極的に述べるべきだった。

### (対象者)

- 対象者についても、総理大臣自身で判断すればよい。
- 例えば、小淵元総理は現職で亡くなったが、国葬儀という選択肢はないのではないかな。何度も選挙で選ばれているわけではない。大平元総理も現職で亡くなったが、2年弱だったので、国葬儀という話にはならなかったのだと思う。何度も選挙で国民から選ばれているということは、一つの判断材料になるかもしれない。何度も選挙で国民から選ばれているという点について言えば、おそらく1回だけであれば少ないのだと思う。安倍元総理が何度も国政選挙を勝ち抜いたという点の一つの判断材料になり得るのではないかな。
- 国内外で評価される大きな業績があったということも一つの判断材料になるかもしれない。大きな業績という点で判断は分かれると思うが、時の総理大臣が大きな業績と思えば、それでよい。
- 選挙の最中に安倍元総理が銃弾に倒れたことを悼むことは、民主主義を守るという意味もあるのではないかな。これも国葬儀を実施する判断材料になるのではないかな。
- 直感的には、ルール化すべきものではない、しっかりと制度化すべきものではない、抽象的な原則で足りると考えている。幾つか基準が考えられないこともないが、主観的にならざるを得ない。総理大臣がいろいろな人に相談するかもしれないが、その判断は総理大臣が主体的にするしかない。その判断が批判されれば、その責任は総理大臣が取るべきである。
- 中曽根元総理が特論の憲法改正を実現していたら、中曽根元総理は国葬儀で送るという話になっていたのかもしれない。亡くなり方が劇的かどうかもあるかもしれない。吉田元総理が亡くなった際は、義理固い佐藤元総理だったから国葬儀だったのかもしれない。戦前の国葬令ができたのは大正15年であり、例えば、山縣有朋氏の国葬は国葬令に基づくものではなかった。国葬令がもっと早く制定されていれば、大隈元総理は国葬だったかもしれない。いずれにせよ、明確なルールは決めなくてよいと思う。

### (経費や規模の妥当性)

- 経費の多寡についてはなかなか判断ができない。警備に関しては、国内外の要人が参列するので一定程度の警備は必要だと思う。それ以外の方については、よりオープンな場、例えば野球場で行うことなども考えられるのではないかな。

- 国葬儀は国民が悼むことだと思う。国会議員などの参列はごく一部に限り、残りは並んだ順番やくじ引きなどでもよいので、国民から選ぶことも考えられるのではないかと。

(その他)

- 国葬儀について様々な御意見があるということについて、総理大臣がわざわざ言及する必要はない。国民の方々が弔意を示す機会を設けたほうがよいと思ったから、国葬儀を行ったとはっきりと言えばよいと思う。
- 安倍元総理の逝去に対し、インド、ブラジル、カンボジアが国家として喪に服している中、日本が喪に服さないことに違和感を覚えた。
- 運営面について言えば、海外からの弔意に応えると言っているにもかかわらず、海外からの参列者の肩書きや名前を全て紹介しなかったことは、失礼だったのではないかと。英語と日本語の両方で紹介する時間を取るべきだったと思う。例えば、三権の長については紹介があつてよいと思うが、それ以外の国内の方の紹介は不要ではないか。その分の時間、海外からの参列者の紹介に時間を割くべきである。
- 国葬儀当日に黙とうの機会があつたが、安倍元総理が亡くなられてから時間がたっており、ピンとこなかったのではないかと。また、黙とうはその意思がある人がすればよいと思うが、それ以外の人に対しては、黙とうしている間は静かにするように協力を呼び掛けてもよかつたのではないかと。

## 君塚直隆 関東学院大学国際文化学部教授 (令和4年11月29日)

### (実施の意義)

- 総理大臣経験者、特に功績のあった方は、国を支えた人物であり、国として国葬儀を行うことは非常に意義がある。国葬儀の実施は当たり前ではないか。
- 葬儀は個人を弔うためのものであり、成果を得るために行うものではないため、「レガシー」や「成果」という言葉を使うことは適当ではない。その上で、外交的な影響について、これだけの方たちが世界中から集まり、安倍元総理に対しても日本に対しても弔意を示してくれたことは、非常に大きな意味があった。外交は会うことから始まるのであり、そういった点で非常に大きな意味がある。昨今、首脳同士がなかなか会うことができず、令和4年11月のG20でも3年ぶりだった。このような場面で首脳同士が会うことは、外交的に大きな効果があると思う。もちろん、国葬儀は外交的な効果のために実施するのではないが、こうした機会に海外の方々が集まることは、特に戦後、世界中で見られた現象でもあり、大切にすべきだ。
- 日本に対する関心に加え、衝撃的な亡くなり方だったので、安倍元総理の逝去が世界的に報じられたと思うが、安倍元総理がどのような人物だったのか、安倍元総理が支えてきた日本はどのような国なのか、改めて海外に知らしめる効果は大いにあったのではないかと。各国の代表、場合によっては首相クラス、大統領クラス、ヨルダン国王陛下自身も来日したため、各国の方々も関心を持つと思う。こうした意義は非常に大きい。

### (国会との関係)

- 岸田総理と松野長官が議院運営委員会に出席したが、国葬儀の実施を決めてから2か月たっており、期間が空き過ぎた。記者会見において国葬儀の実施を表明した後に、国会の議院運営委員会で説明したが、順序が逆なのではないか。7月8日に安倍元総理が亡くなられて、週末の7月10日に参議院選挙があったが、政権交代があったわけでもないため、7月11日に臨時閣議を開いて、安倍元総理に大勲位菊花章頸飾と大勲位菊花大綬章を与える閣議決定と同時に国葬儀についても閣議決定し、参議院の体制が決まっていなければ暫定の体制で構わないので、午後議院運営委員会を開き、行政と立法の両方が国葬儀の実施について団結できれば、国民に対して直ちに理解を得るべきだった。7月11日に全て行っていれば、全く問題なかった。
- 選挙期間中に銃撃されるという非業の死であり、その衝撃は全国民に大きな衝撃を与えたと思う。その直後の7月11日に国葬儀の実施を決めていたら国民の多くも納得した。7月22日に国葬儀の実施を閣議決定したが、同日までに国葬儀を執り行い終わっているぐらいでなくてはならなかった。吉田元総理も英国のエリザベス女王も亡くなって10日ほどで葬儀が行われている。さらには、エリザベス女王の国葬には世界中の要人が参列した。米国のバイデン大統領、ヨーロッパの全ての国王、日本の天皇皇后両陛下も参列された。これと比較しても、安倍元総理の逝去から2週間後には、国葬儀を執り行うことができたのでは

ないか。本当に安倍元総理のことを思っている友人たちは、参列できるはずである。

- 総理大臣だった人物を弔うのであり、総理大臣が葬儀委員長も務めるため、まず内閣が閣議決定することは当然である。その後、立法府へ説明し、総理大臣がテレビで国民に直接説明し、記者会見を行うという順番がよいと思う。
- 今回の議院運営委員会での説明内容は、十分だったと思う。同じ内容でより早いタイミングで説明するほうが適当だった。せつかくしっかり説明したにもかかわらず、説明に対する大きな反発が生じてしまい、海外でも報じられた。こうした点は残念だった。

### (国民の理解)

- ヨーロッパでは大統領や首相や女王陛下が記者を介さず直接国民にメッセージを寄せているが、日本では総理大臣が直接テレビなどを使って国民に訴えることが少ない。日本において、記者を介さず直接国民に訴えた例としては、2016年8月8日の天皇陛下のお言葉、ビデオメッセージのみである。国葬儀の実施について、岸田総理がテレビや動画サイトを通じて、内閣として国葬儀を執り行いたいと考えていること、安倍元総理には大きな功績があったこと、国民の方の多くが理解してくれると思われることなど、国民に直接説明すればよかった。
- 世論調査において半数が国葬儀に反対することになってしまったが、これは安倍元総理が亡くなってから何か月もたった後に調査したためである。国民が冷めてしまって、日頃から安倍元総理に批判的だった人などが従来の立場を思い出して批判してしまう。亡くなった直後に国葬儀の実施に賛成か反対かを調査すれば、圧倒的に賛成が多かったと思う。記者会見をする前にまずは世論調査を行い、その後記者会見で細かな点を説明するという順番がよかった。

### (対象者)

- 一般の方への叙勲における評価も難しいが、ましてや国葬儀を行う政治家の評価、特に亡くなった直後の元総理大臣の評価は極めて難しい。だからこそ、その時々政府が判断することは当然である。
- 安倍元総理は8年8か月にわたる憲政史上最長の在任期間であるが、桂太郎や伊藤博文などの時代、100年ほど前の時代の7、8年と、これだけ目まぐるしく情勢が変わる21世紀の7、8年は簡単には比較できない。安倍元総理の8年8か月は、100年ほど前の7、8年と比べて大きな差のある長い年月だった。吉田元総理や佐藤元総理など、戦後のそれと比較しても、スピード感のある時代において、この在任期間の長さは大変なことである。
- 安倍元総理の全ての政策が成功したかどうかは分からない。しかし、特に安全保障問題で非常に大きな世界的なアピールをしたことにより、今回の国葬儀における多くの海外要人の参列につながった。また、東日本大震災後の復興や、平成から令和への代替わりもあり、安倍元総理には本当に大きな功績があったと思う。

- 21世紀になって小泉政権以降、2005年以降辺りからは1年で政権が終わってしまうケースが続いた。そのような中で、長期的な政権の連続性や継続性は、特に外交的な安定、安全保障上の安定、信頼性をもたらす。G7の中でも、ドイツのメルケル元首相などと並んで最古参になった。国内的にも、同じ政権が続けば、長期的な改革も実現できる。こうした点は国葬儀の実施の判断に当たり、重要である。
- 長期の政権維持は国際的な信用を得られるなど非常に大きな意味があるが、何年以上であれば長期という判断は難しく、それぞれ考えるしかない。7年8か月にわたり政権を担った佐藤元総理はなぜ国民葬なのかという議論が想定されるが、その理由は分からない。吉田元総理の葬儀が国葬儀であるならば、佐藤元総理の葬儀も国葬儀であってもよかったように思う。安倍元総理は吉田元総理に匹敵する、もしくはそれ以上の功績があったと思う。戦前の伊藤博文や山縣有朋も国葬になっているが、安倍元総理は彼らに匹敵するほどの影響があったのではないかと。
- 7年以上程度、政権を担えば、国内的にも国外的にも、政権に対する信用、継続性、安定性をもたらせるし、一定の成果を挙げられる。岸田総理は国会答弁で、安倍元総理が選挙期間中に非業の死を遂げたことも理由に挙げているが、今回のような亡くなり方をしたら全ての総理大臣を国葬儀にしなければならなくなる。総理大臣経験者が非業の死を遂げた戦後初めてのケースではあるが、生前の功績や在任期間の長さが国葬儀の実施の判断理由として適当である。吉田元総理、佐藤元総理、中曽根元総理と、いずれも総理大臣在任期間が長い方が功績を挙げた。やはり総理大臣としての在任期間が短くては何もできない。
- 英国では、サッチャー元首相の葬儀は準国葬というスタイルをとった。彼女に次いで長い在任期間となる元首相はトニー・ブレア。彼も10年以上首相を務めたが、イラクの大量破壊兵器についての発言が問題視されたため、国葬ではないと思う。安倍元総理はそのような問題もなかったため、海外の事例と比較しても、国葬儀が妥当だったと思う。
- 今後、在任期間が長い元総理大臣は、よほどのスキャンダルなどが無い限りは国葬儀の対象者にすべきである。日本の場合は、現在までのケースを比較検討していくと、7年以上政権を維持できていけば、有資格者なのではないか。
- 例えば、1年で何も行わずに総理大臣の座を降りたような場合について、総理大臣経験者であることを理由に国葬儀を行えば、安倍元総理の国葬儀より大きな批判が出ると思う。また、国葬儀は国民の税金で行うことでもあり、総理大臣経験者であることをもって一律に実施すべきではないと思う。
- フランスでは、国葬やパンテオンへの埋葬があり、廃兵院で葬儀をしてパンテオンに葬るなどのケースがある。大統領だけではなく、例えば一昨年亡くなったジャン・ポール・ベルモンドなどの俳優や、国民的な芸術家などを葬ることもある。しかし、日本ではパンテオンに当たるものもないし、フランスのように政治家と学者や経済人などを同じ枠で考える文化もない。対象を広げるという方向性はよいかもしれないが、スポーツ選手の場合でも、チームや競技がいろいろあり、どこまでを国民的と判断するかは難しい。国民栄誉賞についてもいろいろな異論がある。日本の

場合、明確な基準は設けられないが、総理大臣を7年以上務め、かつ功績があった方という基準でよいのではないかと。フランスは独自の国葬の文化を何百年と築いてきており、日本にそのまま当てはめることは適当でないように思う。

#### (経費や規模の妥当性)

- 今回の国葬儀の経費は、妥当だった。経費は、当然にこの程度掛かる。
- 一般献花の会場として、安倍元総理にゆかりのある総理大臣官邸、その前の駐車場、車寄せを使うことはできなかったのだろうか。安倍元総理が8年にわたっていた、ゆかりのある総理大臣官邸で、1日だけそこに献花台を置くことも一案だったのではないかと。今回の一般献花の会場は国葬儀の会場の武道館の近くだったが、安倍元総理は九段下にゆかりがあるわけではない。総理大臣官邸のほうが国民は分かりやすかったと思うし、集まりやすかったと思う。一般献花に訪れる方がより多かったかもしれない。無論、総理大臣官邸の駐車場、車寄せのみを一般開放する。場所も広く、日頃から警備しているため、対応もしやすかったのではないかと。
- 一般献花の時間や会場について、ニュースで報道されるほどに、より積極的に広報するべきだった。
- 国葬儀である以上、都道府県知事自身が国葬儀に反対である場合は難しいかもしれないが、一般献花は各都道府県で実施してもよかったと思う。政府は全ての都道府県に出先を持っているわけではなく、各都道府県庁で実施する形が分かりやすい。安倍元総理への一般献花のために地方から東京に来るのは難しい。市庁舎なども含めて実施してもよかったかもしれない。

#### (その他)

- 海外から安倍元総理に授与された勳章について、今回の国葬儀の祭壇には、フランスの国家功労勳章の勳一等、ノルウェーのハーラル5世が来日した際の儀礼叙勳、王国の国家功労勳章の勳二等など、一部の勳章のみが飾られ、他にも飾られていないものが多い。どうしてこの9つを選んだのかという基準もない。最も大事な、例えば、サウジアラビアのアブドゥルアジーズ勳章の勳一等、バーレーンの勳章、ブラジルの南十字星勳章の勳一等、アルゼンチンのサン・マルティン勳章の勳一等、フィリピンのものなどが並んでない。サウジアラビアは外務大臣が参列したが、アブドゥルアジーズ勳章を飾っていない、自国が授与した勳章が飾られていないと分かってしまう。外交官は儀礼に非常に厳しい。安倍元総理に勳章を授与した国は全て参列している。授与したことは分かっているはずだから、飾られていないと、うちは蔑まれているのかとなってしまう。よほどのことがない限りは、礼儀として全ての勳章を飾るべきである。こうした点は問題があった。国葬儀の事務局を担った内閣府には賞勳局もあり、同局職員に並び順などを聞くこともできる。今後は細心の注意を払わなければならない。
- いろいろな問題が指摘されるかもしれないが、国葬儀であるならば、今の御時世は天皇皇后両陛下にも関与していただいてもよいのではないかと。国葬儀、国の儀式として執り行っているわけであり、例えば宮中晩餐会の場合も、天

皇皇后両陛下が主賓として国賓をお迎えしている。国葬儀の場合も、葬儀委員長は総理大臣であるが、国としての喪主は天皇皇后両陛下ではないか。吉田元総理が亡くなった際は戦後まもない時代であったが、令和に時代が変わっている。平成の時代、天皇皇后両陛下は国民に近づかれた。令和の時代の天皇皇后両陛下も更に国民に近づきたいとおっしゃっている。日本国の象徴ということを考えれば、国葬儀の場にお出ましいただいてもよいのではないか。アブドゥラ国王始め、国家元首クラスが参列されている。いわゆるレセプションにも天皇皇后両陛下にお出ましいただければ、格上の海外要人がより参列した可能性もあったと思う。国の喪主という考え方を持つべきである。国として執り行うのであり、いわゆる天皇皇后両陛下の政治利用には当たらない。国の顔という点を考えた際、行政府では無理がある。国賓がいらっしゃる際、宮中晩餐会を行えないのであれば、総理大臣官邸での晩餐会になってしまう。今の時代、天皇皇后両陛下による接遇の機会が増えてもよいのではないか。英国では、1965年にチャーチル元首相が亡くなった際に女王陛下が参列されたし、レセプションにも出られていると思う。様々な意見があるかもしれないが、レセプションも宮中で行えば、更に国葬儀としての意味も深まったのではないか。

- 今回の国葬儀においては、国民に対して弔意を呼び掛けなかったことは適切だったと思う。弔意を呼び掛けた場合、反発する方も出て、弔意の押し付けと批判されてしまう。実際、葬儀は押し付けで行うものではない。個人々から湧き出る弔意によるものであるべきであるし、決めた時間に黙とうするように押し付けることは難しいと思う。英国もエリザベス女王の国葬において、場所によっては全く黙とうを行っていない。今の時代、自然と弔意がわき起こることを期待するしかない。今後も今回の弔意の在り方が踏襲されればよいのではないか。大喪の礼の際なども同様である。

## 榎原智 産経新聞東京本社論説委員長 (令和4年11月14日)

### (実施の意義)

- 大きな業績を残した総理大臣経験者が亡くなった。国の礼遇として、国葬(国葬儀)は実施されてしかるべきこと。国葬儀は日本が国として執り行い、諸外国・地域及び国際機関の代表も一堂に会して、故人を悼む場となるもの。そのため、日本のみならず、諸外国・地域及び国際機関にとっても意義のある葬儀の在り方ではないかと思う。
- 国葬儀は厳粛に執り行われることが最大の目的であり、殊更に外交上のレガシーなどを考えなくてもよいと思う。その上で、外交的成果について考えるとすれば、今回極めて多くの国々、地域、国際機関の代表が列席したこと自体が、大きな外交的成果であると思う。また、岸田総理が多くの海外からの列席者と会談し、国葬儀への参列に謝意を表したということも、国際親善及び国際社会における日本の存在感を高めることに寄与したものであり、評価できると考えている。

### (国会との関係)

- 衆・参議院運営委員会が内閣に対して説明を求めたのであれば、岸田総理、松野長官が出席し、説明したことに問題は無い。
- 国葬儀の実施を表明した7月14日当日、岸田総理は最大政党である自民党の総裁でもあるため、各党の党首に会談を呼び掛け、協力を求めてもよかったのではないかと。
- 国会の事前の承認若しくは同意がなければ、今回の国葬儀を決定してはならなかったという意見が一部にあるが、これは国会自身が定めた法律を理解していない、誤った主張と言わざるを得ないと思う。国葬儀については、内閣府設置法第4条第3項第33号の「[国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)]」という根拠規定がある。国葬儀は国の儀式の最たるものの一つ。内閣府設置法に基づき、今回の国葬儀の実施を決定し、執り行った岸田内閣の判断や手順に問題はなかった。国会は平成11年に内閣府設置法を定めたことで、内閣に国葬儀の実施を決定し、執り行う権限を与えたと考える。国の儀式に国葬儀は含まれないという批判は、国会が議決した法律の存在を軽視していると言わざるを得ない。
- 今後、国葬儀に関する新たな法律を作ること自体は否定しないが、既に国会が制定している内閣府設置法に国葬儀の実施の根拠があるため、こうした内閣の権限を制限する必要はないと考えている。

### (国民の理解)

- 岸田総理や松野官房長官が国会や記者会見で国葬儀の実施に関する説明を行ったことは、妥当である。法的根拠については、7月14日の総理記者会見においてその存在を説明しており、そのことも評価できる。
- 国葬儀には法的根拠がない、国葬儀への国費の投入に反対だ、といった説得力に乏しい反対意見が存在しているが、これらの意見に対して、総理大臣や政府関係者はより明確な表現で反論しなければならなかったのではないかと考

える。政府が説明を尽くすことは当然だが、法的根拠がないといった謬論に対して力強い言葉によってはっきりと否定しなかったため、国民の中に今回の国葬儀に対する疑問の声が残ってしまったのではないかと残念に思う。7月14日の岸田総理記者会見においても法的根拠に言及があったが、一般の方には伝わりにくかったのではないかと。及び腰の姿勢で遠回しの表現で語っても、世論に届きにくいと思う。より力強い積極的な姿勢で説明し、国民の理解を求めるべきだった。

- 総理大臣経験者は政治家であり、政権を異にする党派との間で定まったルールの下で競った結果、総理になり、一定期間、国政の重要な責任を担った人物である。このため、必ず反対する勢力は存在し、国葬儀を執り行うに値するか否かの判断について、意見が全会一致になることは元々あり得ない。しかし、民主的なルールに則って築き上げた業績について、議院内閣制の下で民主的に選ばれ、行政府を任されている内閣が国葬儀に値すると判断し、それを正当な手続を経て執り行うことは、日本が民主主義国である以上、あってしかるべきではないかと考える。これを批判することは、民主的な手続で政府を任された内閣の判断を軽視するものであり、民主主義に基づく政治を尊重していないのではないかと恐れ、説得力に欠けるのではないかと考えている。
- 政府又は与党は、海外から見る安倍元総理の功績を国内にもしっかりと説明すべきだった。平和安全法制、集団的自衛権は戦争抑止のためのものであり、各国政府や海外要人はその重要性を理解しているが、そうした説明をしっかりと国民に伝えなかったため、国葬儀を批判する意見が増すことになったと思われる。安倍元総理を批判する人々のほうが本当に多ければ、別の政党が政権を取っていただろう。

### (対象者)

- 政治とは極めて多様な側面を持つ行為であり、前もって定めた一律の基準で総理大臣経験者の業績を判断できるものではないと考える。このため、吉田元総理及び安倍元総理の国葬儀について、その時々内閣が事情を総合的に勘案し、国葬儀の可否を判断したことは妥当である。
- 全ての政治や物事が国民投票で決まるわけではない。民主主義のルールにのっとって内閣が存在しており、内閣に委ねられた権限を理屈にならない理屈で否定するのは適当ではない。例えば総理大臣としての在任期間の基準が3日間でも非常に大きな功績を挙げたのであれば国葬儀を執り行ってもよいので、こうした基準は作れないのではないかと考える。
- 総理大臣には党派的に対立する相手が当然に存在するので、絶対に反対論が出る。反対論が出ているので合意形成がなっていないのではないかと批判に耳を傾けていたら、国葬儀一つできない日本になってしまう。
- 国葬儀の対象とする要素については、一律に定めるべき事柄ではないと考える。ケース・バイ・ケースである。物

事に対する評価であるため、どんな基準を作るにしても十全なものになり得ない。不可能なことはやめたほうがよい。

- 総理大臣の最大の責務は、国家・国民の安全を守り抜くことである。日本を取り巻く国際情勢の基本構造を読み解き、外交・防衛の両面において、中長期にわたって国家・国民を守り抜く基本体制を築いたかどうかは、大きな判断材料になると思う。
- 日本及び世界の国々、諸国民にとって望ましい国際秩序を形成するため、国際社会において能動的に働き、その貢献を国の内外から高く評価されたかどうかということも、留意すべき事柄になるのではないかと考える。
- 国葬は皇族方に限るべきではないかという主張が一部にある。皇族方の御葬儀を国が営むべきなのはもちろんだが、皇族方に限るということは適当ではないと思う。
- 例えば、同じ民主主義国である米国の大統領経験者は、国葬で送られることが慣例と聞いている。米国の大統領も政治家として反対党派との激しい対立や競争を経て、その座に就く。これにより、米国では、大統領が国家元首と行政府の首長の役割を果たしている。こうした性格の米国の大統領が国葬で行われているにもかかわらず、日本の総理大臣経験者は誰一人国葬儀で送られるべきではないという考え方は視野の狭い意見ではないかと思う。
- 日本の元首は天皇陛下であり、日本の総理大臣は元首ではないが、行政府の長であるという点については日本の総理大臣と米国の大統領と共通している。そして、その米国の大統領経験者は国葬で送られる慣例がある。米国の大統領は直接選挙、日本の総理大臣は議院内閣制の下で議員の中から選ばれるという違いはあるが、日本の国会議員は全ての国民の代表であり、日本の総理大臣よりも米国の大統領のほうが民主主義的に選ばれているということではない。

#### (経費や規模の妥当性)

- 日本の各界及び諸外国・地域や国際機関から多数の参列者があつた。経費及び参列者などは、妥当な規模だったと考える。
- 警備上の課題もあるとは思うが、次代を担う若い世代、例えば大学生や大学院生の世代の参列がより多ければ、なおよかったと思う。社会的に活躍した方などを中心に招待すると、どうしても参列する方の年齢層は高めになる。参政権が与えられたばかりの世代、例えば安倍元総理の地元の若者など、何らかの基準又は方法で招待があつてもよかったのではないか。
- 全国各地で献花の場が設けられている。これらの数の集計があつてもよかった。また、各地域で献花の場所を広く設け、それを事前に広報することがあつてもよかったと思う。その場合、地域における警備が大切であることは言うまでもない。

#### (その他)

- 国葬儀の実施に当たって、弔旗の掲揚や黙とうを各府省に求める閣議了解を今回見送つたこと、地方公共団体や各教育委員会などに弔意表明の協力を求めなかったことは、適当ではないと考える。国として最高の礼遇を意味する葬儀が国葬儀であり、その趣旨を踏まえて対応すべきだった

と考える。このような対応を取つても、内心の自由を侵すことにはならない。内心の自由の侵害を看板にした誤つた批判に留意し過ぎた上での対応であれば、残念な対応であつたと考える。

## 坂元一哉 大阪大学名誉教授 (令和4年11月25日)

### (実施の意義)

- 国葬儀を行うことで、時代の区切りとして国民が後々思い出すことができるようになった。安倍元総理は、他国についていだけの受動的な協調ではなく、自由で開かれたインド太平洋を提唱するなど、自由主義諸国との協調をこちらから積極的に主導し、日本外交の新しい章を切り開いた。
- 国葬儀を行い、この機会を国際的に共有することによって、安倍元総理が残した外交路線を今後、続けていくことを世界に示したという点意義があった。
- 儀式を行うことは非常に大事であり、日本が常識的な対応を行うことができるということを世界に示すことができた。もし実施していなければ、面目を失っただろう。諸外国の人々と、悲しみや喜びを共有できる儀式を行うことは外交関係の発展にとっても大事である。

### (国会との関係)

- 閣議決定により国葬儀を行うことは妥当であり、国会に対する説明は特に必要ないと思う。今回、国会で説明したことによって逆に空回りしている印象を受けた。最終的に総理大臣が国葬儀を行うという決断をしたのであれば、それで問題はないと思う。国葬儀に反対する理由はよくわからなかったが、説明すればするほど野党から批判され、対立構図ができてしまい残念だった。
- 今回、岸田総理、松野長官が議院運営委員会で説明したことで十分だと思うが、国会の場で議論すると批判ばかりになってしまう。野党に説明するのであれば、例えば党首等の要人と総理大臣が公邸において一対一で会談する機会を設けるなどの対応が望ましかったのではないかな。

### (国民の理解)

- 国民に直接説明することが望ましいと思うが、前提として、国葬儀のイメージが分からなかったことが国民からの批判につながったと思う。吉田元総理の国葬儀の当時の様子がテレビで放映されていたが、かなり時間がたっており、当時のことを覚えている方も少ない。今回の国葬儀は素晴らしい儀式だった。次回以降行うのであれば、今回の様子をイメージとして持ってもらえる。

### (対象者)

- これまでの方法を評価する。対象者の基準をあらかじめ決めることは難しいと思う。内政・外交で総合的に見るのが大切である。他方、今回の8年8か月といった客観的な数字は一つの基準となり得る。また、国民から大きな支持があり、その死が国民に特に大きな衝撃を与えたような場合は、国葬儀を検討すべきと考える。

### (経費や規模の妥当性)

- 費用の妥当性は一概には何とも言えない。他の事例と比較ができないということはあるが、今回は国民一人当たりの負担を考えても、経費が多過ぎたということはないだろう。

- 規模は妥当で立派な葬儀が行われたと考えるが、地方でも献花をしたいと思っていた人はたくさんいたと思う。国の出先機関や地方公共団体でも献花台を設けることができればなおよかったと思う。

### (その他)

- 弔意の強制などそもそもできるはずがなく、殊更に弔意を強制しないと言う必要はなかったのではないかな。今回、弔意を強制するものではないということを発信したがために、逆に弔意を示しにくくなってしまった。弔意を表したい人が自然に表せるような工夫が大切である。あくまでお願いレベルだが、国民や地方公共団体にも弔意の表出をお願いすべきだったのではないかな。

曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授  
(令和4年11月21日)

(法的根拠と憲法との関係)

- 法的根拠については、憲法第41条の「立法」の意義に関し、伝統的に政府は侵害留保説を採っていると思われ、内閣法第11条も同様の立場を取っていると解釈できる。侵害留保説からは、今回の国葬儀のように、国民の権利を制限し又は義務を課すことのない行為については、個別的作用法的根拠は不要であるとの見解には特段の不自然さはないと考えられる。ただ、侵害留保説を前提としても、国葬儀と類似する側面のある褒章については、法律が必要だとする見解が憲法学では有力であり、そこからすると、批判の余地がないわけではない。
- 個別的作用法的根拠は不要であるとしても、国葬儀の実施が内閣の権限範囲内に含まれている必要はある。今回の政府見解でも前提とされている行政控除説からすれば、国葬儀の実施は立法でも司法でもないから行政であるということではある。しかし、そもそも控除される前の全体である国家の作用そのものに国葬儀の実施が含まれるかを確認すべきである。この点、内閣府設置法で儀式を行うことができると規定していることは、状況証拠と解することができるが、それだけだとやや弱いと思う。特定個人を顕彰する、追悼するような作用をどう捉えるか、この点はあまり学説や議論はないが、日本国憲法では栄典授与や儀式を行うことが国事行為とされており、今回、国事行為ではないが、国家がこの種の象徴的な行為を行うことは、憲法で認められていると思う。こうした行為はプロパガンダにつながるおそれがあるため、ミニマムに考えるべきという考え方もある。
- 今回政府が前提とした侵害留保説は古典的な学説であり、学説上批判が強く、今回、侵害留保説とは異なる観点から法律の根拠が必要だという意見もあったが、侵害留保説を採用することは全く許されないとまでは言えないため、今回の国葬儀に個別的作用法的根拠は不要としたことは不合理とは言えない。また、行政控除説に関する説明も、問題があるとは言えない。そうすると、国葬儀を閣議決定に基づいて行うことについて憲法上の問題があるとは言えない。この場合、今回の国葬儀の実施決定については、作用法上の根拠がないため、内閣が全面的に政治責任を負うことで統制されるべきであり、説明責任が生じ、批判があれば甘受すべきである。
- 侵害留保説に代わって学説上有力な、重要事項留保説等の考え方からすれば、国民の権利を制限し又は義務を課す場合以外でも、国政における重要事項については法律の根拠が必要となる。この場合、重要事項とは何かということが議論になるが、国葬儀を「国あるいは国民を挙げて行う葬儀」だと捉えれば、重要事項に当たる可能性は高いといえる。しかし、政府による国葬儀の理解（「国葬儀とは、国の儀式として行う葬儀である。」）からすれば、重要事項に当たる可能性は低い。
- 個人的には、侵害留保説よりは広げて考えるべきだと思っている。ただし、今回の国葬儀における政府の理解からすれば、他の式典でも閣議決定で行っていることから個別の法律の根拠は必要ない。どの学説を採るかによるが、国

葬儀その他が重要かどうかは国家の象徴的な作用をどのように捉えるのかははっきりしていないことが根本的な問題。そのため、評価が定まらないという側面もある。象徴的な行為が潜在的な危険性を有していることは確か。憲法で唯一定めているのは政教分離であり、宗教を使って、国民に訴えかけるのは駄目だとしているが、それ以外は何も規定しない。

- 国会の関与がなくても違憲や違法であるとは言えないと思うが、国葬儀という性質上、国会で議論することが望ましいと考える。
- 特定個人を顕彰する制度は、叙勲や褒章、文化勲章・文化功労者、国民栄誉賞などいろいろあり、法律の根拠はないが、何らかのルールやルーティーンがある。国葬儀はめったにあるものではないが、今後実施の可能性があるとするれば、以前の国葬儀の際にも議論があったようだが、ルールを定めることが望ましいのではないかと。国葬令には「国家ニ偉功アル者」とあったが、これで書ききっているとは思わない。ただ、これよりも詳細に書くとしても機械的に当てはめれば済むようルールを作ることは難しい。そういった意味では、実体的基準については、基準の内容そのものよりも、判断方法、思考のプロセス、考え方に着目した方がよい。
- 他方、ルール設定を行う意義としては、手続を明確化することも重要である。手続を定めることによって、今回のような決定プロセスそのものは是非を争う余地を減らすとともに、国葬儀として求められるコンセンサスの調達に資すると思う。一般的なルールの形式については、法律もあり得るが、それに限られるものでもない。侵害留保説は、「憲法上、法律で定めることが求められている事項」、言わば必要的法律事項についての考え方であり、必要的法律事項以外の事項を法律で定めることが禁じられるわけではない。
- 国葬儀そのものが宗教であり、無宗教形式であったとしても政教分離に反するのではないかの批判については、儀式を実施すること自体が許されているのであれば、特定宗教の形式を取るのではない限り、そういった批判は当たらない。特定宗教を優遇しているわけではない。
- 特定個人を国葬儀にすることが法の下での平等に反するという批判は、国葬儀とする理由があるかどうかという点に吸収される。すなわち、元総理大臣として顕著な功績を挙げたということをもって国葬儀の対象とすることには、特別扱いの合理性があると思う。理由が十分でなければ、合理性が失われるということもあると思うが、元総理大臣を国葬儀にするという上で、顕著な功績があるという理由があれば、法の下での平等に反するという点でないとと思う。
- 国葬儀を行うこと自体が事実上の強制につながるという批判は当たらないと思う。事実上の強制よりははるかに手前にある。もっとも、政府の意図を超え、現場において事実上の強制ともいえる事態が生じることは、状況によってはあり得る。たとえば、ある職場において、上司が強制的に黙とうをさせるようなことがあれば問題である。ただ、一義的にはそういうことをさせた人間の責任になる。

政府の側としては、そういったことを期待して要請しているのであれば、不適切ということになるが、安倍元総理の国葬儀ではそういったことはなかったため、問題はなかった。個別の場面でそういったことが起こり得ることを想定して要請しているのであれば、違法かどうかはさておき不適切である。そういったことが起きないように注意を呼び掛ける必要があると思う。

#### (実施の意義)

- 一般論として言えば、総理大臣として国民のために尽力し、特に顕著な功績を残した人物を、統治機構としての国が顕彰し追悼することを通じて、その人物の事績や在任時の時代を長く記憶に留めることの意義は認められる。
- 安倍元総理の国葬儀の外交的レガシーについては、専門外なので評価を差し控える。ただ、一般国民として見ると、インドやオーストラリアといった、安倍元総理が在任時に関係発展に尽くした国々が手厚い弔意を示したことで、その成果が確認され、また、国民に対しても一定程度可視化されたことなど、成果がなかったわけではないと思う。
- 一般論として、従前の吉田元総理の国葬儀や歴代総理大臣の国民葬、合同葬でも、外交的意義が挙げられることがあったが、今日では国々の外交関係は飛躍的に緊密化しており、葬儀の機会を捉えて短時間会うことの意義は低下しているのではないかと。現在では、諸外国の要人と対面する機会は非常に増えており、相対的に外交的な側面の重要性は低下している、その重要性は時代によって変わらぬと思う。他方、一部の国から厚い弔意が寄せられたことは事実であり、それに高い格式をもって応えることに意味はある。ただ、いずれにしても、外交面は、国葬儀を実施する意義としては一側面にとどまる。外交的意義があるから国葬儀を行うという説明は不十分。
- 今回の議論の混乱の原因は、国葬儀の意義について、人によって捉え方が違うということにあった。政府は「国葬儀とは、国の儀式として行う葬儀である。」と説明しており、ここでいう国とは統治機構としての国であり、(天皇・皇族に関するものを除けば)その国が行う最も格上の儀式と理解している。これは行政権に含まれることから、内閣限りで決定することができ、行政権限りで行っても国の儀式であり、内閣葬ではなく国葬儀と名乗っても問題ないと思う。他方で、社会的な議論の中では、国葬儀は「国あるいは国民を挙げて行う葬儀」とも捉えられ、弔意の強制につながるという批判があった。「国あるいは国民を挙げて行う葬儀」であれば、国権の最高機関であり、国民の代表である議員からなる国会の関与が不可欠という考えと親和的である。国葬儀の捉え方の違いが個別論点に関するすれ違いにつながっていると思う。

#### (国会との関係)

- 岸田総理及び松野長官が衆議院・参議院の議院運営委員会に出席し、国葬儀実施の説明と質疑を行ったことは、憲法第 63 条及び、この重要性から当然のことである。タイミングについては、閣議決定が 7 月 22 日であり、上記の説明・質疑がなされたのは 9 月 8 日になってからと間が空いている。このことは、国会の事前の関与が重要だとする見地からは閣議決定の後になるため、当然遅すぎるこ

になるし、事後的にでも説明があればよいという見地からは、ある程度詳細が決まったこのタイミングがよいという評価もあり得る。国葬儀は内閣の重要行事であり、また所管の大臣でもあり、岸田総理及び松野長官が出席したことは当然である。また、本件は、予算の問題にとどまらないため、予算委員会ではなく、議院運営委員会の場が選ばれたことは妥当ではないかと思う。説明や質疑の内容が十分であったか、タイミングが遅きに失していないか等については、政治責任の問題であり、国民が判断し、内閣は政治的責任を負うべきである。

- 国会との関係について、政府が前提としてきた侵害留保説からは、法律の根拠は不要だと考える。一方で、国の儀式として葬儀を行う以上、また、葬儀というものの性質上、静謐な環境で行うことが当然ながら求められ、そのためには可能な限り幅広いコンセンサスが合った上で実施することが望ましい。そのための手段として、国会が事前に関与することが望ましいと考える。また、近年、政治的決定において、官邸主導の傾向が強まっており、また、それを統制すべき野党やメディアの影響力が弱体化していることからしても、より一層、意識的、制度的にコンセンサスを図っていくことが必要であり、国会が関与することが望ましい。国会の関与の方法は、法律という形式ではなく、決議まで求めるのか、事前に説明をすれば足りるのか、いろいろあるのではないかと。個人的には、国会運営がインフォーマルに行われ過ぎているという問題意識があり、2017 年に天皇退位等の際に行われたインフォーマルな方法はあまり評価できないが、現実的には、各政党・各会派からのインフォーマルな意見聴取の方式もあり得ると思う。
- 国会の事前の関与については、国葬儀の意義の捉え方によっては、国権の最高機関として、国の重要行事に関与することは必要だという議論はできると思うが、今回の国葬儀の意義として、政府の説明は、ある意味ミニマムな行事という位置づけであるため、そこまで言えるかは疑問である。国の重要事項だとしても、国会の関与が必須と言えるのかどうかについては、分からない。いずれにしても、いろいろな意味で考えても国会の関与は望ましいのは間違いないと思う。また、今回、旧統一教会の問題が後から発覚したことや、突然亡くなってしまったことで業績評価が難しくなったことにより、問題が複雑になったというところもある。
- 国葬儀の位置づけ、意味について、「国の儀式として行う葬儀」と「国、国民を挙げて行う葬儀」を分けることはできると思うが、野党側があえて、大きく捉えて批判しているということかもしれないが、いずれにしても政府の定義が国民から広く理解されるのは難しいと思う。今回、国民に弔意を求めていることは政府の定義からすれば不自然ではないが、概念として分けられるとしても、国葬儀を実施するのにミニマムにやるということがどうしても分かりにくい。国葬儀を行うが、弔意の要望は行わないという点については、直感的に見たときに分かりづらかったのではないかと思う。
- 国会の関与の在り方としては、国葬儀が特別なものであれば、明確に賛意を表すことができる決議をすることが望ましいというのは一つの考え方としてはある。それができないのであれば、むしろやるべきではないと思う。各会派

が明確に賛成するという可視化するという点からは決議することが望ましいと思うが、他方で、決議ということであれば、過半数があればよいということになる。例えば、臓器移植の議員立法の際には、超党派で幅広いコンセンサスを求めたということがある。前提となる考え方によっていろいろなパターンがあり、それを制度的にしっかりやるのか、インフォーマルにやるのかといったことがある。ミニマムでやるのであれば、インフォーマルで各派から反対をしないという言質を取ることはあってしかるべきだと思う。

- 仮に事前に国会の関与を求めていた場合、もっと複雑になっていた可能性はある。近年の政治状況の反映だと思う。国会は対立も必要だが、協調することも必要であり、それが健全な議会である。近年、それができていない。今回の件とこれまでの背景については、別次元であるが、国葬儀の件に限れば、もっと努力は必要であったと思う。特に事前の関与に関しては何も見えなかった。官邸や与党の権力が強くなっていて、その中で完結してしまっている。吉田元総理の国葬儀の際には、インフォーマルに野党の協力を求めたのではないのか。インフォーマルであってもやるのが望ましいと思う。実際、野党から追及され責任が大きくクローズアップされたということがある。合同葬であれば、そこまで大きくクローズアップされなかった可能性もある。批判はつきものであり、それが大きな声になると問題になる。一定の範囲に収まっていれば、政治責任を問われることもない。今回も合同葬であれば、そこまでならなかったと思う。普段と異なることをしたために、その分の説明、プロセスが求められた。

#### (国民の理解)

- 岸田総理や松野長官が国会や記者会見などの場で説明を行ったことは、当然のことである。説明や質疑の内容が十分であったかについては、国民が判断し、内閣は政治的責任を負うべきものである。幅広い国民の理解を得るための方法について、確たる回答をすることはできないが、特別な方法を用いて行うことには慎重であるべきと考える。国会での質疑、記者会見やテレビ出演等を通じての説明など、通常の方法の範囲内で意義を訴えることが基本であり、殊更にキャンペーンを展開することは、故人の神格化や国民の自由の実質的な制約のおそれにつながるため、突出した方法や特別な方法は採るべきではないと思う。

#### (対象者)

- 総理大臣経験者の葬儀の在り方については、究極的にはその都度の判断ということになるが、一定の実体的・手続的ルールについては定めたほうがよいと考える。特に判断プロセス、思考プロセスはもっと明確にすべきと思うが、法律等で基準を詳細に規定し尽くすことは難しい。結局のところは個別に判断せざるを得ないが、その時の手掛かりとしては、先例との関係で今回はどのように業績等が評価されるかを説明すべきであり、それが理解を得られるかどうかということになると思う。個人の実績を赤裸々に語ることはおぼかられるという意見もあるが、そもそも功績を判断して国葬儀にするため、そのときの功績に対する評価は詳細に語らざるを得ないと思う。詳細を語らずに国葬儀

にすることは不適切だと思う。先例との比較については、先例が常に適切な判断であったとは限らないことも踏まえ、各先例に対してなされた国民からの評価も併せて考慮すべきと思う。

- 今回、国葬儀実施への批判が高まった原因は、安倍元総理に対する評価、国葬儀の決定が唐突かつ早すぎたこと、統一教会の話が出てきたことだと思う。仕組みの問題ではなく、属人的、状況的な問題が大きかったと思う。国葬儀を実施することは、内閣の政治判断であり、吉田元総理の国葬儀の際も批判があったと思うが、国葬儀の対象者については、全員が賛成ということはない。むしろ、民主主義社会では批判があって当然であり、反対意見がないほうが心配。今回はその批判が想定以上に強かったと思うが、権限問題については、内閣の責任で行うと整理しており、それで内閣が倒れても仕方がないという構図。

#### (経費や規模の妥当性)

- 類似行事の比較が難しいとの話があったが、今回、式典以外の経費を切り出して公表したことは評価でき、先例としてはいかがかと思う。経費や規模は国葬儀としてやるのであれば、いたづらに簡素化すべきではないし、やる以上はしっかりとやるべきである。

高橋正光 時事通信社解説委員長  
(令和4年11月22日)

(実施の意義)

- 今回のヒアリングには個人の立場で応じている。一個人としての考えを述べる。
- 安倍元総理の国葬の意義については、主権者たる国民一人一人が判断すべきことと考える。総理大臣経験者についても、同様である。
- 国内外の情勢が目まぐるしく変化し、国民の意識も時代とともに変わり得ることを考慮すれば、国が前面に出て、総理大臣経験者に限らず、国家に多大な貢献をした人を弔う余地を残しておいてよい。実施の基準や手続に関しては、根拠法を新たに制定するか別の形で担保するかを含め、党派を超えた幅広い国民参加の議論の下、時間をかけて結論を出すのが望ましい。

(国会との関係)

- ①国葬儀について定めた法律はない②民主主義社会において選挙は、主権者たる国民が政治的な意思表示をする最も重要な場であり、その期間中に、国会で指名された元総理大臣が、暴力により命を絶たれた事件の重大性は、与野党ともに認識していた。この2点を踏まえ、いかなる形であれ、これまで以上に国が前面に出て安倍元総理を弔うのであれば、国権の最高機関である国会(衆参両院)を代表する議長、副議長の意見を、与野党党首会談を開いての各党の意見を、それぞれ直ちに聴くのが望ましかった。

(国民の理解)

- 岸田総理が認めているわけではないが、国葬儀を決めた判断の一つとして、保守層への配慮があったと伝えられている。もし、事実であれば、国が関与して安倍元総理を弔うことの政治利用と受け取られても仕方がない。国葬儀をめぐる、各方面から様々な問題点が指摘され、報道各社の世論調査で、「反対」が「賛成」を上回る形で国論が二分されたことの出発点ではないかと考える。

(対象者)

- 岸田総理は安倍元総理の国葬儀を実施する理由を説明したが、この説明の評価を述べることは控えたい。

(経費の規模や妥当性)

- 今回の経費や規模が妥当かどうかについては、責任を持って述べることはできない。

(その他)

- 今後、国が前面に出ての葬儀の基準や手続を定め、実施することがあるとすれば、①国論の分断を避ける②国会が何らかの形で関与する③経費、積算根拠など関連情報を極力公開し、徹底した透明化を図る一ことが大前提と考える。

詫摩佳代 東京都立大学法学部教授  
(令和4年12月1日)

(実施の意義)

- 一般論として、超党派で合意がある場合には、意義があると思う。例えば、エリザベス女王やフランスのシラク元大統領の国葬の際は、多数の人が沿道に出ていた。国をまとも上げた様々な功績のある人を偲び、国が一丸となることに意義がある。今回は、反対が多かった割には、沿道に出て故人を見送ったり、献花に訪れた人の数が多かった。国民が心を合わせ、故人を偲ぶということに、一定の意義があったと思う。
- ただ、故人を偲ぶことが目的であれば、必ずしも国葬儀ではなく、今まで戦後の多くの総理大臣経験者に対して行ってきた内閣葬や国民葬など、国葬儀ではない形式でよかったのではないかと。特に、まだパンデミックが収まっておらず、物価高で国民の生活が苦しい中で、あえて国費を使う国葬儀を行うことの意義について、改めて問い直されなければならない。あれだけ国葬儀に反対する人が多い中でも多数の人が献花に訪れたことから分かるように、安倍元総理個人は、人気の高い総理大臣だったと思う。むしろ国葬儀という形式にこだわらないほうが、静かに弔うことができ、国民が一体感を感じ、共有できるような機会になったのではないかと思う。
- お葬式の一般的な目的は、皆が静かに故人の業績を偲ぶこと。エリザベス女王の国葬のように国民が一丸とはならず、今回は沿道に出た人もいれば、白けた目で見える人もいて国論が二分されていた。もう少しこじんまりと、安倍元総理を偲ぶほうが葬儀としての目的を果たせたと思う。
- 弔問外交におけるレガシーは一定程度あったと思う。安倍元総理が在任中に打ち出したFOIP（自由で開かれたインド太平洋）に関係するオーストラリア、インドの首脳と弔問外交が行われたこと、米国のハリス副大統領と国葬儀や台湾のことに話合いの場を持てたこと、韓国のハン総理と日韓関係が厳しい中で話合いの場を持てたことは、安倍元総理の功績を振り返りながら、今後の日本の行く末を考えていく上で、よいきっかけだった。他方で、直後の11月にAPECやG20という首脳が集まる機会があり、弔問外交を行った具体的な成果をどう見出すのか難しい部分はあると思う。

(国会との関係)

- これまで総理大臣経験者の葬儀の在り方に関しては、その時々内閣が決めており、今回もその手順を踏襲した。しかし、戦後2人目の国葬儀を行うならば、今までとは違う対応、より丁寧な対応が求められたと考えている。国会との合意形成に向けた努力が十分ではなかった。今回の国葬儀に国費を使うため、望ましくは超党派での支持が必要だったと思う。憲法第66条に、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負うとあり、国費を使う国葬儀を行うに当たり、行政権の行使について、国会に十分な説明を行う必要があったと思う。一方的に立場を表明するということを超えて、理解を求めるための丁寧な説明が必要だった。野党は、国葬儀を行うことについての説明

だけでなく、臨時国会の開催を求めている。望ましくは、国葬儀は超党派の支持があるべき。

- 英国は、議会の承認という手続を一つの基準にしている。これまでと同じように、内閣がそのときの状況によって国葬儀とするかどうかを決めるということが続けるのも一つの考えであるが、今後同じことが起きて、今回のようなことを防ぎたいのであれば、国会の一定数の賛成を基準としてはどうか。国葬儀には国費を使い、また、憲法第66条の規定にもあるように、行政政府が何でも行ってよいわけではない。少なくとも国会に対しては国葬儀の実施を決める前に理解を得ておく必要があると思う。
- 一方で、内閣だけが悪いわけではなく、野党側もかたくなな姿勢を貫いていたと思うが、国葬儀がなぜ必要なのかという説明の仕方を、もう少し工夫できたのではないかと。野党と国民を説得するポイントとして、襲撃されたことに対し、民主主義が正常に機能していることを国葬儀でもって示すというのは筋違いだと思う。民主主義への挑戦に対して、民主主義は正常に機能していることを示すのであれば、襲撃事件の後でも粛々と選挙を実施し、その選挙で選ばれた政府が民意を反映した政治を行うということが、事件に対する適切な対処だったと考える。
- 今回は、単なる儀式ではなかったと思う。厳しい経済状況の中で、多くの国費を投入することは、臨時国会での議論を踏まえて判断するべきだったと思う。次に国葬儀を行う場合に、もし現状の手続が踏襲されれば、今回と同じことが起きると思う。国葬儀の実施により国の分断を深めることになれば、本末転倒である。手続的には問題がなかったかもしれないが、民主主義である日本の政治において、大きなインパクトがあったことは、真摯に受け止める必要があると思う。今後国葬儀を実施する場合に、どういう手続を踏んで決めていくのか、一つのポイントとして、例えば臨時国会を開いて、そこでの議論を踏まえて決めるといった手続にしたほうがよい。

(国民の理解)

- 今回一番問題だったのは、国葬儀を行うと決めた時期が早かったということ。旧統一協会の問題が出てくる前であり、また、安倍元総理に対する評価は、吉田元総理やネルソン・マンデラのように国内外で歴史的な評価が定まっているとは言い難い時期だった。国葬儀を決めた時期は、襲撃事件に対する衝撃が強く、国民としてもあの段階では国葬儀を行う必要があると考えた人が多かったと思う。ただ、少し時間がたってみると、旧統一協会と自民党との関係や安倍元総理の内政的な負の側面を指摘する声も出てきた。決めた時期が尚早だったと思う。歴史的な評価が定まり、超党派での合意があれば、説明に苦慮することはほとんどないと思う。今回は、その辺りで国民の意識がついてこなかった。国葬儀を行う理由として挙げられていた4点については、客観的に見てそうだろうなと思ったが、旧統一協会の問題など説明されていないところで国民が納得できないことがあったと思う。経済的に苦しいコロナ渦で、失業した人も多く、また、物価高の中で十何億円のお金が国

費から使われることについて、多くの国民は納得しなかったと思う。国葬儀を何故行う必要があるのかということに関しては説明がされていたが、どうして国民葬や内閣葬ではなく、国葬儀でなければならないのかということに関しては、必ずしも説明が十分ではなかった。

- 国葬儀を決めた後に、旧統一協会との問題が次々と明らかになった。私も7月14日の段階では国葬儀かなと思ったが、1か月くらいたつと、本当に国葬儀にしなくてはならないのかと感じた。なぜその時期に決めなければならないのか説明がなかったことは問題だったと思う。吉田元総理のときには亡くなってすぐに決まったが、これは功績に対する国内外での評価がある程度定まっていたということもあったと思う。
- 国民が国葬儀に反対した理由は幾つかある。森友学園、加計学園、桜を見る会の問題があったことから、国葬儀に値しないという意見や、コロナ禍、物価高の中で、一人の葬式にこれだけのお金が投入されることに対する経済的な面での抵抗感、それから、安倍元総理個人と自民党の旧統一教会との関係が次第に明らかになる中で、国葬儀にすることがふさわしいのかと反対する人は結構いたと思う。
- なぜ国葬儀が必要かをアピールするポイントとして、今年の北朝鮮におけるミサイルの問題や中国、ロシアの問題など安全保障環境が著しく悪化していることに重点を置いて説明したほうがよかったのではないかと。安倍元総理は、日本のグローバルヘルス戦略を初めて総理の名前でランセットに寄稿した。また、FOIPなど外交的に大きな功績を残している。パンデミックと厳しい安全保障環境の中で、安倍元総理が行ってきたことが、次のステップに進む上で必要であることに、もう少し重点を置いて説明していれば、野党や国民の反応は違っていたかもしれない。重点的に説明するポイントが違ったという印象を受けた。
- 非業の死を遂げたことについては、悔やまれるべきであり、許してはいけないことである。ただ、それが国葬儀の理由になるのか非常に疑問を感じている。民主主義において、事件に対する日本政府としての毅然とした態度を国葬儀で示すというのは筋が違うと感じた。厳しい中でも、選挙を行い、政治を粛々と遂行していくことが、毅然とした態度を示すということだと思う。外交、安全保障における功績は、国内外で一定の評価を得ており、誇るべき。ただ、それは一部の専門家の間でしか共有されておらず、国民の間では、安倍元総理について森友学園、加計学園、桜を見る会の問題や旧統一協会がすぐに頭に浮かんでくるのではないかと。吉田元総理が築いてきた路線ではなく、国際環境が変わっていく中で、安倍元総理が、現実的な視点で新しい時代に合った安全保障の在り方を提案したことをもう少し深掘りすれば、成し遂げたことの大きさが伝わったと思う。ただ、民主主義社会の難しいところで、旧統一協会の問題がどうなっていくのか分からない状況の中で、そのような説明を行い、国葬儀を9月に行くとアピールしたとしても、国民の意向は変わらなかった可能性はあると思う。

#### (対象者)

- 多くの国で法的な基盤はなく、慣習で誰を対象にするのか決めている。英国は、超党派の支持がある場合にのみ国

葬になる。国費を使う以上、超党派の支持が一つの基準になると思う。また、本人の意思も重要だと思う。例えば、フランスであれば元大統領を国葬にできるが、シラク元大統領以外は生前に国葬を辞退し、それが一つの慣習となっている。今回をきっかけとして、総理大臣経験者については、生存中に自分が亡くなったときはどうしたいのか意向を聞くこととすれば、それも決め手の一つになると思う。

- 法律で何年以上総理大臣の職にあった人を対象とすることはできなくもないと思う。例えば、大学のサバティカルの有資格者には明確な基準があり、7年以上継続勤務した人、年度評価がA以上の人などが有資格者になる。国葬儀の対象についても、例えば、在任期間が8年以上の人と基準を設けることができると思うし、場合によっては、自分自身で断ることもできる。ただ、国民の人気などが関わる上、8年の期間中に何を行ったのかについての判断も関わってくるため、法的な基準を作るということは難しいのではないかと。少なくとも、今後に向けて、超党派の支持と本人の意向ということを考えてもいいと思う。
- 歴代最長の在職期間については、普通の人ができることではないため、今後もし基準を作るのであれば、8年以上ということも考えられる。しかし、在職期間が長かったことにより外交分野の専門家が評価するような大きな功績を挙げられたということもあれば、長期政権の負の側面の指摘もある。

#### (経費や規模の妥当性)

- 中曽根元総理の際は、国葬儀ではなかったが、1億円ほど国費が投入され、それでも議論になった。今回、経済状況がよいとは言えない中で、多くのお金が投入された。警備費にお金が掛かったという印象を受けた。要人の警備はあると思うが、その他に国葬儀に反対する人の不測の事態に備えた警備があったとすれば、合意が形成されていない中で実施したことにより、よりお金が掛かってしまったということになる。

#### (その他)

- 専門が内政か外交かで安倍元総理に対する見方はかなり違う。内政を深くやっている人は、森友学園、加計学園、桜を見る会の問題があるため国葬儀は必要なかったと強く主張する人が多い。一方、外交の面では、安倍元総理は、現実的な視点で国際関係を見渡し、多くの国の首脳と仲良くしつつも、現実的に足場を固めた。例えば、自衛隊の見直しやFOIPなど、広い意味で安全保障を考えていた。総理大臣の名前で初めてランセットに投稿し、機能的な協力ではなく、安全保障の一環として感染症を捉えるという動きが高まった。外交や安全保障に対する現実的な視点とその面での業績は尊敬している。その意味では、私個人の税金が国葬儀に使われることに問題は無い。ただ、静かに安倍元総理の業績をたたえ、静かにお見送りすることが本来の目的だったとすれば、今回の国葬儀をめぐって、国が分断されたことは、見ていて残念な部分があった。弔い方は、国葬儀だけではなく、合同葬など歴代の総理大臣経験者に対して行われた方式でも全く劣らないものであり、今回、国葬儀にこだわる必要があったのかと疑問に思う。

武田真一郎 成蹊大学法学部教授  
(令和4年11月16日)

(法的根拠と憲法との関係)

- 法治主義の下では、法律による行政の原理は、行政を行う上で、最も基本的な原理であり、国葬儀のような重要事項の実施は法律に基づくべきである。政府は一貫して内閣府設置法第4条第3項第33号が根拠法令であると説明していたが、行政組織法は行政活動の根拠規範ではなく、別に行政作用法としての根拠法令が必要だというのが一般的な理解である。例えば、財務省設置法で国税庁が設置されているからといって、国税庁が設置法を根拠にして課税処分することはできない。これは国民の権利義務に関わる事項であるからだという意見もあるが、例えば国土交通省設置法で河川の管理事務を国土交通省の所掌事務にしているからといって、その規定に基づいて、国土交通大臣が自由にダムを作ることはできず、別に河川法、特定多目的ダム法のような法令に基づいて行う必要がある。行政組織法を、国葬儀の実施の根拠法規というのはおかしいと考える。
- 行政指導のような法治主義を補完する行政手法は、法令の整備が不十分なきは例外的に法律の根拠を必要としないが、国民の権利義務に関わる事項と民主主義社会における重要事項は法律の根拠を要すると解すべきである。国葬儀自体は、直接個々の国民の権利義務に関わるわけではないが、民主主義社会における重要事項だと思う。ただし、すぐに法律が作れるかということ、民主主義社会は多様な価値観を前提とするから、誰を国葬儀の対象とするかについてコンセンサスを得ることは困難であり、あらかじめ「国葬法」を制定することは不可能に近いと思う。
- ただ、手続や予算の仕組みはあらかじめ規定しておき、具体的な実施は国会の議決によるという立法は検討の余地がある。法律を作ることは難しいと思うが、国民の理解と合意を得ることは不可欠であり、国葬儀の実施を決定する前に国政上の重要事項として衆参両院で審議し、両院の議決に基づいて実施を決定することが最低限必要であると思う。今回の国葬儀はこのような手順、プロセスを経ずに実施を閣議決定し、その後後付けで国会での説明が行われたに過ぎず、決定過程の正当性には重大な疑問がある。
- 立法権、司法権に属さないものは全て行政権に属し、かつ、侵害留保説に立てば、法律の根拠、作用法は必要ない、という説明もあり得るが、日本は福祉国家であり、侵害的でなければ全て法律の根拠なしで行っているのか疑問。例えば、生活保護の支給、補助金の交付は、法律があるから問題はないが、これらを法律の根拠なく政府の判断でできるのかと言われれば、できないのではないかと思う。
- 憲法第20条第3項において、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないと規定されている。例えば、天皇は、憲法上国民の象徴と位置づけられており、大喪の礼を行うことは許されると思う。あるいは、8月15日の戦没者追悼式は、平和を祈念するという意味合いが強いため、国の宗教的活動だと見ることはできないと思う。しかし、総理大臣という一個人の死を弔って、霊を慰めるという行為は、裁判所が言っている目的や効果から見ても、典型的な宗教活動と言わざるを得ない

と思う。葬儀は基本的に宗教的活動である。霊を慰めるということであり、典型的な宗教活動だと思う。その場合、国葬儀の実施は、憲法第20条第3項(国による宗教的活動の禁止)に違反する疑いがある。この点については、今回ほとんど議論されていないが、今後、国葬儀がまた実施される場合には、この点の議論は避けられないと思う。

(実施の意義)

- 逝去した総理大臣に対し、国民が弔意を表すことには意義があると考えられる。非業の死を遂げ、本学の卒業生でもある安倍元総理の死には、個人的には心から弔意を表したいと思う。しかし、総理大臣に対する弔意は、基本的には国民、あるいは、特に総理を慕う、有志の人たちの自発的な弔意に基づくべきであって、国葬また国葬儀という形式で、国民全体に弔意を求めることには疑問を感じる。国葬令においては、国葬は、一定の皇族が亡くなった場合と、天皇の勅令によって行われるとされている。戦前の国葬は、天皇制とリンクして、天皇制を補強する制度であった。天皇主権であったことから、旧憲法時代であれば、そのような制度があったことは当然だと思う。一方で、現在の民主主義国家になった日本においては、多様な価値観があることが前提であり、誰に弔意を表すかは、個々の国民が判断すべきであり、国民全体で弔意を表するという国葬、あるいは国葬儀は、時代錯誤と考える。
- 戦没者追悼式や広島市の平和記念式典、東日本大震災の追悼式等については、国民の大多数が支持している。国民全体で弔意を示すことが必要ではないかとほとんどの人が感じているから、誰もおかしいという声は出ない。でもこれが、特定の政治家の葬儀を国葬儀として、全部税金で負担してやるということには、批判の声が上がったということだと思う。
- 安倍元総理は、憲法改正や平和安全法制など戦前回帰的な政策を進めてきた。与党・自民党から見れば、これは党是でない悲願を安倍元総理が強力で推進したということ。これらを踏まえると、今回の国葬儀の実施は、世俗の政治家が国葬儀を利用して天皇や皇族ではない安倍元総理を権威づけようとしたと言えるのではないかと。政府・自民党にとって、国葬儀実施の意義は、この点にあったというのが真相ではないか。
- 安倍元総理の国葬儀に対して、世論調査では反対の意見が60%以上に達した。これは、日本の社会には多様な価値観や意見が存在することを意味している。逆説的だが、今回の国葬儀は賛否両論を喚起して日本の民主主義の健全さを明らかにしたという点に、最も大きな意義があったと考える。政治家の国葬儀に対して賛否両論の立場から様々な議論がなされたことがレガシーとして残ったと考える。
- 外交的成果については、元外交官の評論家が「弔問外交と言っても立ち話をする程度なのでそれほど大きな成果があるわけではない」とテレビで発言していたこと、G7の現職トップは一人も参加しなかったことからみても、外交的成果は限定的だったのではないかと感じた。

### (国会との関係)

- 閉会中審査において、岸田総理と松野長官が説明と質疑を行ったことは適切かつ当然と評価する。ただし、説明と質疑は国葬儀実施を決定する前に行うべきであり、両院で国葬儀の実施について議論し、決議するべきであった。
- 行政権に属している事項について、通常は、決定前に国会で議論することはなく、決定後に国会に報告、説明するという手続になるが、それはその手続を国民が少なくとも暗黙のうちに支持しており、国葬儀はそれとは違う。国民の間で、賛否両論が現に沸き起こり、結果的に6割が反対という結果も出ている。そのため、問題の性質を考えると、民主主義的過程における重要事項だから、国会で議論すべきと考える。仮に国会で議論しても、与党が圧倒的多数であるため、強い反対意見があっても最後は強行採決ということも考えられる。そうだとすると、どれほど国会の議決を重視すべきなのかという話にもなってしまうが、国会の議論をパスしてよいのかということ、それは違うと思う。様々な議論がなされた上であれば、たとえ強行採決であっても、国民の代表が決定したことであれば、それには一定の民主的正当性があると思う。国会での議論と決議というのは必要だったと思う。国葬儀というものが、死者の霊を弔う性質を有し、国民の精神的自由にも関わる問題だから、慎重な手続が必要だったと思う。
- 自分は、権力留保説の立場。ただ、今回の国葬儀のことを考えると、権力的な行為でなければ、法律の根拠は要らないと考えることには、問題があるのではないかと感じた。ドイツは、重要事項留保説だが、重要事項とは何か、曖昧ではないかと考えていたが、今回の件を通じて、一理あると感じた。権力的な行為は、受益的であれ侵害的であれ行政処分する場合には、必ず法律の根拠がある。さらに、重要事項については、法律の根拠が必要と考えるべきではないか。今回の件を通じて、権力留保説と重要事項留保説をハイブリッドにすることが必要ではないかと考えている。

### (国民の理解)

- 日々の記者会見などで説明を行ったことは適切かつ当然と評価する。ただし、岸田総理や松野長官らの説明は、国民全体で弔意を表すために国葬儀を行うとしながら国民に弔意を強制するものではないとしており、根本的な矛盾があるように感じられた。ただし、弔意を強制するものではないと繰り返し説明してきたことは評価できる。
- 法律があることが望ましいが、国葬儀の実施を決定する前に衆参両院で審議し、決議するべきである。また、日頃から国葬儀の意義と是非、対象、手続、経費について議論をしておく必要があると考える。

### (対象者)

- 1967年の吉田元総理の国葬儀以来半世紀以上にわたって国葬儀が行われなかったことは意外だった。多様な価値観を前提とする戦後の民主主義社会と国葬儀はなじまず、佐藤元総理や中曽根元総理に関しても、功績はあったと思うが、このような理由で国葬儀の実施に至らなかったと思う。国民葬、内閣葬、自民党葬など、過去の事例・形式を踏襲したほうがよかったと思う。国民有志の弔意と出資によって葬儀を実施すれば、全額税金である国葬儀よりは、

はるかに望ましいと考える。特に今回、国葬儀としたことにより、例えば、ニューヨークタイムズでは、本当に国葬儀に値するののかというかなり批判的な記事が掲載された。平和安全法制は本当に国民の理解を得られたのか、あるいは日本にとってプラスになるのかということも議論がある。アベノミクスは、むしろ日本の経済を弱めたのではないのかという議論もある。実際アベノミクスを行っている間に、日本の一人当たりのGDPは、台湾や韓国にも追い越されている。外交にしても、プーチン大統領と20回近く会っているのに二島返還さえも遠ざかってしまったのではないかと米国から言われている。国葬儀にしたことにより、かえって、いろいろな観点から批判されている。国民葬や内閣葬であれば、外国のメディアもここまで批判的なことを報道しなかったと思う。そういったことも考えると、無理やり国葬儀にするよりは、国民葬や内閣葬という形式の方が望ましかったのではないかとと思う。

- 政治家に対する国民の評価は一律ではなく、そのため政治家である総理大臣に対して、国葬儀により全ての国民に弔意を求めることは基本的に妥当でない。安保法制に反対する大規模なデモが行われたように、安倍元総理の政治手法を振り返ると、国民の意思よりも自己の信念を重視していたという印象がぬぐえない。そういった手法に対して、国民の強い反発もあったことから、やはり国葬儀という形式には疑問を感じる。特に総理大臣として最長の在任期間と政府は主張しているが、あまりにも形式的理由だったと思う。過去にもその時点で最長だった方がいたにもかかわらず、その際になぜ国葬儀という話が出なかったのかということになってしまう。
- 国葬儀に断固反対というわけではない。国民の過半数が、国葬儀を実施して、国民全体で弔意を表したいと考えるのであれば、実施しても問題ないと思う。多くの国民が納得するのであれば、行ってもよいのではないかと。今回のプロセスは、乱暴だったという印象はぬぐえない。
- 時の総理大臣の判断に委ねてよい問題とそうではない問題がある。元総理大臣の国葬儀がどちらに当たるのかということになるが、今回、最終的にはかなり反対の意見が高まったということを見ると、必ずしもその時の総理大臣の判断に任せてしまってもよい問題とは言えないと思う。国民に弔意を求める、あるいは国民全体で弔意を表すために国葬儀があるとすれば、その時の国民の判断よりも、総理大臣の判断を優先させていいとは軽々に言えない。そのため、事前にきちんと議論しておく必要があった。国葬儀を行う際の手続や考え方などが不透明であり、議論がない中で唐突に行われ過ぎたと考えており、内閣府による今回のこうした調査は、非常に重要なことだと思う。

### (経費や規模の妥当性)

- 当初想定されていた金額よりは低かったが、最終的に6割以上の国民が反対していたことを考えると、国葬儀として全額税金から支出したことには、やはり重大な疑問があると言わざるを得ない。
- 今後の経費や規模だが、現在、国民の生活も大変であり、国の借金もかさんでいることから、なるべく簡素な式典にして、できる限り経費を抑えることが必要だと思う。個人の意思で出資することは自由であることから、国民葬のよ

うな形にして、寄付やクラウドファンディングをして、全額税金から支出するというのを避けることが必要だと思う。

(その他)

- 国葬儀の実施により国民に弔意を求めるものではないという点については、政府がかなり配慮していると強く感じたが、そもそも国葬儀というものが、国民全体で弔意を示すために行うものであり、国民に弔意を求めないのであれば、国葬儀の意味が損なわれると思う。国葬儀は、国民全員とまでは言わなくとも、多くの国民が弔意を表すためやるものであり、だから税金を使うことも正当化される。国葬儀を行うが、弔意は強制しないという説明の仕方は、無理があると思う。安倍元総理の政治姿勢について、問題があり、評価できないという方は必ずいる。そういう方を含めて、国民全体で弔意を表すために国葬儀を行うということに、根本的な矛盾があると思う。内閣葬や国民葬にすれば、そういう問題はなかった。本当に弔意を感じている方たちが自発的にやっているという形が望ましかったと思う。唐突に国葬儀という形が出てきたのは、コアな保守層の方たちの意向のみが強く反映されていたのではないかと。

## 豊田洋一 東京新聞（中日新聞東京本社）論説主幹 （令和4年11月15日）

（注）東京新聞（中日新聞東京本社）では、「国葬儀」という文言を用いず、「国葬儀」を含めて全て「国葬」という表記に統一しているため、本意見においても「国葬儀」を意味するものも含めて全て「国葬」と記載している。

### （実施の意義）

- 我々の主張は社説で述べているとおりだが、まず国葬儀という定義自体が根拠法もなく、定まっていない。吉田元総理の1例があって今回、安倍元総理の国葬儀が行われたが、国葬儀という、明治憲法下での国葬と同様の名称であり、今の憲法下で用いることが適切なかどうかということをおもって社説で主張してきた。新しい国民主権の憲法の下で、国葬儀の在り方が議論されないまま、今回2例目となった。我々は当初から、国葬（儀）の実施が国民を分断するのではないかと懸念していたが、そのとおりになってしまい残念だ。そもそも総理大臣経験者が国葬の対象としてふさわしいかどうか、国会で議論して法律や予算の裏付けがあって行われていたら、これほど分断が広がることはなかったと思う。
- 外交的成果は、国葬儀だったからあったとは思えない。中曽根元総理など、これまでは内閣・自民党合同葬中心であり、それでも十分、外交的成果があったと思う。国葬儀だから外交的成果が挙げられたとはとても思わない。G7からは大統領クラスは誰も来なかったこともあるし、評価するのは難しい。これまで行われた内閣・自民党合同葬にも海外から各国首脳らが参列し、弔問外交が支障なく行われていたわけで、安倍元総理の国葬が行われたことによって外交的成果があったかどうかは評価し難い。

### （国会との関係）

- 岸田総理・松野長官が議院運営委員会に出席したことについては、最低限の対応であり、やらないよりはやったほうがよかった。一度決めたから説明せざるを得なくなったということが実態なのではないか。
- 国葬儀を前提にしているわけではないが、仮にやるとしても、我々としては政治家の国葬儀は必要ないのではないかと主張している。主権在民の日本国憲法において、国会は国民の代表である。国葬儀について、当初岸田総理は「国全体として」と言っていたものの、分断が激しくなったため、言及しなくなったのではないかとと思う。国民の理解なくして、政治家の葬儀はあり得ないと思う。
- 突然であったため、予算は予備費でやらざるを得ないということは理解するものの、支出の根拠は事前に国会で決めておくべきだった。これまで内閣・自民党合同葬が半ば慣例化しているため、そのプロセスに倣った点はあったと思うが、今回、新しいものを作ろうとしたことによって、ハレーションが起きたのではないか。
- 安倍元総理が亡くなられた経緯もあるが、そもそも安倍元総理に対する評価の対立の構図がそのまま葬儀に持ち込まれてしまったのは非常に残念だと思う。葬儀は本来、最優先で駆けつけて故人を悼んだり、弔ったりするものだ。

国葬を認めるか認めないか、参列するかしないかで国民が分断されてしまったこと自体が非常に残念だと考える。こうした分断の背景には、法的根拠の欠如とともに、安倍元総理が退任から2年弱しかたたず、しかも現職の衆議院議員として亡くなり、歴史的評価が定まっていない段階で、ある程度評価が定まった吉田元総理と同じ国葬になったこともあるのではないか。吉田元総理の場合は、総理大臣を退任されてから10年以上が経過し、賛否はあるものの戦後日本における評価は、ある程度定まっていたと思う。安倍元総理の場合は、歴史的な検証作業をする間もなく、どういった人が国葬の対象になるのかという点があいまいのまま進められてしまった。

- 国葬として行うことを決めた閣議決定という政府の手続が非常に重く、尊重されるべきものであることは重々承知しているが、そもそも国民の理解が十分に得られないようなことを閣議決定してよかったのか、という問題は残る。国民的な議論を経た上で閣議決定する、そうすることで国民の多くが政府の決定を理解する、これが本来の閣議決定のあるべき姿だと思う。
- 総理大臣経験者の公的葬儀を行う場合、政府と国会が事前に調整することが望ましい。国会の立法権が政府の行政権にどこまで干渉できるのか、という問題はあがあるが、日本の政治制度は、三権分立とともに議院内閣制であるので、双方がうまく調整すればよいのではないかと。本来は事前に野党とも調整すべきだったし、事後であっても国会への説明は尽くすべきである。
- 前回の吉田元総理の国葬儀のとき、自民党は社会党に対して理解を求めた。あくまでも想像だが、今回岸田総理は国会への説明を尽くそうとして、案内状の締切りを遅らせたのではないかとと思うが、自民党だけでなく他の政党も国民の代表であり、完全な理解を得ることは難しいにしても、少なくとも野党第一党など、国会のできる限りの理解を得ることが、事前でも事後でも本来あるべき姿なのだと思う。

### （国民の理解）

- 国葬儀を前提とする限り、理解を得ることは難しいのではないかと。本来、国葬儀を行うのであれば、事前に根拠法や予算の根拠が必要であり、これらがあれば、今回のように開催が近づけば近づくほど反対が多くなるようなことはなかったのではないかと。
- 国葬を国民に理解してもらおうという岸田総理の姿勢は分からなくはないが、記者会見や国会での説明内容を聞いても、従来の繰り返して説明し切れておらず、国民の納得や理解を得ることは難しかったのではないかと。
- 山本五十六氏など戦前戦中は天皇の裁可で国葬が決まったが、現代の国葬儀はこれとは仕組みが違っており、国全体として弔う、悼む人はどういう人なのかを考えた際、政治家はあまり適切ではないのではないかと。自民党の総理大臣経験者は、内閣・自民党合同葬ですべてやってきたが、中曽根元総理のときも弔問の強制制なのではないかということが問題になっていた。しかし今回、内閣・自民党合同葬

ではなく突然、国葬儀が出てきたため、国葬儀とは何かというイメージが国民には湧かないし、そもそも国全体として弔う、悼むということが、価値観が多様化する現代社会において適切なのだろうか、という問題もあったと思う。

- 国によっていろいろな国葬の形があると思う。オーストラリアでは、歌手のオリビア・ニュートン・ジョンを国葬で送るとの報道もあり、もちろんエリザベス女王は国葬なのだろう。頭の体操として、国民荣誉賞を取った人は国葬儀にふさわしいのかという議論もあるかもしれない。国を挙げて弔うとはどういうことなのか。国民全員はあり得ないが、ほとんどの国民が悼みたいと思う人を本来、対象とすべきである。政治家は常に党派対立を抱えるため、国を挙げて、国全体として弔うには似つかわしくないのではないか。

#### (対象者)

- 大前提として、総理大臣経験者は国葬にはなじまないと考える。日本の政治は、議員から総理大臣を選ぶ議院内閣制であり、どうしても党派対立を抱えてしまう。そうした党派対立を抱える人物を、国全体として悼むという儀式としての国葬の対象とすることは適切ではないのではないかと。
- 総理大臣経験者の葬儀は内閣・自民党合同葬が落としどころではないかという意見があるが、2つ問題がある。1つは、自民党の関与が大前提になっていること。例えば羽田元総理が亡くなったときは、政府は関与していない。総理大臣経験者の公的葬儀は近年、内閣・自民党合同葬として行われることが慣例化しているが、今の選挙制度は政権交代があり得るといって設計になっており、政権は自民党だけが担うわけではない。内閣と政党の合同葬として行うとしても、自民党以外の政党出身の総理大臣経験者にも適用できるような普遍性を持つものでなければならぬ。自民党以外の総理大臣経験者の葬儀をどうするかといった話がいずれ出てくる。制度設計するのであれば、こうした人たちの葬儀をどうするかということも視野に入れて検討しないと、とても普遍性を持った制度にはならないのではないかと。
- もう1点は、政党助成金の問題。留意すべきは政党本部が受け取る政党助成金は税金であるということだ。自民党本部だと収入の約7割が政党交付金であり税金である。昔の民主党だと約8割が政党交付金だ。例えば、内閣・自民党合同葬で自民党本部が費用を半分負担するとしても、その7割程度は政党助成金から出ているという見方もできる。内閣と政党の合同葬であっても、納税者としての国民の理解を本当に得られるのか、ということも考える必要がある。海部元総理は実際にこうした理由で合同葬を辞退された。政治家にも国民にも同じ意見の人はいるだろう。本来はこうした指摘にも十分耐え得るような制度設計をしなければならぬ。
- 前もって制度設計しておくことがよいのかという議論ももちろんあるし、その時々の内閣が総合的に勘案してその都度ふさわしい形を判断すれば、それはそれでよいという思いもあるが、その際、自民党の総理大臣経験者だけが対象ではないという点と、政党助成金という点について、国民の理解を得られるような形にすべきだ。

- 内閣が関わる政治家の葬儀は、これまでもいろいろ議論があった。国民の理解を完全に得るような形で行うことは難しいのかもしれないが、総理大臣経験者となれば、外国からの参列があるので、国として警備なり接遇なりしなければならず、ある程度内閣が関与することは我々もやむを得ないと思う。ただ、国葬儀を行うことになり、政治家の公的葬儀はどうあるべきかという議論が起き、その分、国民の目はより厳しくなったのではないかと。

#### (経費や規模の妥当性)

- 国葬儀を前提とする限り、このような規模になり、今回がおそらく前例にはなるのだろう。ただ、今後、政治家の国葬儀が行われることはないと思うが、政府が関与して葬儀を行うのであれば、その規模や費用はその都度、国民が納得できるような規模と額にしなければならない。
- 今回の規模、経費についての評価はなかなか難しい。ある程度の規模とか経費が掛かるのは致し方ないが、できるだけ少なく、小さいほうがよいと思う。より留意すべきは、どうしたら国民の理解が得られるかということだ。桜を見る会は、規模が空えめだったころにはそれほど批判は出なかったが、安倍政権になって規模が大きくなり過ぎて、いろいろなゲストが呼ばれ、様々な批判が起きた。
- 国民の理解を得られるかどうかは、その時々々の社会状況もあるだろうし、これから例えば少子高齢化が進んで、本日(令和4年11月15日)もGDPがマイナス成長と発表されたが、国家としての規模が今のままなのかどうか。国家の大きさと見合ったものにしていかなければならないと思う。経済規模が小さくなった場合、式典を同様の規模で行うことは、とても国民の理解を得られない。
- 国葬儀を前提とするわけではないが、葬儀の在り方はその都度、内閣が考えて、決断していかなければならないのではないかと。インフレが進めば経費の12億円は安くなっていくし、デフレになれば重くのしかかってくる。今回の経費を絶対値と考えないほうがよい。今後どのような形で葬儀が行われるかは別にして、算出できるものであれば算出して国民に示して理解を得ることが、本来のあるべき姿なのではないかと。

#### (その他)

- 我々にも読者の方からいろいろな意見が来た。賛成の意見もあるものの、圧倒的に反対の人が多い。人の死を悼む葬儀で分断の状況を作ってしまったことが今回非常に残念だった。
- 安倍元総理の国葬をめぐる政府の検証作業は、国葬を前提とせず、どういう公的葬儀の在り方がよいのか、という視点で進めていただきたい。我々が言及した問題点、総理大臣経験者は自民党だけではないということと政党助成金の問題についてどう理解を得るのかということも十分留意してほしい。
- 総理大臣経験者の公的葬儀は、ある程度の大枠や方向性を決めておいて、時代の変化に応じて政府が臨機応変に対応できる部分を残しておけばよいのではないかと。硬直的な制度をつくると、柔軟な対応ができなくなる。

- 国民の理解をどう得るのかは政権によって違うだろうが、有権者はシビアに見ていることに十分留意して検証作業を進め、今回の国葬儀を教訓にして次につなげてほしい。

## 永井利治 共同通信社論説委員長 (令和4年11月11日)

### (実施の意義)

- 今回のヒアリングには個人の立場で応じている。私自身の見解を述べる。
- 国葬儀について、岸田総理は4つの理由を挙げているが、それに納得しない人たちも相当数いただろう。
- 国葬儀という形式そのものに違和感を持つ人たちが少なからずいたと思う。吉田元総理の国葬儀の際には、戦前の国葬や国葬令を知っている人が多くいたと思うが、今は総理大臣経験者の国葬を知らない方のほうが多いだろう。
- 国葬儀の場合、主権者である自分、国民である自分を意識した方もいると思う。「自分ごと」として受け止め、安倍政治をどう評価しているのか、改めて自分自身に問いかけた人たちがいたのではないかな。
- 安倍元総理が暴力によって亡くなったことを考えると、できるだけ多くの人が素直な気持ちで見送るということが大事だったと思う。岸田総理が述べたように、民主主義に対する暴力を許さないという姿勢を、葬儀を通じて多くの人が示すことは大事だ。そのためにはどのような形式がふさわしかったのだろうか。
- 国葬儀の法的根拠などについては、すぐ明確に答えが出るわけではない。ただ、政治姿勢に問題として、幅広い合意の中で実施するための取組がもっと必要だった。
- そもそも総理大臣経験者の国葬儀という形式が今の時代に必要なのか、という問題提起はあり得る。国民の受け止め方や合意形成などを踏まえて考える問題だろう。国葬儀が現代の日本社会の中でどんな位置づけになるのか、もっと検討する必要があるのではないかな。
- 弔問外交については、国葬儀そのものの目的になるのだろうかとか疑問に思っている。オーストラリアの首相及び首相経験者2人や、インドのモディ首相らが来日した。だが、海外要人の参列は弔問外交の成果と言うよりも、安倍元総理の外交の成果ではないかな。弔問外交を国葬儀の目的とすることは違和感を覚える。
- 国葬儀で弔問に来て、今まで通常の外でできなかったことができた、あるいは、停滞していたものにブレイクスルーが生まれたということであればレガシーと評価できるかもしれないが、今回は安倍元総理の外交成果が確認されたということではないかな。

### (国会との関係)

- 衆・参の議院運営委員会への説明は、国葬儀を決定した後、事後的な説明として行われた。それは当然やらなければいけないことだった。だが、内閣で国葬儀の実施を決定する前に、もっと野党と話をしてもよかったのではないかな。国葬儀を実施するかどうか、幅広い会派の同意を得る努力が、白地のところであってもよかったのではないかな。国葬儀の実施を決定する前に政府の考え方を説明し、説得するという努力が必要だった。
- 国葬儀を行おうという国会決議をすべきだったという意見がある半面、国会決議は全会一致に近い形のとくきによるものであり、実際には難しいと言う人もいる。幅広い同

意を得るという視点で考えると、現実には困難だったとしても、国会決議の可能性を探ってもらいたかった。

- 国葬儀を実施するかどうか、党首会談と実務者協議の2段階で議論するべきだったのではないかな。国葬儀の形式、参列者、費用、規模、国民参加の形などで歩み寄ることができたかもしれない。野党も、政府から本気で相談を持ち掛けられたら、ある程度真剣に応じざるを得なかったのではないかな。

### (国民の理解)

- 世論調査を見ると、一概には言えないが、3〜4割が賛成で、残りの6〜7割が反対という印象である。賛成する方たちは、安倍元総理の業績、外交・内政に高い評価をしている。国葬儀に対してネガティブな意見は、3つに大別できると思う。1つ目は、総理大臣経験者を対象とした国葬、国葬儀に抵抗を感じたというもの。2つ目は、安倍元総理の業績には光と影の両面があるということ。長期政権の弊害を指摘する人もいた。3つ目は、政権が国葬儀実施を決めたが、国民の幅広い合意は形成されなかったのではないかなというもの。合意形成に至る努力が果たして十分だったのかという疑問。特に、3つ目は、岸田総理の政治姿勢に関わる問題だったと考えている。
- 一般献花では、長い列ができた。国葬儀でも、内閣・自民党合同葬でも献花台を作って一般献花を受け付けるのであれば、同じように多数の人が並んだかもしれない。
- 内閣葬が総理大臣経験者の葬儀の標準形としてあって、多くの人がそういうものだと思っ止めていた面があったのではないかな。それとは異なる国葬儀の形式で実施するなら、もっと丁寧な説明や手続が必要ではなかったかな。
- 安倍元総理の国葬儀は、それ自体が大きなニュースになり、賛否をめぐり動きが連日報道された。仮に、内閣・自民党合同葬だった場合、これほどの報道量にはならなかったのではないかな。

### (対象者)

- 結論から言えば、外形的な基準はなかなか決め難いだろう。歴代総理大臣経験者が亡くなれば、その都度葬儀の在り方を検討してきたと思う。結果的に、内閣・自民党合同葬が多かったということだと思う。佐藤元総理の葬儀を国民葬という名称にしたこともあった。全てのケースがつまびらかになっているわけではないが、故人への敬意と弔意をどう表現するか、その時の政治状況、あるいは社会状況を見ながら、それぞれの政権が真剣に判断してきたと思っている。
- 国葬儀の明確な定義がない中で、対象者の基準を決めるのは難しい。岸田総理は安倍元総理が銃撃で亡くなられたことを国葬儀実施の理由の一つに挙げた。原元総理は地元の盛岡で葬儀されたが、大変な人が集まったと言われている。濱口元総理はかなり厳しい経済政策を展開したが、日比谷公園に24万人が集まった。2人とも国葬ではなかったが、多くの人が追悼の気持ちを示し見送ったのだと思う。

- 葬儀の形式については、総理大臣経験者の業績も様々であり、亡くなり方を含めて考えると、事前に想定できない事態も生じる。対象者の基準を前もって決めておくことはできないのではないかと。
- 安倍元総理の国葬儀をめぐる大きな議論があったことを考えると、これを前例にして、国葬儀実施や対象者の基準を決めることは適切でないとする。

#### (経費や規模の妥当性)

- 今回支出された経費の多寡に関する評価は判断し難い。支出された経費の透明性や、公正な手続による運営といった点が重視されるべきだ。

#### (その他)

- 事件から6日後に、岸田総理がしばらく行っていなかった国葬儀の実施を表明したことは、正直に、率直にかなり意外だった。
- 吉田元総理の国葬儀も賛否があったと思う。だが政界の一線を退いてから、13年たっていたし、1967(昭和42)年の時点で言えば、サンフランシスコ講和条約、戦後復興への道筋など吉田元総理の功績はある程度明確になっており、評価も確立していた。亡くなった直後の安倍元総理と大きな違いがあったと思う。
- 吉田元総理の国葬儀を実施した当時の佐藤元総理は、外遊中に吉田元総理死去の報を電話で受け、直ちに国葬儀の決断をしている。吉田元総理が亡くなったのは10月20日。佐藤元総理の日記を読むと、多忙にもかかわらず9月に2度、大磯に吉田元総理を見舞っている。2度目の見舞いの後は、相当健康状態に懸念を抱いて帰って来たようだ。いろいろ考えながら、外遊に出かけたのではないかと。そういう点では、佐藤元総理よりも岸田総理のほうが、より厳しい状況の中で判断を迫られたのかもしれない。
- 国葬儀の判断を安倍元総理が亡くなった6日後に行ったことは、タイミングとして果たして適切だったのか。いつまでに国葬儀を行わなければいけないというものだったのか。もう少し慎重に検討しても良かったのではないかと。
- 国葬儀と内閣葬はどう違うのかだろうか。格式の問題なのだろうか、実体がどう変わるのか、はっきりしないところもある。
- 国葬儀の検証作業について述べたい。国葬儀のルールや基準を作るために、検証作業を実施しているとしたら賛成できない。国葬儀の全体像を後世に伝えるということは大きな意味がある。教訓や反省点を将来の人たちに残すことができる。安倍元総理の国葬儀の時に大きな議論があったことは、5年後はみんな覚えているだろうが、20年後、30年後はどうだろうか。検証作業においては、賛否双方の意見や、議論の内容、意思決定のプロセスを記録しておくことが重要だ。岸田総理は行政政府の長でもあるが、政治家でもある。国葬儀実施をめぐる政治家としての判断は岸田総理自身しか分からないことがある。どういう考えで、どういう気持ちで判断したのか、信頼する歴史の専門家に話をされて、将来に残してもらいたい。政府以外の団体や研究者らが、自らの行動や世の中の見方など、それぞれの記録を残すことも大事だろう。

## 西田亮介 東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授

(令和4年11月10日)

### (実施の意義)

- 国葬儀実施の意義を、一般論として議論すると、説明することはかなり難しい。国葬儀開催の判断がケース・バイ・ケースで行われ、法令上の根拠や規定がない以上、実施の意義についても、その都度、検討されるしかない。
- 国葬儀に関しては過去の例をひもといってみても、類例が乏しいことから、安倍元総理の国葬儀か、一般論として総理大臣経験者の国葬儀なのかで、その意義は分かれるため、一般論として説明することはとても難しい。ただ、諸外国の例などを見ても、近年、とりわけ欧米の、我々がある種、ベンチマークにするような国において、政治家の国葬の例というのはそれほど多くはないという印象を持っている。
- 明示的なレガシーが何なのかということは、これも人によって異なるとしか言いようがない。
- 国葬儀開催のレガシーとは、何を指すのか、それ自体定義が難しいものだと考えるが、国葬儀開催の是非に関して、世論が大きく分かれ、こういった問題に対処しなければならぬという課題が残されたということを、レガシーと捉えることができるのではないかと印象は持った。
- 国葬儀の実施により内閣支持率は上がらなかった。開催前には、現政権に対してもある種の追い風で、事前に言われたように国葬外交を背景にしながら、支持率を高めたいのではないかとということがまことしやかにワイドショーなどで言われたが、そのようなことにはならなかった。かえって批判的な意見が強くなり、内閣支持率がどんどん落ちて行った。そのこと自体が、むしろよかったのではないか。つまり行政には裁量があり、その裁量をどう評価するかは、現実には国民の自由な判断に委ねられていたということだ。その環境自体が好ましい。そして過去を振り返ると、国民世論が別れたこともあり国民葬となったとされる佐藤元総理国民葬等とあわせて、国葬儀の開催の判断が極めて負荷の高い判断を時の政権に課す選択肢となった。今回の経験を経て、時の内閣が開催の判断を安易に選択しにくくなったという点も重要だ。
- ある種の表現の空間というか、情報空間全体を見回したとき、様々な意見が出たことは、案外よかった。一方で、政権の判断としては、拙速だった。通例どおりの合同葬等を行ってれば、もっと多くの人たちが、弔意を自然に示して、その様子がいろいろなメディアで流れて、静粛に実施できた可能性がある。報道によると、自民党の中から突き上げなどがある中で、ある種、起死回生の一手になるのではないかと、極めて拙速に判断したとされるが、通例と違うことを行ったときに、どのような反応が起こるか事前には分からないが、それを見越した判断がなされるべきだった。
- 国葬儀が実施され、滞りなく一連のプロセスが終了して、いろいろな多くの人たちが様々なことを思った、異論もあった。そのこと自体が、我々の社会の成熟性を示しているのではないかと。
- 外交的成果については、外交的な成果なるものが明示的に公開されているものばかりではないということから、現時点で評価し難いという印象を持っている。つまり、後か

らひもといってみたときに、国葬儀で来日してコミュニケーションがなされてそれが何か大きな成果につながったということがあるのかもしれないが、今のところは国葬儀に関連して、来日して、多くの国民が理解できる形での成果は見えにくいという印象だ。

### (国会との関係)

- 議院運営委員会の閉会中審査に、岸田総理、松野長官が出席して説明したことは、好ましいか好ましくないかということ言えば、好ましいと考える。
- 内閣府設置法に基づいて行う儀式の中で、法律上国会の関与が定められているものを除き、国会の関与はないということを見ると、国民の実質的な権利制限につながる性質の施策ではなく、十分な説明がなされれば現状からの実質的改善の余地は乏しいのではないかと印象を持っている。
- 国葬儀について、その決定の仕組みが分かると、他に類例があるのかないのかとか、国会の関与が実際になされているのかということ、考えることができる。国葬儀に類するような儀式においては、法律で定められているものを除いて基本的には国会の関与がない。そうであれば、今のところそのように運用されてきたし、今回の開催についても理解できる。
- しかも、国会の関与とは、一体何なのかということがよく分からない。行政の裁量があり、当然いろいろな判断の中で選択され、実施されているが、逆に行政の裁量を一律に排除するというのもおかしいし、客観的基準の策定も困難というほかない。総理大臣経験者を一律に国葬儀の対象にすることも、将来起こりうる事態を完全に予測することが難しいことから、一律に排除するという性質のものでもないだろう。結局、どこかに行政の裁量は残るし、過去の蓄積によって、国葬儀や類する儀式が賛成一色にはならない、時の政権にとって選択の負荷の高い施策となったことも重しになるはずだ。

### (国民の理解)

- 国葬儀について国民が理解できたかということ、多分理解できていないお進まなかったのではないかと。報道でも「国葬儀」ではなく「国葬」という表現が大半になっていたと思う。括弧を付けるでもなく、国葬という言葉が使われて広まったこともあり、国葬儀についての理解が十分進まなかったのではないかと。解説記事を出している新聞社もあるが、大半の媒体において、国葬という言葉が一人歩きしていた。
- 内閣府設置法に基づく国葬儀というものについての理解は進んでいなかったのではないかと。反対している人たちは理解していたかもしれないが、大半の人は何かよく分からないけれども、国が安倍元総理を弔う儀式を実施するという程度にとどまったと思われる。
- 英国のエリザベス女王の国葬があり、同じようなものとして受け止められた可能性が高い。実際には、国家の元首か否かなど、いろいろな違いがあるにもかかわらず、同時

期にメディア上で報じられると重なって見えてしまう。こうしたことから、国葬儀についての国民の十分な理解は進まなかった印象を持った。

- どんな手順、プロセスがよかったのはよく分からないが、記者レクを通じて、媒体社の記者たちの理解を高め、正確な報道に反映して、国民の理解が進むというプロセスはあり得るだろう。少なくともメディア関係者の間でも十分理解は得られていないという印象を持った。まずは記者レクなどを通じて、媒体社の理解をよく深めていくことが重要ではないか。
- 私は国葬儀開催の必要性はあまり感じなかった。しかし、総理大臣が行政の活動の一環として国葬儀を実施すると判断し、それが内閣府設置法に基づいて実施され、その内閣府設置法には国の儀式を行うことが規定されている。そういう儀式なのだということであれば理解はできる。つまり、賛成はしないが理解はできるという認識だ。むしろ、多くの人が弔意を示すという意味においては、通例どおり、合同葬とした方が自然に参加しやすかったのではないかと。つまり、賛否が分かれて、参加すること自体がある種の政治性を強く帯びるような状況になってしまった。むしろ通例に沿った環境のほうが、多くの人たちが弔意を表明しやすかったと考える。ただし、いろいろな政治的な事情の中で、政治判断として、国葬儀という儀式を実施すると言われれば、それは総理大臣の裁量、行政の裁量ということで理解できる。この賛成する、反対するということはさておくとして、理解できる人を増やすことが大事ではないかという印象を持った。言い方を変えると、今回の国葬儀をめぐって、大半の人は何がどのようなプロセスのもと起きているのかよく分からなかったのではないかと。例えば、増上寺の個人葬儀もあって、そこに自衛隊の儀仗隊が出た。これは行政活動に一定程度詳しい人は国葬儀とは別の自衛隊法に基づくものであることを理解できその是非はまた別に議論の余地があると考えますが、一般的にはそれなのになぜまたもう一度やるのかという疑問も生じるということも理解できる。県民葬もあった。多くの人にとって、「国が、安倍元総理があのような形で亡くなられたので、お葬式のようなものを行っている」と捉えたとしても、それが正確ではないとしても無理はないだろう。何が行われているのかということ全員が正確に理解することはできないと思うが、正確に理解できる人の数を増やした方がよいはずで、国葬儀を実施するということが重要だと考える。政府の行政活動全般に言えることでもある。
- 国会軽視とか、それから、これは今回に限らず言われていることだが、日本の行政活動というのは、信頼できるものではないとか、極端な議論だと、ずっと個人独裁であるとか、そういう文言が反対派からはある。国葬儀への反対を確信的に言っている人たちもさることながら、態度を決めかねている人たちを中心に、適切な政治判断であること、どういう根拠に基づいて実施されているか、説明する努力が払われてもよかった。どこまでが政治判断部分で、どういう根拠に基づいて行政活動が行われているのかということを示せば、多くの人たちの理解が進むという気はする。これはあらゆる政策について言える。

#### (対象者)

- 法律で細かく縛ればよいというものではない。とりわけ国民の権利が制約されるというような種類の事項でもなく、政治的な判断でなされることでよいのではないかと。法律で制約する性質の事項ではなく、対象者を明示的かつ一律に定めるのは極めて難しいと考える。
- 見方によっては、政治家という個人を国が弔っているように見える、あるいは過剰にカリスマ視させる懸念がないわけではないため、総理大臣経験者に対しては、国葬儀の対象から外すといった、そういうルール化はなされてもよいのかもしれない。しかし、そもそも個人崇拝等につながる懸念から政治家を対象から外すと、誰が国葬儀の対象になるべきなのか分からなくなってくる。将来、どのような国難があるかも、政治的リーダーが登場するかは完全には予想できない。文化的に卓越した人とカスポーツに卓越した人たちが、国葬儀の対象になるのかはよく分からないが、いずれにせよ、その都度評価されるべきものとは言いようがないだろう。
- 総理大臣経験者を一律国葬儀にするとすれば、それはそれで分かりやすいと思うが、天皇陛下が国民の象徴としていらっしゃる、別途法律の定める大喪の礼がある。そのため、政治家の個人崇拝が、自由民主主義の社会に好ましくないと考えるのであれば、総理大臣経験者を全て一律に国葬儀の対象にするというのは却って奇妙な印象を受ける。
- 国葬儀を行うと分断が生じ、争いが起こるから止めたほうがよいという考え方も当然あり得ると思うが、頻繁に行われるものでもなくある種の極端な考え方にも思える。まさに文化勲章とかもそうだが、勲章全般、法的な根拠はかなり古い。何度か法制化の議論になりながら、現在でも古いものを使っている。国葬儀の実施についても、同じように、立法によって定めるような性質のものには思えない。そうすると、行政の裁量を極端に狭めていくという方向になりかねない。行政が裁量を持つが、行政が選択した判断について、国民が自由に賛成したり反対したりできる環境が重要だ。
- 今回国葬儀を行う理由として4つの理由が説明されているが、総理大臣を務めた長さや業績といっても、佐藤元総理は当時歴代最長で長く総理大臣を務め、また、ノーベル平和賞を受賞したが国葬儀の対象にはならなかった。いろいろな総理大臣経験者と時代状況があり、多様な評価がある。一律に基準を定めるということは極めて難しいと言わざるを得ないだろう。結局のところ、ある種の抽象的な基準のようなものを定めたところで、形骸化する可能性は否定できない。勲章の基準などもそうだと思うが、結局は誰かが最終的に判断をすることになる。誰が最終的に判断するのかというと、やはり時の総理大臣ということになるし、そうとしか定めようがない性質のものではないか。
- 内閣府で行っている社会意識に関する世論調査において、政策に対する民意の反映程度の項目は長期間にわたってネガティブ回答がポジティブ回答を上回った状態。我々の社会というのは、コロナとは無関係に、それから政権とも関係なく、政策に民意が反映されていないと思っている人が多い状況がずっと続いている。そうした中で、国の行政プロセスがそれなりに正しく機能しているという

ことを周知することが重要だ。実施の可否というものは、政治判断、裁量の範囲で行える性質のものであり、その可否は、社会の中で多様に議論されるもの。今の評価が固定するとも限らないが、いつか国葬儀をやってよかったという日も来るのかもしれないし、来ないのかもしれない。評価それ自体も長い時間をかけて定まっていくものなのだろう。そもそも多くの人たちは早くも国葬儀に対する関心を失ってしまったようでもある。

- 結局のところ、ある種の抽象的な基準のようなものを定めたところで、形骸化する可能性は否定できない。結局は誰かが最終的に判断をすることになる。誰が最終的に判断するのかというと、やはり時の総理大臣ということになるし、そうとしか定めようがない性質のものではないか。

#### (経費や規模の妥当性)

- 事案が事案だけに、経費も規模も妥当なのかどうか、一概には評価できない。
- 留意すべき事項としては、英国の国葬儀などと比べると、参列者の方が置かれた環境というのは、十分ではなかったかもしれない。トイレとか行列とか。たまたま居合わせたことから周辺を見たが、駅周辺はやや混乱状況にあった。それらを含めて環境整備について配慮があれば、しめやかな、静かな気持ちで送り出せたのではないかという気はする。
- 経費、出席者は、事前にどれだけの人が来るか、近年の類例がないから、正確に見積もるのは難しいはずだ。そのときリスクに対して、防衛的であるのか否かということでは、やはり防衛的なほうが好ましいはずだ。そのため、警備に十分な予算を掛けるのは、当然の判断だろう。

#### (その他)

- 内閣・自民党合同葬という通例と違ったことをしても賛成一色にならなかった、結果、個人崇拜のような状況が起きてないということは、結構大事だという印象を持っている。国葬儀賛成しない人たちが一定数いて、その人たちが十分に意見表明することもできたということもある種のレガシーではないかという気がする。成熟した自由民主主義の社会では、多様な意見があるのが当然で、それが国葬儀においても維持されていることが確認された。
- 逆説的に、今回の国葬儀は、それほど悪くなかった。世論調査で支持が高まらなかったという結果を含めて、結構よかった。これで例えば多くの人たちが「国葬儀よかったね」となったり、岸田政権の内閣支持率も劇的に回復したということだと、かえって懸念されるがそうはならなかったからだ。
- 今回の国葬儀は、新たに前例になっていくはずだ。次の国葬儀開催可否の判断が求められる機会は、そんなに近いうちに行われるものではなくて、かなり先のことになるだろうと仮定するのであれば、多くの人たちが、今回の件も既に歴史のこととしてしか認識しなくなっている可能性が高い。あのときどうだったのかと、ひもといてみて、国葬儀をやると、内閣支持率が落ちたらしい、国民の世論も二分されたらしい、普通に考えればそれなら止めておこうということになるだろうし、それでも時の総理大臣がそれでも国葬儀をやるべきと判断するほどの状況であればそ

うすべきなのかもしれないしそうでもないのかもしれない。それでよいのではないか。

- 安倍元総理の個人葬に自衛隊の儀仗隊が参列した。防衛大臣の命令でなされて、国葬儀とは別物だと承知しているが、個人葬や県民葬を含めて多くの国民の目には一体になって映りがちだ。明確な区別がしにくい性質の儀式であるということについて留意をしながら、運営されるべきだ。多くの行事が全て渾然一体になって国や公的機関が儀式を行っていると思えがちだのではないか。国葬儀のプロセスについて周知することが重要だが、私的個人葬に自衛隊が出る必然性を理解するのはなかなか難しいだろう。確かに国葬儀の範疇の外にあるのだが、国民の目には、やはり「自衛隊が安倍元総理の葬儀に出ている」と映るはずだ。
- 国葬儀を何のために実施するのか、そのために意見聴取するのであれば、とても回答がしやすい。例えば、多くの人たちに弔意が広がるとか、理解が深まるとかであれば、例えば広報の仕方含めて、意見もいろいろある。しかし、国葬儀の性質上、単に弔意が広まればよいというものではないはずだ。
- 参加を促すとか、広報する類の儀式ではないと思う。しかし「弔意を強要するものではない」というメッセージは、官房長官会見などで何度かあったと記憶しているが、分かりにくかった。むしろ国葬儀を実施するのであれば、半旗の掲揚など、むしろ要請したほうが、全体的な整合性がとれたのではないか。国葬儀を実施する4つの理由について確信を持って主張するのであれば、弔意の強制はあり得ないにしても、形式的な要請はあり得たのではないか。それがなかったため、ますます分からなくなった。国葬儀の開催を判断したのであれば、やはり弔意や半旗は要請した方がよい。自治体の自主的な対応に委ねたことで、無責任とまでは言わないが、混乱を助長した側面は否定できないのではないか。

細谷雄一 慶應義塾大学法学部教授  
(令和4年11月22日)

(実施の意義)

- 今回、戦後では吉田元総理以降2人目の国葬儀ということになる。特別な功績、とりわけ歴史的に重要な役割を担った総理大臣経験者についてのみ国葬儀を行うという限定性が重要だと思う。国民の弔意を強制するものではないが、幅広く国民の一体感が表れる機会だろう。
- 安倍元総理は、明治以来の日本外交の中でも世界で広く名前が知られ、最も数多くの外遊、外国指導者との会談を行った総理大臣であった。外交政策についても、「自由で開かれたインド太平洋」構想やクアッドなどを中心に、非常に大きな功績を残したと考える。そのつながりが非常によく表れた今回の弔問外交であった。具体的には、クアッドの一角であるインドのモディ首相やオーストラリアのアルバーニージー首相のような、安倍元総理と関係の深い国の政府首脳が訪問したことで、まさに安倍外交のレガシーを裏付けるような弔問外交が実現できたのではないかな。
- 一般献花は2万人以上の長蛇の列ができ、テレビやインターネット動画でも国葬儀の様子を多くの方が視聴した。国葬儀という性質上、民主主義国家として国民に開かれた国葬儀であることが望ましく、今回の安倍元総理の国葬儀に関しても、開かれた形で多くの方が国葬儀の様子を映像、動画等で見ると同時に、一般献花で直接弔意を表す機会を得られたという意味では、国に大きな功績を残した元総理大臣に対する弔意を示せる場として、幅広く国民が弔意を示し、国葬儀に何らかの形で参加、閲覧できたということは重要な意義だと思う。

(国会との関係)

- 本来であれば、立法府である国会で、与野党を超えた超党派的な合意の下で国葬儀を行うということが望ましかったと思う。事後的な岸田総理及び松野長官の説明、質疑応答に関しては十分なものであったと考えるが、与野党を超えた幅広い支持の下で国葬儀を行うという観点からは、事前の調整が十分ではなく、見直すべき点であると思う。国葬儀の実施を決定することは行政府の主導によるものであるが、民主主義国家として、立法府のより幅広い賛同が得られるような努力が必要だったのではないかな。
- 閣議決定前の立法府における調整については、制度的な対応と非制度的な対応と両方の面が考えられる。制度的な対応としては、国葬儀を決定する上での立法府での手続をどのように行うかということについて、明示的な法的効果が必要なのかどうか、法制化の是非について国会で議論することが必要だと思う。一方で非制度的な対応としては、制度があったとしてもなかったとしても、事前の与野党間での調整は可能だろうと思う。
- 国民の幅広い参画をある程度前提にするのであれば、民主主義国家として、立法府の一定程度の関与が必要になる。今回の大きな批判の焦点は、立法府をバイパスして、閣議決定により国葬儀を行ったということに集中している。政府の説明としては、そもそも法的な裏付けはないということであったため、その点について、立法措置の是非を含めて、制度的な対応の必要性を今回の機会にしっかり議論

する必要があると思う。結論として、必要性はないということであれば、次回以降は、立法府における非制度的な対応を行っていくということではないかな。例えば、非制度的な対応として、衆参両院の議長からの声明によって、意見述べるということも可能だと思う。衆参両院の議長の声明ということであれば、与野党を代表しての発言になるので、国葬儀の民主的な正統性が強まると思う。

(国民の理解)

- エリザベス女王の葬儀と時期が近かったが、国民の統一の象徴である国王や天皇の葬儀と比較した際に、総理大臣のような政府主導の葬儀に当たっては、政治的に、支持者とそうでない人の中で評価が分かれるということはある程度やむを得ないと思う。吉田元総理の国葬儀の際にも与野党で大変な論争になったし、サッチャー元首相も国葬は行っていないが、極めて論争的な政治イデオロギーを有していたため、評価が大きく分かれていた。したがって、総理大臣経験者の葬儀の在り方については、国民の幅広い理解を得るための周到な準備や手続が必要だろう。一方で、現在はコロナ禍であり、感染拡大防止措置など、より多くの国民が参画して国葬儀を実施するという観点からは、一定の制約や例外的な状況があったということも指摘すべきだろう。

(対象者)

- 総理大臣経験者の国葬儀は、極めて例外的で重要な功績を残した総理大臣に限定されることから前例が少なく、政治情勢や社会情勢の影響を大きく受けるということからも、実施に当たっての一般的な基準等についてルールを策定することは困難であり、それぞれのケースに応じた柔軟な対応が必要だと思う。
- 総理大臣経験者のうち、どのような要素をもって国葬儀の対象にするのか考える際、基本的には実質要件と形式要件の双方が求められる。実質要件に関しては、総理大臣という性質上、その支持政党、あるいは政治的イデオロギーによって評価が大きく分かれることはやむを得ないと思う。また、従来と比べても、世界的に政治の二極化や分断が進んでいることから、国民の幅広いコンセンサスを得ることは今まで以上に困難になっていると言える。一方で、今回の国葬儀については、最長の在任期間、外国の訪問数や外国指導者との会談数等、数値上、日本の憲政史上最も大きな役割を担ったという形式的な要件に当てはまるものが多々あったと思う。
- 実質要件については、何故安倍元総理が他と違うのか、どのように特別で重要な役割を担ったのかといったことについて、岸田総理が丁寧に説明する必要があったと思う。そういった意味では、閣議決定後の事後的な手続や説明については、必要十分なものであったと思うが、一方で、閣議決定前の段階において、対象者についての国民の幅広い支持や与野党でのある程度のコンセンサスを得るための努力が必要であったという点は、今後留意すべき事項だと思う。

#### (経費や規模の妥当性)

- 今回の国葬儀は、オンライン、オフラインと両方の面での国民の参加があった。オフラインでの参加は、武道館での実際の参列の4,200人、一般献花の25,000人が対象になる。オンラインでの動画配信やテレビを通じた国民の参加ということも含めれば、大幅にその数が増える。一方で、オンラインでの対応は、オフラインと比べると大幅に経費が限定される。そういった意味では、今回の国葬儀がオンラインで多くの国民が視聴できるようになったことは、経費の観点からも、より幅広い参加という観点からも、更には言えば、コロナ禍における安全性の確保という観点からも、非常に望ましい措置だったと思う。
- オフラインでの参列者数や経費について、その基準というものは、それぞれの状況があり一般化が難しいと思う。経費としては、予備費であり、各省庁予算ということになるが、予算支出をするという観点から国会の関与が不可欠である。内閣府の費用だけで対応できる程度であれば、そこまで国会の関与は必要視されなかったが、今回の経費が内閣府の予算に限定されるものではなく、より幅広い経費が必要であったことから、経費についての民主的な正当性が求められると思う。
- 今回の国葬儀の規模や経費については妥当なものだと思うが、吉田元総理の国葬儀も半世紀前のことであり、過去の例と比較することは、その時々々の技術水準等々の違いを含め、極めて難しい。他の例と比較して妥当性を評価するというよりも、それぞれの経費が妥当であったということを国会でしっかりと精査することが、妥当性を担保する上で重要だと思う。また、国会での精査については、基本的には事後でないと思う。

#### (その他)

- 今回、新しい試みとしてテレビや動画配信で幅広い国民が視聴した。将来の国葬儀を考えたときに、経費を掛けずにより幅広い国民の参加が可能となることから、オンラインでの発信がこれまで以上に重要になってくると思う。政府の予算から経費を支出するということに対しては、今後も野党からのかなり厳しい批判が予想される。内閣・自民党合同葬であれば、自民党と内閣府のお金で行うので構わないということになるかもしれないが、国葬儀になると、国の予算からより大きな額の支出が必要になる。民主主義国家として、国民のより幅広い参加を期待することを考えたときに、今回のオンラインでの発信には大きな可能性があるものと考えられる。
- 先進国の中で政治の分極化が進み、総理大臣経験者に対する政治的な評価が分かれるケースは今後非常に多くなると思う。そういった意味では、一般のヒアリングも含めて、様々な声を聞いて、反映し、それに応えるということが、国民の理解を深めるということにもつながってくると思う。
- 吉田元総理の国葬儀と今回の国葬儀を比べると、時代が大きく変わったと思う。一般的に、現代では冠婚葬祭は簡略化・簡素化されるようになってきている。このため、吉田元総理の国葬儀の際は国民に弔意の願いをしたが、今回の国葬儀では行わなかったという判断は適切だったと

思う。英国のエリザベス女王の国葬は、女王でありながら、国内でかなり反対のデモや抗議活動が起きていた。英国民は、エリザベス女王に対して愛着を持っていて敵意はないが、王制という制度のために税金を使うということに対して異議があったと思う。日本国民も冠婚葬祭など、社会的・儀礼的なものに対する関心が低下しているということを経験すると、一定程度の方が弔意を表さないということはやむを得ないと思う。

- 国葬儀における国民の幅広い参加は、あくまでも弔意を表したい人を対象とした葬儀であって、必ずしも参加を強制するものではない。つまり、国民の税金を使って国葬儀をするからには、その国民には、弔意を表する権利がある。それが例えば、参列した人や一般献花をした人がいれば、テレビや動画配信で視聴した人もいるということになる。

南野森 九州大学大学院法学研究院教授  
(令和4年11月18日)

(法的根拠と憲法との関係)

- 法的な問題としては、国葬儀を行うことは、行政権に属し、侵害留保説に立てば特に問題もなく、憲法上内閣限りで、つまり閣議決定で決められることだと考える。他方、政治的な問題としては、それでよいのか疑問が残る。例えば、周年ものの追悼式典や祝賀式典など、別の儀式を内閣が行政権の範囲で決めたとすると、野党も世論・マスコミもここまで反発しなかったのではないかと。要するに、何を決めたのかという中身に対する政治的評価が問題なのであって、主たる論点は法的ではない。その結果、法的に決められることを決めたに過ぎないのだから法的には悪くないという立場と、そもそも何を決めたのかという中身に対する価値観、政治的評価が異なるから賛同し難いという立場とで、うまく議論がかみ合わずに対立が激化したように思う。結局、政治的に合意を得る努力、戦略が足りなかった、という点が問題の根本原因なのであって、法的な問題ではなかったように思う。抽象化して言うと、政治家の国葬儀は評価が分かれ、大物政治家であればあるほど、好き嫌いもあるのであって、そういうものについては、私はやらなければよいと思うが、もしやりたいのであれば、そこは政治的な決断、そして政治的な計算として、できるだけコストを低く、対立を生まないよう合意を調達しながらやっていくしかないと思う。
- 政教分離については、最初の段階から松野長官が表明していたが、宗教的な中立性に留意し、無宗教で行うことは正しい決定であったと考える。
- 葬儀そのものが宗教的行為であり、国葬儀を行うことが政教分離違反であるという批判については、徹底した無神論の立場を取れば、死んでしまったらそれまでということになり、追悼や慰霊という観念自体がなくなるのであろう。しかし、例えば戦没者を追悼する際に、戦没者の「霊」と書くことは、一般常識的に許容範囲という話だと思う。健全な社会通念に照らすと、死者の追悼を行うとか、周年で原爆忌、震災忌を行う、戦没者追悼式を無宗教で行う、といったものまでも政教分離に反するとしてしまうと、社会の円滑なやりくりはできなくなる。そういう意味での社会通念、あるいは社会常識から判断すれば、憲法上の問題はないと裁判所は判断すると思う。
- 特定の人を国葬儀とすること自体が法の下での平等に反し、憲法違反であるという批判については、国葬儀の対象とすることにより何らかの権利義務に変動が生じたり特典が与えられるわけでもないし、また、国にとって今回のような歴代最長の総理大臣経験者の国葬儀を行うことが合理的でないとは言えないので、そのような批判は当たらないと考えられる。

(実施の意義)

- まず、一般論を述べるなら、政治家の国葬儀については、評価する人も評価しない人もおり、価値判断が分かれると思う。そもそも政治家には毀誉褒貶がつきもので、従ってその国葬儀に三権の長、国会議員、地方議会議員等が揃って出席し、弔意を示すということに、どういう意義がある

のか、評価が難しい。対象者となる政治家に対する評価が、国葬儀そのものに対する評価に直結してしまうのではないかと。毀誉褒貶のある政治家について、国葬儀を行い、全体で弔意を示そうとすることは、かえって反発や世論の分断を招くことにもなり得るため、総理大臣経験者の国葬儀を一般論として肯定的に評価することは難しい。

- また、国葬儀のような儀式には、一般論として、死者を追悼するという言わばオモテの目的と同時に、いわゆる「死者の政治利用」、すなわち死者を追悼することによりその死者の支持層から政治的な支持・評価を獲得するといった、言わばウラの目的もあるはずであり、こうした複合的な目的・効果を持つ儀式を単純に肯定的に評価するのは難しく、私自身は否定的に考えている。一般論としては、選挙で選ばれる政治家を国葬儀とすることには、賛否両論がつきまとい、意義がある、ない、と単純に言うことは難しいだろう。
- ただし、一般論とは別に、今回の安倍元総理の国葬儀については、別に考えるべき点もあると思う。具体的には、①歴代最長期間、総理大臣の地位にあったこと、②退任から死去まで2年もたっていなかったこと、③現職国会議員のままで亡くなったこと、そしてその亡くなり方が「特殊」であったこと、つまり④選挙応援中に、⑤銃撃されて亡くなったという、幾つかの例外的な要素が重なったため、今回、国葬儀を行うという判断に至ったということは、十分に理解可能だと考える。

(国会との関係)

- 岸田総理と松野長官が衆参の議院運営委員会で説明を行うという例外的な対応を取ったこと自体は評価するが、しかし、7月14日に岸田総理が記者会見で国葬儀の実施を表明した後、9月8日に議院運営委員会で説明するまで、2か月弱の期間があったことは、消極的に評価されるべきだと考える。世論において強い賛成と強い反対が見られたという特殊な事案であり、野党や世論、あるいはマスコミからの批判や追及が高まったため、遅まきながら、言わば仕方なくと言うか、追い込まれる形で議院運営委員会で説明せざるを得なくなったとも推察できるのではないかと。その結果、一言で言えば説明が遅かったという厳しい評価につながった。今回の反省点、あるいは今後には生かすべき点があるとすれば、政治家の葬儀について、強い賛否両論がある場合には、なるべく早い段階で与野党の、そして大方の国民世論の合意を調達する努力をすべき、ということになる。
- 具体的なプロセスとしては、政党間、党首間などの協議に加え、より丁寧な記者会見を増やして国民の支持を得る、といった努力をするなどが考えられる。そういう観点からすると、議院運営委員会で説明は遅きに失したし、その態様も衆・参それぞれ1時間半ずつで、また、両院合わせて一日で終わらせるという日程の組み方も、世論に対するイメージ戦略という観点からすると、上手くなかったという気がする。例えば衆議院と参議院での議論を別な日に行

うとか、衆議院と参議院で数日ずつ行おうといった、より丁寧な説明をするための工夫があれば良かった。

#### (国民の理解)

- 国民の理解に関しては、上述の「国会との関係」とも連動するが、最初に言わばボタンの掛け違いがあり、スタート地点から批判を高める結果になってしまったと思う。7月14日の岸田総理の記者会見で、いきなり国葬儀を行う方針を説明したことから、唐突感が否めず、世論の疑問や反発が高まってしまったと考える。衝撃の事件からわずか1週間という時点では、多くの国民が言わばショック状態にあり、未だ冷静に議論を行う環境にはなかったのではないかと、国葬儀の実施表明のタイミングをもっと遅くするという方法があり得たように思う。
- また、国葬儀に関してだけの問題ではないが、国民の理解を獲得するという観点から、現在の総理大臣会見の在り方には問題があるように思われる。幹事社の質問後、司会者による指名を受けた者が一人一問のみ、更問禁止の慣習もあるようで、不十分だと思う。このような記者会見のやり方が、国民に不信感を抱かせている可能性がある。報道機関側の問題もあるが、総理大臣が記者会見を何回行った、あるいは、ぶら下がり会見のたびに国葬儀の説明を行った、というだけで国民に説明が通じるわけではない。総理大臣が同じ説明を繰り返しているという批判を受けた点は、政府側の工夫が足りなかったのではないかと、理解されない場合に説明の順序や用語、方法を変えることは、大学では通常行われていることである。
- 家族葬や宗教葬という意味での葬儀は、まさにエリザベス女王の国葬のように、御遺体があるうちに、亡くなってすぐに行うものだろう（なお、英国と日本とでは、政教分離の構造が異なっているため、日本ではエリザベス女王の場合のような宗教儀式を国葬で行うことはできない。）。安倍元総理の国葬儀は、そういう意味での葬儀ではなく、言わば追悼式典であった。そのため、例えば、一周忌の日に合わせて行おうとか、日程の選択については異なる判断もあり得たと思う。7月8日に亡くなられ、14日に国葬儀の実施を表明するのは、いかにも早かったと思う。犯行の背景事情もよく分からない状況での決定であり、なおさら疑問が残る決断だった。
- また、諸外国との調整を含む各種準備のため、発表から2か月後の実施というタイムスパンは仕方がないのかもしれないが、その過程で様々な異論や批判が噴出することになってしまった。主として法的根拠をめぐる批判と、なぜ安倍元総理だけ国葬儀にするのか、という批判が大きかったと理解しているが、後者の点については、対象者選定の論点として後に述べるとして、ここで前者の点、すなわち法的根拠がないという批判について述べるなら、この批判には、誤解や無理解に基づく部分も含まれていたと考えられ、したがってもっと早い段階で、この論点だけでも誤解を解いておけばよかったと思う。政府は、当初から内閣府設置法第4条第3項第3号を挙げて説明を行ったが、難しかったと思う。最初から憲法論とか侵害留保説を前面に出して説明すればよかったと思う。
- 侵害留保説に立った上で、儀式を閣議決定で実施することが憲法上可能であることの「現れとして」内閣府設置法

の同条項がある、という本来の政府の説明が、内閣府設置法の同条項が「あるから」閣議決定で儀式を行うことができるのだという転倒した説明として受け取られてしまったのではないかと、政府として、具体的な法律レベルで条文を挙げて説明するということがよく分かるが、国民にはもう少し分かりやすい説明のほうがよかったと思う。

- 国葬儀の実施の決定のタイミングは、対象者が亡くなった直後ではない方がよい。今回は突然の死、他殺であり、冷静に考えることができない国民が多かったはずである。天寿を全うし、言わば標準的な亡くなり方をした場合であればともかく、突然の事故や事件で亡くなった場合には、頭を冷やす期間を与野党ともに取った方がよい。

#### (対象者)

- 誰を対象に、どのタイミングでどのような形式で追悼の儀式を行うかということは、政治的な判断であり、アドホックな判断にならざるを得ないということは、その通りだと思う。ただ、アドホックな判断ということになれば、前例を踏襲しているだけだと言えないことになり、したがって丁寧な説明が求められ、合意を調達するためのハードルが上がることになる。例えば、元大統領(おぼろげに)に国葬にするとする習慣のある国では、大きな議論が起きることなく容易に実施できるであろうが、戦後の我が国はそのようなやり方を取っておらず、内閣葬も自民党葬も行われてきた中で、あえて国葬儀を選ぶことの説明がやはり求められることになる。
- 他の総理大臣経験者と比べて、なぜこの人だけ国葬儀とするのか、そういう疑問や反発はどうしても出るため、幾つかの基準、メルクマールのようなものを、なるべく与野党合意であらかじめ決めておき、そのような基準を満たした場合には国葬儀の候補になり得るとする、そういう判断手続についての慣習、習律のようなものを作っていくのがよいのではないかと、思う。そういうものがないままにアドホックに時の政権が決定するというやり方には、政治的に大きなリスクが伴うだろう。
- 具体的には、例えば在職年数が考えられる。1年しか在職しなかった総理大臣ではなく、5年とか3年以上で候補とする、というように。あるいは、今回の場合は、退任してから2年しかたっていないことも追悼の意識を高める理由になったと思うが、退任してから10年、20年経過している場合には、そのような意識も薄れていると考えられるから、そのような場合には国葬儀としないなども考えられる。あるいは、国葬儀の対象とするのは現職国会議員で亡くなった場合に限るなど、いずれも現時点での私の思いつきに近いものではあるが、そのような形式的、客観的な条件、十分条件ではなく必要条件のようなものを、与野党で幾つかリストアップしてはどうかと考える。
- 今回、政府は安倍元総理に多大な功績があり、また、諸外国から多くの弔意が寄せられていることを国葬儀の理由として挙げたが、理由としては厳しいと考える。むしろ、このような非客観的な理由を挙げたことにより、反対論が高まったとさえ言えると思う。とりわけ「多大な功績」についての判断は最も主観的にならざるを得ないものであるし、諸外国からの弔意表明についても、亡くなり方との関係で多く表明されたりされなかったりということが

あるかもしれない。いずれも主観的なグループに入るものが理由として挙げられていたと思う。それに対して、歴代最長の在職期間は客観的で、異論も出にくいだろう。そういうものをあらかじめ幾つか必要条件として列挙しておく、更にその上で、時の政府がアドホックに判断をしていく。まず、必要条件を満たしているかどうか、言わば第一段階を客観的にクリアして、そして候補になれば、あとは政治的な判断で決定するという慣習を作っていけば、大きな異論もなく国葬儀を実施できるのではないかと思う。

- 自民党葬、内閣葬であれば異論も出なかったであろうところ、今まで行ってこなかった国葬儀をなぜ急に行うのかという批判はどうしても出てしまう。今回の一番の問題は、なぜ国葬儀に「格上げ」したのかという点であった。多大な功績があったからという主観的な理由で他の元総理大臣と区別するのではなく、他殺であった、非業の死であった、あるいは歴代最長政権であったという客観的な理由で、それだけで国葬儀にするに値すると説明していれば、それなりに説得力があったのではないか。レガシー等の説明を付加してしまったため、政治的に安倍元総理を支持しない人々の政治的な反対論が噴出してしまったのではないかと思う。
- 国会との関係では、幾つかの形式的必要条件が事前に決まっていることが望ましいというのが私見であるが、そういうものがない状態で、今回どうすればよかったのかは難しいところであり、非公式の調整、根回しなどがあつた方がよかったであろう、ということくらいしか言えない。死者を追悼する式典についての話であり、国会の議場で、公開で、激しく賛否を争うことは、御遺族もおられるわけであり、なかなか想定しづらいことである。

#### (経費や規模の妥当性)

- 今回、全ての経費を公表したことはよいことだったと思う。手の内を明かさずに後々批判されるよりは、先に情報を広く出していくという流れの世の中だ。警備、接遇、儀仗等々含めて、公開したことは評価したい。その結果、12億円、国民1人当たり10円程度であり、適当な金額に収まったのではないかと思う。他方で、政治家の追悼の儀式に国費を使うことにはそもそも否定的な感覚もあり、私自身は規模は小さくてよいと考える。出席者も、コロナ禍の影響で4,200人に収まったのか、コロナでなければもっと増えていたのかは分からないが、地方議員まで大勢参列させる必要はなく、規模としてはもっと小さくてよいと思う。

#### (その他)

- 憲法上、今回の国葬儀について問題はなかった。ただ、なぜここまで世論が分断され、野党が強い反対を表明したのか、その理由を考えると、政治的なプロセス、あるいは発表と決定のタイミングがうまくなかったということかと思う。今後、国葬儀を実施するのであれば特に留意すべき点として、3点申し上げる。最初の2点が憲法的な話で、国民の内心の自由を侵害しないようにする必要があるということと、政教分離に留意すべきであるということ。3点目は政治的な話で、決定のタイミングは慎重に、十分時

間を取ったほうが、かえって政治的なコストが下がるだろうということ。

- 国民に弔意を強制することは憲法上できないので、今回、政府が国民に弔意を強制しなかったことは、当然とはいえよかったと考えている。弔意の強制ではなく要請ならよいだろうという考え方は、法的には可能であるが、日本社会の実態を見ると、いわゆる同調圧力的なものも含めて、政府が要請すると国民がそれに従うという空気、風土があり、要請そのものに慎重になるべきと考える。官公庁に対しては弔旗の掲揚などの要請が出たが、教育機関については、今後も、別扱いをしてしかるべきだ。一部の地方公共団体では、学校での半旗掲揚について、微妙な通知が教育庁から出されたようであるが、教育機関に対しては弔意表明につながるような指示はもちろん、要請も出すべきではないということ、国から地方公共団体に対して注意喚起することが望ましいと思う。

宮間純一 中央大学文学部教授  
(令和4年11月14日)

(実施の意義)

- 「国葬儀」について、これを今後続けていくことを前提とした制度作り、基準作りの前に、まず、「国葬儀」自体の是非を議論するべきではないかと考える。政治家に限らず一人の人間の死を、国家の儀式として悼む、特定の人間の業績を国家を挙げて特別視するという事は、結果的に国家として被葬者を権威づけすることになる。その理由、目的が、現在の社会においては自明ではない。「国葬儀」は、必然的に被葬者に対する賛美という価値観を押し付け、そう思わない人たちの思想信条をどうしても抑圧することになってしまうと、私は過去の国葬を研究する中で考えている。自由な思想、多様な価値観というものを重んじる現代の日本社会において、特に政治家の業績を国として顕彰する「国葬儀」は必要なのか、まず議論されてしかるべきと思う。国葬あるいは「国葬儀」は、そういう性質のものであり、実施すれば、今回のように、対象者が誰であろうと、国民の間に分断・対立というのが生まれてしまうのは必然である。日本に限らず、英国の元首相のマーガレット・サッチャー氏の、国葬に準じる葬儀である「儀礼葬」でも、反対運動が起きている。そのため、制度・基準作りの前に、「国葬儀」が今の日本にそもそも必要なのかどうかの議論が先だと思う。なお、大喪の礼は、天皇制と関わるので政治家等の国葬とは分けて議論すべきだと考えている。
- そもそも議論の前提となる国葬とか「国葬儀」が何であるのかということが、定義されていないことが問題であり、このことが政府と国民との間でボタンの掛け違いを起していると思う。戦前期の国葬は定義が明確だが、戦後の「国葬儀」は定義がない。このことについて1969年7月1日に開催された第61回国会の参議院の内閣委員会で、当時の総理府総務長官の床次徳二氏が、「吉田元総理の葬儀につきましても、国葬儀として取り扱うということになって、儀という文字が入っている、国葬そのものではない」と発言している。国葬と「国葬儀」とは違うと言っているが、どう違うのかという説明はなかった。
- 今般の安倍元総理の「国葬儀」に関しても、江田憲司衆議院議員が、「「国葬儀」と「国葬」とは違うのか。具体的に示されたい」と質問しているが、その質問主意書に対する回答には、「一概にお答えすることは困難である」とある。「故安倍晋三国葬儀については、その実施に際し、国民一人一人に喪を服することを求めるものではない」と一言添えてはいる。だが、国葬との違いを「一概にお答えすることは困難である」ということは、政府として「国葬儀」の持つ意義きちんと定義できていないということである。
- つまり、「国葬儀」の定義がなく、戦前・戦中の国葬とどう違うのかということについても公的な形で明確に説明したものがない。「国葬儀」が必要なのかどうか検証し、その結果「国葬儀」の基準や内容について検討するとしても、その前提となる「国葬儀」とはそもそも何なのかという理解が同じでないと議論ができない。

- 内閣葬は内閣が主催する葬儀であり、「国葬儀」は国が主催する葬儀という形式上のことは分かるが、こういう意義を持つものだという共通理解がない。国葬とは何かと聞かれたときに辞書を引くと、戦前の定義が出てくる。それを参照するしかない状態。
- 現在の日本で「国葬儀」を制度化するならば、国民の関与の仕方を明確にすることは不可欠である。国民主権の社会において「国」という言葉がつくのに、国民は関係しなくてよいというのは成立しない。大多数の国民の同意が得られて、初めて実施が可能となる。
- 戦前の国葬について明文化されたのが国葬令である。対象者がどういう人であり、国民は喪に服さなければならないということや、総理大臣が天皇の裁可を経て決定し、勅書をもってこれを交付するという形も定められている。一応の定義があり、国葬とはこういうものだという共通認識が政府・国民の中ではあった。それが歴史的な前提として存在した上で、戦前の国葬との切り分けが明確になさないうまま、1967年に吉田元総理の「国葬儀」が実施されてしまったことも、問題を難しくしている要因である。戦後の「国葬儀」とはこういうものだ、戦前とはこう違うのだということをしかり打ち立ててから実施すべきだったと思う。唯一、宗教的儀式的取扱いについては、吉田元総理の「国葬儀」ではっきりしたが、そこだけである。
- 「国葬儀」は、何を目的に行うのか。国民の気持ちの面を大事にして行うのか、あるいは国の政策として何か他の意義があつて行うのか。それが明確に示されなければ、意義のあるなしを評価することはできない。政府としての立場・見解がどうなのか。その目的にかなつた儀式が行われたのか、その成果がどうなのかということが検証されるべきである。目的が明確でない状態で、レガシーはあつたかと言われても答え難い。
- 海外からの弔意が集まっていますそれに応えるため、というのは、「国葬儀」を実施する理由の一つにも挙げられており、報道等でもその点が注目された。世論でも関心を集めてきたところだと思う。しかし、国葬は、国民が対象者に弔意を示す場であり、外交は副次的な産物に過ぎない。日本だけではなく、世界中の国葬で、弔問外交というものはある。また、日本でも国葬に準ずる葬儀として行われた大久保利通の葬儀以来、儀式を通じて、当該国と日本との間の友好関係を確認する等のが行われてきた。だが国民に多数の反対意見があるが、外交を目的に国葬を行うというのは成立しない。外交面から「国葬儀」の意義を評価するのは妥当ではない。
- それでも、あえて外交面での評価を言えば、総理が海外の要人と話をして、握手をして、たくさんの人にお会いになったということかもしれないが、これは報道でも承知している。だが、ではそれで具体的な成果は何があつたのかと言われると、一国民としては分からないというのが正直な感想。
- 「国葬儀」の成果が不明確である一方で、国民の間に対立、しこりだけが残るといった負の遺産を生んでしまった。

### (国会との関係、国民の理解)

- 国会は国民が選挙で選んだ代表者で構成されており、国会の理解を得るということは、国民の理解を得るための手続の一つである。閉会中審査において、岸田総理自らが出席し、野党からの質問に答えたというのは異例のことで、私も中継を見ていたが、その答弁は既に決まったことを繰り返し述べているだけであった。
- 岸田総理は、「国葬儀」を実施するに当たって挙げられていた4つの理由を国会の閉会中審査などで繰り返して述べていた。これらに国民が納得できていないから問題になっているのであって、それを繰り返しても意味がなかった。他の要素でもっと説得的な目的があるのであれば、それに具体的に踏み込んだ説明をすることが必要だったのでは。結論ありきの答弁で議論・説得しようとする姿勢が見られなかった。野党からの質問に対しても、適切に答えていなかった。
- 例えば、なぜ国葬でなければダメなのか、なぜ今回は内閣葬ではダメなのか、ということについても、はっきり答えられていなかった。どうして外国からの弔意に応えるために、内閣主催の葬儀ではいけないのかということは、多くの国民が疑問に思っていたところだと思うが、それに対しても適切に答えていなかった。
- プロセス、手続ということについて、日本における国葬は、過去の例を見ると、政治的に利用されてきたことが明らかである。少なくとも戦前期の国葬、あるいは戦中期の国葬は、政治権力の強化や植民地支配、戦争動員に利用されてきた。そのような形で国の儀式を、時の権力者が恣意的に使ってしまうというのは言うまでもなく問題である。今の日本ではそう簡単にはいかないかもしれないが、時がたつたときに日本がどうなっているか分からない中で、国葬がそのような形で残っていることは、望ましいことではない。仮に、民主的なプロセスを経て「国葬儀」が必要だという結論に至るのだとしても、「国葬儀」を政治利用されないための手続が必須であり、最低限国会での審議は必要である。
- 国会での審議において、与党が押し切ろうと思えば、押し切れるだろうが、国会の手続の中で批判的な意見を言う機会があることは重要である。また、国会だけではなくて、事前に政府の関係者でも国会関係者でもない人たちによって構成される第三者の委員会、第三者的な立場で本当にこの国葬をやるのがふさわしいのか検証するプロセスがあつてしかるべきではないかと思う。
- 「国葬儀」決定までに民主的なプロセスを踏むべきであった。閣議決定では、反対意見を述べる機会を誰にも与えていない。自由民主主義社会において、反対意見が出ることは当然である。国民の声が反映されなければならないのは国会であり、反対意見が出たとしても、国会で審議しなければならなかったのではないかと。今回は、決定してから実施までに2か月以上の期間が空いたため、批判する人たちが大勢出てきて、メディアも騒いだが、これが吉田元総理の「国葬儀」のときのように、実施までが短い期間だったら批判する時間もなく、そのまま実行されてしまっただろう。明確な定義がなされていない「国葬儀」の決定の前に国会でいろいろな意見を聞くことは、必要な手続である。結果として与党によって賛成多数により可決されるのか

もしれないが、国会で多様な意見が出てきてそれが議事録に残るということは極めて重要。反対意見を聞かないで行う今回のやり方により、実施が決まってから批判が出てくるというのは、故人に対してもどうだろうと思う。戦前期でも、反対意見が多数出そうな人の場合には故人の名誉に関わるから国葬の実施に慎重な判断がなされた。実施が決定してから批判が出た「失敗例」もある。国葬をやるかやらないかについては、帝国議会にかけられていないが、議会が開かれている場合には、予算の執行について帝国議会の協賛を得ることになっていた。山縣有朋の国葬の際には、批判の意見が議会で出され、議事録にも残っている。

- 国葬令が大正15年、1926年に成立した。この国葬令は勅令なので、議会を経ないが、枢密院で審議された。枢密院は天皇の諮問機関。江木千之枢密顧問官が、国葬令を審議する際に、国葬に係る経費について帝国議会の協賛を得た上で勅書を発するのかという質問をしたところ、山川端夫内閣法制局長官が、予備金などから支出するという方法もあるが、議会開会中であれば予算案について議会の協賛を得た上で、勅書を発するという手続が確認された。国葬令成立より前だが、山縣有朋の国葬が1922年に実施された際には、1922年2月3日に開かれた衆議院の本案議で国葬の予算が議題になった際に2人の議員から、国葬実施に反対するという批判の声が出ている。国民にも礼拝を強いるものであるとか、香典を強いるものであるとか、国費をもって山縣有朋の最後を飾るということに反対など。そういう声が議事録に残っている。戦前・戦中期の国葬は天皇の裁可で決まるので、反対の声がはっきり出てくることは多くないが、こうした例もあった。
- 中曽根元総理の合同葬の際にも批判の声は出ていたが、ここまで大きな問題にはならなかった。世間的にはそれほど注目を集めなかったのではないかと。安倍元総理は、最近まで総理大臣だった方で、衝撃的な亡くなり方をされたので、それよりは注目が高かったかもしれないが、前例に倣った合同葬であれば葬儀自体に対してこれほどの批判は出てこなかったと思う。
- 「国葬儀」という名称の問題といえ名称の問題なのかもしれないが、あえて「国」を冠して実施しようとした以上、前例と異なる形にする以上、そのことについて国民を説得する責任が政府にはある。内閣府設置法に、内閣府の所掌事務として「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」が挙げられているが、法律に詳しくない国民から見ると、それをもって「国葬儀」の対象者を内閣の裁量で自由に決められる、だから問題ない、という説明だけでは納得し難い。

### (対象者)

- 仮に「国葬儀」を残した場合、対象者について、総理大臣経験者に限定するのかどうか。政治家しかあり得ないのか。海外では文化人を国葬にしている例もあるし、政治家に限らなくてもよいのではないかとというのが論点の一つになるだろう。ただしその基準を作るのは難しい。
- 総理大臣経験者の葬儀の在り方については、内閣が総合的に情勢を勘案して判断すると岸田総理は繰り返し説明しているが、これは「国葬儀」の政治利用が自由にできてしまうということにつながるため問題がある。つまり、閣

議決定で「国葬儀」を実施できるという今の形には問題がある。

- 戦前期の国葬は、天皇の裁可を要するものの実質的に閣議で決められてきた。それが招いた結果は、歴史が実証しているところである。きちんとそうした過去のことを検証した上で、国葬の是非や現在の在り方にふさわしいプロセスを検証すべきと思う。
- 「国葬儀」にする人物の基準を設けるのは難しい。もし総理大臣経験者の「国葬儀」を制度化するならば、全員「国葬儀」にするしかないと思う。政治家の業績に対して良い評価と悪い評価とがあるのは当然である。これは安倍元総理に限らず、どなたでも同じ。基準を明文化することは、不可能だと思う。戦後、公式制度連絡調査会議において、国葬を法制化しようとしたが、国葬を行う基準は、栄典法などと同じく、相当大きな政治問題になるおそれがあるということで、法制化できなかった。それは、今も変わらず相当難しいことだと考える。
- 政府は、安倍元総理の「国葬儀」に当たって、内閣葬ではなく「国葬儀」にする説明ができていなかった。内閣葬と「国葬儀」の線引きも難しい。対象者の選定について考え得るのは、プロセスではないか。国会の手続を経るとか、第三者で検討する機会をもつとか。そこで国民の同意を取り付けるしかない。そもそも今の日本社会で、大多数の人が褒めたたえる政治家が現れるのかということ、それは考え難い。仮に現れたとしたらそれはそれで危険なことでもある。繰り返しになるが、国葬自体が現在の日本社会になじまないものであり、無理に行う必要があるのかどうか、そこから議論したほうがよい。
- 「国葬儀」を行うのであれば、褒める「顕彰」だけではなくて、総理大臣の執務文書の公開など業績の功罪について国民が「検証」できる仕組みも併せて検討しなければならない。米国の例では、第32代のフランクリン・ルーズベルト大統領以降、大統領ごとに公文書館、博物館、図書館、記念館としての機能を持つ大統領図書館を設置している。1955年には大統領図書館法が成立しており、大統領の執務文書の保存と市民への情報公開が行われている。ごく私的な文書は除かれるが、執務文書はここで保存されて市民に公開される。日本ではこういう制度がない。2011年に公文書等の管理に関する法律が施行された。これにより、国の行政文書のうち、重要だと判断されたものは国立公文書館等に移管される制度ができたが、総理大臣の執務文書は原則私文書扱いのまま。個人の意思で国会図書館の憲政資料室などに所蔵されることはあるが、基本的には私文書扱い。総理大臣を始めとする政治家個人の業績をみんなで褒めようということであれば、国民が検証できるシステムを作ることも不可欠だ。
- 他の栄典と「国葬儀」とが決定的に違う点は、関係ない人を巻き込むこと。勲章などは一対一の関係、国と個人との関係で授与されるものであり、基本的に他者を巻き込むものではない。報道等で大きく取り上げられる場合もあるが、やはり「国葬儀」とは大きく性格が異なる。開かれた栄典としての国家儀式という点が問題である。
- 今回の「国葬儀」に反対する理由としては、安倍元総理に対する評価の是非がそもそもあったと思うが、それ以外に岸田総理の政策に対する不満もあったと思う。旧統一教

会の問題も大きいと思う。いろいろな要素が積み重なり、なぜ国葬なのだという声が高まった。それに加えて政府から国民に対して納得できる説明がない。一つだけの原因ではなく、いろいろなことの積み重ねで理解が得られなかったのではないかと。

- 日本では、これまで政治家と軍人に限って国が主催する葬儀が行われてきた。政治家、軍人以外にも、日本という国に対し、多様な形で貢献している方はいると思う。その貢献の仕方をどう捉えるかは難しい問題だが、芸術文化、スポーツ、いろいろな分野の人がいると思う。文化人を国葬にしている国、例えばフランスなどもある。「国葬儀」をやるのであれば、政治家だけに限定する必要はない。ただしその場合でも基準は難しい。もし今後も「国葬儀」をやるのであれば、そういうことも検討する必要は出てくるのではないかと。

#### (経費や規模の妥当性)

- 経費や規模の妥当性については、そもそも今回の「国葬儀」の目的が不明瞭なので評価できない。吉田元総理の「国葬儀」当時と比べても、貨幣価値も変わっており、何とも言えない。
- 経費は、「国葬儀」を考える上で、もちろん、国民の関心事の一つではあるが、それ以前の問題ではないかと思う。
- 一つだけ一国民目線で言えば、予算・経費は小出しにせず、一度に発表してしまった方が、疑念が生まれずによかったのではないかと。

#### (その他)

- 「国葬儀」の決定までのプロセスで、十分に過去の問題点が検証されなかったことが問題だと考えている。内閣官房と内閣府が、閣議決定で「国葬儀」を執り行うことができることを内閣法制局に確認しているが、吉田元総理の「国葬儀」や佐藤元総理の国民葬などの際に出ていた問題点、公式制度連絡調査会議で出された論点などが十分検証され、それらをクリアした上で今回の「国葬儀」が実施されたようには見えない。国葬法のような直接の法律が必要かどうかといった点や、内閣法制局が過去に出した見解、三権の長の合意が必要かどうかだとか、様々な問題があって、これまで「国葬儀」は実施されずにきた。そのため、今回「国葬儀」を実施して、これで前例ができたからよいということにせず、過去および今回出た議論をきちんと精査して、それらを一つ一つ丁寧にクリアしていかないと、今後もまた同じような問題が表出すると思う。
- 今回は国民に弔意の表明を求めなかったが、それであれば内閣葬でよかったのではないかと。国葬にしても、「国葬儀」にしても、戦後の国民主権の中で、国葬の「国」という言葉に国民が入らないということはあり得ない。反発を招くことは必至だけれども、「国葬儀」と名乗るのであれば、吉田元総理の「国葬儀」と同じように、国民に弔意を求めるべきだったと思う。批判を受けて、国民に配慮して、弔意を要請しないという判断になったわけだが、国民の理解を得られないなら「国葬儀」ではなくて、内閣葬でいいのではないかという意見は当然出てくる。
- 今回の「国葬儀」には、各社の世論調査によれば、半数近くないしは半数を超えている人が反対していた。その状

況で、その半数以上の人たちには弔意を示さなくてもよいと言うのは、国民なのに関係なくてよいと言っているように聞こえる。半数の人、半分いるかいないかの人たちのために「国葬儀」をやる、ということが成立するのか。大多数の人が賛成している状態で、全ての反対の声を聞くことが合理的でないという判断はあり得るかもしれない。しかし、今回のように真っ二つどころか、反対派の方が多くなっている状況の中で、そのまま実施されるというのは、問題があると言わざるを得ない。

- 国民に弔意を求めるものではないことは、決定時点では明確ではなかった。吉田元総理の「国葬儀」の例を参照しながら、今回はどうなるんだと国民が注目している中で、岸田総理は「弔意を国全体として示すことが適切」だとも発言した。しかし、その後に弔意を求めないことにした。やはりきちんとした定義がないから、そういうぶれが起きてくる。今回は結果的に弔意を求めないということにしたが、それが初めから自明だったわけではない。「国葬儀」は、国民に弔意を求めないものであれば、そのことをしっかり示す必要があるのではないかと思うが、一方で、「国葬儀」という名称を使うならそれは矛盾していると考える。
- 儀式の内容についても違和感があった。今の社会に合わせた形にできなかったのか。登場人物たちがみんな政治家で、自民党で、儀仗隊が現れて、というのは、戦前のリメイク版の「国葬のようなもの」に見えた。勅使や皇族の参列も、皇室の政治利用という面で問題はないのか。吉田元総理の「国葬儀」をほぼ踏襲し、今回の内容に強い意味があったわけではないのかもしれない。しかし、国の儀式として身内感を排除したものにすべきであるし、自衛隊は軍隊ではないとされるが、儀仗隊が全面に出ることで軍事色が強い儀式に見えてしまう。国家儀式は、今の日本の在り方を見せる場であり、外国の方もあれだけ多数招いている。「国葬儀」を今後も実施するならば、儀式の内容も検討しなくてはならないと思う。



## (付録集)



## 故安倍晋三国葬儀に関する経緯



## 故安倍晋三国葬儀に関する経緯

7月8日（金）

・ 奈良県奈良市において、安倍元総理が選挙演説中に銃撃され逝去

【別紙1】安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見（令和4年7月8日）（抄）（107頁）

7月10日（日）

・ 参議院議員選挙投開票日

7月14日（木）

・ 閣議決定により国葬儀を行う考え方につき、内閣法制局に確認の上、内閣官房・内閣府において整理

【別紙2】国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）（109頁）

【別紙3】安倍元総理大臣の葬儀の形式について（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）（113頁）

・ 岸田総理が記者会見において、安倍元総理の国葬儀を行うことを表明

【別紙4】岸田総理記者会見（令和4年7月14日）（抄）（114頁）

7月22日（金）

・ 国葬儀実施を閣議決定、葬儀委員長などを置く

【別紙5】故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議決定）（115頁）

【別紙6】故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議内閣総理大臣発言要旨）（116頁）

・ 葬儀委員長決定により、葬儀実行幹事会を設置

【別紙7】故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について（令和4年7月22日葬儀委員長決定）（117頁）

【別紙8】故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿（118頁）

・ 内閣府に故安倍晋三国葬儀事務局を設置

【別紙9】故安倍晋三国葬儀事務局の設置に関する訓令（令和4年7月22日内閣府訓令第23号）（119頁）

【別紙10】故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則（令和4年7月22日大臣官房長決定）（120頁）

・ **岸田総理が講演において、安倍元総理の国葬儀を行う理由を説明**

【別紙 11】日本経済団体連合会夏季フォーラムにおける岸田総理講演（令和 4 年 7 月 22 日）

（抄）（121 頁）

7 月 28 日（木）

・ **第 1 回葬儀実行幹事会の開催**

【別紙 12】第 1 回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（122 頁）

【別紙 13】第 1 回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（125 頁）

8 月 3 日（水）～ 5 日（金）

・ **第 209 回国会（臨時会）**

8 月 10 日（水）

・ **第 2 次岸田改造内閣発足**

8 月 24 日（水）

・ **国葬儀参列者推薦基準を決定**

【別紙 14】故安倍晋三国葬儀参列者推薦基準について（令和 4 年 8 月 24 日）（127 頁）

8 月 26 日（金）

・ **予備費の使用を閣議決定**

【別紙 15】故安倍晋三国葬儀における予備費（内閣府故安倍晋三国葬儀事務局）（129 頁）

8 月 31 日（水）

・ **岸田総理が記者会見において、国会の場で国葬儀について質疑に応じる機会を設けるよう、与党幹事長などに調整を依頼したことなどを説明**

【別紙 16】岸田総理記者会見（令和 4 年 8 月 31 日）（抄）（130 頁）

・ **各府省における弔意表明の葬儀委員長決定**

【別紙 17】故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について（令和 4 年 8 月 31 日葬儀委員長決定）（131 頁）

【別紙 18】故安倍晋三国葬儀における弔意表明について（メモ）（令和 4 年 9 月内閣府故安倍晋三国葬儀事務局）（132 頁）

・ **第 2 回葬儀実行幹事会の開催**

【別紙 19】第 2 回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（133 頁）

【別紙 20】第 2 回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（135 頁）

## 9月6日（火）

### ・警備・接遇・儀じょうに要する経費見込みを公表

【別紙21】故安倍晋三国葬儀に要する経費の見込みについて（令和4年9月6日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（137頁）

### ・「葬儀の流れ」を葬儀委員長決定

【別紙22】故安倍晋三国葬儀の流れについて（令和4年9月6日葬儀委員長決定）（139頁）

### ・葬儀委員長から防衛大臣に対し自衛隊の協力を依頼

【別紙23】故安倍晋三国葬儀に対する自衛隊の協力について（依頼）（令和4年9月6日付府総第407号）（141頁）

## 9月8日（木）

### ・衆議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙24】第209回国会 衆議院議院運営委員会議事録第3号（142頁）

### ・参議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙25】第209回国会 参議院議院運営委員会議事録第1号（152頁）

## 9月13日（火）

### ・立憲民主党より、「国葬に関する質問書」を受領

【別紙26】国葬に関する質問書（令和4年9月13日立憲民主党）（162頁）

## 9月14日（水）

### ・立憲民主党に対し、「国葬に関する質問書に対する回答」を提出

【別紙27】国葬に関する質問書に対する回答（令和4年9月14日故安倍晋三国葬儀事務局）（164頁）

## 9月21日（水）

### ・第3回葬儀実行幹事会の開催

【別紙28】第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（169頁）

【別紙29】第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（171頁）

9月27日（火）

- ・ 故安倍晋三国葬儀の実施
- ・ 森首席幹事が国葬儀を終えた所感を公表

【別紙30】 故安倍晋三国葬儀次第（173 頁）

【別紙31】 故安倍晋三国葬儀当日の動き（175 頁）

【別紙32】 国葬儀を終えて（所感）（令和4年9月27日故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 首席幹事 森昌文）（178 頁）

9月29日（木）

- ・ 岸田総理が国葬儀を終えた所感等について記者会見

【別紙33】 故安倍晋三国葬儀を終えての所感等についての岸田総理記者会見（令和4年9月29日）（抄）（179 頁）

10月14日（金）

- ・ 国葬儀に要した経費について（速報値）を公表

【別紙34】 故安倍晋三国葬儀に要した経費について（速報値）（令和4年10月14日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（181 頁）

- ・ 衆議院予算委員会理事会、参議院予算委員会理事懇談会において説明

12月22日（木）

- ・ 国葬儀に要した経費について（概数値）を公表

【別紙35】 故安倍晋三国葬儀に要した経費について（概数値）（令和4年12月22日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（183 頁）

【別紙1】

安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見  
(令和4年7月8日) (抄)

(安倍元総理の逝去の受け止め及び今後の政府の対応について)

先ほど、奈良県立医科大学附属病院から公表されましたとおり、本日午後5時3分、安倍晋三(しんぞう)元総理がお亡くなりになりました。どうか一命を取り留めていただきたいと祈っておりましたが、祈りもむなしくこうした報に接することになってしまったこと、誠に残念であり言葉もありません。心より御冥福をお祈りしたいと思います。民主主義の根幹たる選挙が行われている中、安倍元総理の命を奪った卑劣な蛮行が行われた。断じて許せるものではなく、最も強い言葉で、改めて非難を申し上げます。安倍元総理は、憲政史上最長となる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われ、卓越したリーダーシップ、そして実行力によって、厳しい内外情勢に直面する我が国を導かれました。我が国が長年苦しんできたデフレからの脱却を目指した「3本の矢」からなる経済政策、さらには国際情勢大変厳しい中であって、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、さらには平和安全法制の整備など、我が国の、そして世界の平和と安定のために努力され、その礎を築かれた、このように認識しております。そして、安倍元総理は私にとりましても当選同期であり、国会議員になってからも同僚議員として、また安倍内閣を支える一閣僚として多くの時間を共にした良き友人でもありました。この国を愛し、常に時代の一步先を見通し、この国の未来を切り拓(ひら)くために大きな実績を様々な分野で残された偉大な政治家をこうした形で失ってしまったこと、重ね重ね残念でなりません。安倍元総理の残された様々な御功績に敬意を表し、心から哀悼の意を表する次第であります。

そして今後の対応であります。明日は参議院選の最終日を迎えます。民主主義の根幹たる自由で公正な選挙は、絶対に守り抜かなければならないと思っています。決して暴力に屈しないという断固たる決意の下、明日は予定どおり選挙活動を進めることといたします。選挙戦の最後の瞬間まで、そのことを自分の声で直接国民の皆さんに訴え続けたいと思っています。なお、活動に当たりまして、安全確保につきましては、十二分に配慮し対応してまいります。今回の事態を受け、先ほど閣僚を集め、政府として、今回の事態を受けた認識と

対応の確認・共有を行いました。その際に私の方から2点、1つは自由で公正な選挙が安全に行われることを徹底するという、そしてもう1点、決して行政の停滞を招くことがないように粛々と対応し、司司（つかさつかさ）で対応に万全を期すこと、以上、この2点を指示したところであります。

（政府としての追悼の仕方について）

まだ今、お亡くなりになったという報に接して、御質問のような先のことまで、考える余裕がないというのが現実であります。当然のことながら、こうした大きな功績を残した元総理でありますので、政府としても、そして党としましても、それ相当の敬意を表して、しっかりと対応を考えていくべきであると考えております。

（今回の事件を受けた選挙に向けての国民へのメッセージについて）

民主主義の根幹である自由で公正な選挙、これは私たちは絶対に守り抜かなければならないと思っています。決して暴力に屈するなどということはあってはならない、こう信じております。そのために、私も最後までこの選挙戦に全力で臨んでいきたいと思っております。是非、国民の皆さんも、私たちのこの国の民主主義を守るためにどうあるべきなのか、これをしっかりと考えていただき、共にこの民主主義を守るために努力していただければとお願い申し上げます。

（岸田政権にとって安倍元総理がどのような存在であったかについて）

安部晋三元総理、日本国の元総理として大きな功績を残された。そして、そうした大きな功績の流れの先に今の政権もあるのだと思っています。よって、内政においても、外交においても、今後を考える際に、様々な貴重なアドバイスを頂いた。それが安倍元総理でいらっしゃいました。私も様々な貴重なアドバイスを頂き、ある時は励ましていただき、ある時はいろいろな御意見を承るなど、大変力強いお力添えを頂いてきたと振り返っています。大変温かい貴重なお力添えを頂いてきたことを改めて感謝申し上げる次第です。こうした安倍元総理の思い、これをしっかりと私も受け止め、引き継がせていただきながら、日本について、引き続きしっかりと責任を果たしていきたいと思っています。それが安倍元総理の思いにも沿う道であると信じております。

## 【別紙2】

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて

令和4年7月14日  
内閣官房・内閣府

### 1 国葬令に基づく葬儀（戦前）

- (1) 一般に国葬とは、国が国家の儀式として、国費で行う葬儀のことをいうこととされている（小学館 日本大百科全書（村上重良））。

大正15年に制定された国葬令（大正15年勅令第324号）においては、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の大喪の儀、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、摂政たる親王、内親王、王、女王の葬儀のほか、国家に偉功ある者（皇族含む。）が薨去又は死去した場合における特旨による国葬が定められていた（特旨は勅書をもってし、内閣総理大臣が公告）。

※ 岩倉具視、島津久光、伊藤博文、大山巖、山県有朋、松方正義、東郷平八郎、西園寺公望、山本五十六など、皇族8名・一般人12名について、特旨により国葬を実施。

- (2) 国葬令第4条において、葬儀を行う当日は、「国民喪ヲ服ス」こととされており、これに基づき、官庁・学校は休みとなり、歌舞音曲は停止又は遠慮、全国民は喪に服し、国葬を厳粛に送ることとされていた。
- (3) 国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、昭和22年末に失効した。

### 2 戦後における内閣総理大臣経験者の葬儀

- (1) 戦後の内閣総理大臣経験者の葬儀に関する内閣（国）の関与については、当該者の功績、大方の国民の心情や御遺族のお気持ち等々を総合的に勘案して、個々のケース毎に相応しい方法がとられている。
- (2) 具体的には、内閣（国）が関与した葬儀の形式としては、
- ① 国の儀式として行う国葬儀
  - ② 内閣の行う儀式として行う内閣葬
- がある。
- (3) その執行者について、過去の実施実績を見ると、国葬儀は国が単独の執行者となっているのに対し、内閣葬については、内閣に加えて、自由民主党、衆議院等と合同で行われている。費用負担については、自由民主党と合同で行われる場合（内閣葬）には、自由民主党と概ね折半している。

※ なお、御遺族が公費での葬儀を固く辞退され、葬儀の実施に内閣（国）が関与しなかったこともある（海部元総理）。

### 3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて

(1) 過去、国葬儀の形式で実施された昭和42年10月の吉田元総理の葬儀については、閣議決定を根拠として行われた。

(2) この点については、

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
- ② 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われていること
- ③ また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており（内閣府設置法（平成11年法律第89号））第4条第3項第33号）、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
- ④ 国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないことから、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる。

(参考1) 参照条文

○ 国葬令（大正15年10月12日勅令第324号）

第一條 大喪儀ハ國葬トス

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ殤ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ

ニ 前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス

第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ当日廢朝シ國民喪ヲ服ス

第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

○ 昭和二十二年法律第七十二号（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）

第一条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

○内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。（以下略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十二 （略）

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること

三十五～六十二 （略）

(参考2) 故吉田 茂の葬儀の執行について(昭和42年10月23日閣議決定)

- 1 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

(参考3) 国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について(昭和59年3月16日閣議決定)

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2～7 略

令和4年7月14日  
内閣官房・内閣府

### 安倍元総理大臣の葬儀の形式について

#### 1 過去の例

安倍元総理と同じく大勲位菊花大綬章頸飾を授かったのは、吉田茂、佐藤栄作、中曽根康弘の3名。それぞれ、吉田茂＝国葬儀、佐藤栄作＝国民葬儀、中曽根康弘＝内閣・自由民主党合同葬儀の形式で実施。

このほか、政府が関与した葬儀は8例あり、三木武夫＝衆議院・内閣合同葬（衆議院議員在職50年で衆議院葬の資格あり）、ほかの7例（大平・岸・福田・小淵・鈴木・橋本・宮澤）は内閣・自由民主党合同葬で実施された。

※海部元総理のように、ご遺族のご意向により辞退されたケースもある。

#### 2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
- ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
- ③ 国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないことから、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能。

※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われている。

#### 3 安倍元総理の場合

令和4年7月8日に逝去された安倍元総理については、

- ① 憲政史上最長となる8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために、内閣総理大臣の重責を担ったこと
- ② 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残され、国際社会における評価も高いこと
- ③ こうした評価もあり、外国首脳を含む国際社会から極めて多くの弔意が寄せられていること
- ④ 民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国民の間に哀悼・追悼の意が広がっていること

に鑑み、国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる。

【別紙4】

岸田総理記者会見（令和4年7月14日）（抄）

今回の選挙では、遊説中の安倍元総理が卑劣な暴力により命を落とされるという衝撃的な事件が起こりました。改めて、安倍元総理に哀悼の誠（まこと）をささげます。

安倍元総理におかれては、憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残されたことなど、その御功績は誠にすばらしいものであります。

外国首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けており、また、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国の内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられています。

こうした点を勘案し、この秋に国葬儀の形式で安倍元総理の葬儀を行うことといたします。国葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを世界に示していきたいと考えています。

【別紙5】

故安倍晋三の葬儀の執行について

〔令和4年7月22日〕  
閣議決定

- 1 葬儀は、国において行い、故安倍晋三国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、令和4年9月27日（火）、日本武道館において行う。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

故安倍晋三の葬儀の執行について

令和四年七月二十二日（金）閣議  
内閣総理大臣発言要旨

先程決定された故安倍晋三元総理の葬儀に際しては、葬儀委員長は内閣総理大臣が務め、葬儀副委員長は内閣官房長官に、また、葬儀委員は、各国務大臣、内閣官房副長官、森昌文内閣総理大臣補佐官、内閣法制局長官、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官及び内閣府事務次官にお願いする。

【別紙7】

故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について

〔 令和4年7月22日 〕  
〔 葬儀委員長決定 〕

故安倍晋三国葬儀の執行に関する細部の事務を処理するため、葬儀実行幹事会を設置し、同幹事会に首席幹事及び幹事を置く。

【別紙8】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿

葬儀実行幹事会

首席幹事	内閣総理大臣補佐官	森	昌	文
幹事	内閣官房副長官補	藤	井	健
	内閣官房内閣総務官	松	田	浩
	内閣官房内閣審議官	出	口	和
	内閣府大臣官房長	原		宏
	内閣府大臣官房審議官	原		典
	内閣府大臣官房政府広報室長	中	田	昌
	兼内閣官房内閣審議官			和
	デジタル庁統括官	富	安	泰一郎
	復興庁統括官	角	田	隆
	宮内庁長官官房審議官	古	賀	浩
	警察庁長官官房長	小	島	裕
	警察庁警備局長	櫻	澤	健
	金融庁総括審議官	石	田	晋
	消費者庁次長	黒	田	岳
	総務省大臣官房長	今	川	拓
	消防庁次長	澤	田	史
	法務省大臣官房長	松	本	裕
	外務省大臣官房長	石	川	浩
	外務省大臣官房儀典長	志	野	光
	財務省大臣官房長	青	木	孝
	文部科学省大臣官房長	矢	野	和
	厚生労働省大臣官房長	山	田	雅
	厚生労働省医政局長	榎	本	健太郎
	農林水産省大臣官房長	渡	邊	毅
	経済産業省大臣官房長	藤	木	俊
	国土交通省大臣官房長	宇	野	善
	国土交通省航空局長	久	保	田
	海上保安庁次長	瀬	口	良
	環境省大臣官房長	鐘	水	
	防衛省大臣官房長	芹	澤	清

【別紙9】

故安倍晋三国葬儀事務局の設置に関する訓令

〔 令和4年7月22日  
内閣府訓令第23号 〕

(設置)

第1条 内閣府大臣官房に、故安倍晋三国葬儀事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(任務)

第2条 事務局は、故安倍晋三国葬儀の開催に必要な事務を行う。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、参事官及び所要の局員を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

3 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(企画官)

第4条 事務局に、企画官を置くことができる。

2 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(関係部局等の協力)

第5条 事務局は、任務を遂行するに当たって、関係する他の部局等の協力を得るものとする。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年7月22日から施行する。

【別紙10】

故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則

〔令和4年7月22日〕  
大臣官房長決定

(総則)

第1条 故安倍晋三国葬儀事務局（以下「事務局」という。）の内部組織については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(室員)

第2条 事務局に、局員として、参事官補佐及び主査を置く。

2 参事官補佐は、命を受けて、参事官の職務遂行を補佐する。

3 主査は、命を受けて、参事官の職務を助け、担任の事務を処理する。

附 則

この決定は、令和4年7月22日から施行する。

【別紙11】

日本経済団体連合会夏季フォーラムにおける  
岸田総理講演（令和4年7月22日）（抄）

安倍元総理の今回の御逝去について、我々も大変大きな衝撃を受けたわけですが、御承知のとおり、9月27日に武道館で国葬儀、いわゆる国葬を執り行うことといたしました。

8年8か月という憲政史上最長期間、内閣総理大臣の重責を担われたこと、また、在任期間中に、内外に赫赫（かくかく）たる業績を残されたこと、国内のみならず、海外から極めて高い評価が寄せられていること、そして、その安倍元総理に対し、国の内外から、幅広く弔意が寄せられていること。これにつきましては、例えば、アメリカの上院においては、追悼の決議を全会一致で採択していただいた。また、インドにおきましても、政府として弔意を決定する、こうしたことを行ってくれていること。さらには、オーストラリアにおいては、オペラハウスを始めとする国内のランドマークを白と赤でライトアップする形で弔意を示すなど、世界各国が様々な弔意を示してくれている。こういったことについても、功績あるいは評価、また弔意の現れとして、強く印象深く思うところでございます。さらには、今回、民主主義の根幹たる選挙の最中に、卑劣な暴力により命が奪われたことも、重く受け止めなければなりません。

こうした状況を踏まえて、国葬儀を執り行うことといたしました。これについては、様々な意見があることも承知しておりますが、引き続き丁寧に説明し、できるだけ多くの国民の皆さんに納得していただき、国葬を行っていきたいと思っております。

【別紙12】 ※資料1は別紙7を、資料2は別紙8を参照

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会  
議 事 次 第

日 時：令和4年7月28日（木）  
13：30～  
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

【議事】

- ・開会
- ・首席幹事挨拶
- ・資料説明、質疑応答
- ・閉会

（配布資料）

- 資 料 1 故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について  
資 料 2 故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿  
資 料 3 故安倍晋三元総理の葬儀について  
資 料 4 「故中曽根康弘」内閣・自民党合同葬儀の流れ

## 故安倍晋三元総理の葬儀について

1. 葬儀の主催者 国
2. 葬儀の名称 故安倍晋三国葬儀
3. 葬儀の日程 令和4年9月27日（火）
4. 葬儀の場所 日本武道館
5. 葬儀委員長 内閣総理大臣
6. 葬儀形式 無宗教形式
7. 葬儀の費用 国費

「故中曽根康弘」内閣・自民党合同葬儀の流れ

日時：令和2年10月17日（土）午後2時

場所：グランドプリンスホテル新高輪国際館パミール

- 一、 御遺骨式場到着 14:00
- 一、 開式の辞 葬儀副委員長（内閣官房長官）
- 一、 黙とう
- 一、 追悼の辞 葬儀委員長（内閣総理大臣）  
衆議院議長  
参議院議長  
最高裁判所長官  
友人代表
- 一、 天皇皇后両陛下お使御拝礼
- 一、 上皇上皇后両陛下お使御拝礼
- 一、 御供花 皇族各殿下
- 一、 献花 葬儀委員長  
喪主  
御遺族  
衆議院議長  
参議院議長  
最高裁判所長官  
友人代表  
葬儀副委員長  
元自由民主党総裁  
衆議院副議長  
参議院副議長  
国務大臣（葬儀委員）  
各党代表  
外国人参列者（代表）
- 一、 御遺骨お見送り 15:05  
その他の参列者による献花

【別紙13】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要

日 時：令和4年7月28日（木）13：30～  
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

（原内閣府大臣官房長）

- 7月8日に逝去された故安倍晋三元総理の国葬儀については、令和4年9月27日（火）、日本武道館で執り行う旨、先週22日、閣議決定された。これを踏まえ、葬儀実行幹事として御協力をいただく皆さんにお集まりいただいた。葬儀当日までの約2か月、様々なお願いをすることとなる。御理解・御協力の程、よろしく願いたい。また、葬儀当日についても、特段の御協力を賜りたい。

（森昌文内閣総理大臣補佐官）

- 本日は、故安倍晋三元総理の国葬儀の準備に速やかに着手するため、閣議決定を踏まえ、葬儀実行幹事の皆様にお集まりいただいた。安倍元総理は、憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残されたことなど、その御功績は誠にすばらしいものであること、外国首脳を含む国際社会から極めて高い評価を受けていること、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去され、国の内外から幅広い哀悼、追悼の意が寄せられていること、こうした点を勘案し、国葬儀を執り行うこととした。
- 国葬儀の開催は故吉田茂元総理以来となるが、過去の前例も参考にしつつ、御遺族の御意向なども踏まえ、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう、鋭意準備を進めていきたい。
- 今回は、外国の要人も含め多数の参列者が見込まれている。また、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえる必要がある。9月27日の葬儀当日まで、短期間での作業になるが、準備に遺漏なきよう、万全の対応をお願いしたい。

（藤井内閣官房副長官補）

- 国葬儀の実施に当たっては、先日（7/22）の閣議で官房長官より、「無宗教形式で、かつ、簡素、厳粛に行うこととする」旨の御発言があった。こうした趣旨に則り、国葬儀を執り行うことということになる。

- 特に、その費用については、国費の使い方が注目を浴びている中、きちんと説明の出来るものを計上する必要がある。関係省庁においては、費用の内容、その必要性をしっかりと精査していただきたい。
- 警備や弔問外交に掛かる費用などへの支出は必ず必要となるが、説明できる内容とすることは当然。これらの費用に、予備費なのか、当面は既定予算のやり繰りでやっていくのかを判断していく必要がある。それらについては、別途判断していく。
- 各省庁個別に財政当局に説明等に行く前に、必ず国葬儀事務局を通すこととし、早期に事務局に対して費用の具体的な内容等についてよく説明してもらいたい。

(原内閣府大臣官房審議官)

資料 1～4 について説明

(警察庁警備局長)

- 警察庁では 7 月 22 日、次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を設置して準備を進めている。御臨席になる皇室の方々や国内外要人の安全の確保、国葬儀の安全かつ円滑な進行、国際テロ、サイバー攻撃等の不法行為の未然の防止等を安倍元総理に対する銃撃事件の検証を踏まえてしっかりと対応したい。
- 我が国をめぐる情勢として、国際テロ、サイバー攻撃、右翼、極左等への配慮が必要であるほか、今回の銃撃事件にもあったとおり過激行動を引き起こす可能性のある特定の組織に属さない者についても注意をするようにと考えている。
- 国葬儀は東京で執り行われることから、国民の御理解と御協力を得ながら、警備対策及び交通対策等を講じなければならないと考えており、これらの完遂のため、関係省庁と一層の連携を図りたい。

(外務省大臣官房儀典長)

- 外国要人等の参列に関しては、22 日の閣議決定後、我が国が外交関係を有する国等に対し、日時や場所等、安倍元総理の国葬儀にかかる情報の通報を行った。併せて、海外からの国葬儀への参列者に対する接遇等に遺漏なきを期するため、石月英雄アジア大洋州局参事官を事務局長とした「故安倍晋三国葬儀準備事務局」を同日外務省内に設置した。
- 今後、本事務局を中心として、国葬儀に向けて外務省としても着実に準備を進めていく。

(以上)

## 【別紙 14】

### 故安倍晋三国葬儀参列者推薦基準

- 1 御遺族及び御遺族関係者
- 2 葬儀関係者  
葬儀委員長（内閣総理大臣）、葬儀副委員長（内閣官房長官）及び葬儀委員（国務大臣等）等
- 3 立法機関
  - (1) 衆・参両院議長、副議長
  - (2) 国会議員（上記2、上記3（1）及び下記4（1）を除く。）
  - (3) 国会事務局（国立国会図書館を含む。）の職員の中でふさわしい者
- 4 行政機関
  - (1) 副大臣及び大臣政務官（上記2を除く。）
  - (2) 事務次官及びその他の職員等の中でふさわしい者（退官者を含む。）
  - (3) 審議会等の委員等の中でふさわしい者
- 5 司法機関
  - (1) 最高裁判所長官
  - (2) 最高裁判所判事
  - (3) 高等裁判所長官
  - (4) その他の職員の中でふさわしい者
- 6 元三権の長  
元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官
- 7 元国会議員
- 8 地方公共団体
  - (1) 都道府県知事及び同議会議長
  - (2) 政令指定都市の長及び同議会議長
  - (3) 各都道府県の市長の代表及び市議会議長の代表
  - (4) 各都道府県の町村長の代表及び町村議会議長の代表

- 9 各界代表等  
各界において代表的立場にある者等
  
- 10 外交関係  
外国政府・地域・国際機関の関係者等、駐日外交団等
  
- 11 報道関係  
テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等各代表

【別紙 15】

故安倍晋三国葬儀における予備費

内閣府故安倍晋三国葬儀事務局

○ 国葬儀に要する予備費の使用額 約2億4千9百万円

・会場設営等（一般献花、同時通訳、会場警備等） 約2.1億円

・日本武道館・バス等借上げ等 約0.3億円

以上

【別紙16】

岸田総理記者会見（令和4年8月31日）（抄）

9月27日に予定しております安倍元総理の国葬儀について申し上げます。

選挙遊説中の安倍元総理に対する凶行を受けて、私は国葬儀を実施するとの決断をいたしました。民主主義の根幹たる国政選挙を6回にわたり勝ち抜き、国民の信任を得て、憲政史上最長の8年8か月にわたり重責を務められたこと。第2に、東日本大震災からの復興や、日本経済の再生、日米関係を基軸とした戦略的な外交を主導し、平和秩序に貢献するなど、様々な分野で歴史に残る業績を残されたこと。第3に、諸外国における議会の追悼決議や服喪の決定、公共施設のライトアップを始め、各国で様々な形で国全体を巻き込んでの敬意と弔意が示されていること。第4に、民主主義の根幹である選挙活動中の非業の死であり、こうした暴力には屈しないという国としての毅然（きぜん）たる姿勢を示すこと。国葬儀を執り行うとの判断に至った理由をこのように説明してきました。

諸外国からは、各国王族、大統領など、国家元首・首脳レベルを含め、多数の参列希望が寄せられております。こうした各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節を持ってお応えすることが必要だとの思いを強くしております。

もとより、今回の国葬儀の開催は、国民に弔意を強制するものではありませんが、様々な御意見とともに、説明が不十分との御批判を頂いております。国葬儀の実施を判断した総理大臣として、そういった御意見、御批判を真摯に受け止め、正面からお答えする責任があります。政権の初心に帰って、丁寧な説明に全力を尽くしてまいります。

そのため、国会の場で、閉会中審査の形で、私自身が出席をし、テレビ入りで国葬儀に関する私の決断について質疑にお答えするという機会を頂きたいと考えております。一日でも早くこうした場をつくるべく、与党幹事長、国対委員長に必要な調整を行っていただくよう、先ほどお願いいたしました。野党の皆様にも御協力を賜れば幸いです。

【別紙17】

故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について

〔 令和4年8月31日  
葬儀委員長決定 〕

故安倍晋三国葬儀の当日には、哀悼の意を表するため、各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時刻に黙とうすることとする。

故安倍晋三国葬儀における弔意表明について（メモ）

令和4年9月

内閣府故安倍晋三国葬儀事務局

- 過去の内閣総理大臣経験者の葬儀に際しては、弔意表明についての閣議了解を行い、その内容について各府省から関係機関へ協力要望を行うよう依頼するとともに、衆参事務次長、最高裁事務総長等にも協力を要望していた。
- 安倍元総理の国葬儀に際しては、先例に則った閣議了解を行うかどうかについて検討を行ったところ、「国葬儀実施に際して国民一人一人に喪に服することを求めるものではない」旨説明してきたことを踏まえ、国民一人一人に弔意を求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、閣議了解及び各府省等への通知は行わないこととした（8月26日）。
- また、各府省における弔意表明については、従来の各府省における弔意表明と同じく、弔旗を掲揚するとともに、葬儀中の一定時間に黙とうをすることとし、8月31日付で葬儀委員長決定を行い、同日の葬儀実行幹事会において各府省に周知した。

【別紙19】 ※資料1は別紙17を参照

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会  
議 事 次 第

日 時：令和4年8月31日（水）  
12：30～  
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

【議事】

- ・開会
- ・資料説明、質疑応答
- ・首席幹事挨拶
- ・閉会

（配布資料）

- 資 料 1 故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について  
資 料 2 「故安倍晋三国葬儀」実施概要（案）

## 「故安倍晋三国葬儀」実施概要（案）

令和4年8月31日  
故安倍晋三国葬儀  
葬儀実行幹事会決定

### 1. 日時・場所

- ・ 令和4年9月27日（火）午後2時開式
- ・ 日本武道館

### 2. 参列者

- ・ 現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表 等
- ・ 最大で約6000人程度
- ・ 案内状については9月初から順次発送する。

### 3. 一般献花

- ・ 9月27日午前10時から午後4時までの間、日本武道館外に設ける献花台において、一般献花を実施する。
- ・ 献花用の花は各自で用意いただく。

### 4. 葬儀当日の会場周辺の立ち入り制限

- ・ 国葬儀当日は、日本武道館周辺について参列者以外の立ち入りを制限する。

【別紙 20】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要

日 時：令和 4 年 8 月 3 1 日（水）1 2：3 0～

場 所：総理大臣官邸小ホール（2 階）

（原内閣府大臣官房長）

開会

（原内閣府大臣官房審議官）

資料 1、2 について説明

（警察庁警備局長）

- 警察としては、参列者の安全と当該行事の円滑な進行を確保するため、警備に万全を期する所存。
- 具体的には、8 月 25 日に公表された警護の検証・見直しの結果も踏まえ、情報収集の徹底、警護の徹底、警戒警備の徹底等の対策を進めることとしている。

（宮内庁長官官房審議官）

- 皇族殿下方の御参列について、現在宮内庁において、過去の内閣総理大臣経験者の葬儀への御対応の前例等も踏まえながら、必要な調整、準備を進めている。

（外務省儀典長）

- 海外要人等の参列に関しては、7 月 2 2 日の閣議決定後に、我が国が外交関係を有する国等に対し通報を行い、順次回答が接到しているところ。
- 国葬儀当日の夕刻には、海外から国葬儀に参列した要人等と岸田総理等が迎賓館で挨拶を交わす機会を予定しており、これの準備を進めている。
- 来日する海外要人との間で、総理及び外務大臣を中心として 2 国間会談を行うことを想定している。多くの海外要人がこの機会に訪日することの外交上の意義を踏まえ、しっかりと対応する。

（原内閣府大臣官房長）

- 故安倍晋三国葬儀」実施概要について、葬儀実行幹事会決定とし、本会議終了後、速やかに公表する。

(森総理大臣補佐官)

- 国葬儀については、8月26日に予備費使用の閣議決定を行った。予備費の積算に当たっては、参列者が最大で6千人程度の規模を見込んでいる。
- 国葬儀当日における弔意表明について、配布のとおり、葬儀委員長決定がなされている。各府省においては、葬儀委員長決定について、部内への周知をお願いしたい。具体的には、通常国旗を掲揚している官署における弔旗の掲揚と、国葬儀当日、各府省部内において黙とうが行われるよう周知をお願いしたい。
- 本日の幹事会では、「実施概要」を決定した。国葬儀の開式は午後2時とすること、参列者に対しては9月初から案内状を順次送付すること、一般献花については当日午前10時から午後4時までの間実施すること、当日は日本武道館周辺について警備上参列者以外の立ち入りを制限すること、等について、本会議後に公表し、国民の皆様にお知らせしたい。
- 開催日まで1か月を切った。厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう、各府省一丸となって、鋭意準備を進めていただきたい。

(以上)

故安倍晋三国葬儀に要する経費の見込みについて

令和 4 年 9 月 6 日  
故安倍晋三国葬儀  
事務局  
警察庁  
外務省  
防衛省

- 令和 4 年 8 月 26 日の閣議において予備費の使用を決定した式典関係の経費（2.49 億円）以外に、警備や海外要人の接遇に要する経費などが必要となる見込み。これらの経費については、過去の合同葬と同様に、すでに成立している今年度予算（既定予算）の中で対応。
- 警護・接遇を要する要人の数等が不確定であることから、経費についても確たることを申し上げることは困難であるが、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、190 以上の海外代表団が参列し、その中で特に接遇を要する首脳級等の代表団の数が 50 程度と見込まれることから、これを仮定するとともに、そうした要人が多数集まる行事に対する警備体制を一定の規模で仮定すること等により、あえて現時点での経費の見込みを申し上げれば、以下の通り。

**【警備に要する経費（警察庁）】**

**8 億円程度**

※上記の仮定が前提

（内訳）

- ・ 道府県警察からの派遣のための旅費などの部隊活動や超過勤務手当にかかる経費（5 億円程度）
- ・ 車両等の装備資機材や待機所の借上げの装備費（3 億円程度）

**【接遇に要する経費（外務省）】**

**6 億円程度**

※上記の仮定が前提

（内訳）

- ・ 海外要人の本邦滞在中の車両の手配や空港での受け入れ体制の構築等の庁費（5 億円程度）
- ・ 接遇要員となる在外の外務省職員を往復させるための旅費（1 億円程度）

**【その他】**

**0.1 億円程度**

- ・ 自衛隊の儀仗隊等の車両借上げ費等（防衛省）（0.1 億円程度）

【別紙 22】

故安倍晋三国葬儀の流れについて

〔 令和 4 年 9 月 6 日  
葬 儀 委 員 長 決 定 〕

故安倍晋三国葬儀の流れを別紙のとおり定める。

(別紙)

故安倍晋三国葬儀の流れ

日時：令和4年9月27日（火）午後2時

場所：日本武道館

- 一 御遺骨式場到着
- 一 開式の辞 葬儀副委員長（内閣官房長官）
- 一 国歌演奏
- 一 黙とう
- 一 生前のお姿の映写
- 一 追悼の辞 葬儀委員長（内閣総理大臣） 岸田 文雄  
衆議院議長 細田 博之  
参議院議長 尾辻 秀久  
最高裁判所長官 戸倉 三郎  
友人代表 菅 義偉
- 一 勅使・皇后宮使御拝礼
- 一 上皇使・上皇后宮使御拝礼
- 一 御供花 皇族各殿下
- 一 献花 葬儀委員長  
喪主  
御遺族  
衆議院議長  
参議院議長  
最高裁判所長官  
友人代表  
海外の要人 等
- 一 御遺骨お見送り

引き続き参列者による献花

【別紙 23】

府 総 第 407 号

令和 4 年 9 月 6 日

防衛大臣 浜田 靖一 殿

故安倍晋三国葬儀委員長

内閣総理大臣 岸田 文雄

故安倍晋三国葬儀に対する自衛隊の協力について（依頼）

故安倍晋三国葬儀に際し、自衛隊による儀じょう、と列、弔砲及び  
奏楽の実施をお願いしたいので、よろしくお取り計らい願いたい。

衆議院 議院 運営委員会 議事録 第三号 (閉会中審査)

令和四年九月八日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 盛山 正仁君 理事 丹羽 秀樹君

理事 伊東 良孝君 理事 田野瀬太道君

理事 佐々木 紀君 理事 笠 浩史君

理事 吉川 元君 理事 遠藤 敬君

理事 濱地 雅一君 理事 石原 正敬君

理事 青山 周平君 理事 泉 健太君

理事 三谷 英弘君 理事 浅野 哲君

理事 吉田はるみ君 理事 塩川 鉄也君

議長 細田 博之君

副議長 海江田万里君

内閣総理大臣 岸田 文雄君

内閣官房長官 松野 博一君

事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

八月十日 補欠選任 山田 賢司君

同日 田野瀬太道君

同日 補欠選任 山田 賢司君

同日 井野 俊郎君

同日 大串 正樹君

同日 武井 俊輔君

同日 中谷 真一君

同日 西田 昭二君

同日 山田 賢司君

同日 補欠選任 笠 浩史君

同日 青柳陽一郎君

同日 補欠選任 笠 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

同日 菅 浩史君

第一類第十六号

議院運営委員会議事録第三号(閉会中審査) 令和四年九月八日

九月一日 井坂 信彦君 吉川 元君

同日 浅野 哲君 補欠選任 鈴木 敦君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

同日 鈴木 敦君 補欠選任 浅野 哲君

なお、今般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、吉田元総理の国葬儀の際に実施した、弔意表明を行う閣議了解や、地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力方の要望は行わないこととしました。

国葬儀の実施に必要な経費については、八月二十六日に令和四年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであり、予備費の使用額は約二億四千九百万円としています。

国葬儀に併せて必要になるその他の経費は、過去の葬儀と同様に、既に成立している今年度予算の中で対応することとしています。

このうち、警備や海外要人の接遇に要する経費等は、警備、接遇を要する要人の数等が不確定であるため、確たることを申し上げることは困難であり、また、これまで国が関与した葬儀に関して既定経費で支出する警備、接遇に要する経費を切り出してお示しをしたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各々からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定の下で経費の見込額を見積もると、警備に要する経費は八億円程度に、接遇に要する経費は六億円程度になるものと見込まれます。

他に、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等が〇・一億円程度と見込まれます。

いずれにせよ、最終的に要した経費は、国葬儀実施後に精査した上で、できる限り速やかにお示ししたいと考えています。

その他式典の詳細については現在検討しているところですが、厳粛かつ心こもった国葬儀となるよう準備を進めてまいりますので、各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

〇山口委員長 ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

〇盛山委員 自由民主党の盛山正仁です。

今回の参議院議員通常選挙におきまして、末松候補を応援するために、七月七日の十六時四十五分から、安倍元総理大臣は、神戸の三宮駅前街頭演説をされました。私は、街宣車の上で、安倍元総理の隣に約三十分間立っておりまして、その翌日である八日のお昼前のニュース速報で安倍元総理が銃撃されたことを知り、これが神戸で起こっていたらどうなっただろうかと、とても人ごとは思われませんでした。

思い半ばにして銃弾に倒られ、さぞかし御無念だったであろう。安倍元総理の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

七月十一日に安倍元総理のお通夜が芝の増上寺で執り行われ、献花をなされる方々の列が増上寺をぐるぐると取り巻くほど、驚くほど多くの方々が訪れられました。また、大和西大寺を始め全国各地で帳帳や献花がなされ、元総理の御逝去を悼む声の大きさに驚くばかりでした。

しかしながら、残念なことに、七月二十二日に政府が国葬を閣議決定された後は、国論を二分するようには評価が分かれるようになっております。本日は、その安倍元総理に対する国葬儀について、岸田総理に質問をさせていただきます。

国葬について、多くの国民の皆様から御批判を頂戴しております。戦後、これまでの首相経験者の御葬儀は、ほとんどが内閣・自民党合同葬でした。唯一の例外が吉田元総理の国葬であり、私は、中学二年生で、担任の先生が国葬を批判していたことに違和感を覚えたことを記憶しております。

本日の冒頭、総理そして官房長官から御発言をいただいたところでございますが、内閣・自民党合同葬ではなく、なぜ国葬儀とされたのか。その理由について、改めて、この委員会を見ておられる国民の皆様に分かりやすく御説明いただきたいと思っております。

安倍元総理については、憲政史上最長の八年八月にわたり内閣総理大臣の重責を担われ、日本国百三十三年の憲政の歴史の中で最長の期間、重責を担われたということ。

また、その在任中の功績につきましても、かつて日本経済六重苦と言われた厳しい経済の状況の中、日本経済再生について努力を続けてこられた。また、外交においても、普遍的な価値や法の支配に基づく国際秩序をつくっていかねばいけないということ、自由で開かれたインド太平洋、またTPPの妥結にもこぎ着けるなど、様々な成果を上げられました。また、東日本大震災からの復興という大切な時期に重責を担われた、こうしたこともありました。こうした様々な分野で大きな功績を残されたこと。

そして、これに対して国内外から様々な弔意が寄せられている。特に、国際社会においては、多くの国で、議会として追悼決議を行う、政府として服喪、喪に服することを決定する、また、国によってはランドマークを赤と白でライトアップするなど国全体として弔意を示す、こうしたことを行った。

さらには、先ほども申し上げましたが、選挙運動中の非業の死であったこと。

こういったことを考えますときに、故人に対する敬意と弔意を表す儀式を催し、これを国の公式行事として開催し、海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を行うことが適切であると考え、国葬儀の閣議決定を行ったものであります。

特に、海外からの弔意を見ますと、合わせて千七百を超える多くの追悼のメッセージをいただいておりますが、多くが日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であるということからも、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として海外からの多くの敬意や弔意に礼節を持って応える、こうした必要もあると考えた次第であります。

〇盛山委員 次に、費用についてお尋ねをいたします。

最近、葬儀は家族葬が増えています。私も、五年前に母が亡くなった際には、家族葬で数十万円程度の費用で見送りました。

多くの方々にとりまして、二億五千万円という国葬の経費は想像を超える金額ではないかと思えます。しかしながら、今、岸田総理から御説明いただいたような安倍元総理の業績あるいは海外からの弔問客、こういったことを考慮すると、私人の葬儀とは異なり、それなりの場所、警備、接遇を伴う公的な葬儀とすることは当然のことです。

今回の国葬の費用は、過去の内閣・自民党合同葬などと比べて適切なものであるのか。新型コロナウイルスにより厳しい経済状況に置かれている国民の皆様は御理解を得ることができるよう御説明いただきたいと思っております。

〇岸田内閣総理大臣 まず、御指摘の、二・四九億円とされる、会場費や設営費など国葬儀そのものの実施に必要な経費ということですが、これにつきましては、過去の様々な合同葬等政府の関わった葬儀との比較において、式典費そのものの経費として明らかにさせていただきます。

それについては、今回、葬儀式典の参列者数が増加すること、多数の外国要人が参列すること、一般の方が行う献花の準備が必要であることなど、過去と事情も異なりますので、そういった経費等を加えた上で、従来より、例えば中曽根元総理の葬儀と比べて五千七百万増、このようになっているところでもあります。

そして、それ以外にも警備費あるいは接遇費が必要ではないか、こうした指摘がありました。これは、これまでの政府が関わった葬儀においても全て支出が行われている経費であります。その年々の、年度ごとの予算に計上される形で、その範囲内で支出されてきた、こうしたことでもあります。

その部分については、接遇あるいは警備、こうした予算については、今回も同様にかかるわけであり、それについて従来は予算の中で切り分

けをするなどはしてこなかったわけですが、より丁寧な説明を行うべきであるという指摘を受けて、こうした警備、接遇費について、最終的にはどれだけ多くの方が海外から来られるかなどを確認しなければ確たる数字は申し上げられませんが、今準備を進める中で、各国からの連絡を受け、そして代表団の数等も見通しが立ちつつありますので、仮に百九十の代表団、そしてそのうち接遇が必要な首脳級を五十の代表団と仮定の仮定の下に数字を置いたならばどのぐらいの数字になるのか、こうしたことを示した次第であります。

これが、先ほど官房長官からもありました、八億、あるいは六億と言われた数字であります。こうした数字は、過去の様々な行事との比較においても妥当な水準であると政府としては考えております。

○盛山委員 今総理から、警備費、接遇費、こういったものについてもお答えをいただいたところでございますが、おといたになって警備費、接遇費が発表されたわけでございまして、金額を低く見せるためにわざと遅らせて発表したのではないかとこの批判も受けました。今総理からのお話がありましたように、どのような国からどのような、特に警備を必要とする元首級の方が来られる、その程度の警備、接遇が必要であるか、直前にならなければ分からなかったということで、おといたの発表になったんではと思います。

また、安倍元総理がお亡くなりになったことは大変残念ですが、このような機会に弔問外交が行われるというのは当然のこと、通例のことであると思います。

そういったもの等を含めまして、当初から警備費、接遇費等を含めて発表できなかったのか、あるいは、こういうふうが遅れるということについての御説明があった方がよかったですんじやないかと思っております、その辺について御答弁をお願いします。

○山口委員長 申合せの時間が過ぎておりますので

で、総理、簡潔に。

○岸田内閣総理大臣 丁寧な説明が必要であったという御指摘については謙虚に受け止め、引き続き説明に努めていきたいと思っております。

そして、海外からの弔問の状況については、今、徐々に状況が分かっております。今明らかになるだけでも、米国のハリス副大統領、インドのモディ首相、オーストラリア、アルバニア、ジー首相、シンガポール、リー・シェンロン首相、ベトナムのフック国家主席、E.U.、ミシェル欧州理事会議長、カナダ、トルドー首相、豪州はハワード元首相、アボット元首相、ターンブル元首相、こういった方々についても参列の意向が示されています。

こうした状況が徐々に分かってつある中で、できるだけ早く数字を示そうということで、仮定の数字を置いた上で説明をさせていただいた、こうした次第であります。

是非、こうした状況、これから直前に向けてより明らかになってまいりますので、そういった状況は丁寧な国民の皆さんに説明を続けていきたいと考えております。

○盛山委員 ありがとうございます。終わります。

○山口委員長 次に、泉健太郎君。

○泉委員 立憲民主党の泉健太郎でございます。まず、党代表としても、安倍元総理に深く哀悼の誠をささげたいと思っております。

私も絶句をし、また嘆き、怒りを覚えました。この無念に党派は関係ございません。私は、事件後、奈良の現場にも向かわせていただき、手を合わさせていただきました。また、国会前でも霊柩車に手を合わさせていただきました。増上寺での御葬儀にも参列をいたしました。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

しかし、総理、この国葬決定は誤りです。強引です。検討せねばならぬことを放置しています。だから、国葬反対の世論が増えている、私はそう思いますよ。総理、そもそも、国葬は総理と内閣

だけで決められるのか。こうした強引な決定方法に反発が起きています。

総理、改めてですが、閣議決定までに三権の長に諮りましたか、あるいは各党に相談しましたか。

○岸田内閣総理大臣 まず、今回の国葬儀につきましては、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として実施することを決定させていただいたと説明をさせていただきますいております。

こうした国葬儀、立法権に属するのか、司法権に属するのか、行政権に属するのか、判断した場合作り合、これは間違いなく行政権に属するものであると認識をしております。そして、それは、内閣府設置法第四項第三項に記載されている、こうしたことから明らかであるとの認識をしております。

その上で、閣議決定に基づいてこの開催を決定させていただいたということでもあります。

委員の方からは、その段階までに三権の長に諮ったのか、説明が丁寧であったかということですが、根拠については、今申し上げたとおりであります。そして、説明が丁寧ではなかったのではないかと、不十分ではなかったかということについては、政府として、こうした判断をすることにはもちろん大事であります。国民に対する説明、理解が重要であるということも間違いなく重要だと思っております。

説明が不十分だったということについては謙虚に受け止めながら、是非、この決定と併せて、国民の皆さんの理解を得るために引き続き丁寧な説明を続けていきたいと考えております。

○泉委員 語っていないんです。今、全然端的に答えていないですね、長くお話しされましたが。

総理、これは、吉田元総理の国葬の際にだっただけに事前に言っています。今回、全く言っていないです。総理はそれが不必要なのかのように言いましたけれども。

内閣葬というのは、内閣の行う葬儀として、それは内閣の権利でしょう。しかし、では、なぜ内

閣葬ではなく国の儀式となっているのか。国というのは内閣だけなんですか。そんなわけないでしょう。国というのは、立法、行政、司法、三権あるじゃないですか。国権の最高機関はどこですか。その国会に相談もなく決めたのは、総理、戦後初めてですよ。その重さを分かっていますか。

実は、無理やり国葬と国葬儀なるものを分けて言っているけれども、今これだけ世の中では国葬と言われている、そして国葬には国の意思が必要だと言われている、そしてその国の意思とは何か、これは決して内閣の意思だけではないということ、これは内閣法制局も国葬を説明するときに使っている言葉なのに、それをやらない。私は、これは大いに法的にも瑕疵があるということをまずお話ししたいと思っております。今の総理の話でいくと、国葬の決定に国会の関与は必要ないんだというふうな話であります。これはとんでもないことだと思っております。

さて、更に言えば、内閣法制局はこうも述べています。一定の条件に該当する人を国葬とすると定めることについては法律を要するというふうな法制局が言っているわけですね。

総理、今、そういう法律はありますか。国に選挙基準を記した法律はありますか。

○岸田内閣総理大臣 御指摘のような法律はありません。

しかし、行政権の範囲内ということで、先ほど申し上げさせていただいた判断、法制局の判断もしっかりと仰ぎながら政府として決定をした、こうしたことでもあります。

○泉委員 今、国民の皆様にも聞いていただいたと思えます。選挙基準を記した法律はございません。

総理は、先ほど、戦後最長だから、数々の実績があるから、世界から弔意があるから、そして選挙運動中だったから、このような理由を挙げました。ただ、例えば、佐藤栄作元総理は、当時、戦後

最長の在任期間だったんじゃないですか。ノーベル平和賞も受賞している。でも、国葬ではなかったですね。なぜですかね。これは、吉田国葬の反省も踏まえて、法律もない、選挙基準もなく、三権の長の了承が必要な国葬ということやはり難しいと。この数十年間、元総理にどんな業績があったとしても、先ほど言ったようにノーベル平和賞を受けようともすよ、どんな業績があったとしても、自民党内閣は、内閣・自民党合同葬を行ってきたんですよ。

その知恵や深慮遠謀を壊して、今回、国葬を強行しようとしている、これが、総理、あなたじゃないですか。違いますか。

○岸田内閣総理大臣 まず、基準を定めた法律がないという御指摘がありました。

に定めた法律はありませんが、先ほど申し上げたように、行政権の範囲内で、内閣府設置法と閣議決定を根拠に決定したわけですが、こうした国の行為については、国民に更なる義務を課すとか何か行為を強要することではない限り、具体的な法律が必要がないという学説に基づいて、政府としても、今回の件についてしっかり考えています。

そして、明確な基準がないのではないか、このことについて御指摘がありました。

一つの行為についてどう評価するかということについては、そのときの国際情勢あるいは国内の情勢、これによって評価は変わるわけでありま

○泉委員 今、総理、国際情勢、国内情勢とお

しゃった。しかし、だったら、なぜ多くの国民はこれだけ反対しているんでしょうね。その総理が挙げられた四項目が真に国民が理解できるものであったら、ここまで反対にはならないんじゃないですか。

私は改めて思いますけれども、例えば、経済の再生とおっしゃられる。でも、実質賃金が下がり続けたりじゃないですか、アベノミクスのときには、その部分は評価されるんですよ。

あるいは、申し訳ないけれども、森友、加計問題で、まさにこの委員会の場で百回を超える虚偽答弁を行ったということも大きく問題になっていないんじゃないですか。

あるいは、後ほどまた詳しく話をしますが、統一教会の問題、まさに自民党の中で最もその統一教会との関係を取り仕切ってきた、そういう人物じゃないですか。

その負の部分を含く考慮せずに、それは実績は何かあるでしょう、しかし実績も大きく評価が分かれるわけです。だから、これだけ反対の声が起きているときに、国際情勢、国内情勢、私は、それでは到底、国民は納得しないと思いますよ。改めて、選挙基準が今全くないということも含めて、私は、岸田総理が挙げた今回の四つの理由というのはお手盛りの理由であるというふうには

わざるを得ません。

さて、統一教会問題や霊感商法被害、そして統一教会における多額の献金による家庭崩壊、生活破綻、さらには日本からの韓国方面への多額の送金、様々な問題が上がっています。そして、自民党との密接な関係も言われている。多数の議員が関係を持ち、安倍元総理は、元総理秘書官の井上義行候補を、今回、教団の組織的支援で当選させたわけですね。

○岸田内閣総理大臣 まず冒頭一言申し上げさせていただきますが、本日、内閣総理大臣として答

弁に立たせていただいております。自民党のあり方について国会の場において自民党総裁として答えることは控えるべきものであると思いが、ただ、昨今の様々な諸般の事情を考えると、き、これはあえて国会の場でお答えをさせていただきますということをお断りしたいと思います。

そして、安倍元総理の統一教会との関係については、それぞれ、御本人の当時の様々な情勢における判断に基づくものであります。ですから、今の時点で、本人が亡くなられたこの時点において、その実態を十分に把握することは限界があると思っております。

そして、今、自民党として、自民党のあり方について丁寧な国民の皆さんに説明をしなければいけないということで、それぞれの点検結果について今取りまとめを行い、説明責任をしっかりと果たしていくという作業を進めているところであります。

いづれにせよ、社会的に問題が指摘されている団体との関係を持たない、これが党の基本方針であり、それを徹底することによって国民の皆さんの信頼回復に努めていきたいと考えております。

○山口委員長 泉委員、本日の議題は国葬の儀でございますので、それを考えながら……(泉委員「ええ、当然です。安倍総理に関わることにしてお話をしていますので」と呼ぶ)

○泉委員 改めてですけども、今の総理のようなお話は私はこの世の中の反発になっていないと思えますよ。どう見たって、岸家、安倍家三代にわたってやはり統一教会との関係を築いてきたし、それを多くの議員たちに広げてきたというのは、もう多くの国民は分かっているんじゃないでしょうか。

そういう中で、今、総理は、調査、点検とおっしゃった。安倍元総理御本人に聞くことはもうできない。でも、安倍元総理がどういうふうなスケジュールで動いていたか、これは事務所は分かっていますから、秘書だつて分かっています。

られるはずでしょう。それであれば、なぜ、今回、党の調査では安倍事務所を外しておられるんですか。これはやはりおかしいですよ。

国葬にふさわしいかどうかということの中に、今多くの国民が、統一教会との関係をやはり頭の中に入れてる。そういうときに、まさにその御本人がどうだったかというのは、本人に聞けばいいじゃないですか、調べるのが可能じゃないですか。私は、是非、自民党は、岸田総理はそれを約束するべきだと思います。

もう一つ加えて言えば、これもお答えいただきたいですが、全国の自治体で、自民党の自治体議員が行政に何かを要請して統一教会系の団体の様々な会合に出るか、そういうことが出てきています。自治体議員も外されていますよね、調査対象から。

この二つ、約束していただけませんか。

○岸田内閣総理大臣 まず一点目の御指摘については、先ほど申し上げましたが、具体的な行動の判断、これは当時の本人の判断でありますので、本人がお亡くなりになった今、確認するには限界があるという認識に立っております。

二点目は、地方議員についてであります。党としては、今回、点検を行い、まずは党所属の国会議員を対象として取りまとめを行っておりますが、地方議員についても、今後、社会的に問題が指摘される団体との関係を持たないという党の基本方針を徹底していただくことになると考えております。

○泉委員 やはり残念ながら非常に後ろ向きである。今戻りつかりとこの統一教会との問題を正すということが、これもやはり私は国民の理解に今つながっていると思えますよ。今、総理の姿勢では、限界があるとおっしゃったけれども、限界までいってないんじゃないですか。限界までいってない。まず、この調査をするべきだ。これは、安倍事務所も、そして自治体議員もそうであると思えます。

そして、今、私たちは、この統一教会絡みの中で、実は、信者の二世と言われる方々から直接ヒアリングを行っています。その方々から聞く、やはり、安倍元総理のメッセージによって励まされた、会場が大きく盛り上がった、そんなことをお話しされる方もありました。

改めて、被害者救済ということ、今どうしてもこれを取り上げたい。実は、その当事者の皆さんからは、多額の献金や家庭崩壊で苦難を抱えている。いたじやなく、いるというのが今の現状です。だからこそ、私たち立憲民主党は、マインドコントロールによる高額献金を禁止する、規制する、こういう立法を作ってほしい、この求めに応じて、カルト被害防止、救済法案を国会に出そうと考えています。

総理、こうした声、まだ聞かれていないと思うんですが、法整備が必要だと思いませんか。

○山口委員長 議題に沿っての答弁で結構でございますから。

○岸田内閣総理大臣 御指摘の点については、まず一つは、政治と社会的な問題になっている団体との関係という論点がありますが、もう一つの論点がまさに委員御指摘の被害者救済という論点であると思います。

共にしっかりと対応しなければならぬということ、政府としまして、社会的な問題が指摘されている団体に関して、私の方から既に関係省庁に対し、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならぬ、これは当然のことであるからして、仮に法令から逸脱する行為があれば厳正に対処すること、また、法務大臣を始め関係大臣においては、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して万全を尽くすこと、この二点を指示を出しているところであります。

これを受けて、法務大臣を議長とする「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を設置し、この問題の相談集中強化期間を設定し、合同電話相談窓口を設ける、こうした対応を行う、さらには、消費者庁において、霊感商法等の悪質商法への対策検討

討会、こうしたものを立ち上げ、議論を開始する、こうしたことであります。

そして、委員の方から法整備の必要性というところの御指摘がありました。まずは、私の方から出した指示に基づいて始めた取組、これをしっかりと進めていきたいと思えます。それをまずやっただ上で、すなわち今の法令の中で何ができるのかを最大限追求した上で、議論を進めるべき課題だと思っております。

○泉委員 私は新しい法律も必要だと思えますが、今ほど、今の法令で何ができるのかというお話がありました。是非ここをやっていたいただきたいですね。

なぜかという、総理は八月三十一日の記者会見で、この旧統一教会を社会的な問題が指摘される団体として、党として関係を絶つとまでおっしゃった。党として関係を絶つとまでおっしゃった団体であれば、相当な問題意識をお持ちだということだと思えます。そのときに、党として関係は絶つが、政府としては何もやらなくていいということでは絶対ないですよ。総理もうなずいておられます。

その意味では、まさに現行法に基づくこの団体の調査、そして解散命令、こういったものも検討せねばならないと思えますが、いかがですか。

○山口委員長 泉委員、何度も議連の理事会で、議題を逸脱するような質問はないようにとのことのお話でありますから、気をつけてください。

○岸田内閣総理大臣 今申し上げたように、政府としまして、問題意識を持ち、取組を進めていきます。

今の法律の範囲内で何ができるのか、これをしっかりと詰めていきたいと思えます。そして、その上でどういった議論が必要なのか、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○泉委員 ありがとうございます。  
是非、この点は、今回、統一教会の問題をしっかり清算しなければ、またやはり被害者が多く生

まれてしまう。残念ながら、今回の非業の死にこそして統一教会の様々な動きが絡んできてしまっていたということもあると思えます。

さて、改めて、国葬の問題であります。式典費の本当にコアのコアの部分で、最初、二・四九億円とおっしゃった。しかし、やはり少なからず足りないんじゃないかという話で、次に上げてくる十六億円ということになった。

○松野国務大臣 会場等の民間警備に係る経費に含まれていますか。

○松野国務大臣 会場等の民間警備に係る経費に含まれていますか。

○泉委員 会場だけではなくと思えますが、全部含まれていますか。

○松野国務大臣 会場外の警備に関しては、既定予算に計上されております。警察上の予算に含まれております。

○泉委員 先ほども話があったように、五十か国ぐらいから、いわゆる首脳だけではなく、外交使節団として来る。この経費も今の額ではとても収まらないんじゃないかというふうに言われている。こうして過小の試算でコンパクトな国葬に見せるということ、またこの後もし額が膨らめば、国民の不信はやはり募ると思えますよ。

更に言えば、やはり国民生活が苦しいという声は今数多く寄せられています。そこにどれだけ税金を使うのかという話になっている。

○岸田内閣総理大臣 先ほども答弁の中で申し上げさせていただきましたが、世界各国の国挙げて

の弔意、様々な弔意のメッセージ等を国としてしっかりと受け止めさせていただく際に、国の行事としてこうした葬儀を行うことが適切であると判断したことによって、今回の決定を示させていただきます。いただいたことでもあります。

合同葬についても、もちろん国の税金は支出することになるわけですが、しかし、何よりも大事なことは、国として、どういった形で国際的な弔意を受け止めるのか、日本国民全体に対する弔意に対してどう応えるのか、こうしたことが重要であると認識をしております。そのために、国葬儀という形が適切であると判断をした次第であります。

○泉委員 改めて、元総理の死というのは大変重たいものであります。その意味で、私は、内閣による一定の儀式というものは必要だと思う。だからこそ、これまで内閣葬というものが行われてきたと考えています。

そういった意味では、今回、今ほど質問の中で触れましたが、やはり特別扱いをするということについては大きく見解が分かれていると思えます。総理の方は安倍元総理はそれに値するというのが、しかし、これまでも様々な元総理がおられて、様々な業績がある中で、我々からすれば特別扱いに見えるし、多くの国民もなぜ今回だけ国葬なのかという疑問を抱いている。私はそれをお伺いしましたが、やはりそこは、なかなか平行線、総理から納得いく答えは得られなかったと思っております。

改めてですが、国会や司法も関与させずに、前例を変えて、内閣の独断で国葬を決めた、これは戦後初だということ。そして、三権分立や民主主義、立憲主義を旨とする我々立憲民主党からしても、こうした強引な決定や、あるいは選挙基準がない状態を放置して、安倍元総理の負の部分を経費などを隠して、元総理を特別扱いしている、こんな国葬には我々は賛成できません。反対をします。

二か月たつてようやく国会の声を聞く場を設け

ましたが、これで、今日この場で、これ以降、総理が何も変えないというなら、この質疑の意味はありません。是非、独断の国葬や分断の国葬ではなくて、改めてですが、内閣葬とする。そして、私は、こうした論争を毎回起こすような話じゃなく、今後は元総理は内閣葬とする、こういうシナブルで一定の基準をやはり作るべきだと思えますよ。

改めてですが、総理には、是非、内閣法制局との再検討、そして統一教会に対する自民党の調査、また経費の更なる公表、これを行って見せていただきたいと思えます。その姿勢によって私も判断をしてみたいです。恐らく国民も判断をしていくでしょう。

質問を終わります。

○山口委員長 次は、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。

岸田総理、松野官房長官、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

そもそも、私も維新の会は国葬に賛成の立場でありましたが、この議運委員会の場で総理に是非御出席をいただいて御説明をいただきたい、その旨を、七月二十六日、衆議院議院運営委員会の理事会で私の方から御提案させていただきました。

それから一か月以上がたちますが、なぜ議運委員会でも早期に御説明をいただきたいと御提案させていただいたかという、国葬に対しての国民の理解を深め、疑念を払拭するためにも、是非、安倍元総理や御遺族のことを考えれば、一日でも早く総理自ら御説明されることが必要ではないか、そう思ったから御提案をさせていただいたところがあります。

与党との調整も、山口委員長や与党の皆様方も御理解いただいて話を進めてまいりましたが、予算を含む概要を十分に説明できないまま今日に至ってしまいましたが、国葬の予算の議論も大切であります。私自身は、先ほど申し上げたよう

に、まず、反対されている国民の皆さんが納得できるように、総理が国葬に対する思いや意義を御説明する、そういう機会をつくるのが大事だということ、議運の委員会で一日でも早く御説明をいただくことがいいのではないかなという御提案をさせていただきまして、まず冒頭に申し上げたいと思えます。

そこで、お聞きしたいと思います。

政府が実施を決めた当初から丁寧な説明を求めてまいりました。今回、岸田総理が直接説明をされることは一定の評価をしておりますが、この間、国民の半数が反対する状況になり、遅きに失したと指摘せざるを得ません。なぜここまで遅れたのか、また、今の世論の現状について、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○岸田内閣総理大臣 まず、委員御指摘のように、開催につきまして国民の皆様から様々な御意見、御批判をいただいている、これはしっかりと受け止めなければならぬと思えます。

しかし、その中身をいろいろとお伺いいたしますと、理由は様々であります。そして、その中で共通する思いとして、説明が不十分であるという部分があるんだと認識をしております。

こうした御指摘については謙虚に受け止めなければならぬと思えますし、だからこそ、先ほど申し上げたように、政府として、安倍元総理の国葬儀について、その理由ですとか、あるいは法的根拠ですとか、そして予算、執り行い方、こうしたことを丁寧に説明すること併せて、引き続き、政府の考え方を全体としてしっかりと説明していく、こうした努力は重要だと思えます。

是非、こうした指摘もしっかりと受け止めながら、政府として判断をするということは大変重要だと思えますが、それと併せて、国民の皆さんの理解が重要だという点をしっかりと念頭に置きながら、説明責任、これはしっかりと果たし続けていかなければならない、このように思っています。

○遠藤(敬)委員 山口委員長や与党の皆さんとも相談をしてみたいけれども、私は何が言い

たいかという、予算を積み上げるのは、松野官房長官も会見でお話されているように、よくよく分かります。それよりも、まず第一段階として、総理が、なぜ国葬が必要なのか、安倍総理への思いを語られる、そういう場が必要ではないかということ早期の実現を私は求めたつもりであります。是非そこは、ただ単にお金の問題とかそういうことよりも、大義がどうなんだということが大事ではないかという思いで議運の理事会でも再三お願いしてきたことですので、皆さんは御理解いただいていますけれども、なかなか次、国葬の費用についてであります。

様々な批判や懸念がありますが、国費で実施することには、政府にとっても国民にとっても意義のある国葬にする必要があります。海外の首脳級が来日されることで国葬費がかさむことは理解できますが、外交の機会でもありますけれども、どのように総理は役立てるか、今の認識で結構ですのでお答えいただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 まず、今般の国葬儀を実施する中で、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を内外に示していかなければならないと思えます。

そして、あわせて、委員御指摘の外交という部分であります。外交においては、強固な日米同盟を構築するとともに、各国、地域と良好な関係を築かれた安倍元総理の逝去に対して、二百六十を超える国、地域から千七百件以上の弔意メッセージが寄せられている。そして、その多くは、日本国民全体に対する哀悼の意を表する、そういった趣旨となっております。こうした国際社会から寄せられた数多くの敬意や弔意に対し、日本国として礼節を持って丁寧に応えることが重要であると思えます。

また、国葬儀の機会に訪日される数多くの海外要人と可能な限り会談等を実施し、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け

継ぎ、発展させる、こうした意思を示していくことも重要であると考えております。

○遠藤(敬)委員 それと、もう一点大事なところで申し上げますと、テロに屈しないと総理も度々おっしゃっておりますが、テロに屈しないと国内外に示す国葬の意義というものについて、覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

○岸田内閣総理大臣 先ほども申し上げましたが、安倍総理は、百三十三年の憲政の歴史の中で最長の期間、内閣総理大臣の重責を担った。そして、各分野で大きな功績を上げた。また、国内外から様々な弔意や敬意が示されている。こうしたことと併せて、委員御指摘の、暴力に屈しない。民主主義の根幹である選挙の最中に総理が凶弾に倒れるという事件が発生してしまつた。こうしたことに対して我が国の民主主義は決して屈することはないということで、選挙の最中でありましたが、最後まで民主主義の根幹たる選挙をしっかりと行い、そして完結させたわけでありまして、こうした国葬儀の際に国際社会に対してそういった思いをしっかりと示していくことも重要な点ではないかと認識をいたします。

○遠藤(敬)委員 本日にそのとおりだと思えますので、これは、テロに屈しない我が国の力強さを明確にすべきだと私も思っております。せつ々しくなので、松野官房長官に一点お伺いします。

先ほど来からお話がありますように、首脳級が五十人程度来られるとの当初の予定でありますけれども、現状、多いのか少ないのか、今の認識はどういう感じなんでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをいたします。どの程度の要人が参列されるのかということに關しまして、あらかじめ想定をしているものではなく、当初の想定より多い少ないということについてお答えすることは困難かと思えます。

その上で、今回は、経費の概算を試算するため、各国からの回答状況を踏まえ、五十程度の特に接遇を要する首脳級の要人が参列するという仮

定を行ったものであります。

いずれにせよ、ハリス米国副大統領を始め多くの海外からの要人が参列されるということは、安倍元総理の外交上の実績に対する海外からの高い評価の表れだと考えております。

○遠藤(敬)委員 ありがとうございます。

総理、今の状況でありますけれども、安倍元総理御本人もそうでありまして、御遺族も本当に今の状況を悲しんでいるのではないかなというふうな推察をいたします。現時点では、実施に向けて一つ一つ丁寧に御説明をされて、国葬に対する支持を増やす努力が必要不可欠である、我々は野党でありますけれども、そう考えております。

そこで、国葬で一番忘れてならないのは、安倍元総理御本人や遺族の方々のお気持ちに配慮するということが今抜け落ちてきているのではないかなという危惧をしております。そして、今までの功績や御尽力に対する敬意を表することが今回の国葬の最大の意義であるとも考えておりますが、この点について、安倍元総理、また御家族、身内の方、支援者の方、そこにまで影響を及ぼしている。一点、安倍政権の表裏ということが泉さんからありましたけれども、私は敬意を表してやみませんが、そういった意味で、結果的に国葬をしてよかつたなと思われることが我々の責任でもありますし、総理がリーダーシップを取っていただく一番のポイントではないかと思っております。

この点について、一番悔やんでおられる御親族、また安倍元総理のお気持ちを考えれば、今の国民の状況、意識をどう考えるか、お答えいただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 今回の国葬儀は、故安倍元総理に対し敬意と弔意を表すとともに、海外から寄せられている幅広い弔意に応え、また、一般の方々に追悼の場を提供するなど、故安倍元総理を追悼したい思いをお持ちの方々のために執り行うものであると考えております。

そして、その際に、委員御指摘のように、安倍元総理の国葬儀の検討に当たっては、御遺族の気

持ちも勘案しながら進めていかなければならぬ、これも同感であります。安倍元総理の御功績や御尽力に対する敬意を表す、そして、それとともに敬肅かつ心のこもったものとなるよう、引き続き万全の準備を進めていきたいと考えております。

○遠藤(敬)委員 最後にありますけれども、今回の国葬の問題点は、やはり、先ほど来ありますように、国葬の基準がないままに内閣が閣議決定を実施を決めたことにあると言わざるを得ないんですけれども、私自身は、国葬を執り行うと決めた閣議決定を否定するものではありません。つきましては、説明を尽くされ、国民の理解をいただくという順序や対応の不足がこのような今の現状になっている、これは国会議員のみならず国民の意識だとも思うんですが、その後の歴史に委ねられる部分も多いと思うんですが、難しいこととはもう理解しておりますけれども、しかし、今後、国民の理解をいただくために、一定の基準を設ける必要があるのではないかと。

今後、実施後の検証を踏まえて、一定のルール作りを、総理も、また内閣も、政府もお考えになられた方がいいのではないかと思います。最後に総理にお答えをいただきたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 国葬儀について具体的な基準を設けるという御指摘があるということは十分承知しております。ただ、具体的に基準を定めるということになりますと、先ほども少し説明をさせていただきましたが、国際情勢や国内情勢を始め様々な状況の変化によって、同じことをやっても評価は変わるといえるのが現実でもあります。よって、葬儀の在り方については、これまで、その時々で内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、そしてその都度ふさわしい形を判断してきた、こうしたことであつたと振り返っております。

今後、内閣総理大臣経験者が逝去された際には、その時々で内閣においてその都度ふさわしい形が何なのかを判断する、こうしたことになることを

考えております。

ただし、国葬儀の実施について、委員からも様々な御指摘をいただきました。今回の国葬儀の実施後に行う検証の結果、先ほどの予算の数字等も確たるものをしっかりと報告しなければいけませんし、そうした検証の結果、今後の国葬儀の在り方についてその検討の結果を役立てていく、こうした姿勢は重要であると認識をいたします。

○遠藤(敬)委員 終わりますけれども、こういう悲惨なことでこういう議論になった、国民が二分するようになった、決していい状況ではないと思うんです。是非、総理のリーダーシップを取っていただいて、説明を尽くしていただいて、国葬儀が滞りなく終えることを、私ども協力していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○山口委員長 次に、濱地雅一君。

○濱地委員 公明党の濱地雅一でございます。よろしくお願ひ申し上げます。今日は、国葬儀に関する総理への質問でございます。国の儀式として行う以上は、当然、多くの国民の皆様方に理解を得る必要があるというふうに思っております。

その点におきましては、七月二十二日に国葬儀の閣議決定をされて、八月三十一日に記者会見もされましたが、やはりこういった国会での説明という場が少し遅くなってしまったのではないかと、このことは、私も一点指摘をさせていただきます。ただ、今日は、総理自らの言葉で様々なことが国民の皆様方に理解されたのではないかと思っております。特に国葬儀の法的根拠、これは恐らく、国民の皆様がきちっと説明を聞かれるのは初めてではないかと思っております。

内閣府設置法の四条の三項、国の儀式、当然、この国葬儀も儀式でございます。また、吉田茂元総理大臣の国葬儀につきましても、内閣府設置法の前身であります総理府設置法を根拠に国の儀式

として行われたというふうな承知をしておりますので、これはやはり、立法にも司法にも属さない事実行為である国葬儀を内閣が決定することは私は非常に妥当であろう、そこをしっかりと示されたことは意義があると思っております。

ただ、これは内閣が国葬儀を決定できるという根拠になるだけでございます。安倍元総理の死に伴いまして国葬儀をすべきかどうか、ここについてはまた別の論点になるわけでございまして。

今日、私、聞いております、一つ、国葬儀にすべき大きな理由として、各国首脳が、安倍元総理及びその御家族に対する弔意だけではなく、我々日本国民、日本国全体に対する弔意を示されている。であるならば、日本国全体の行事としての国葬儀を行うことが外交上の礼節にもかとうということがございました。

そこで、今日は、国民の皆様方に分かりやすくという意味で、具体的に外国から我々日本国民また日本国民にどのような弔意が寄せられていて、だから国葬儀にするんだということを、改めて総理の方から国民の皆様方に御説明いただいた方が理解が深まるのではないかと思っております。どうぞ御答弁をいただきたいと思ひます。

○岸田内閣総理大臣 まず、今回の安倍元総理の逝去に際し、海外からは、バイデン米大統領やエリザベス女王陛下など、各国王族、国家元首、首脳レベルを含め約二百六十の国、地域そして機関から千七百件以上の弔意メッセージが寄せられ、メッセー、ジの内容は、安倍元総理の在任中の功績を評価し、安倍元総理、御遺族そして日本国民全体への哀悼を示すものとなっております。

そして、この哀悼のメッセージ以外にも、米、豪州、フィリピン、インドなど多くの国で、議会の追悼決議というものが行われております。また、ブラジル、インドを始め多くの国々では、政府として服喪の実施、喪に服するということを実施する。また、オーストラリアの例ですが、ランドマーク、公共施設を赤と白でライトアップするなど、そうした形で国を挙げて弔意を示す、こう

したことも行われました。  
これら国際社会から寄せられた数多くの敬意や弔意に対し、日本国として礼節を持って丁寧にお応えするためにも、国の儀式である国葬儀を執り行い、海外の要人をお迎えすることが適切である。適当であると判断をした、こうしたことであります。

○濱地委員 丁寧に総理の口から国民の皆様方に御説明いただいたと思っております。

私の手元にも様々な弔意がございますけれども、例えばマクロン・フランス大統領、安倍晋三元総理の訃報に接し、日本政府並びに日本国民に哀悼の意を表するであとか、必ず、我々日本国に対する弔意が寄せられてきております。

また、先ほど総理からも御説明がありましたとおり、国の一つのイベント、イベントというのはちよつと言ひ方は失礼ですけれども、様々な取組をしていただいているということでございますので、私は、やはり国葬として、日本国全体として今回の弔問に訪れていただく外国要人をお迎えすべきことは理にかなっている、また、これは日本の国葬儀にかなうというふうに通うところでございます。

だからこそ、今回の国葬儀に様々な首脳が来られたときに、逆に、万全の警備をしていただきたいと思っております。三日間、前後を通して一日に二十件以上の首脳会談もされるのではないかと、このように聞き及んでおりますけれども、万全の国葬儀に関して警備が怠るようなことがあったら、かえって日本の国益を損ねます。

また、来年、総理の地元でもG7サミットが行われるわけでございますし、もう一度、治安がいろいろと行われていた日本が、失いつつある治安、警備体制の万全さというものを今回の国葬儀で世界に示すことが私は大事であると思っております。費用の点でも批判もござりますが、批判をかわすために警備が手薄になることがあっては絶対いけないというふうに通っておりますので、この弔問外交についての総理の御決意を最後にお聞き

したいと思ひます。

○岸田内閣総理大臣 まず、改めて、安倍元総理が銃撃を受け、亡くなられたという重大な結果について大変重く受け止めております。

事件を受け、警察庁において行われた検証の結果を踏まえて、新たな警護要則が制定され、警護体制の抜本的な強化が図られたと承知をしておりますが、警察において、二度と今回のような事件が起こらぬよう、見直し策を徹底し、警護に万全を期してもらいたいと思ひます。

今後、今月の安倍元総理の国葬儀はもとより、来年のG7サミットなど重要な行事が続きます。今回の検証の結果も踏まえ、広く国民の理解と協力を得つつ、警護体制を強化し、これらの行事を安全かつ円滑に執り行つてまいりたいと考えております。

○濱地委員 ありがとうございます。  
しつかりと、国葬儀を挟んで数日間、万全を期していただきたいと思ひます。

これは、民主主義の世界で反対される方は当然いらつしやるわけでございますが、この国葬儀をやはり万全に成功させ、そして、ハリス副大統領も来られますが、様々な外交成果を上げる、その結果で最後は国民の皆様方の理解もまた支持も深まると思っておりますので、是非、総理におかれましては万全に臨んでいただきたいと最後にお願ひしして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○山口委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。七月八日、選挙期間終盤に凶弾に倒れた安倍晋三元総理のみたまに哀悼の意を表し、長年にわたる国家発展のためその人生をささげた政治家からのご敬意を表しつつ、質疑をさせていただきます。

まず、総理、本日、これまでの質疑の中で、総理はこのような趣旨のことをおっしゃいました。国葬を行うことは内閣府設置法で規定された行政権の範囲である、内閣府設置法と閣議決定を根拠

として今回国葬を行うというようなことをおっしゃいました。  
その言葉のとおり理解ということによろしいか、再度確認させていただきます。

○岸田内閣総理大臣 委員御指摘のとおりだと思います。

先ほど申上げしておりますのは、安倍元総理の国葬儀については内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしてしているということ、また、国の儀式を行うことは立法権にも司法権にも属さず行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは内閣府設置法第四項で明らかになっているということ、そして、内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方については、これまでもその時々内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたというところ、そして、今後、内閣総理大臣経験者が逝去された際には、その時々内閣においてその都度ふさわしい形が判断されるものであるということ、こうした説明をさせていただいていると認識をしております。

○浅野委員 その内閣府設置法の解釈、理解といたいのをもう少し踏み込んで議論させていただきたいんですけれども、今、総理は、国の儀式を行うことは内閣府設置法の第四項で規定されているというように答弁をされました。

ただ、これはよく読んでみますと、内閣府設置法第四項第三項、内閣府は、前条第二項の任務を達成するために、次に掲げる事務をつかさどると書いてあります、次に掲げる項目の三十三番目に、国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関するということが記載されています。

これが総理がおっしゃっている法的根拠の条文の部分なんですけれども、この条文には、ほかにも例えば内閣府が世論調査を行ったりとか国民の祝日に関することを決めたりとかということも明記されているんですね。こういった内閣府の判断で行えるものについては、例えば、世論調査

に関することというような記載がされています。ただ、この条文をもう一度繰り返しますと、国の儀式に関する事務に関することというような記載があります。

私が言いたいのは、やるかやらないかという判断は別のところで判断をされて、もしやるとなった場合にはその事務を内閣府がつかさどる、こういう法のためにつけられているのではないかと、このように理解をしております。つまり、内閣府の独断で国葬儀という国の儀式をやるかやらないかを決定することはできないのではないかと、この疑念が今あるわけです。

これについて、総理の答弁をいただければというふうに通ひます。

○岸田内閣総理大臣 まず、国の儀式として国葬儀を行うということが立法権に属するものなのか、司法権に属するものなのか、あるいは行政権に基づくものなのか。これを考えた場合に、私は、行政権に基づくものであり、その一つの根拠が内閣府設置法第四項等に明記されていることである、こういった説明をさせていただき、そして、行政権に含まれるものであるとしたら閣議決定を根拠に行うことが求められるというところで、閣議決定を行い、決定をした、これが法的な考え方の整理であると認識をしております。

よって、こうした判断に基づいて、内閣法制局ともしつかりと確認の上で、政府として判断ができるという判断の下に今回の決定を行った、こうしたことでもあります。

○浅野委員 繰り返すに繰り返すけれども、その内閣府がつかさどる事務の範囲内に、行政権の範囲内に、国の儀式をそもそも行うのかどうかという判断をする、起草する権利が委ねられているのか。ここについては、やはり今の議論ですと、国会、立法府と行政府の間で本当に全員がその認識を一つにしているのかという、私はまだそういう状態ではないというふうに通ひます。

ただ、もう九月二十七日、時間が迫っております。そこで、是非総理に御提案したいのは、ま

ず、行政府と立法府がこういつた国の儀式を行う際に認識を一つにするために、今後は、閣議決定をする前に、立法府、国会に、その儀式を行うべきかどうか意見を聞く場を設けるべきではないかというのが一つです。

二つ目は、ただ、目の前、九月二十七日の国葬儀、時間が迫っております。ただ、今日の議論でもあり、各党、まだ反対を言っている政党もございませぬ。是非とも各党の党首と会談を行っていただいて、総理のその思いを、今日の議院運営委員会の場合だけではなく、各党に直接伝えて、理解を得、協力を得る努力を続けていただきたいと思います。

こちらについて、総理の見解を伺いたいと思っております。

○岸田内閣総理大臣 まず、国葬儀を行うに当たりまして、政府として、しっかりと法的根拠をしっかりと示した上で、総合的な観点から適切に判断をする、こうした判断を行うということがまず大事だと思っております。それと併せて、国民の皆さんからできるだけ多くの理解を得て、そして協力を得て進めていく、こういった姿勢も極めて重要である。判断と説明責任、この二つをしっかりと行うことが国葬儀を進める上で重要であると私も認識をしております。

そして、国民の皆さんに広く理解をいただくという観点からどうあるべきなのか、どうあるべきだったのか、こういふことについては、謙虚に様々な指摘を受け止めて、そして、何よりもこれは説明が大事なわけですから、引き続き説明努力を続けていきたいと思っております。

そして、各党の理解を得るべきではないか、こうした御指摘がありました。だからこそ、今日も議院運営委員会という場をおかりして、各党の皆さんを始め国民の皆さんにしっかりと説明をさせていただいているということでもあります。

今後とも、会見であったり、ぶら下がりであったり、あるいは関係大臣の発言であったり、様々な形で、より多くの国民の皆さんに御理解をいた

だけるよう努力をしていきたいと考えております。

○浅野委員 時間も限られておりますので、最後、質問させていただきたいと思っております。これは官房長官になるかもしれませぬ。

国葬儀の準備期間や当日、多くの海外要人が日本を訪れる予定になっておりまして、当然ながら、厳戒な警戒態勢がしかれることになり、その期間中、高速道路の利用制限、あるいは、当日予定されているスポーツやコンサートなどのイベントその他催事に関しては予定どおり開催してよいという理解でよいのか、何らかの制約、制限がかかるのか、あるいは政府からの要請がされるのか、この辺りについて御答弁いただきたいと思っております。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。国葬儀当日に、外国要人の宿泊場所から日本武道館等への移動に伴い、首都高や一般道において必要な交通規制が行われる見込みであり、このほか、外国の要人の来日、離日の際に、空港から宿泊場所等への移動に伴い、必要な交通規制が行われる可能性がございます。

他方、国葬儀の実施に当たり、国民の方々に向けて何かを自粛するようお願いすることは考えていません。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。安倍元総理の国葬について、総理にお尋ねいたします。

我が党は、安倍元総理の国葬に反対でありま

す。岸田総理は、安倍元総理に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式として国葬を行うとしております。これは、安倍元総理の政治の礼賛になります。

そもそも、国葬は、現行憲法の精神と相入れません。法の下の平等に反し、思想及び良心の自由を侵害し、弔意の強制につながります。国葬は中止すべきであります。

同時に、国民の皆さんが疑問に思っているのは、統一協会と深い関わりがあった安倍元総理を国葬にすることでありませぬ。

総理にお尋ねします。

岸田総理は、統一協会との関係を絶つと言っているのに、その統一協会と深い関わりを持つてきた安倍氏に対して国全体として敬意と弔意を表す国葬を行うというのは矛盾しているのではありませぬか。

○岸田内閣総理大臣 まず冒頭申し上げるのは、先ほども少し申し上げましたが、今日は内閣総理大臣として発言をさせていただいております。ですから、自民党総裁としての発言は控えなければなりません。

○岸田内閣総理大臣 まず冒頭申し上げるのは、先ほども少し申し上げましたが、今日は内閣総理大臣として発言をさせていただいております。ですから、自民党総裁としての発言は控えなければなりません。

状況に鑑みて、御指摘の点についてもお答えをさせていただきます。

そして、その上で、今委員の方から御質問がありました。

政治家は社会的に問題が指摘されている団体との関係には慎重であるべきであり、自民党においては、政治に対する信頼を回復するために関係を絶つ必要がある、こうしたことを申し上げております。そして、安倍元総理の当該団体との関係と

いうことについては、先ほど申し上げておりますように、御本人が亡くなられた今、これを十分に把握することは難しいと考えております。

そして、葬儀、国葬儀について考える際には、先ほど申し上げました、在任期間、功績、国際的な評価、そして亡くなられた経緯、こうしたものを総合的に勘案して政府として判断するということであると思っております。その都度、政府として、内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方について適切に判断していく、これがこれまでのありようでありましたし、今回もそうした考えに基づいて判断した次第であります。

○塩川委員 お答えになっておりませぬ。

統一協会と深い関わりを持つてきた安倍元総理を国葬とすることは、関係を断ち切るべき団体である統一協会の活動を是認することになりはしませんか。

○岸田内閣総理大臣 今、国葬儀について御議論をいただいております。

国葬儀として葬儀を行うに当たっては、まずは、安倍総理の、百三十三年間の憲政史上最長の在任期間、また民主主義の基盤である選挙において非業の死を遂げた、こうしたことは前例のないことであると認識をしておりますし、その上で、様々な功績を内外が評価している、特に海外の評価にしっかりと応えていかなければならない、日本国民全体に対する弔意に日本国としてどう応えるか、これを考えた際に、国葬儀を行うべきであるという判断に至ったという説明をさせていただいております。

国葬儀については、今申し上げたこの整理で、しっかりと考え方を国民の皆さんに説明させていただきます。

○塩川委員 お答えになっておりませぬ。総理が関係を絶つべき統一協会と言っていた、その統一協会と安倍氏の関係について曖昧なまま国葬ということにはならないというのが国民の声でもあります。安倍氏と統一協会との関係について調査に限界がある、こういう点を曖昧にしたまま国葬でいいのかということが問われているという

ことを申し上げます。

その点で、この安倍氏と統一協会との関係について、具体的にお尋ねいたします。

一つは、安倍氏が国政選挙において統一協会の組織票を差配していたという問題であります。自民党の宮島喜文前参議院議員は、二〇一六年の参議院選挙で、統一協会の関連団体の世界平和連合の支援を受けて当選しました。今年の参院選に向けて、宮島氏は、伊達忠一元参議院議長から安倍氏と面会するよう指示されたと言います。宮島氏は、前回と同様に教団の応援票を回してほしいと要望したが、安倍氏から前回のようない

難しいと言われ、立候補を断念したという話です。一方、さきの参議院選挙では、元安倍総理秘書官だった井上義行候補が統一協会の支援を受けて当選をしています。

国政選挙における安倍氏と統一協会の関係については、どうお考えですか。

○山口委員長 直接議題と関係ないことには、総理、答えなくて結構でございます。

○岸田内閣総理大臣 まず、自民党においては、御指摘の点も含めて、所属国会議員に対して、今日までのありようについてしっかりと点検を行い、その点検の結果をしっかりと党に報告するという取組を進めさせていただいております。過去どのようなことがあったかについては、それぞれの議員が国民に対してしっかりと説明することが重要であるということを考え、その点検の結果を党に報告するということを求めているところであります。

そして、過去についてはそれぞれしっかりと説明をした上で、未来に向けて、社会的に問題が指摘されている団体とは関係を持たない、関係を絶つ、これが党の基本方針であります。そして、それを担保するためのチェック体制を強化する、これを検討しているところであります。

是非、こうした取組を徹底することによって、自民党のありようについて国民の皆さんに説明を続けていきたいと考えております。

○塩川委員 統一協会の反社会的な行為、政治家が統一協会と関わることでこのような反社会的な行為にお墨つきを与え、被害を拡大し、被害救済を妨げるものとなってきた。この点でも徹底した説明が必要だということであり、安倍氏と選挙との関係についても、この点についてははっきりさせる必要がある。

宮島氏や伊達氏など、所属国会議員以外の方にしても、こういった実態の解明のために聞き取り調査をされることは考えませんか。

○山口委員長 議題と直接関係ない質問であります。ほかの調査のお話を今、塩川委員なさった

で……(塩川委員「いえ、安倍氏の評価の問題です」と呼ぶ)

質問を続けてください。

○塩川委員 国葬をされる方がどういう活動を行ってきたのか。国民に、この行事として敬意を求める国葬、その該当する方がどういう政治活動を行ってきたのか。このことがまさに問われるわけ、そのことについて、今まさに関係を絶つべきと言っている統一協会との関わりについて明らかにするというのは、国葬問題のまさに中心の議論じゃないでしょうか。お答えできないというのは絶対納得できない。

こういった選挙応援の問題についてもしっかりと明らかにすることが必要です。また、もう一つ申し上げたいのが、政策への影響の問題であります。

統一協会とその関連団体は、選択的夫婦別姓や同性婚について反対を主張し、国政や地方政治への働きかけを行ってきました。安倍氏は、統一協会の、家庭の価値を強調する点を高く評価しますとも述べておりました。安倍氏と統一協会の親密な関係が、選択的夫婦別姓や同性婚に否定的な自民党や政府の政策に影響を及ぼしたのではありませんか。

○山口委員長 これも直接国葬の儀と関係があるとは思えませんが、いずれにしても、申合せの時間が参りましたので、総理、簡潔に一言だけお願いします。

○岸田内閣総理大臣 まず、政府においても、政策を決定する際には、多くの国民の皆さんの意見を聞き、有識者、専門家とも議論を行い、その結果として政策を判断しています。一部特定の団体によって全体がめられるということはないと思っておりますし、また、自民党においても、国民の声を聞く、また、政府から、様々な関係省庁の説明を受ける、さらには専門家、有識者の意見を聞く、こうした丁寧な議論を積み重ねて政策を決定しております。

一部の団体の意見に振り回されるということはないと信じております。

○塩川委員 安倍氏は、反社会的団体の統一協会の広告塔であり、統一協会の選挙応援の司令塔だった。さらに、選択的夫婦別姓反対や同性婚反対、憲法改正など、統一協会の政策面での影響が問われております。岸田総理は、安倍氏と統一協会との関係について調査も行わず、国葬を行うのか。これでは国民の理解は得られない。

国葬は中止すべきだと申し上げて、質問を終わります。

○山口委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。午後二時三十二分散会

# 参議院議院運営委員会(第二九回閉会後)会議録第一号

令和四年九月八日(木曜日)

午後三時開会

委員の異動

八月八日

岸 真紀子君

八月十二日

石井 浩郎君

八月十五日

羽生田 俊君

九月七日

石井 浩郎君

清水 真人君

自見はなこ君

本田 顕子君

宮口 治子君

補欠選任

宮口 治子君

補欠選任

羽生田 俊君

補欠選任

石井 浩郎君

補欠選任

加藤 明良君

梶原 大介君

永井 学君

藤井 一博君

星 北斗君

松川 るい君

山本 啓介君

青木 愛君

打越さく良君

横沢 高徳君

塩田 博昭君

高橋 光男君

清水 貴之君

委員以外の議員

議員

木村 英子君

尾辻 秀久君

長浜 博行君

議長

副議長

長浜 博行君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣官房長官

松野 博一君

事務局長

岡村 隆司君

事務次長

小林 史武君

委員部長

金子 真実君

江島 潔君

高野光二郎君

舞立 昇治君

出席者は左のとおり。

委員長 福岡 資麿君

理事 江島 潔君

委員 高野光二郎君

舞立 昇治君

野田 国義君

吉川 沙織君

河野 義博君

東 徹君

浜野 喜史君

仁比 聡平君

朝日健太郎君

委員以外の議員

議員

木村 英子君

尾辻 秀久君

長浜 博行君

議長

副議長

長浜 博行君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣官房長官

松野 博一君

事務局長

岡村 隆司君

事務次長

小林 史武君

委員部長

金子 真実君

本日の会議に付した案件

○故安倍晋三国葬儀に関する件

○委員長(福岡資麿君) たいだいまから議院運営委員会を開会いたします。

故安倍晋三国葬儀に関する件を議題といたしま

まず、政府から報告を聴取いたします。岸田内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 七月八日、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、安倍元総理が卑劣な暴力により命を落とす事件がありました。安倍元総理に対し、衷心より哀悼の誠をささげます。

安倍元総理については、民主主義の根幹たる国政選挙において六回にわたり国民の信任を得ながら、国政史上最長の八年八月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした戦略的外交の展開を主導し、平和秩序に貢献するなど、大きな実績を様々な分野で残したこと、諸外国における、議会の追悼決議、服喪の実施、公共施設のライトアップを始め、各国で様々な形で、国全体を巻き込んだる敬意と弔意が表明されていること、民主主義の根幹たる選挙運動中での非業の死であること等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断をし、七月二十二日、故安倍晋三国葬儀の執行を閣議決定いたしました。葬儀の詳細については官房長官から説明をさせていただきます。

国として葬儀を執り行うことで、安倍元総理を追悼するとともに、我が国は、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示してまいります。あわせて、各国からの敬意と弔意に対し、日本国として礼節を持ってお応えするとともに、国葬儀の機会に来日される各国要人と集中的に会談を行い、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け継ぎ発展させるという意思を内外に示してまいります。

冒頭発言は以上ですが、本日の御質問にお答えする中で、更に具体的に丁寧な説明に努めてまいります。

○委員長(福岡資麿君) 次に、松野内閣官房長官。

○国務大臣(松野博一君) 本日は、故安倍晋三国葬儀の執行について御報告をいたします。

安倍元総理の国葬儀については、七月二十二日の閣議決定に基づいて故安倍晋三国葬儀を執り行うこととし、九月二十七日午後二時より、日本武道館において、内閣府設置法上の国の儀式として実施します。

国葬儀の参列者については、三権の長、国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表等、最大で六千人程度を見込んでいます。

国葬儀の流れとしては、黙禱、追悼の辞、献花等を予定しています。また、国葬儀当日は、会場周辺への参列者以外の立ち入りを制限しますが、日本武道館外に設ける献花台において一般献花を実施します。加えて、自衛隊による儀仗等の実施を検討しています。

なお、一般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないよう、吉田元総理の国葬儀の際に実施した、弔意表明を行う閣議了解や、地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力方の要望は行わないこととしました。

国葬儀の実施に必要な経費については、八月二十六日に令和四年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであり、予備費の使用額は、約二億四千九百万円としています。

国葬儀に併せて必要になるその他の経費は、過去の葬儀と同様に、既に成立している今年度予算の中で対応することとしています。

このうち、警備や海外要人の接遇に要する経費

等は、警護・接遇を要する要人の数等が不確定であるため、確たることを申し上げることは困難であり、また、これまで、国が関与した葬儀に関して、既定経費で支出する警備・接遇に要する経費を切り出してお示しをしたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定の下で経費の見込額を見積もると、警備に要する経費は八億円程度に、接遇に要する経費は六億円程度になるものと見込まれます。

○一億円程度と見込まれます。  
他に、自衛隊の儀仗隊等の車両借り上げ費等がいずれにせよ、最終的に要した経費は、国葬儀実施後に精査した上で、できる限り速やかにお示しをしたいと考えています。

その他式典の詳細については現在検討しているところですが、厳粛かつ心こもった国葬儀となるよう準備を進めてまいりますので、各党の皆様におかれましても、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○委員長(福岡資麿君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○舞立昇治君 自由民主党の舞立昇治でございます。よろしくお願いたします。

冒頭、民主主義の根幹たる選挙戦のさなか、突然の蛮行により命を奪われた安倍元総理に対し、改めて心から哀悼の誠をささげるとともに、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

私は、平成二十五年の参議院選挙で初当選する前、現総務省、旧自治省で勤務しておりましたが、平成十七年に縁あって山口県下関市に出向させていただきました。そのときお仕えした市長が隣にいらつしやる江島肇頭理事で、国との関係は地元の代議士である安倍元総理に大変お世話になりました。とても明るく優しく温かくユーモアあふれるお方で、私のような者にも気軽に接していただき、多分、安倍元総理の人柄に直接触れ

れば、直接お話しすれば、どなたも好きになると思いますが、私も漏れなくファンになっておりました。

以来、あつという間に十七年たちましたが、まさか、本年二月二十四日のロシアによるウクライナ侵略に続き、七月八日、安倍元総理が参議院選挙中に暗殺される事件が起きるとは今でも信じられませんし、いまだに大きな喪失感に駆られているのは私だけではないと思います。

こうした状況に一つの区切りを付け、安倍元総理の在りし日をしるすので追悼し、その遺志を継ぎ明るい未来へ再出発すべく気を取り直す機会とするのが国葬儀だと思えます。

岸田総理は、国葬儀を行う理由として、一、歴代最長の総理在任期間、二、内政、外交両面での歴史に残る様々な実績、三、国内、海外からの高い評価と幅広い弔意、四、選挙運動中の非業の死であり、暴力には屈しない国の毅然たる姿勢を内外に示すこと、四点挙げられましたが、私としてもまずは総理の御判断を強く支持したいと思えます。

その上で、これまで様々な論点が指摘されてい

ますが、順に触れたいと思えます。

まず、国葬儀の法的根拠が不明確という点について、確かに、これは国民の皆さんにとって、国葬儀をやつていいとか駄目だとか、現行法の規定は存在しないので分かりにくいと思えますが、過去の内閣葬も同じですが、現行法令上、特に禁止法令もない中、国の儀式を行うことは一般的に行

儀式の範囲に含まれており、内閣府設置法に国の儀式に関する事務が明記されていることから、内閣がやると判断すれば、閣議決定を根拠に実施することが可能になるということで、私も法的には特段問題ないと思えます。

また、国葬儀にする基準が前もつてないことを問題視する声もありますが、確認する限りでは海外でも詳細な基準がある国はむしろ少ないですし、どこまで定性的、定量的な基準とするのか、その線引きは大変難しく、あらかじめ決めよう

するとかえつて政治問題化して混乱するおそれもあるため、国に貢献した方を追悼する本来の趣旨に鑑みれば、これまで同様、その都度、時の内閣が、総理が責任を持って総合的に検討して、ふさわしい形で行うことよいと思えます。

そして、予算については、後手後手、小出し感が指摘され残念なところですが、予備費の約二・五億なり、警備・接遇費等の約十四億円は、過去の実績や今回の内容に鑑みれば決して過大なものではなく、むしろ相当抑制していることをきちんと説明し、できる限り経費節減に努めることが執行していただきたいと思えます。

例えば、予備費の約二・五億は、中曽根元総理のときより約六千万多いとの指摘には、参列者の数が約十倍多く想定されるなどの変化がある中で、かなり効率的、効果的な積算に努めていること、そして、警備・接遇費等の約十四億は、内閣・自民党合同葬でも国が全額持つことになり、かつ既定予算の中で対応する話であり、一定の仮定に基づく額とはいえ、過去の類似実績と比較しても至極妥当なものであることなど、税金の無駄遣いと言われないよう、引き続き国会や国民に対して謙虚かつ丁寧に御説明いただきたいと思えます。

ここまで自問自答が続きましたが、本題の質問に入ります。

安倍元総理は、外交において強固な日米同盟を構築するとともに、歴代最多の八十九回、延べ百九十六か国・地域への訪問を始めとする積極的な首脳外交を展開する中で、諸外国と良好な関係を築き、日本と世界の平和と安定のために貢献され、日本の国際社会でのプレゼンスを飛躍的に高

められました。安倍元総理を失ったことは我が国外交にとって計り知れない損失であり、このことは国民の想像を超えるものだと思いますので、まずは一点目として、これまで海外から寄せられた弔意の具体的な内容を御紹介いただきたいと思

多数の要人の参列が予想されること、これらの方々にしっかりと対応し、更なる外交関係の発展につながることを安倍元総理の御功績に報いることになると思いますが、政府の対応方針について、以上二点、岸田総理からまとめて答弁をお願いいたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回の安倍元総理の逝去に当たっては、海外から、バイデン米国大統領、エリザベス女王陛下など、各国の王族、国家元首、首脳レベルを含め約二百六十の国・地域・機関から千七百以上の弔意メッセージが寄せられました。そして、そのメッセージの内容ですが、安倍元総理の在任中の功績を評価し、安倍元総理、そして御遺族に対してはもちろんですが、多くがこの日本国民全体への弔意を示す、こうした内容となっております。

また、こうした弔意のメッセージ以外にも、議会の追悼決議、これは米国、オーストラリア、フィリピン、インドなどで行われました。また、政府による服喪の実施、これもインドあるいはブラジル、こういった国々で行われました。また、公共施設のライトアップということについても、オーストラリアあるいはイスラエル、こうした国で行われるなど、多くの国々において国全体を巻き込んでの敬意と弔意、これが表明されていま

す。

委員御指摘のように、安倍元総理、積極的な首脳外交を展開されたわけでありますが、今申し上げたような、海外から数多くの敬意と弔意が寄せられています。これに対して国として礼節を持って丁寧に応えることが重要であると考え、国葬儀の実施を判断したということでもあります。

そして、国葬儀当日に向けても、今各国から様々な連絡が入り、今公にできると、できる名前だけ申し上げても、インドのモディ首相、オーストラリアのアルバーニ首相、シンガポールのリー・シェンロン首相、ベトナムのフック国家主席、EUのミシェル欧州理事会議長、カナダのトルドー首相、また米国のハリス副大統領、また蒙

州はハワード元首相、アポット元首相、ターンブル元首相、そろって参列の意向が示されています。

こうした数多くの海外要人と可能な限り会談を実施し、安倍元総理が培われた外交遺産、これをしっかりと受け継いでいく、こういった意思を内外に示すことも重要であり、こうした形で相手国から我が国に示された敬意にしっかりとお応えしてまいりたいと考えております。

以上です。

○舞立昇治君 総理、ありがとうございます。

日本では、国葬儀に賛成、反対という入口論で賛否が大きく分かれる状況でございますが、先ほど御説明いただいたように、ブラジルやインドなどでは安倍元総理の追悼のために国を挙げて喪に服していただいた例もあるということを是非、国民の皆様には、多くの国民の皆様を知っていただきたいと思っております。

国葬儀やってよかったよね、やってよかったねと多くの国民から言われるように、政府においては、引き続きしっかりと丁寧に説明を尽くしながら最大限の努力をしていただきたいということをお願い申し上げます。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、安倍晋三元内閣総理大臣に対して深く哀悼の意を表します。

故安倍元総理の国葬儀に関し、岸田総理がこれを初めて明らかになさったのが七月十四日の総理記者会見においてでございます。安倍元総理の逝去から数日後のこと、岸田総理は、七月十四日の記者会見の時点で国会や国民に対して説明する必要があるとお考えだったかどうかをお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国葬儀の実施については、政府として、どういう理由でどういった法的根拠でこれを判断したのか等、こうした判断のありようについて丁寧に説明することが重要だ

と思っております。そして、あわせて、そうした判断について説明すると同時に、できるだけ多くの国民の皆さんの理解を得るよう説明責任をしっかりと果たしていかなければいけない。こうした判断と、そして国民の理解を得るための努力、この二つが重要だと認識をしております。

今委員の方から、その表明した時点で十分説明していたのかという御指摘については、要はその時点で十分説明が尽くされたのかということについては、これは政府としても謙虚に受け止めなければいけないと思っております。

その後、七月二十二日に閣議決定するなど、その後の取組の中で説明を続けたわけですが、いずれにせよ、説明の重要性しっかりと認識して、今後とも説明努力を続けていきたいと考えております。

○吉川沙織君 私、今総理にお伺いいたしましたのは、表明をされた時点で国会や国民に対して説明をするおつもりがあったのかどうかということでございます。

なぜ今このようなお伺いをしたかと申しますと、七月十四日の総理会見の議事録拝見いたしました。総理は、記者からの質問に、国会やどこかで説明する必要があるんじゃないですかと問われた際に、総理は、国葬儀に関しては行政権の作用として内閣の判断で行い得るとしか答弁されていません。

翻って、先日、八月三十一日の総理会見においては、説明が不十分との指摘を受け止め、正面から答えること、国会審議の場においてテレビ入りで御自身が答弁すること等を表明されました。この間、国葬儀に対して世論調査がよろしくない結果が続いたからにはほかならないと考えますが、総理が同日の会見で言及した信頼と共感の政治からは少し遠かったのではないかと思います。官房長官

ここで、事実関係を幾つか伺います。官房長官に伺います。七月二十七日を国葬儀とすることを決めたのはいつ、その場はどこになりますでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。七月二十二日の閣議決定によるものであります。

○吉川沙織君 今冒頭でも報告いただいた事実でございますが、七月十四日に総理が記者会見で国葬儀を行うということを表明され、七月二十二日に九月二十七日に国葬儀を行うことをお決めになりました。

つまり、七月十四日から七月二十二日まで約一週間、間があったわけになります。この間、どういった検討をされたんでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) もちろん、国葬儀を実施するに当たり、内閣法制局等とその協議によって、法的根拠ですとか、何よりも国葬儀を行う理由についてしっかりと整理をするなど、様々な検討を行った上でその十四日の最初の表明ということになったわけでありまして、その後も、閣議決定を行う際に様々な手続が必要になりますので、そうした内容について、手続を進める、書式等を用意するなど準備を進めて、二十二日の閣議決定に至ったと振り返っております。

○吉川沙織君 七月十四日総理会見、七月二十二日の日に閣議決定をされた。その間の内閣内部における意思決定のプロセス、検討過程が不明で、これだけ国民の皆さんがいろんな思いをお持ちである中で、この一週間何をやられたかという今の答弁は、手続とか法的根拠とか、プロセス、書式とか、そういったことを検討されていたということとでよろしいんでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回の国葬儀を行うことにつきましては、その根拠は内閣府設置法及び閣議決定であるということをお知らせいたします。

そして、そのまず十四日の段階で、これは政府として、行政府として、しっかりと行える、このことについて、これは法的に整理をしなければならぬ。こういったこと、十四日の段階まで、まずこの国葬儀の実施については、これは立法権にも属さない、司法権にも属さない、行政権に

も、あつ、行政権に属するものであるということを確認し、それが、それだからこそ、内閣府設置法にこの実施主体が明記されているということである、こうした法的な整理を内閣法制局が行ったわけでありまして、そして、行政権であるならば、あつ、行政権に属するものであるならばこれは閣議決定が必要であるということ、七月二十二日の閣議決定の手続を進めた、こうした議論を行ったということでありまして。

○吉川沙織君 仮に七月十四日まである程度内閣の内部でいろんな検討をされて、ただ、七月二十二日に正式に閣議決定をされておられるわけでございます。表明をされて、本当に決めるまでの間、例えば国会に意見を聞くとか、国民の声を吸い上げるとか、そういった努力はできたはずですか。

総理、こういった事実御存じでしょうか。平成三十一年四月三十日御退位された現在の皇陛下の退位に関しましては、内閣を代表する内閣総理大臣から国会で議論してほしいと要請があり、これを踏まえ、衆参両院正副議長が、各会派の意見を聞き、国会として意見の取りまとめを行い、政府に回答したという事実があります。こういったことは御存じでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 御指摘の点について具体的に、済みません、知っていたのかということについては、私も今すぐにその詳細についてそれをつまびらかにすることはできませんが、いずれにせよ、行政権の範囲内であるということと適切な手続を進めたということとあります。

あわせて、説明が不十分であるということについては謙虚に受け止め、引き続き説明努力を続けていきたい、そのように思います。

○吉川沙織君 行政権、立法権、司法権があつて、行政権の判断で行い得るという解釈は、確かに法解釈論的にあり得るのかもしれない。ただ、私が今伺っているのは、手続、プロセス、国民の納得性の問題です。

今回の国葬儀に関しましては、事前に国民の代表機関たる国会の意思を聴取せず、国会の議決を



出して説明をすることこそが私は国会や国民に対して誠実な説明責任だと思いますが、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一) 君 お答えをさせていただきます。

今お話をいただきましたとおり、過去の既定経費による警備費の中において、それを、警備費を切り出してお示しをしたことはございません。しかしながら、今回、総理からも国民の皆様より丁寧な説明をすべしという御指示もいただき、その中において、各国との連絡の調整の中、約百九十団体等が各国から御参加をいただき、そのうち警備が必要な団体が五十団体と仮定した上で、先ほど申し上げましたところの警備費をお話をさせていただきます。

○吉川沙織君 国会に対して誠実に説明をいただくこと、お伺いしていないことを答弁なさるのはちよつと違うと思いますので、是非お聞きしたことに答えていただけるとうれしく存じます。

先月八月二十五日、安倍元総理の事件を受けて、警察庁は、警備の検証、見直しに関する報告書を国家公安委員会に提出しています。この報告書を踏まえれば、今回の警備に要する経費はこれで本当に十分なんですかという見方もできますが、総理、どうですか。

○内閣総理大臣(岸田文雄) 君 まず、こうした安倍元総理が非業の死を遂げられたこと、このことを重く受け止め、我が国のこの警備について一度しっかりと点検をしなければいけないということで、警察庁においても検証を行った、こうしたことでもあります。当然のことながら、これから行われる国葬儀、もちろんであります。来年のG7サミットを始め我が国で行われる大きな行事においてこの警備、警護に万全を期していかなければいけない、こうしたことであると思っております。

そういった点も踏まえ、そして、先ほど官房長官から申し上げたような、今各国から様々な連絡が入ってきている、海外からの要人の数も、一応想

定ができる段階まで来た、そういったことで具体的な数字を挙げさせていただいたということである、警備について万全を期した上での予算であるということ、これは当然のことです。

○吉川沙織君 今、既定予算の中で全部賄うということでしたし、十分に行うというのであれば、既定予算というのは国会の議決を経た予算です。国会に説明してきたことと違いますが、今、その中でということですが、施策の経費を圧迫するだけでなく、本件に関しても、もし仮に質や量が低下してしまうことであるならば、補正予算等で対応し、国会の議決を経て国葬儀を執行しようとする姿勢を示すのが本来内閣のあるべき姿ではないかと思えます。

元総理の葬儀において、戦後一例しかない吉田元総理の国葬の際も、法的根拠について議論になっていきます。法律的にも制度上にも国葬についての規定がないため、国葬儀に踏み切るまでにはあらゆる角度からその是非が検討されたと記録が残っています。

今回、法的根拠がないこと、閣議決定だけで国葬儀を決めたということ、どちらにしても混乱を招いたということも事実だと思います。どの行政組織にどの行政事務を所管させるかを規定する規範を組織規範と呼ぶとすると、国葬儀については内閣府設置法が組織規範に当たるとして、また、組織規範による所掌とされた行政事務を執行する際によりどころとなるものを根拠規範、所掌とされた行政事務の執行を適正ならしめるものを規制規範と呼ぶとすると、国葬儀においては組織規範しかなく、根拠規範も規制規範もありません。

今回これだけ大きな問題となった以上、今後の国葬儀に関する法律上の位置付けというものを考えるおつもりは、総理、ありませんでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄) 君 まず、法的根拠については、内閣としましては、内閣法制局としっかりと協議をした上、確認をさせていただいており、また、先ほど申し上げた、こうした国の儀式、これは立

法府、立法権に属するものでもなければ、司法権に属するものではない、行政権に属するものである、その一つの根拠が御指摘の内閣府設置法四条三項であると認識をしております。

そして、閣議決定に基づいて国葬儀を行う、こういった姿勢は、たしか昭和五十二年の衆議院内閣委員会での政府答弁の中にこういった姿勢を明らかにしている、閣議決定に基づいて行うということも答弁としてお答えさせていただいて、この方針は今でも変わらないということ、行政権の範囲であるならば閣議決定が求められる、それを、決定を行った、これが政府のありようであります。

○吉川沙織君 先ほど、衆議院の議院運営委員会の答弁で総理は、今回の国葬儀は国民の権利を制限するとは言えず、法律は必要でない趣旨の答弁をなさいました。ただ、法律、法的に問題がないこと、政治的、社会的に問題がないことは、私は違うと思います。

実際、八月の臨時会で各議員から出された質問主意書に対する政府答弁は閣議決定のみというトーンで、八月十日の総理記者会見も同じトーンでした。ただ、八月三十一日の総理記者会見では若干そのトーンが変わってきました。今後、考えるぐらには私はなさるべきだと思います。

そこで、これからちよつと具体的なことをお伺いします。

戦後における国葬儀と内閣・自民党合同葬儀の例について、件数だけ、長官、教えてください。

○国務大臣(松野博一) 君 お答えをさせていただきます。

戦後の元内閣総理大臣の葬儀のうち、国葬儀を行ったのは吉田元総理の一件であり、内閣と自由民主党合同葬儀は計八件であります。

○吉川沙織君 国葬儀と内閣・自民党合同葬儀の違いは何でしょうか。

○国務大臣(松野博一) 君 国葬儀は国による葬儀であり、内閣府に関しては内閣による葬儀でござ

います。

○吉川沙織君 昭和四十二年十月二十三日の吉田元総理の葬儀の執行についての閣議決定と昭和五十五年六月二十四日の故大平正芳元総理の葬儀の執行についての閣議決定、日付以外は同じ文言なんです。一か所だけ違うところがあります。何が違うかといいますと、「葬儀のため必要な経費は、国費、合同葬の方は、葬儀のため必要な経費の一部は」と書いてあります。

国葬儀と合同葬の外形上の違いというのは費用負担でしかないと思うんですが、それで認識合いますでしょうか。

○国務大臣(松野博一) 君 国葬儀と内閣葬儀、それぞれどういった形がふさわしいかにつきましては、そのときの内閣によって判断をされるものでございますが、先生から御質問がありました経費に関するものは、合同葬儀に関しては内閣と、今までは自由民主党葬でございますけれども、自民党の折半ということでございます。

○吉川沙織君 これまでいろいろ伺ってまいりましたし、総理も、衆議院でも、そして今でも様々な答弁をされました。国葬儀とした理由は四点中心に多く挙げられていますが、合同葬では不十分だという理由には全くなっていないんです。合同葬では不十分な理由って何かございましてでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄) 君 今回、国葬儀を行うことを判断した理由として、委員御指摘のように、大きく四点申し上げています。

その中で、まず、日本のこの憲政の歴史百三十二年の中で最長であること、そして、様々な功績についても指摘をさせていただきました。そして、今回のこの非業の死についても指摘をさせていただきます。また、併せて、やはり国際的な様々な弔意、敬意のこの表明、これを国としてどう受けるのか、これが大きなポイントになると思えます。

多くの弔意が国民、日本国民全体に対する弔意というメッセージになっている。また、国挙げて

各国が弔意を……

○委員長(福岡資盛君) 端的にお答えいただくようにお願いします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 様々な形で表明している。こうしたことを国としてどう受け止めるのが適切なのか、こういった判断が、国葬儀なのか内閣葬なのか、この違いになっていると認識をしております。

○吉川沙織君 今答弁いただいたのは今までの内容と一緒に。国葬儀としての理由は何も何回もお示しになられていません。しかし、国葬儀として行うのであれば、特定の個人を国の儀式として行うことが説得的であって、多くの共感を呼び、国民の理解を広く得られる説明になっているかといえ、そうはなっていないと思います。なぜ内閣・自民党合同葬では不十分なのか、何が足りないのか、国葬儀とは何が決定的に違うのか、依然として不明で、この点を十分に私は説明していただきたいかと思っております。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今もたくさんおっしゃいました。行政権、司法権、立法権。行政権、残念ながら不正な活動が頻発しています。私は立法権に属する立場ですが、非常に危惧しています。その一つに公文書の改ざんや統計不正、不適切な扱いがあります。公文書管理法は公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けており、この点から一個確認させていただきます。

吉田元総理の国葬儀を皮切りに、内閣・自民党合同葬、元総理の、記録というものはきちんと残されているでしょうか。そして、今回の件、きっちり経緯も含めて、その空白の一週間くらいも含めてちゃんと記録を残すかどうか。内閣の責任者である総理に伺います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今回の国葬儀に当たって様々な意見や批判や議論があるということ、これは承知をしております。よって、今回、国葬儀を行った後に、先ほど申し上げた予算についても確定したものをしっかりと

と報告しなければならぬと思っておりますが、是非、今後につなげるためにも検証を行って、その検証を今後の議論に資するよう努めていきたいと思っております。

○吉川沙織君 今回、五十五年ぶりにあえて国葬儀になさいました。記録をきちんと残されまね。総理、総理、最後の答弁です。

○国務大臣(松野博一君) お答えいたします。この度の安倍元総理の国葬儀についても、実施後に記録集を作成する予定であるとともに、公文書管理法に基づき必要な文書を作成しており、適切に保存してまいります。

○吉川沙織君 今般、安倍元総理の国葬儀を執り行うに際し、国民一人一人に喪に服することを求めるものではない、こういう御発言ありました。にしても、国の儀式として葬儀を執り行いたいと考えているのであれば、総理は、内閣としてその思いについて多くの国民の共感を呼び、広く理解を得るために国民の代表機関である国会の意見を聞く、そういった過程を経るべきではなかったかと思っております。

最終的に内閣が国葬儀を実施する、そういう決定をするに当たり、国会の意見を聞かなかつたがために説明が不十分ともなり、分断を生んでしまったのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症の際も、議院運営委員会が国会報告の場に使われ、幾度も総理の出席を求めてきましたが、背を向けてくれました。今回、総理御自身の言葉で総理出席が実現したように、また八月三十一日の総理会見でもおっしゃったように、是非、国会、国民に向き合う政治、していただきたいと思っております。

○高橋光男君 公明党の高橋光男です。冒頭、安倍晋三元総理の御逝去に対し、改めて深い哀悼の意を表します。憲政史上最長の任期を全うされ、我が国内政、外交面から傑出した功績を残された安倍元総理の国葬の開催を私は支持いたします。

暴力により言論の自由どころか命を奪われた元総理の突然の逝去に諸外国から幅広い弔意が示されています。在任中、積極的平和主義を掲げ、延べ百七十六か国・地域訪問という地球儀を俯瞰する外交を展開された元総理を敬い、既に多くの首脳級が出席の意向を示しています。国葬は英語ではステートフューネラルと言います。すなわち国家の葬儀です。

総理、今回の国葬は、我が国が国家として民主主義の重要性を確認し、核兵器廃絶や自由で開かれたインド太平洋、そして、戦争なき世界を築くために非暴力主義、平和主義に基づく国際社会の連帯の強化を図ること、このことに意義があると考えます。だからこそ、国として参列者を丁寧に接遇し、安全第一で成し遂げる必要があると考えますが、総理自身、国葬の意義をどう捉え、いかなる姿勢で臨み、弔問者にどのようなメッセージをお伝えになるお考えか、自らの言葉でお答え願います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今回、安倍元総理は、民主主義の根幹である選挙が行われている中で突然の暴行によって凶弾に倒られた。志半ばにして逝去されたわけですが、民主主義国家としてこうした暴力には屈しない、国として毅然たる態度を示すことは重要であると認識をしております。

そして、今委員の方から御指摘がありましたように、安倍元総理は、積極的な首脳外交を展開し、自由で開かれたインド太平洋ですとかTPPの締結ですとか、様々な大きな成果を上げてこられた、こうしたことであると思えます。だからこそ、こうした人物のこの非業の死に対する国内内外の衝撃は大きかった、特に国際社会の衝撃は大きかったと受け止めています。

バイデン大統領、エリザベス女王陛下を始め、この逝去に当たって、この二百六十の国・地域・機関から千七百件以上の弔意メッセージ、これが寄せられました。また、米国を始め多くの国で議会の追悼決議も行われた、また、インド、ブラジ

ルを始め多くの国で政府として服喪、喪に服することを決定する、こうしたこともありましたし、またオーストラリア、さらにはイスラエル等においては公共施設をライトアップする形で国を挙げて弔意を示す、こうしたこともありました。

そして、多くのこのようにした弔意が、日本国民全体に対しての哀悼の意を表する、そういった趣旨であったことから考えましても、やはりこうした様々な弔意を我が国としてどう受け止めるのか、やはり国の儀式として国としてしっかりと受け止めることは重要ではないか、こうした判断も重要なこの判断要素であったと思っております。

あわせて、こうした国葬儀に当たって多くの海外要人が日本に来ることが予想されます。安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかりと受け継ぐ、発展させる、こうした思いを内外に示す、こうしたことも重要であると考えております。

こういった形で相手国から示された敬意にしっかりと応えたいと考えておりますし、国の名において国葬儀を行い、海外の要人をお迎えすることが適当であると判断をした次第であります。

○高橋光男君 ありがとうございます。一方で、国家の根本は国民であります。国際開催に、国葬開催について世論が割れているのも事実であります。民主主義国家だからこそ、政府は国民の理解を得る努力を惜しんでほならないと思っております。

そこで、まず費用について伺います。前回の吉田元総理の国葬には、外国特使は、最高が大臣クラスで計十二人、在京大使を含めても総勢百人強でした。今回は違います。既に首脳級も含め計千人もの外国人参列者が想定されています。当然、要人の接遇や警備には費用が掛かります。今回、政府は特別の接遇が必要な代表団が五十程度になるとの前提で国葬に要する経費の見込みを示されました。その額は、予備費を含めて計十六億六千万円。単純な比較はできませんが、この金額は、三年前、ほぼ同数の首脳級が来日し

て開催されたTICAD7、第七回アフリカ開発会議の約十七億円と大体同じ規模です。しかしながら、国費は国民の血税でもありません。国民の中には、国葬に多額のお金を使うのであれば別に支援してほしい、コロナ禍の影響で葬儀をするお金もないんだ、そんな切実なお声もいただいているところがございます。

したがって、真に必要な経費とすること、これが大変重要だというふうに考えます。最大限節約して行っていたと思います。そして、支出された費用は迅速に開示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今、国葬儀の出席につきましては各国から今連絡がどんどん入っている、こういった状況にあります。既に今の段階で公にできるとしている名前だけでも、米国のハリス副大統領、オーストラリアのアルボンジー首相、シンガポールのリー・シェンロン首相、ベトナムのフック国家主席、EU首脳府のミシェル欧州理事会議長、カナダのトルドー首相、またオーストラリアはハワード元首相、アボット元首相、ターンプル元首相、これ全て出席の意向を示している。こうしたことであり、今後この接遇が必要な首脳級増えていくということで、先ほど来申し上げているように、五十の接遇が必要な首脳代表団が、首脳を中心とする代表団が予想されるということで、予算についてもこの仮置きで試算を行ったこととなります。こうしたこの国際的な弔意に対してしっかりと応えていくための予算、もちろん大事であります。

また、先ほど議論が出ておりましたが、今の日本の警備のありよう、日本の安全ということについて問われている、こうした状況でありますので、こうした国際的なこの行事におけるこの警備についても万全を期さなければいけない、こういった点もしっかり配慮しながら、おっしゃるように、最大限この国民から理解される適切な予算というものを考えていかなければならないと思います。

第十六部 議院運営委員会(第二九回国会閉会後)会議録第一号 令和四年九月八日【参議院】

国民の視線をしっかりと意識しながら予算についても考え、そして、結果につきましても国民の皆さんにしっかりと報告をさせていただかなければならないと思っております。

○高橋光男君 最後に二点、手短にお伺いします。国葬当日の弔意表明について、一律に国民に対して喪に服させることはしないと表明したことで十分である、私は、それは言葉だけでは不十分であって、また官公庁、自治体、学校等に明確に文書で伝えていただきたい、通知していただきたいと思っております。

また、先ほど記録の話もございました。この決定のプロセスにつきましても、是非とも後々に記録として残していくことが大変重要だというふうに考えますが、最後に一言、御答弁お願いいたします。

○委員長(福岡資麿君) 答弁は簡潔に願います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) これも度々申し上げておりますが、これは、今回の国葬儀は、国民一人一人の皆さんに弔意を強制するものではないということであり、今、今回の国葬儀の結果についてはしっかりと検証を行い、今後こうした国の行事を考える際に資するような、役立てて、役立てられるような、こうしたこの扱いを行う、検証をしっかりと行っていく、こうしたことは政府としてしっかりと進めていきたいと考えております。

○高橋光男君 時間が終わりましたので、終わります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。よろしくお願いをいたします。

まずは、私からも、お亡くなりになりました安倍元総理の御冥福、心よりお祈りいたしたいと思っております。

今回の国葬に關してまず私が気になるのは、多くの国民の皆さんが今回の国葬実施について前向きな評価をされていないということです。様々なメディアが世論調査を行っております。国葬に賛成ですか、反対ですか、評価しますか、しませんかというような調査をしております。当初、総理が国葬を表明された七月の中頃から後半にかけては賛成する方の数字が高かった、過半数を超えていた、そういったデータが多かったわけですが、ここ最近では逆転しましたね。評価しない、反対だという方が増えてきています。最近では過半数をそちらの方が超えているという、そういった結果になっています。

このままでは評価しない国民の方が多い国葬になってしまうということで、まあ、これだけ規模も大きく、多額の税金を使って行うその儀式にとつては非常に残念な形になりかねないというふうにも思っております。

こういった今この状況に關して、まずは総理の受け止め、お聞かせください。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国民の皆様の中に国葬儀に対して厳しい意見、また御批判がある、こうしたことは十分認識をしております。そして、その理由というのを考えます。そのときに、本当に様々な岐にわたっております。法的根拠であったり予算であったり、そもそも評価であったり、様々な内容になっております。そして、共通することとして、やはり説明が不十分ではないか、こうしたことがあり、このことについては、政府としてこれは謙虚に受け止めなければならぬと思っております。

是非、様々な論点がありますが、これから丁寧に説明努力を続けていき、国葬儀を行っていきたいと思っております。

○清水貴之君 当初は賛成の方の方が多かったのがこれ変わってきているというのは、やっぱりこの一か月余りの間に様々な皆さんの中で感情の変化が生じてしまっていることだと思います。今総理もおっしゃったとおり、やはり説明が十分ではない、そういった意見が多いのが私も大きな理由だと思っております。総理は六日後、

総理が、安倍元総理が亡くなって六日後には国葬の表明をされたわけですが、その後、国会での説明がない。また、予算です。予算に關してもなかなか総額が分からない、見えてこないというところで皆さんの気持ちというものが少しづつ私は離れていっているというふうに思っております。

なぜ、やはり、これまでもお話は出てきていますけれども、もっと早くしっかりと説明して理解を得る努力をするべきではなかったかと思っておりますけれども、総理、そこはなぜもっと早く進まなかったんでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国葬儀実施するに当たって、政府としての法的根拠、理由など、これはしっかりと説明しなければいけない。こうしたことで判断をしたということを説明する。この判断、これはまず大事なことであります。しかし、あわせて、委員御指摘のように、そうした判断に対して国民の理解あるいは協力、これがなければならぬということで、政府としてしっかりと説明責任を果たしていかなければならないと思っております。この判断と説明と、これ両方、この国葬儀を実施するために重要であると私も認識をしております。

そして、その説明の部分において十分だったのかというこの指摘については謙虚に受け止めなければならぬと思っております。是非この説明部分については、これからもしっかりと、先ほど言った様々な点について、ポイントについて説明努力を続けていきたいと考えております。

○清水貴之君 そして、ポイントになっている点として法的根拠というのが挙げられます。今回の国葬は国の儀式として行われますけれども、憲法にも国の儀式があります。憲法七条十号、天皇の国事行為として規定する儀式というのがありますが、まずは単刀直入に、今回の国葬儀は国事行為としての儀式に当たるとは思いますが、国事行為は、日本国憲法七条に基づき、天皇



○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史でございます。私からも、安倍元総理の御冥福を心から改めてお祈りを申し上げたいと思います。

まず、私からお伺いする前に、国民民主党といったしましては、安倍元総理の儀式に関して政府が一定程度関与をするということについて理解をすべくという立場でございます。そのことを申し上げておきたいと思っております。

その上で、まず検討プロセス、お伺いをしたいと思っております。

七月の二十二日に閣議決定をされたということでありまして、そこに至るまでの検討プロセスです。先ほど来質疑もございました。内閣法制局と協議の上で総理が決断をされたというふうな理解をしたんですけども、例えば閣僚懇談会等を開いて意見交換をしたとか、そのようなことがあったかどうかですね、改めて検討プロセスについてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 具体的に関僚懇談会を開いたのかということについては、このテーマで閣僚懇談会ということを開いたということはありません。しかし、内閣において、この問題についてしっかりと意思疎通を図っていくことは重要であるということと議論を積み重ねてきたということでもあります。まず国葬を行う理由についてしっかりと詰め、そして法的根拠につきましても内閣法制局としっかりと協議を行い、そうしたものをしっかりと整理した上で、御指摘の国葬儀を開催する表明につなげたということでもあります。

○浜野喜史君 御説明を私なりに理解いたしますと、岸田総理が御決断をされたということと私は理解をいたしました。

その上で、この国葬儀についてお伺いをいたしますけれども、この政府が行おうとする今回の国葬儀につきましては、我が国として安倍元総理に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうな政府としては説明をされているというふうな理解をいたしますけれども、そのような

理解でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国葬儀は、国の儀式として国の名において行われる葬儀であります。そして、様々な状況を踏まえ、我が国として故人に対する敬意と弔意を表す儀式として安倍元総理の国葬儀を行うことが適切であると判断し、その実施について七月二十二日に閣議決定をした、こうした次第であります。

○浜野喜史君 七月二十二日の閣議決定以降に、たしか八月十日の総理の記者会見において、私が先ほど申し上げましたように、安倍元総理に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式なんだというふうな説明されているんですね。この説明は修正をされるとか撤回をされるということになるのでしょうか。国全体として敬意と弔意を表す儀式というふうな説明されたことについて改めてお伺いをいたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今、変える、意見を求めるかという御質問、その趣旨がちよっと分かりますが、先ほど申し上げたように、国として敬意と弔意を故人に表す、こうしたことから国葬儀を行う、こうした考え方で国葬儀を決定した、そのとおりであります。

○浜野喜史君 私が申し上げた御質問は、明確に安倍元総理に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうな総理が記者会見で表明されているんですね。そういう説明はもうしないのかと、そういう説明は撤回するのかわけ、これを質問させていただいておるわけです。これは議事録で明確に総理がおっしゃっているわけなんです。御説明をお願いいたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) いや、国全体として弔意を示す、これはまず国葬儀を行うに当たって基本であると思います。その上で、海外からの弔意の受入れなど様々なその国としての受入れを国として、国の儀式として行う、こうしたことが重要である、こうした認識もあり国葬儀について決定をした、こうしたことであると思っております。

○浜野喜史君 失礼ながら、私の推察するところ

では少し説明の表現を修正されたのかなというふうな理解をいたしますけれども、その上でお伺いをいたします。

国全体として、そして国として、まあいずれでもいいでしょう。国の儀式として今回国葬儀を行うということであるならば、国民の皆様方に共に追悼しようではないかということ呼びかけるというところが私は極めて自然なことではないかというふうな理解するんですけども、そういうことはされないのでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げたように、この故人に対する敬意と弔意を表す儀式として安倍元総理の国葬儀を行うことが適切であると判断したわけですが、一方で、今般の国葬儀の実施に当たっては、国民一人一人に弔意の表明を強制する、強制的に求めるものであるとの誤解を招くことがないように、吉田元総理の国葬儀に際して実施した弔意表明を行う閣議了解や、地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力方の要望、これを行わない、これは行わないこととした、こうした次第であります。

○浜野喜史君 総理、失礼ながら、極めてもっともらしい御説明なんですけれども、私はちよっと納得いかないんですね。

といいますのは、国の儀式として安倍元総理を追悼するということであるわけですから、国民の皆様方に共に追悼しようということ呼びかけるのはごく自然なことであって、それが弔意の表明の強制につながる、つながりかねない、だからそういうことはしないんだという説明は私は通らないというふうな思うんですけども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国民の皆さんとともに安倍元総理に対する弔意を表明する、国葬儀としてこれは大変重要だと思っております。

ただ、そうした弔意を強制するものではない、なのではないかという声があるからして、そうした誤解を招かないように丁寧な手続あるいは説明を続けていきたいということで、政府としてもその手

続、取組を進めていることであります。是非、多くの皆さんとともに弔意を示せるような国葬儀にしていきたいと思っております。

○浜野喜史君 ちよっと私は、失礼ながら、政府の説明に一貫性がないというふうな思うんですけども、

国葬儀としてやるという以上は、共に安倍元総理を追悼申し上げようではないかということ呼びかけるのはごくごく自然なこと、それが弔意表明の強制につながる、だからやらなければならないという説明は私は全く通らないと思っております。もう一度お答えください。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 弔意強制というふうな誤解につながらないように丁寧な説明を行いたいということをおっしゃっていただいたと思います。是非、多くの国民の皆さんとともに、安倍元総理に弔意を示せる、こうした国葬儀にしたいと思っております。

○浜野喜史君 いろいろ御説明をお伺いする中で、国葬儀になぜするのかということについては、海外から弔意が寄せられていると、それに対して国の儀式として礼節を持ってお応えするんだということ強調されました。そうであれば、国民の皆様方に共に国内的にも安倍元総理を追悼申し上げようではないかということと両方やらなければ、これ極めておかしい国葬儀になりかねないということをおっしゃって、私からの質問を終わらせていただきます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。亡くなられた安倍元総理に御冥福を改めて心からお祈りを申し上げます。

岸田総理に伺います。安倍元総理のみを特別扱いして国民多数の反対を押し切って国葬を強行することは、法の下の平等を求める憲法十四条に反することです。総理は、国葬の理由として安倍元総理の功績あるいは評価を挙げられています。その評価に大きく関わ

るのが、今大問題になっている統一協会の問題で

す。正体を隠して巧みに近づき、人々の資産を狙い、忌まわしい教義を強要して、靈感商法、そして高額献金で多くの人々の人生をめちゃくちゃにしてきたのが統一協会の卑劣な反社会的な不法行為です。

大阪のある被害者家族の被害総額は十五年余りで二億円に上りますが、私もお話を伺いました。とりわけ、二〇一四年頃から協会で安倍さんが私たちを後援してくれているという言葉も何度も見聞きしてきたとおっしゃいます。特に、政府が家庭連合へと名称変更を認めた二〇一五年以降、協会は露骨な自民党、安倍応援団だったとおっしゃいます。被害者から見れば、統一協会と深く癒着し、言わばお墨付きを与え、後ろ盾になってきた責任、これ極めて重いんですね。

総理は八月三十一日の記者会見で、過去を真摯に反省し、しがらみを捨て、当該団体との関係を絶つと述べられました。

そこで伺いますが、これまでの関係のどこが問題で、なぜ関係を絶たなければならぬと考えているんですか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、今日は国葬儀の議論ですので、国葬儀については、先ほど来申し上げておりますように、この安倍元総理の在任期間、功績、国際的な評価、そして民主主義を守るという毅然とした態度、こうしたことを考え、判断をしたということであり、私としては、私は今日は内閣総理大臣としてこの場に立っております。本来であれば、この自民党の総裁としての発言については控えなければならぬのかもしれないけれども、ただ、昨今の国民の皆さんの関心等を考えますときに、あえてこの御質問にも答えさせていただきます。この御質問にこの旧統一協会をめぐるといって、社会的にこの旧統一協会をめぐるといって、これは多く指摘をされています。これは御案内のとおりであります。かつ、広く社会全般で解決に向けた取組を望む声、これも大きくなっている、こうした認識をしてお

ります。

○仁比聡平君 指摘をされているとか解決を求めた安倍元首相を国葬にすることを、国民の皆さんの怒りが私、沸騰していると思うんですよ。被害者の、協会で安倍さんが後援してくれていると何度も聞いたという声は、安倍元首相から統一協会票の差配を断られて七月の参議院選出馬を断念されたという自民党宮島喜文元参議院議員が朝日新聞に語っている実態ともつじつまが合っているんですね。統一協会の支援を受けて当選した二〇一六年の冬、宮島元議員は熱海で一泊二日の研修を求められたと、そこで、国際勝共連合の歴史や岸信介首相とのつながりも聞いた、安倍元首相が登壇するビデオを見せられ、安倍さんは我々の目標とする反共を理解してくれているとの話もあつたと記事に書かれています。

安倍元首相と統一協会のそうした関係について、先ほどの衆議院の審議の中で、その当時の御本人の判断だつたと思うと総理は答弁をされました。しかし、安倍元首相のそうした判断の結果、何が行われたのか、その事実関係はこれ当然調べれば分かることなんでしょう。政府・自民党として責任を持って安倍元首相関係者への調査を行い、その結果を公表すべきではありませんか。そうしてこそ、関係絶つと言える

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、国葬儀の判断については、先ほど来再三申し上げている理由によつて政府として判断をした、こうしたことではありません。

そして、自民党総裁としてこの場で答えるのが適切なのは分かりませんが、あえて御質問にお答えするとしたならば、この問題については、やはりそれぞれの関係議員が、国会議員がそれぞれの過去の振り返り、点検をし、それを国民に向けてしっかりと説明することが大事だと再三申し上げています。そして、その結果を是非、党として取りまとめを行い、そして国民の信頼につなげていきたいということで取組、手続を進めている、これが自民党のありようであります。

この安倍元総理についてどうかということですが、御指摘のように、こうしたその様々なかつての判断については、それぞれの判断があつたと想像いたしますが、本人が亡くなられた今、それを十分に把握することは難しいと思っております。

是非、今活動している国会議員がそれぞれの立場でこの過去についてしっかりと説明を行い、党としてそれをしっかりと取りまとめ国民に説明をする、このことによつて国民の信頼回復に努めていきたいと思っております。

○仁比聡平君 安倍元首相のこの統一協会との関与を不問に言わば付して、国民の信頼回復なんかあり得ないですよ。その下で国葬を強行するというのは到底国民の納得を得られるものではないと思えます。やるべきは国葬ではなくて徹底した調査ですよ。

山口県では、七月の安倍家の葬儀の際、県当局から各教育委員会を通じて学校に半旗掲揚が要望されました。周南市内の小中学校を除く県内全ての学校で半旗が掲揚されました。

総理は、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す、これが国葬だとおっしゃったんですね。この国全体に国民は入るんですか。国民全体に事実上弔意を求めて内心の自由を侵す、これは憲法

十九条に違反することですよ。そんな国葬は今からでも中止すべきだと思えますが、総理、いかがですか。国民は入るんですか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 国民の皆さんとともに安倍元総理に対して弔意を示すこと、これは重要であると思えます。ただ、国民一人一人に弔意の表明を強制する、強制的に求めるものではない、こうしたことは強調をさせていただいてまいり。

今般の国葬儀、国民一人一人に喪に服することを求めるというものではない、こうした点について様々な形で説明をさせていただいております。よつて、この般の国葬儀の実施によつて内心の自由が侵害される、こうしたことはないと考えております。

○仁比聡平君 国民主権の日本ですよ、国民が入らない国全体なんてあり得ないですよ。事実上、あれこれの形で弔意を強要することになる、そうした民主主義の根幹に関わる国葬を一閣議決定で強行するなど断固あり得ないと中止を求めて、質問を終わります。

○委員長(福岡資麿君) 以上をもちまして本件に対する質疑を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時三十三分散会

松野博一 官房長官 殿

国葬に関する質問書

令和4年9月13日

立憲民主党

代表 

先の議院運営委員会質疑において、私をはじめ各党の質疑者の示した疑問について、岸田総理大臣から十分な答弁がなされなかったことは極めて残念です。国民の安倍元総理の国葬儀に対する反対の声は強く、政府として十分な説明責任を果たさなければなりません。ここに議院運営委員会による質疑を踏まえて、改めて疑問点を列挙しますので、岸田内閣としての文書での15日中の回答を求めます。

1. 国の儀式としたことの是非

(なぜ国葬儀なのか)

○内閣葬とせず国葬儀としたことの説明が全くなされていない。政治家の評価は歴史が決めるものであり、また安倍元総理に対する国民の思いも様々である。国民の思いが大きく分かれるなかでの国葬儀は不適切。

○海外からの弔意・敬意に礼節をもって応えるというが、従来は内閣葬として十分に礼節をもって対応してきた。

(法的根拠)

○岸田総理は「国葬儀は間違いなく行政権に属しており、これは内閣府設置法4条3項からも明らか」と説明している。同法による4条3項33号は「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務」を行うと定めるだけで、特定の故人の葬儀を国の儀式として行うか否かを行政（内閣）が判断するということの証明に

は到底ならない。

- 国の儀式の実施については、司法権・立法権に属さず行政権に属すると答弁しているが、問われているのは「実施主体」ではなく、国の儀式として行うかどうかの判断を行う主体であり、説明になっていない。

(手続きの不十分さ)

- 安倍元総理の国葬儀の決定は、岸田総理の記者会見、閣議によってなされたが、この間、国会に対する説明はなされなかった。内閣が閣議決定すれば国の儀式も含めて、何でもできるようにということであれば、議会制民主主義の根幹がゆらぎかねない。

## 2. 費用について

- 経費は、現在約 16.6 億円までの試算が公表されているが、他に要する経費はないか。各都道府県警察が負担する人件費等（のちに国が交付税措置）は算出可能であり、事前に公表すべき。

## 3. 旧統一教会との関係について

- 岸田総理は、安倍元総理と旧統一教会の関係について、本人が亡くなられたため「その実態を十分に把握することに限界がある」としているが、限界があるからといって何も調査がなされないまま国葬儀を行うことは許されない。
- 旧統一教会と密接な関係をもつ人物が閣内も含めて存在することが、自由民主党の不十分な調査からも明らかになった。旧統一教会に社会的な問題があり、これから関係を断つのであれば、これまでの関係についても当然責任を負うべきで、閣僚や党三役の地位にとどまることはふさわしくない。

## 国葬に関する質問書に対する回答

故安倍晋三国葬儀事務局

令和4年9月14日

国葬に関する質問書（令和4年9月13日立憲民主党）について、  
以下のとおり回答いたします。

### 1. 国の儀式としたことの是非

（なぜ国葬儀なのか）

- 安倍元総理については、
  - ・ 憲政史上最長の8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたこと、
  - ・ 日本経済の再生等の大きな実績を様々な分野で残されたこと、
  - ・ 国内・海外からの幅広い弔意が寄せられていること、
  - ・ 選挙運動中の非業の死であったこと

などの状況を踏まえ、我が国としても、故人に対する敬意と弔意をあらわす儀式を催し、これを国の公式行事として開催し、その場に海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を執り行うことが適切であると判断し、安倍元総理の国葬儀を閣議決定したものです。

○ 特に、各国要人から寄せられている追悼メッセージの多くは、日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であることから、内閣と自民党の合同葬という形ではなく、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として、海外からの数多くの敬意や弔意に礼節をもって応える必要があります。

○ なお、今回の国葬儀について、国民一人ひとりに対して、政治的評価を求めるものではありません。

(法的根拠)

○ 安倍元総理の国葬儀については、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしています。国の儀式を行うことは、立法権にも司法権にも属さず、行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは、内閣府設置法第4条第3項で明らかになっています。

○ また、国の儀式である国葬儀を実施することは、行政上の事実行為であり、国民の権利を制限したり、義務を課したりするものではないことから、内閣府設置法とは別途の根拠法は必ずしも必要ではないものと考えています。

- 内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方については、これまでも、その時々の内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたところです。今回も、先に述べた理由等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断したものです。

(手続きの不十分さ)

- 国葬儀の開催については、様々な御批判とともに、説明が不十分であるという御意見を頂いているところ、こうした考え方について、国民の皆様への御理解をいただくよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

## 2. 費用について

- 閣議決定により使用を決定した2.49億円については、会場費や設営費など、国葬儀そのものの実施に必要な経費です。こうした経費は、当初予算に計上していないため、従来と同様、予備費の使用で対応することとしたところです。

○ また、国葬儀に併せて必要になる警備費や接遇費等その他の経費については、過去の内閣・自民党合同葬等においても、既定予算で対応してきたところ、今回も同様に、既に成立している今年度予算の中で、既定予算として対応することとしています。これまで、国が関与した葬儀に関して、既定経費で支出する警備・接遇に要する経費を切り出してお示ししたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定を置いた上で行った試算として、警備費として約8億円、接遇費として約6億円を要する見込みであることを明らかにしました。

○ 現時点で見込まれる経費は、これらの経費以外にはないと考えています。

○ 今回の国葬儀に要した経費については、事後できる限り速やかに精査し、お示ししたいと考えています。

### 3. 旧統一教会との関係について

○ 自民党の調査にかかわることについて、政府の立場からお答えすることは差し控えたいと思います。

○ なお、閣僚等については、「旧統一教会との関係については、総理から、各閣僚等に対し、それぞれ点検し、厳正に見直すことを指示しているところであり、その結果については、それぞれの政治家としての責任において、適切に説明すべきものと考えている」旨、官房長官からも述べているところと承知しています。

以上、回答いたします。

【別紙28】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会  
議 事 次 第

日 時：令和4年9月21日（水）  
14：00～  
場 所：総理大臣官邸小ホール（2階）

【議事】

- ・開会
- ・首席幹事挨拶
- ・資料説明、質疑応答
- ・閉会

（配布資料）

資 料 1 「故安倍晋三国葬儀 一般献花」実施要領（案）

「故安倍晋三国葬儀 一般献花」実施要領（案）

令和 4 年 9 月 日  
故安倍晋三国葬儀  
葬儀実行幹事会決定

1. 日時・場所

- ・ 令和 4 年 9 月 27 日（火）午前 10 時から午後 4 時まで
- ・ 千代田区九段坂公園（千代田区九段南 2 - 2 - 18）

2. 実施内容

- ・ 九段坂公園に献花台を 2 台（1 台で同時に 10 人が献花可能）設置する。
- ・ 献花台には花のみを献花することができることとし、献花用の花は各自で用意いただく。
- ・ 献花前に手荷物検査を実施する（手荷物検査場は千鳥ヶ淵緑道ポート乗り場付近）。

3. 会場周辺の立入制限と来場方法

- ・ 当日は、九段坂公園及び千鳥ヶ淵緑道周辺について、献花者以外の立入りを制限する。
- ・ 献花者は、墓苑入口交差点から千鳥ヶ淵緑道に入り、手荷物検査を受けた後、献花台に向かうこととする。

4. 荒天の場合の措置

- ・ 台風、雷雨等の場合には、一般献花を中止することがある。

5. 一般献花に係る周知

- ・ 立入制限の時間、来場方法、注意事項など、一般献花の実施について、ホームページ等で周知する。

【別紙 29】

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要

日 時：令和 4 年 9 月 2 1 日（水）1 4：0 0～

場 所：総理大臣官邸小ホール（2 階）

（原内閣府大臣官房長）

開会

（森総理大臣補佐官）

- 本日の幹事会では、一般献花の実施要領について御確認いただきたい。会議終了後に内容を公表し、国民の方々にお知らせしたい。
- また、前回の会議でもお伝えしたが、通常国旗を掲揚している官署における弔旗の掲揚と、国葬儀当日、各府省部内において黙とうが行われるよう周知をお願いしたい。
- 国葬儀の開催まで 1 週間を切った。厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう、各府省一丸となって、最後まで細心の注意を払って、準備を進めていただきたい。

（原内閣府大臣官房審議官）

資料 1 について説明

（警察庁警備局長）

- 警察としては、参列者の安全と当該行事の円滑な進行を確保するため、警備に万全を期す所存。これに伴い、日本武道館や迎賓館周辺を中心とした交通規制が行われる見込み。
- 既に警察庁から関係省庁に対して警備に係る協力についてお願いしている。引き続き連携しながら、警備諸対策を強力に推進してまいりたい。

（宮内庁長官官房審議官）

- 故安倍晋三国葬儀に際し、天皇・皇后両陛下には勅使及び皇后宮使を差し遣わされ、また上皇・上皇后両陛下には、上皇使及び上皇后宮使を差し遣わされる。また皇族殿下七方、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、佳子内親王殿下、寛仁親王妃殿下、彬子女王殿下、高円宮妃殿下、承子女王殿下の七方が御参列になる予定。

(外務省儀典長)

- 海外要人等の参列に関しては、回答が集まりつつあり、現時点で、190以上の代表団の参列を見込んでいる。
- 海外要人等の間では、国葬儀当日の夕刻に、岸田総理等が迎賓館で挨拶を交わす機会を予定しているほか、総理及び外務大臣を始めとして多くのバイ会談が実施される予定。
- 各国からの敬意と弔意に対し日本国として、礼節をもってお答えするとともに、国葬儀の機会に訪日される数多くの海外要人と可能な限り会談を実施し、安倍元総理が培われた外交的遺産を我が国としてしっかり受け継ぎ発展させるという意思を内外に示すべく、引き続き準備を進めていく。

(防衛省大臣官房長)

- 自衛隊の儀礼については、9月13日の閣議において「儀じょう・と列・弔砲及び奏楽」を行うことが了解され、現在関係部局等と連携をとりつつ準備しているところ。
- 具体的には、御遺骨が御自宅前を出発される際における「儀じょう」、御遺骨が葬儀場に向かわれる途上における「と列」、御遺骨が葬儀場に到着された際の玄関前における「儀じょう・奏楽及び弔砲」、葬儀中の葬儀場内における「儀じょう及び奏楽」、御遺骨が葬儀場を離去される際の葬儀場内の「と列」、玄関前における「儀じょう及び奏楽」、現在これらの準備をしているところであり、合計で約1390名の隊員が参加する予定。

(原内閣府大臣官房長)

- 一般献花の実施要領について、葬儀実行幹事会決定とし、本会議終了後、速やかに公表する。

(以上)

【別紙 30】

故安倍晋三国葬儀次第

日時：令和4年9月27日（火）午後2時

場所：日本武道館

- 御遺骨式場到着
- 開式の辞 葬儀副委員長（内閣官房長官）
- 国歌演奏
- 黙とう
- 生前のお姿の映写
- 追悼の辞 葬儀委員長（内閣総理大臣） 岸田 文雄  
衆議院議長 細田 博之  
参議院議長 尾辻 秀久  
最高裁判所長官 戸倉 三郎  
友人代表 菅 義偉
- 勅使・皇后宮使御拝礼
- 上皇使・上皇后宮使御拝礼
- 御供花 秋篠宮皇嗣同妃両殿下  
佳子内親王殿下  
寛仁親王妃信子殿下  
彬子女王殿下  
憲仁親王妃久子殿下  
承子女王殿下

- 一 献花
- 葬儀委員長
  - 喪主
  - 御遺族
  - 衆議院議長
  - 参議院議長
  - 最高裁判所長官
  - 友人代表及び令夫人
  - 元内閣総理大臣及び令夫人
  - 元衆議院議長・元参議院議長、前最高裁判所長官
  - 海外からの参列者
  - 葬儀副委員長
  - 各党代表
  - 衆議院副議長・参議院副議長
  - 国務大臣（葬儀委員）
  - 最高裁判所判事
  - 内閣官房副長官、内閣法制局長官、副大臣、大臣政務官
  - 衆議院・参議院の役員 等

- 一 御遺骨お見送り

【別紙 31】

故安倍晋三国葬儀当日の動き

- 午前 9 時 25 分  
国葬儀場において約 1 時間にわたって総合リハーサルが行われた。
- 午後 1 時頃  
松野葬儀副委員長は、故安倍元内閣総理大臣の御遺骨お迎えのため、安倍邸に参邸(田和葬儀委員及び係員が先着)した。
- 午後 1 時 25 分  
海上自衛隊儀じょう隊 18 名が「着剣捧げ銃」敬礼を行う中、御遺骨は喪主安倍昭恵氏、御遺族とともに安倍邸を出発し、防衛省経由で国葬儀場である日本武道館に向かった。
- 午後 1 時 55 分  
陸上・海上・航空各自衛隊員及び防衛大学校、防衛医科大学校各学生がと列、敬礼する中を、御遺骨は国葬儀場正面(西口)に到着した。正面玄関では、岸田葬儀委員長、森葬儀委員等の出迎えを受け、陸上自衛隊儀じょう隊による「着剣捧げ銃」の敬礼に合わせ、陸上自衛隊中央音楽隊が「悲しみの譜」を演奏するとともに、第 1 特科隊が弔砲 19 発を発射する中、儀じょう隊長の先行、葬儀委員長の先導により、静かに国葬儀場に入場した。
- その後、御遺骨は、陸上自衛隊中央音楽隊が「慰安する」を演奏する中、式壇前で喪主安倍昭恵氏から岸田葬儀委員長に手渡され、次いで、葬儀委員長から儀じょう隊長を経て柩警衛隊員により式壇の御遺骨安置所に安置された。
- 国葬儀場には、勅使(松永侍従)、皇后宮使(池田侍従)、上皇使(岩井上皇侍従)、上皇后宮使(岡上皇侍従)、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、(秋篠宮)佳子内親王殿下、(三笠宮)寛仁親王妃信子殿下、(三笠宮)彬子女王殿下、(高円宮)憲仁親王妃久子殿下及び(高円宮)承子女王殿下が御臨席になり、ヨルダン・ハシェミット王国国王を始めとする 217 の国・地域・国際機関等からの参列者 734 名を含め、各界各層の代表の方々を合わせて 4,170 名が参列した。

- 午後 2 時 12 分  
松野葬儀副委員長の「開式の辞」に始まり、陸上・海上・航空各自衛隊の音楽隊による国歌演奏が行われた。
- 午後 2 時 16 分  
陸上自衛隊儀じょう隊による「着剣捧げ銃」の敬礼に合わせ、陸上自衛隊中央音楽隊が「国の鎮め」を演奏する中、参列者全員が故人に対し 1 分間の黙とうを捧げた。
- 黙とうが終了し、儀じょう隊の退場に合わせて場内が暗転し、故安倍晋三元内閣総理大臣の生前のお姿が約 8 分間再現され、故人が弾く、東日本大震災からの復興支援ソング「花は咲く」のピアノの音声とともに、在りし日のお声が場内に流れた。
- 午後 2 時 36 分  
岸田葬儀委員長、細田衆議院議長、尾辻参議院議長、戸倉最高裁判所長官及び友人代表の菅義偉氏が追悼の辞を述べられた。
- 午後 3 時 2 分  
勅使(松永侍従)、皇后宮使(池田侍従)の御拝礼があり、御拝礼の後には、木原葬儀委員の先導により御退場になった。続いて、上皇使(岩井上皇侍従)、上皇后宮使(岡上皇侍従)の御拝礼があり、御拝礼の後には、磯崎葬儀委員の先導により御退場になった。続いて、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、(秋篠宮)佳子内親王殿下、(三笠宮)寛仁親王妃信子殿下、(三笠宮)彬子女王殿下、(高円宮)憲仁親王妃久子殿下及び(高円宮)承子女王殿下の御供花があり、栗生葬儀委員始め皇族各殿下の先導役の葬儀委員の先導により御退場になった。
- この後、岸田葬儀委員長の献花を始めとして、喪主安倍昭恵氏、御遺族の安倍寛信御夫妻、岸信夫御夫妻、岸信千世氏、岸智弘氏の献花が続き、細田衆議院議長、尾辻参議院議長、戸倉最高裁判所長官、友人代表の菅義偉御夫妻の献花が行われた。
- 次に、歴代内閣総理大臣として森喜朗氏、小泉純一郎氏、福田康夫氏、麻生太郎氏御夫妻、野田佳彦氏の献花が行われ、次いで、歴代衆

議院議長として伊吹文明氏、大島理森氏、歴代参議院議長として扇千景氏、山崎正昭氏、伊達忠一氏、山東昭子氏、前最高裁判所長官の大谷直人氏の献花が行われた。

- 続いて、海外からの参列者の献花が行われ、次いで、駐日大使、駐日国際機関代表等の献花が行われた。
- その後、葬儀副委員長、各党代表、衆議院副議長及び参議院副議長、国務大臣、最高裁判所判事等のアリーナ席参列者、1階席、2階席、3階席の参列者による献花が行われた。
- 献花終了後、葬儀委員長等が移動し、所定の位置に整列した。御遺骨は岸田葬儀委員長及び喪主等が見守る中、式壇への安置とは逆の順序で、式壇から喪主安倍昭恵氏に手渡され、海上自衛隊東京音楽隊が「花は咲く」を演奏する中、と列隊(陸上・海上・航空各自衛隊員 100名)がお見送りする中を退場された。
- 午後 6 時 13 分  
国葬儀場正面において、陸上自衛隊儀じょう隊による「着剣捧げ銃」の敬礼に合わせて、陸上自衛隊中央音楽隊が「悲しみの譜」を演奏し陸上自衛隊儀じょう隊の弔銃三斉射が響く中、静かに国葬儀場を出発し、御自宅に向かわれた。  
なお、岸田葬儀委員長、松野葬儀副委員長及び喪主安倍昭恵氏は、国葬儀後に迎賓館で行われた海外からの参列者との挨拶に出席した。
- 国葬儀会場の日本武道館近くの九段坂公園で実施した一般献花は、午前 10 時開始予定であったところ 9 時 28 分に繰り上げて開始、また、終了時刻も午後 7 時過ぎまで延長し、献花者は 25,889 名であった。

## 【別紙 32】

### 国葬儀を終えて（所感）

本日、14時より、日本武道館において、故安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀を執り行いました。

去る7月8日、民主主義の根幹たる選挙が行われている中、卑劣な暴力により命を落とされた安倍元総理に対し、改めて、衷心より哀悼の誠をささげます。

本日の国葬儀には、現・元三権の長、政党代表、現・元国会議員、都道府県知事、各界の代表などから多数の参列がありました。また、海外からも、世界中から代表団が駆け付けて下さり、多くの要人が参列されました。

皆様のご理解・ご協力のおかげで、本日、こうした多くの方々の弔意に応える厳粛かつ心のこもった国葬儀を無事に執り行うことができました。また、海外からの多くの参列者の弔意にも、礼節をもってお応えすることができました。心より御礼を申し上げます。

令和4年9月27日

故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会首席幹事  
森 昌文

【別紙 33】

故安倍晋三国葬儀を終えての所感等についての岸田総理記者会見

(令和4年9月29日) (抄)

(故安倍晋三国葬儀を終えての所感について)

一昨日、海外からの来賓を含め、4,183人の方に参列いただき、国葬儀を滞りなく執り行い、厳粛かつ心のこもった形で安倍元総理をお送りすることができました。今はただ、安倍元総理に安らかにお休みいただきたいということを申し上げたいと思っています。一般の方々からの献花は、千鳥ヶ淵に設置された献花台だけでも2万5,000人を超えました。多くの皆様から安倍元総理に対する感謝の念と不慮の死を悼む真心が広く示されました。国葬儀の葬儀委員長として、改めて感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。今回、国葬儀には在京大使館を含め217の国と地域から首脳級・国家元首級48人を含め700人を超える来賓をお迎えいたしました。私自身、38回計42人の海外要人と個別会談を行うとともに、参列いただいた各国代表に直接感謝を申し上げる場を作るなど、世界各国から示された弔意に対して礼節をもってお応えをするよう、時間の許す限り最大限の対応を行いました。会談相手からは、世界的にも傑出したリーダーであり、その功績をたたえたいといった、安倍元総理の数々の業績をたたえ、故人をしのぶお言葉を数多く頂きました。私からは安倍元総理の残した外交的遺産をしっかりと受け継ぎ、強固な日米関係、自由で開かれたインド太平洋、法の支配による国際秩序の維持・強化など、日本外交の基軸をぶれずに貫いていくことを強調いたしました。あわせて最近の国際情勢など、多角的な意見交換の場ともなりました。安倍元総理の国葬儀は無事終わりましたが、国民の皆様から様々な御意見、御批判を頂いたことは真摯

に受け止め、今後にかかしていきたいと思いますと考えております。これから年末にかけて、臨時国会、予算編成などが続きます。改めて気持ちを引き締め、山積する我が国の課題に対応するため、各種政策を進めてまいります。

(国葬儀実施後の検証をどのように進めていく考えかについて)

今後の議論に資するためにも記録を残しておくことは重要であり、先日、国会でも申し上げたように、今回の国葬儀の実施について検証を行うことといたします。まずは、幅広い有識者の方々から意見を伺い、国葬儀について論点と意見を整理するところから始めます。早急にその整理をお示しできるような作業を進めます。その上で、国民のより幅広い理解を得て、国葬儀を執り行うにはどうしたらよいか、適切な金額や規模はどうかなど、今後の国葬儀の在り方について国民各層の御議論を踏まえて、幅広い御理解をいただいていくことができるよう、必要な検討を行ってまいりたいと考えています。

(今回の国葬儀でかかった費用について今後どのように説明する考えかについて)

国葬儀の費用につきましては、式典自体の経費のほか、実施に伴い必要となる接遇費あるいは警備費、こうしたものについても既定予算で対応する中で、一定の仮定を置いた上で見込みの額を事前にお示しをしてきました。国葬儀が終了したことから、実際に要した経費の速報値については速やかに取りまとめてお示ししたいと考えています。そしてその後も、所要の手续等が終了した時点で、概数値ですとか確定値について明らかにしていきたいと考えております。

故安倍晋三国葬儀に要した経費について  
(速報値)

令和 4 年 10 月 14 日  
故 安 倍 晋 三 国 葬 儀  
事 務 局  
警 察 庁  
外 務 省  
防 衛 省

- 令和 4 年 9 月 27 日の故安倍晋三国葬儀に要した経費の速報値については、以下の通り。これは、国葬儀の経費の全体像を示すため、取り急ぎとりまとめたものであり、正規の決算手続きを経たものではなく、今後の精査により、計数の異動がありうる。(※ [] は 8 月 26 日に閣議決定した予備費、【】 は 9 月 6 日に松野内閣官房長官が公表したもの)

【式典等に要した経費（内閣府）】（2.4 億円）[2.49 億円]

(内訳)

- ・ 企画・演出及び警備等の経費（1.9 億円）
- ・ 日本武道館の借り上げ経費等（0.5 億円）

【警備に要した経費（警察庁）】（4.8 億円）【8 億円程度】

(内訳)

- ・ 道府県警察からの派遣のための旅費等の部隊活動や超過勤務手当に係る経費（2.6 億円）
- ・ 車両等の装備資機材や待機所の借上げ等の装備費（2.2 億円）

**【接遇に要した経費（外務省）】（5.1億円）【6億円程度】**

（内訳）

- ・ 海外要人の本邦滞在中の車両の手配や空港での受け入れ体制の構築等の庁費（4.5億円）
- ・ 接遇要員となる在外の外務省職員を往復させるための旅費（0.6億円）

**【儀じょう等に要した経費（防衛省）】（0.1億円）【0.1億円程度】**

- ・ 自衛隊の儀じょう隊等の車両借上げ費等（0.1億円）

**【合計】（12億円台半ば）【17億円程度】**

故安倍晋三国葬儀に要した経費について

(概数値)

令和4年12月22日  
故安倍晋三国葬儀  
事務局  
警察庁  
外務省  
防衛省

- 令和4年9月27日の故安倍晋三国葬儀に要した経費の概数値については、以下のとおり。これは、正規の決算等の手続を経たものではなく、計数の異動があり得る。

(※ [] は令和4年10月14日に公表した速報値。)

【式典等に要した経費 (内閣府)】

(232,613 千円)

(2.3 億円) [2.4 億円]

(内訳)

- 企画・演出及び警備等の経費

(193,600 千円)

(1.9 億円) [1.9 億円]

- 日本武道館の借り上げ経費等

(39,013 千円)

(0.4 億円) [0.5 億円]

【警備に要した経費（警察庁）】

(475,065 千円)

(4.8 億円) [4.8 億円]

(内訳)

- ・ 道府県警察からの派遣のための旅費等の部隊活動や超過勤務手当に係る経費

(255,089 千円)

(2.6 億円) [2.6 億円]

- 一 都道府県警察の警察官の日当、宿泊費等

(115,623 千円)

(1.2 億円) [1.2 億円]

- 一 都道府県警察の警察官の超過勤務手当補助金

(139,465 千円)

(1.4 億円) [1.4 億円]

- ・ 車両等の装備資機材や待機所の借上げ等の装備費

(219,976 千円)

(2.2 億円) [2.2 億円]

- 一 警備に従事する部隊の移動のためのマイクロバスや資機材を現場に輸送するための貨物自動車等の車両等の装備資機材の借上げ費等

(159,158 千円)

(1.6 億円) [1.6 億円]

- 一 警戒警備を行う場所に設置する臨時の指揮所や警察官の待機所の借上げ費等

(60,818 千円)

(0.6 億円) [0.6 億円]

【接遇に要した経費（外務省）】

(484,573 千円)

(4.8 億円) [5.1 億円]

(内訳)

- ・ 海外要人の本邦滞在中の車両の手配や空港での受け入れ体制の構築等の庁費

(432,222 千円)

(4.3 億円) [4.5 億円]

- － 本邦滞在中の海外要人の車両の手配等、移動の経費

(162,270 千円)

(1.6 億円) [1.6 億円]

- － 本邦に滞在中の海外要人との連絡・調整体制の構築の経費

(120,942 千円)

(1.2 億円) [1.4 億円]

- － 連絡室の設置を含めた空港での受け入れ体制の構築の経費

(97,627 千円)

(1.0 億円) [1.0 億円]

- － 同時通訳等のバイ会談関連等、その他経費

(51,383 千円)

(0.5 億円) [0.5 億円]

- ・ 接遇要員となる在外の外務省職員を往復させるための旅費

(52,350 千円)

(0.5 億円) [0.6 億円]

**【儀じょう等に要した経費（防衛省）】**

(7,081 千円)

(0.1 億円) [0.1 億円]

・ 自衛隊の儀じょう隊等の車両借上げ費等

(7,081 千円)

(0.1 億円) [0.1 億円]

**【合計】**

(1,199,332 千円)

(12.0 億円) [12 億円台半ば]

※府省庁ごとの千円単位の経費の概数値（合計）を単純に合計したもの

## 諸外国における国葬に係る実態調査結果



# 諸外国における国葬に係る実態調査結果概要

令和4年12月  
故安倍晋三国葬儀事務局

## 1 調査について

### (1) 調査の趣旨・目的

令和4年9月27日に執り行った安倍元総理の国葬儀について検証を行うに当たり、現時点の諸外国における国葬の実態に係る最新情報を把握することにより、今後の我が国における内閣総理大臣経験者の国葬儀の在り方の検討・実施に当たっての示唆を得ることを目的とし、故安倍晋三国葬儀事務局において各国の実態調査を実施した。

\* 国葬（儀）：国の名において行う葬儀。

### (2) 調査内容

- 調査対象国については、所在する地域、政治制度や我が国との類似性（G7諸国であるかどうか）などの観点を踏まえ、多様性やバランスにも留意しつつ選定し、各国に所在する日本国大使館を通じて対象国政府に対して質問項目を送付した。
- 12月16日までに日本国大使館を通じて情報を得られた合計13か国<sup>1</sup>について、故安倍晋三国葬儀事務局において、情報の整理・分析を行った。
- 本調査結果は、あくまでも、可能な限りの調査に基づき、情報の寄せられた時点（令和4年11月～12月）における各国の状況を整理したものである。

#### ア 12月16日までに情報が得られた国（合計13か国）

アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、シンガポール、スウェーデン、ドイツ、ブラジル、フランス、ベルギー

#### イ 質問項目

- ① 国葬を行った実績はあるか。また、制度等の根拠や対象者はどうなっているか。
- ② 国葬実施の意思決定に、立法府（議会）又は司法府（最高裁判所）は関与しているか。
- ③ 国葬を実施する主体（行政機関等）はどこで、その経費はどう支弁されているか。
- ④ 国葬を行う際、国民や公務署に弔意表明を依頼しているか。依頼している場合は、どのように依頼しているか。

<sup>1</sup> 各在外日本国大使館等において、相手国政府への照会・聴き取りや相手国政府の公表資料等の公開情報の調査などを実施した。イギリス、イタリアについては公開情報を調査した結果である。

## 2 調査結果の概要

### (1) 国葬を行った実績及び制度等の根拠や対象者について

(調査結果の概要)

- 情報を得られた13か国のうち、12か国において<sup>2</sup>、何らかの形で過去に国葬を実施した実績があるとのことであった。
- 国葬を行う根拠については、あらかじめ定められた法律に基づく国（韓国、イタリア）、大統領令に基づく国（ドイツ）のほか、その都度大統領布告や大統領令を発し、実施している例もあった（アメリカ、フランス）。  
その他の国では特段の法的根拠の定めはないとのことであった。こうした特段の法的根拠の定めがない各国においては、その時々々の首相（及び閣僚）を始め、行政府がその都度、国葬の実施を判断するものとされているとのことであった。
- 国葬が行われる対象者に係る基準の有無については、上記国葬の根拠法を持つ国（韓国）において、当該法律に対象及び法定手続が明記されている例があるものの、その他の国では特段のルールや基準はなく、概ねケースバイケースで決めている、との趣旨であった。
- 国葬の対象者については、王室が存在する国において国王・女王や王族に限っている国や、共和制の国でも大統領などの国家元首級の者に限る国もあれば、現役の閣僚や立法府・司法府の者まで対象としている例もみられた。  
大統領や行政府（内閣）の意思決定により、国家に功績があると判断した者に対する国葬を行うことを可能としている国も複数あった。

(各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 国葬は、State Funeral と呼ばれているが、これは国防省訓令第1300.30号（国葬、公的葬、特別軍事葬儀及び大統領夫人葬儀に対する国防省による支援）において、葬儀のカテゴリーの一つとされているものである。国葬の実施に当たっては、対象者である現職のアメリカ大統領・元大統領・次期大統領又は現職大統領が特に指定した人物が逝去した際、慣習上、現職の大統領がその都度大統領布告（a presidential proclamation）を発し、「国防長官の命令により、米軍部隊をもって適切な名誉を捧げること<sup>3</sup>」を命ずる。（アメリカ）
- 国葬が行われる慣習はあるが、その法的根拠は確認できない。対象については、一般的に君主に限られるとされるが、非常に著名な人物<sup>4</sup>にも行われている。（イギリス）

<sup>2</sup> ブラジルからは、「国葬に該当する制度がない」との回答。

<sup>3</sup> ジョージ・ブッシュ元大統領の例（2018年12月1日付け大統領布告9830号）：“Thereby order that suitable honors be rendered by units of the Armed Forces under orders of the Secretary of Defence.”

<sup>4</sup> ロバート伯爵（1914年）、エディス・キャベル（1919年）、ヘイグ伯爵（1928年）、カーソン卿（1935年）、ウィンストン・チャーチル元首相（1965年）

- 国葬の規則に係る 1987 年 2 月 7 日法律第 36 号（1987 年 2 月 23 日官報掲載）が存在し、首相府が儀式実施の様式を決定することとされている。また、国葬に係る 2002 年 12 月 18 日首相府通達があり、儀式の概要、服喪、半旗、葬儀場所等の具体的事項が定められている。国葬は、憲法上の機関の長、在職中に死亡した閣僚に対し行われる。このほか、祖国に顕著な奉仕をした要人、義務遂行やテロ行為、組織犯罪の犠牲となった者に対しても、閣僚会議の決定に基づき行われる。（イタリア）
- 連邦政府の制度としては、現職の首相の判断により行われる。通例では、前職又は現職の総督、首相、閣僚、上下院議長及び最高裁判事に対して行われるが、著名人に対して行われる場合もある。（オーストラリア）
- 王室の一員の葬儀に国家が関与した場合、「国葬」との言い方がされる。王室ではない者に対する国葬の例はない。（オランダ）
- 1867 年の連邦化以降、慣習として行われており、現・元総督、現・元首相 又は現職の大臣が対象とされる。なお、首相は政府を代表し、これ以外の著名なカナダ人に対しても、適切と認められる場合は国葬の栄誉を与えることができる。（カナダ）
- 国家葬法に国家葬の対象及び決定手続が明記されており、同法に基づき、現・元職大統領、大統領当選者、国家または社会に顕著な功績を残し国民から崇められる者に対する国家葬が実施される。なお、これまで行われた国家葬は、全て元大統領を対象としたものであった。対象者が死亡した場合、行政安全部長官の提案で國務会議の審議を終えた後、大統領決定に従って国家葬を執り行うこととされている。（韓国）
- その時々々の首相及び閣僚が国葬の実施を決定するが、特段のルールや基準はない。過去、元大統領・首相・副首相に対して実施された実績がある<sup>6</sup>。（シンガポール）
- 国葬に関する規定は存在せず、個別のケースごとに判断が下される。しかし、慣習として、スウェーデン王族及びその配偶者に対して国葬が行われてきた<sup>7</sup>。（スウェーデン）
- 連邦の制度として「国葬及び国家的行事<sup>8</sup>に関する大統領令」（1966 年 6 月 2 日付け）に基づき行われる。対象人物についての基準はないが、慣習としては、過去の連邦大統領や連邦首相、連邦議会議長や連邦憲法裁判所長官が対象（在職中に死去した者も含む）。また、国民の利益への顕著な貢献を行った公人についても、国葬の対象となり得る。なお、連邦大統領のみが国葬や国家的行事の実施を指示する権限を有する。（ドイツ）
- 国葬に該当する制度はないが<sup>9</sup>、ケースバイケースで政府が元政府要人や軍関係者の逝去に際して葬儀を主催・支援等することはある。（ブラジル）
- 最近亡くなられた方で特別な人物に対し国家の名において正式な栄誉を与える場合、国家栄誉式典（Ceremonie d'hommage nationale）及び国葬（obseques nationales）の 2 つの形式がある。国家追悼（deuil national）も、伝統的には共和国大統領の逝去に対してのみであった

<sup>5</sup> UCE/3.3.13/1/5654

<sup>6</sup> S・ラジャラトナム元副首相（2006 年）、ゴー・ケンスイ元副首相（2010 年）、リー・クエンユ初代首相（2015 年）、S・R・ナザン元大統領（2016 年）。

<sup>7</sup> 最新例は、2013 年のリリアン王女に対する国葬である。

<sup>8</sup> 国葬の代わり又は追加的な措置として「国家的行事（State Occasion）」が行われる場合もある。なお、独内務・故郷省のホームページによれば、国葬が行われたのは計 28 名、国家的行事による追悼式典が行われたのは計 44 名である。（<https://www.protokoll-inland.de/Webs/PI/DE/staatsakte/trauerstaatsakte/staatsbegrabnisse/staatsbegrabnisse-und-trauerstaatsakte-node.html>）

<sup>9</sup> 葬儀の実施そのものについて規定した法令は見当たらないが、文民又は軍人の要人が逝去した場合、政府が服喪・葬送の栄誉を宣言することができるとした法令はある（法令 70274 号第 88 条）。

が、近年では特に暴力的なテロ行為の犠牲者も対象になっている。国家栄誉式典は大統領の決定に依拠し、官報に掲載される。国葬は大統領令 (decret du president de la Republique) の対象である。この権限は、憲法規定及び規則慣行による国家元首の規定権限の範囲内である。国家栄誉式典又は国葬の実施対象となる基準は規范文書において定めはない。フランスのために特別な運命をたどった人物に対して、これまで定着してきている慣例に従って、誰が対象となるかは大統領の裁量に委ねられているが、対象となった人物の多くは軍人、政治家及び文化人である。また、テロ行為の民間人犠牲者も複数が国家栄誉の対象となっている。(フランス)

- 国葬はあるが、法令は特になく、主に慣習や伝統に則り<sup>10</sup>行われる。内務大臣の提案に基づき、実施を閣議決定する。対象は王族に加え、現役の連邦政府閣僚、議会議長、国務大臣であるが、閣議決定に基づき個人又は団体に対し行う例外的な場合<sup>11</sup>もある。(ベルギー)

## (2) 国葬実施の意思決定への立法府・司法府の関与について

### (調査結果の概要)

- 国葬の実施に当たって立法府(議会)がその意思決定に関与するかについては、(公的に)特段関与しないと回答した国が9か国であった。この他、詳細は不明だが、首相経験者も含む非常に著名な人物の国葬については議会も関与するとの情報(イギリス)もあった(その他3か国は情報なし)。
- 国葬の実施に当たって司法府(裁判所)がその意思決定に(公的に)関与すると回答した国はなかった。

(各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 意思決定に立法府(議会)は特段関与していない。(アメリカ、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国<sup>12</sup>、ドイツ、フランス、ブラジル、ベルギー)
- 公的な意思決定プロセスが規定・公表されている訳ではないが、これまでの事例では、首相経験者を含む非常に著名な人物の国葬の実施については、議会も関与している。(イギリス)
- 意思決定に司法府(裁判所)は特段関与していない。(アメリカ、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ドイツ、フランス<sup>13</sup>、ブラジル、ベルギー)

<sup>10</sup> なお、国葬の実施には遺族の同意が必要とされている。

<sup>11</sup> 例えば、スイス・シエルにおけるバス事故(2012年3月13日)で犠牲になったベルギー人児童7名が挙げられる。

<sup>12</sup> 現職の国会議員・高位裁判官が国家葬の葬儀委員会に参加することもある。

<sup>13</sup> フランスにおいては、大統領の決定及び大統領令は憲法の規定に基づき国務院の司法審査の対象となることから、同院による異議が唱えられることはあり得る。

### (3) 国葬の実施主体（行政機関）や経費について

#### （調査結果の概要）

- 国葬の実施主体については、首相府のほか、内務省や総務省など儀典を所管する省庁の例、国防省や軍が実施する例もあった。また、国葬の実施に際して、委員会を組織するとの回答もあった。
- 国葬の経費については、情報提供のあった9か国において、合理的な範囲内で全て政府が負担するとのことであった。

（各国からの回答・公開情報の調査結果など）

- 実施主体は国防省。経費は国防省をはじめ、国葬に関わる各行政機関がそれぞれの任務にかかる費用を負担する。（アメリカ）
- 経費は国費負担である。（イギリス）
- 首相府が実施。経緯は首相府予算で負担される。（イタリア）
- 首相府が実施。政府が関連するすべての合理的な費用を負担する（なお、埋葬地や墓石の費用は負担しない）。（オーストラリア）
- 総務省が実施し、関係省庁（外務省、国防省、総務省、王室府等）で経費を分担。（オランダ）
- 担当省庁は遺産省。国葬の規模等に応じて他省庁や民間セクターも関与する。遺産省が遺族と相談しながら提供・計画・運営する。（カナダ）
- 国家葬法に基づいて構成された葬儀委員会が事務を主管し、行政安全部長官が国家葬葬儀委員会の執行委員長を務める。費用は国庫負担<sup>14</sup>。（韓国）
- 政府部内に国葬を担当する部局はない。2015年に行われたリー・クァンユイ初代首相の国葬に際しては、「国葬組織委員会（国軍司令官が長）」が設置された。（シンガポール）
- 連邦内務・故郷省儀典局が連邦政府予算で実施。（ドイツ）
- 国葬の事務を行う機関はケースバイケースで判断される。（ブラジル）
- 大統領が参加する国家式典は、大統領府運営局が国家儀典（国際的行事）及び軍当局（大半の場合パリ軍事総監）と連携して実施し、その費用は国家が負担する。（フランス）
- 内務省儀典局の下組織が実施。経費は全て国負担（警察、救急、儀礼等）。（ベルギー）

<sup>14</sup> ただし、弔問客の食費、国立墓地ではない墓地設置のための土地購入・造成費用は除外される。

#### (4) 国民や公務署の弔意表明について

##### (調査結果の概要)

- 政府による服喪・黙とうの呼びかけや記帳台の設置などを通じ、国民に対して弔意表明を依頼・勧奨する例はあるが、弔意を表明することを義務付けている例はなかった。
- 公務署に対して半旗の掲揚を命ずる国が複数あるが、公務員に対して弔意表明を義務付けている例はなかった。
- 弔意の表明はあくまでも任意であり、政府から国民や公務員に依頼することもないという回答も複数あった。

##### (各国からの回答・公開情報の調査結果など)

- 国民や公務署に対してどのように弔意表明を依頼するかは現職の大統領の判断次第である。2018年のブッシュ元大統領の逝去に伴い、当時のトランプ大統領は大統領布告により追悼の日を定め、国民に対して追悼を呼び掛けた。また、連邦政府の建物及び国外のアメリカ大使館等における半旗掲揚を指示した。(アメリカ)
- 国家の服喪が、首相府から示された様式や内容に沿って宣言される。また、公共の建物の旗は、首相府の指示に従い半旗とされる。(イタリア)
- 政府が式典の際に記帳を用意し、参列者は署名を勧められる。インターネット上でも弔意表明できるよう、Web記帳が準備される。公務員に対して弔意表明は要請されないが、表明することが勧められる。(オーストラリア)
- 国民には弔意を示す義務はない。一方政府機関は、記帳所を設け、半旗を掲揚する義務がある。(オランダ)
- 政府発表により国葬が案内され、一般市民が国全体の服喪に参加する機会が提供される。(カナダ)
- 政府は遺体安置所と焼香所を運営し、国民の弔問のための場所を設ける。弔問は、国民が望む場合に自発的に行う。一方、公務署については、国家葬法に基づき、国家葬の期間中は弔旗を掲揚。なお、公務員に対する義務的な弔問要求はない。(韓国)
- 弔意の表明は任意であり、連邦政府が一般国民や公務員に依頼することはない。(ドイツ)
- 国家栄誉ないし国葬時において政府から国民に対し哀悼の意を表明するよう要請することはない<sup>15</sup>。元・現役大統領の逝去の際に発令される国家追悼の場合、弔意を受けるために大統領宮殿において記帳が実施される。公務員や地方政府に対して政府から弔意表明に係る指示はない。国家栄誉式典における追悼の敬意は大統領のみによって発せられる。(フランス)
- 一般国民も、①儀式への参加、②行政が用意した弔問記帳への署名、③政府が定めた1分間の黙とうへの参加という形で、弔意を共有するように慫慂される。また、連邦政府は、他の地域又は共同体政府に対し、国葬時に国家的な喪に服すよう要請することができ、半旗の掲揚、1分間の黙とうが要請され得る。連邦政府の構成員は、国家的な喪

<sup>15</sup> いくつかのケースでアンバリッド(旧廃兵院)において通夜が実施されたり、パンテオンに向けてヤシアンゼリゼでの行進が行われる際には一般国民に開放される。

の期間中は、祝祭行事に参加することを控えることとされる。(ベルギー)

## (5) その他のコメント

- 近年、国防省は、国葬ではなく、「国家レベルの葬儀」の支援を実施。家族が主導し、家族と費用を分担するもので、国防長官が承認した例外的な取扱いとして、軍による一定の支援が行われる。(アメリカ)
- State Funeral のほかに Ceremonial Funeral があり、ダイアナ元皇太子妃殿下やサッチャー元首相、フィリップ王配殿下などの葬儀がこの形式で行われた。なお、サッチャー元首相やフィリップ王配殿下は、State Funeral とされることを生前に拒んでいたとされる。(イギリス)
- 国葬は、国全体の服喪に一般市民が参加する機会を提供するものと理解されている。(カナダ)

## 3 調査結果まとめ

- 調査によって情報が得られた13か国の調査結果については、全ての項目について全ての国から網羅的に情報を得られたわけではないが、概ね、下記のとおりであった。
  - 国葬を行った諸外国のうち、5か国において、あらかじめ定められた法律(韓国、イタリア)や大統領令(ドイツ)が存在する例があったほか、その都度大統領布告や大統領令を発し、実施している例もあった(アメリカ、フランス)。その他は、王室の一員に対象を限っている国や、その時々の大統領、首相及び閣僚といった行政府(内閣)がその都度、国葬にふさわしい功績のある者を判断し、実施を意思決定している国などがあった。
  - 行政府による国葬の実施に当たり、立法府(議会)がその意思決定に(公的に)関与しているかについては、イギリスにおいて例があるとの情報があったが(詳細は不明)、関与していないとする国が9か国であった(その他の3か国は情報なし)。また、司法府(司法)がその意思決定に(公的に)関与したとする国はなく、関与していない国は9か国であった(その他の4か国は情報なし)。
  - 国葬の実施主体については、首相府のほか、内務省や総務省など儀典を所管する省庁、国防省や軍が実施する例があった。また、経費については、9か国において(合理的な範囲内で)全て政府が負担することであった。
  - 国葬に際し、政府から国民に対して弔意表明を依頼・勧奨する国はあるが、弔意を表明することを義務付けている国はなかった。また、公務署に対して半旗の掲揚を命ずる国はあるが、公務員に対して弔意表明を義務付ける国はなかった。

